平成 30 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域支援事業における介護予防の取組に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所 平成 31(2019)年 3 月

目次

第1章	章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1.	背景•目的	3
2.	調査手法	5
第 2 章	章 地域支援事業における介護予防の あり方に関する意見交換会	12
1.	論点の設定	13
2.	短期集中介護予防サービス(サービス C)の現状	14
3.	参考)石川県加賀市の事例(サービス C 着手に向けて取り組む市町村の事例)	28
4.	サービス C を実施する上での課題の整理	36
第3章	章 地域支援事業における 介護予防の取組に関する アンケート調査	41
1.	調査手法	42
2.	調査結果	44
第 4 章	章 好取組事例へのヒアリング調査	83
0.	ヒアリング調査の概要	84
1.	大分県佐伯市	90
2.	石川県能美市	111
3.	岡山県和気町	121
4.	大分県竹田市	128
5.	千葉県袖ケ浦市	139
6.	東京都国立市	145
7.	山形県米沢市	152
8.	岡山県津山市	159
9.	愛知県一宮市	167
10.	石川県金沢市	184
11.	広島県広島市	194
第5章	章 総括	208
1.	総括	209
参考資	資料① アンケート調査単純集計	211
参老省	劉約 悉 宏 調 本 重	252

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1.背景•目的

1-1 本調査研究の背景

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。

しかし、総合事業を推進するにあたり、地域のニーズや総合事業の本質を理解し、事業展開を行うことは必ずしも容易いことではない。

特に保健、医療の専門職により提供される支援で、3~6 か月の短期間で行われるサービス C (短期集中予防サービス) においては、市区町村の規模や、医療・介護の人材等の地域資源状況、その具体的な取組や準備の状況、実施主体、必要とする都道府県による市区町村支援等の内容等は大きく異なるとも考えられる。

1-2 本調査研究の目的

このような問題意識に鑑み、本調査研究では全国の市区町村を対象として、総合事業のサービス類型のひとつであるサービス C および一般介護予防事業に関する実施及び準備状況や、詳細な取組状況等についてアンケート調査・ヒアリング調査を通じて広く調査し、その実態把握を目指す。また、実施していない市町村については、実施していない理由や実施を阻害する要因等について詳細に調査することとした。とりわけ総合事業におけるサービス C の実施を通じた、地域における要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進への取組状況に関する実態把握を試みた。

また、実施状況を踏まえ、サービス C を実施するに当たっての事業の要諦および普及阻害要因等を中心に複数の市町村に対してヒアリング調査を実施した。

併せて、有識者、市区町村担当者を集めた意見交換会を開催し、サービス C を取り巻く現状と課題を抽出し、今後、総合事業とりわけサービス C に取り組もうとするすべての市区町村において、参考となる報告書をとりまとめることを、本調査の目的とした。

なお、本調査研究におけるサービス C は、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインで示された定義に従っている。訪問型サービス C、通所型サービス C を総称してサービス C として呼称している点に留意されたい。

訪問型・通所型サービス C

保健・医療の専門職により提供される支援で、3~6か月の短期間で行われるもの

図表 1 訪問型・通所型サービスの類型

○訪問型サービス

基準	従前の訪問介護相当		多様なサー	ビス	
サービス 種別	①制料介制	②訪問型サービスA (機和、た思導によるケービス)	③訪問型サービスB (住民主制による支援)	②度が発生サービスC (短期集中予防サービス)	(5部間型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の目主活動と して行う生活援助等	保健師寺による居宅 での相談指導等	移送削減の主活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサ ビスを利用しているケ スで、サービスの利用の総接が必要なケース ○以下のような計断介護員によるサービ スか必要なケース (約) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある なな、行動が対力者 ・認知値様で対象が変化したす。 専門的サービ スが特に必要な者等 等 は状態や複数まえながら、多様なケービスの利 用を促進していてことが重要。	〇状態等を踏まえなから 「多様がサービス」の利用	、住民主体による支援等 を促進	・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADC・HADIの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3~67月の短期間で行う	対問型サービ2B (2車2る
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	子防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	人員等を緩和した基準 (個人情報の保護等の 最低限の基準		
サービス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

○通所型サービス

基準	従前の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるケービス)	② 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能制線	ミニディサービス 運動・レクリエーション 等	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム	
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の 総統が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難し、ケース ○集中的に生活機能が向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態率を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進してい にとが重要。	〇伏悠等を踏まえながら、(様なサービス」の利用を促		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3~6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準 最低限の基準		内容に応えた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

出所) 厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

2.調査手法

2-1 調査手法

(1) 意見交換会の開催

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のひとつであるサービスCでは、他のサービス類型と同様に、市区町村が主体であることには変わりはないが、地域の実情に応じた保険・医療の専門職を活用して体力の改善に向けた支援や生活機能の向上や栄養改善等のプログラムを構築し、自立支援や重度化防止を促進することが求められている。サービスCは、従前相当の通所介護や従前相当の訪問介護と比較して、実施率は低い。

また、実施しているとしても、地域の高齢化の状況や介護をはじめとする社会資源等には地域間の格差が存在し、サービスC等の事業内容も地域により実施状況や内容が大きく異なっている状況である。

本調査研究では、上述の直近の情勢変化等も踏まえ、本事業がより効果的にサービス対象者の自立支援や重度化防止(セルフケア・セルフマネジメント)の推進に資するよう、サービス C に取組もうとする市町村が参考としやすい調査研究報告書をとりまとめるべく、有識者や自治体関係者で構成される「地域支援事業における介護予防のあり方に関する意見交換会」を設置し、検討を行った。

本意見交換会では、下記の論点とした上で議論を行った。各論点の詳細と意見交換会内で の議論結果については、第2章でまとめて解説を行う。

<開催日程および論点>

+ 1514 LHZ 1 1	TYONO HIII////	
回数	日程	論点・議題
第1回	2019年1月23日	・短期集中介護予防サービス(サービス C)に関する意見
		・調査結果を踏まえた短期集中介護予防サービス(サービス C)に対
		する所感
第2回	2019年2月15日	・サービス C を実施する上での課題
第3回	2019年3月6日	・サービス C を取り巻く現状・問題点と課題の整理

地域支援事業における介護予防のあり方に関する意見交換会 構成員名簿

<委員>※敬称略

座長 服部 真治 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構 研究部

主任研究員兼研究総務部次長

岡本 静佳 高知県 地域福祉部高齢者福祉課

地域包括ケア推進担当

大野 育子 栃木県足利市 健康福祉部元気高齢課 地域支援担当

後藤 治彦 奈良県生駒市 福祉健康部 地域包括ケア推進課

課長補佐

畑山 浩志 兵庫県洲本市 健康福祉部 介護福祉課 長寿支援係

細谷 早苗 新潟県上越市 健康福祉部 高齢者支援課 副課長

松本 小牧 愛知県豊明市 健康福祉部 健康長寿課 課長補佐

意見交換会に参加いただいた地域の取組状況

意見交換会の開催に当たっては、サービス C に取り組んでいる自治体とサービス C ではないが、サービス C 同様の趣旨のもと、類似するサービスを通じて、自立支援の促進・重症化予防の推進に取り組む自治体から構成員を募った。地域によっては、サービス A ではあるが卒業を視野にいれた取組として地域で提供するところなど、各市で工夫に富んだ取組が実践されている。

AD.	149.720人	高館化率	31.1%	31.1% サービスC 通所型サービスC・・・平成29年4月訪問型サービスC・・				平成29年4月	
サービスC の目的		日常生活に支撑のある生活行為を改善し、介護を要する状態になることを予防すると共に、自ら介護予防の取組を継続できる様、積極的に地域での活性に参加し、自立した生活ができる様になること							
対象者選定の方法									
W//JIE									
提供する		サービス内容		運営方法	サービス提供期間	单值	利用省負担	平成29年8 利用者数	
提供する サービスC 訪問	「訪問型短期集中子 リハビリ専門戦等の	防サービス」	能改善指導	No. of the last of	サービス提供期間 原卵6か月 (週1~2回)	単価 1時間4,000円(初 回のみ6,000円)	利用省負担		

亦及禾	生駒市								
ΛD	120,336人 (H30.04.01現在)	高齢化率	27.1% (H30.04.01現在)	サービス(開始時期			〜 (C(パワーアップPLUS教室, パワ (C(パワーアップPLUS教室)	フーアップ教室。戦	(例予防教堂)
サービスC の目的			機能の向上に向け、保健 行力向上を身につけること				関与し、自宅内外の環境整f 指す。	責. 教室内での	機能訓練、所
対象者選定 の方法							を通して選定。新規申請者や 「援センターに申し送り繋ぐ。	予防給付・総合	6事業利用名
提供する サービスC		運営方法	サーヒ	(ス提供期間	単価	利用者負担	平成29年8 利用省数		
	「パワーアップPLUS教室」 ・個別プログラム 自宅内での動作評価、住宅改修や代替案の提案。セルフ 有ケアの推進、食事内容・摂取への助言、板道多行の確認。 外出手段や新たな活動の場を検討など、個々の個別課題に 沿う支援 ※適所型のパワーアップPLUSに通う方には必ず実施。		直接实施		(最長6ヶ月) ▶1~3回訪	直営につき関礼対応にて PT-OT分を依頼先病院に 支払 OT・PT 23,000円/図 H29実績1,035千円	無料	86人	
	パワーアップPLUS!集団プログラムと信 筋力増強運動(マシ 持久力・バランスア	別プログラムの /ン・セラバンド)	提供	委託	3ヶ月 週2回	(最長6ヶ月)	委託料 15,492,千円 H29実績 15,492,千円	無料	86人
	「パワーアップ教室」 ・集団プログラム の運動プログラム ス 久力・パランスカアッ の口腔プログラム ③	トレッチ・柔軟1 ブ	生アップ、筋力アップ、持	委託	3ヶ月 週1回	(最長6ヶ月)	委託料 1プログラムにつき、3,000 円×参加人数 H29実績 4,956千円	無料	102人
	「転倒予防教室」 1 8 ・集団プログラム 転ばないための 座学 運動など)		ム(セラバンド、バランス	直接実施	3ヶ月 週1回	(最長6ヶ月)	直管につき増礼のみ支出 健康運動士10,000円/回 OT 12,000円/回 H29実績 1,046千円	無料	31人

兵庫	県治	州本市							
ΛC	1	44,385 人	高齢化率	34.4%	類似サービス 開始時期	[通所] リハビリ教室(一般 平成元年 リハビ [訪問] 訪問相談(一般介 平成11年 訪問: 平成30年 訪問:	リ教室(老人保健 ・護予防事業) Jハビリ相談開始	法 機能君事業) 開始
類似サー		心身の機能が低	身の機能が低下している人の機能維持・回復を図り、自立支援・重度化防止を援助すること						
対象者 の方:		負傷、閉じこもり((訪問)	こより心身の	:リ(運動)を行う必要の 機能が低下している方、 を土)による訪問相談が	日常生活の自立な	を助けるためでリハ	ビリ(運動)を行う	必要のある方	
提供す			サービス内	容	運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年度 利用者数
	訪問	「訪問相談」 理学療法士・管理 養、環境や暮らし		宅へ訪問し運動や栄	直営	必要に応じて	_	0円	実人数 39名 延べ人数 1191名
	通所	「リハビリ教室」 庁舎内のリハビリ 身体機能評価、を 理学療法士・作業	目談など実施		直営	1年 継続参加可能	_	0円	実人数 47名 延べ人数 47名

人口		192,956人(H 31.2月末)		31.73% (H31.2末)	類似サービス 開始時期	平成22年				
類似サービス の目的 生活習慣病の重症化予防										
対象者選 の方法		ハイリスク者の差準を	定め、特定健	診の結果等から選定・抽出	している.					
提供する 類似サービ			サービス内	8	運営方法	サービス提供期間	準備	利用者負担	利用者負担 平成29年度 利用者数	
	助問	「生活習慣病ハイリス 特定健診の結果から て個別に家庭訪問に	ハイリスク者を	市独自の基準で選定し	委託	2年間	3,000円	#L-	実1,278人 延2,977人	
	a	「介護予防教室」(通 週1回、OT・PT・柔道		() 講師に実施している。	委託		-	200円	実1,192人 延15,226人	
The second of		緩和型サービス			指定					

1.0	60 730 :	THE PARTY AND	25.4%	サービスC	通所型サービスC・	··平成28年4月		
人口	68,728人	喜館化率	25.470	開始時期	訪問型サービスC・	··平成28年4月		
サービスC の目的	サービス期間内で利用者の状態を把握し、利用者の自立に向けて必要な支援方法を検討する。							
対象者選定 の方法	新規の要支援、事	業対象者の通所判別	用は原則第1選択として C	型とし、紋込みは	打わない。			
提供する		サービス内容		道常方法	サービス提供期間	単価	利用收食器	平成29年8 利用者数
サービスC								

(2) アンケート調査

全国の市区町村を対象に、サービス C および一般介護予防事業に関する実施及び準備状況や、詳細な取組状況等の実施状況・進捗状況の把握や、取組上の課題等を把握することを目的として、地域支援事業における介護予防の取組に関するアンケート調査を実施した。

調査実施に当たっては、まずは調査票の設計を行った。調査設計に際しては、サービス C の提供実態の詳細な把握に資する設問設計を試みた。

つづいて、アンケート調査票の確定後、全国の市区町村担当者にアンケート調査票への回答を依頼した。依頼に当たっては、厚生労働省 老健局 老人保健課の協力を仰ぎ、都道府県担当者を通じ、合計 1,741 の市区町村担当者へアンケート実施の案内を送った。

調査期間は平成30年8月31日から10月31日とした。調査票の回収に当たっても、都道府県担当者を通じて市区町村の調査票を収集した。全国1741の市区町村のうち、一部については広域連合で総合事業を実施しているため、母数としては1739となった。そのうち有効回答数は1,721市区町村で、有効回答率は99.0%(=1,721/1,739)となった。

ここに、調査にご協力いただいた全国の都道府県および市区町村の関係者にお礼を申し上げたい。

なお、調査結果の詳細については第3章において詳述し、調査票は参考資料1、単純集計の結果は参考資料2に掲載した。

(3) ヒアリング調査の実施

1)**文献調査**

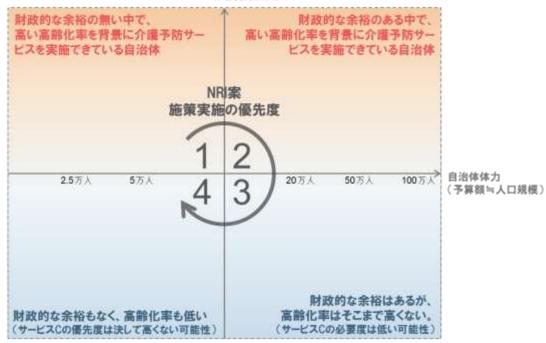
ヒアリングでは、未実施の市町村がサービス C に取り組む際に、参考にしやすい自 治体の事例を収集することを目的に、人口規模の近しい自治体がどのような工夫をし ているかや、どのように課題を乗り越えているか、サービス実施において障害となって いる課題の乗り越え方等について、把握することを心掛けた。あわせて、国や都道府県 からの支援など、支援サイドにおける施策展開の方向性を検討する際の材料の収集に ついても試みた。

ヒアリング候補先の選定にあたり、まず本調査研究の中で実施した地域支援事業における介護予防の取組に関するアンケート調査の結果を基に、各市区町村におけるサービスCの実施状況に関する分析を行った。

ヒアリング対象の抽出に当たっては、人口規模の近しい自治体事例が、特に参考にしやすいと考え、人口規模別に好取組自治体候補を抽出した。具体的には、人口規模が、①2万5千人未満、②2万5千人以上7万5千人未満、③7万5千人以上20万人未満、④20万人以上に分類して整理した。また、このほかにもサービスCを実施する必要性について、高齢化率をひとつの代替指標としてとらえ、ヒアリング先選定の際の参考とした。上記の方法で選定した電話ヒアリングの対象市町村を下記に示す。

図表 2 好取組事例ヒアリング候補自治体選定時の考え方

切迫度(高齢化率)



図表 3 好取組事例ヒアリング電話ヒアリング先の基本情報

#	自治体名	VП	高齢化率	サービスC提供開始年月
1	静岡県榛原郡川根本町	7,002	47.9%	平成28年4月から
2	北海道白糠町	7,960	40.01%	通所は平成29年7月に開始訪問は平成29年6月から
	岡山県和気町	14,395	38.82%	平成29年度の総合事業開始とともにスタート
	沖縄県北中城村	17,200		平成27年12月~
	埼玉県比企郡吉見町	19,312		平成27年4月の総合事業開始と同時にサービスCも開始二次予防事業を再編した
6	大分県竹田市	22,211		平成27年総合事業開始とともに二次予防事業を変換する形で実施開始
7	栃木県那須郡那須町	25,440	37.16%	平成29年度から実施
,				委託は平成30年度
	福岡県うきは市	30,010		平成28年11月から
9	栃木県下都賀郡壬生町	39,597		平成27年<らい?
10	石川県能美市	49,921	25.2%	二次予防で直前の2月まで提供していた
10	<u> </u>			平成28年3月~
11	滋賀県野洲市	50,877		平成29年4月~
12	熊本県山鹿市	52,670	35.6%	別の名前でしばらく続いていた
				平成28年4月~
	千葉県袖ケ浦市	63,251		平成29年4月~
14	大分県佐伯市	72,459		平成29年10月~
15	東京都国立市	75,452	22.7%	平成28年度4月~
	L WARE ALL YOR -			平成27年度4月~(切り替え)
16	山形県米沢市	81,125	30.7%	サービスCは平成29年6月から開始
		101 500	00.700	(平成29年4月から総合事業を開始)
17	岡山県津山市	101,598		訪問·平成29年4月~
	林丁県と10万服士	110.004		通所·平成29年7月~
18	埼玉県ふじみ野市	113,884	24.8%	以前から細々と実施していた 平成29年4月~
10		155.848	0E 249	平成25年4月~
	次級県ひたらなが巾	172,542		+成2/4-10月~ サービスCとして実施を開始したのは平成29年4月からではあるが、内容自体は平成21年から実施している
20	愛知県一宮市	385,777		ツーと入りとして美胞を開始したのは十成29年4月からではあるが、内谷自体は十成21年から美胞している 総合事業開始の29年4月~
21	変和宗一呂巾	365,777		総合事業開始の23年4月~ 2次予防事業として平成18年からは実施
22	長崎県長崎市	422.991		平成29年度4月~(通所・訪問とも)
	香川県高松市	426,465		平成28年10月~
	東京都町田市	428.571		平成27年度よりモデル実施、平成29年度より本格実施
	石川県金沢市	452.844		<u> </u>
-20	宮城県仙台市	1.056.202		平成29年4月~
26	1 . W W IN 11 11	1,000,202	20.20/0	サービスCではなく二次予防として平成18年度から取組みはあったものを総合事業の中に取り込む形で継続
27	広島県広島市	1.193.556	24.6%	ア成29年度~
-21	March March 11	.,.50,000	24.070	17/000 17/2

10

2)ヒアリング調査対象の抽出

市区町村については、上記ロングリストに基づき、27 市区町村に対し簡易な電話ヒアリングを実施し、実施しているサービス C のスキーム、サービス対象者の絞込み方法、サービス C 実施における課題を聴取した。その上で、ヒアリング調査対象となる市区町村として下表の 11 市町を選出した。

3)ヒアリング調査の実施概要

先述の通り、文献調査および電話による簡易ヒアリングを 11 月初旬より実施し、12 月下旬から 1 月下旬たかけてヒアリング対象の選定や調査項目の検討を行った。そして対象が定まった 11 月中旬~12 月中旬にかけてヒアリング調査を実施した。

調査対象は次表の通りである。なお、各事例のヒアリング結果の詳細に関しては、 第4章に譲る。

図表 4 調査対象とした 11 市町とヒアリング調査実施時期

#	自治体名	担当課	訪問日時
1	広島県広島市	広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課	2018年12月17日
2	岡山県津山市	岡山県津山市高齢介護課	2018年12月21日
3	東京都国立市	東京都国立市健康福祉部高齢者支援課	2019年1月10日
4	石川県金沢市	石川県金沢市保健局健康政策課	2019年1月11日
5	岡山県和気町	岡山県和気町地域包括支援センター	2018年12月20日
6	大分県佐伯市	大分県佐伯市役所福祉保健部高齢者福祉課	2018年12月25日
7	大分県竹田市	大分県竹田市高齢者福祉課	2018年12月25日
8	石川県能美市	石川県能美市健康福祉部我が事丸ごと推進課	2019年 1月11日
9	千葉県袖ケ浦市	千葉県袖ケ浦市福祉部高齢者支援課	2019年1月18日
10	山形県米沢市	山形県米沢市健康福祉部高齢者福祉課	2019年 1月 18日
11	愛知県一宮市	愛知県一宮市高年福祉課	2019年1月31日

第2章

地域支援事業における介護予防の あり方に関する意見交換会

1. 論点の設定

本調査研究では主たる論点を 2 種類設定した。より詳細な個別論点を含めて、次ページ 以降で各論点に関する議論の結果と考察を述べる。

①短期集中介護予防サービス(サービス ℃)の現状

- アンケート・ヒアリング調査結果を踏まえたご所感

②サービス C を実施する上での課題の整理

図表 5 サービス C の実施要綱について

	動機型サービスC	適所型サービスC
対象者	特に関じこも9等の心身の状況のために適所による事業への参加が困難で、説問による介護予助の取り組みが必要と認められる者	個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支酵のある 者
サービス 内容	保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に 犯据、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予妨 サービス。	保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた。適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ通1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護・ 防プログラムを実施する、短期集中予防サービス。
相称	3か月、必要に応じて最大6か月まで総装可。	
天地市	保健·医療専門職(保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養	美 士、歯科衛生士等)
実施方法	直接実施/委託	
单值	サービスの内容に応じ、市町村が連切な単価の設定を行う。※国が定める単位を上限と	するものではない。
留意事項	a 抗弱型サービスでは、保健・医療専門機による短期集中予防サービスであることから、実践を確認しなから効果的かつ効率的な事業達然に努めること。 対象者自身が自身の生活機能の便下等について自覚を持ち、介護予防に参談的 に対象者がしたい、又はできるようにないたい主意行為を、関連・関心チェックシート等 を需用し、具体が自導をとするとない。 の設計な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か戸生経過した 等のタフトを終され、例えばサービス担当者を関節のカンフルシスを開催し、サービ 文統了後も1度接続さな参加に資する政能が維持されるよう配慮することをだし、 カンプレンスの結果、サービスを提展することができる。 サービスを対す後は、最大のが背までサービスを提展することができる。 サービスを対するは、最大のが背までサービスを提展することができる。 サービスを対するは、最大の背までサービスを提供することができる。 サービスを対するは、最大の背までサービスを発展することができる。 サービスを手続を発している。 サービスを開発する。 サービスを表現することができる。 サービスを表現された。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 a. 無所型サービスでは、保健・医療専門輸出よる短期兼中予防サービスであることが会実施を確認えらから効果的から効率的で事業が高います。 b. 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、介護予防に意効が、取り組めるように支援すること。 c. 対象者がしたい及になるようになりたいまま行為を、興味・関心チェックシート等を活用し、具体が自日様としてり部化すること。 d. 医宅を訪問し、支障をきたしている生活行為の原因を、居宅や地域での生活環境を通すること。 e. 支障をきたしている生活行為の原因を、居宅や地域での生活環境を通する。 e. 支障をきたしている生活行為のからの連動器の機能向上・栄養がより数略向上・保養が同様のインスといる人にといるして動物情報。集団的に取り組むことにより数を増すうで援予的実験を必要していて組み合むせて実施すること。また、適切主身数において思宅を訪問しなしたり、とれるしているしたが決定でエタリンすること、また、適切主義がおおいて思宅を訪問しまり、サービス経済を持ちるように表するとと、たり、カレフォレンスの結集、サービスの機械が生活行為の改善に効果的であると判断がより、サービスを対しまり、またと、またと、サービスを経過しているよい。 g. サービスの機械が生活行為の改善に効果的であると判断をよりには、最大のか月までサービスを観察してもよい。 g. サービスの機構が生活行為の改善に効果がであると判断をおいる場合には、最大のか月までサービスを観察してもよい。 g. サービス製するにと、 g. サービスを対象であると、 m. 要素を表しますること。 h. 生活機能が低下した場合再び相談できるよう、相談先を伝えること。

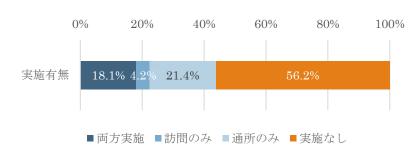
出所) 厚生労働省 地域支援事業実施要綱より NRI 作成

意見交換会の中では、第 3 章で詳細を記載するアンケート調査の結果を基に、現状のサービス C を取り巻く現状課題について議論した。

(1) サービス C の提供実態の概要

一連の整理に落とし込んだ整理に入る前に、平成 30 年 8 月 1 日時点におけるサービス C の概況について述べる。ただし、サービス C の提供実態や取組内容等の詳細は第 3 章に譲る。

はじめに、実施状況に目を向けると、訪問型・通所型のいずれのサービス C も実施していない市町村は 56.2%にのぼる。



図表 6 サービス C の実施状況

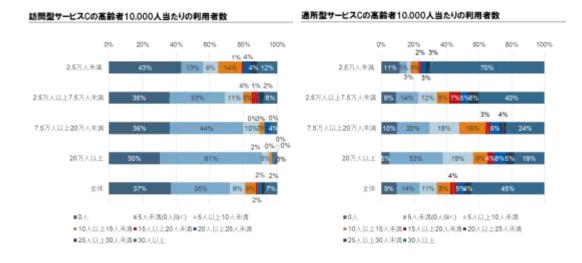
サービス C は、5 割弱の市町村で提供される一方、実際にサービスを利用する利用者数については、通所型・訪問型を問わず少ないことがアンケート結果からも示された。通所型サービス C では、提供している市町村の 3 割強で利用者数が 10 人未満にとどまり、訪問型サービス C に至っては、利用者数 10 人未満が 8 割に達している。

一方、通所型サービス C を制度設計から必要な利用者数を精査し、多様なニーズに応じたサービス C を複数展開している市町村においては、平成 29 年度の実績において実参加人数が 100 人を超えるような市町村もある。

平成 29 年度時点では、サービスに着手したばかりという市町村もあり、利用者数が急には増えなかったという見方もできるが、市町村側のサービス C の周知不足のほか、地域包括支援センターや介護支援専門員側も有期間でのサービス利用調整を困難と感じやすい傾向にあること、具体的に 3 ヶ月や 6 ヶ月で地域活動に戻れる状態像や改善の可能性について予測できるケアマネジメントの力量不足など、複数の課題があるという意見もあった。

一方、利用者・家族側からは、新たなサービス利用に関する理解の不足により、従前のサービスに傾倒しがちで、給付サービスに流れてしまう点などが指摘された。

図表 7 平成 29 年度におけるサービス C の高齢者 10,000 人あたりの利用者数



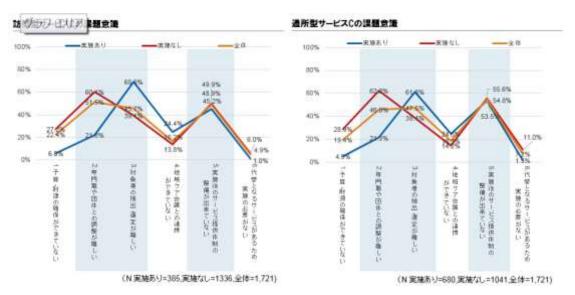
次に、市町村担当者が感じるサービスCにおける課題について述べる。

サービス C の提供については、アンケート結果から通所型・訪問型ともに「専門職や団体との調整の難しさ」や「実施後のサービス提供体制の整備が出来ていない」など、サービス企画における委託先事業者への協力とりつけやサービス終了後の受け皿の確保、連携の不十分さに課題を感じていることがわかった。

好取組事例ヒアリング調査の際にも、サービスを提供しているものの、依然としてサービス終了後の理想的な社会参加の場への連携の在り方や、そもそもの社会参加の場の在り方に関して苦悩する市町村も少なくなかった。課題意識の高まりをサービスの実施状況別に見てみると、実施していない市町村(次頁図表:赤線)では、専門職や団体との調整の難しさが、実施している自治体と比べて訪問型・通所型ともに40pts 近い差が生じている。それだけ、サービスを企画する際の調整、事業者の確保が難しいことを物語っている。

一方、実施している市町村(次頁図表:青線)に目を向けると、対象者の抽出・選定の難しさが挙げられている。詳細は本章において後述するが、本意見交換会においては、地域包括支援センターやケアマネジャーによるサービス C の理念浸透の不足に起因する相談対応の不十分さや、サービス C が地域の総合事業ひいては、介護予防政策の中での位置づけやあり方が定まっていない可能性が指摘されていた。いずれの課題にしても、市町村の担当者がまず何に取り組むべきか課題を把握し、適切な対応策を講じることの重要性が示唆される結果と言える。

図表8 サービス C の課題意識



(2) サービス C の実施形態

要支援者への介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスが、平成27年度4月から総合事業へと移行されるようになって以来、先述の通り介護保険者たる市町村は、地域の実情ならびに必要性を鑑みた上で、短期集中型介護予防サービス(サービスC)を企画・実施している。

市町村には地域における後期高齢者数、要介護度、認定率や地域における社会資源を踏まえ、適切なサービスを企画することが期待されている。その一方で、総合事業のガイドラインを参考にしたものの、サービス C をサービスとして設置するだけで形骸化させてしまう事例や、後述するサービス利用者の選定に関しては介護予防ケアマネジメントに関する課題もあり、地域におけるサービス C の活用方法を見出せない市町村担当者も少なくない。

本調査研究では、一連の調査ならびに本意見交換会での検討を通じ、地域においてサービス C への期待と役割を明確にした上で、同サービスを総合事業に位置づけている好取組事例を鑑みると、パターン①全員実施型のサービス C と、パターン②サービス対象者抽出型のサービス C が、企画・実施されていることが明らかになった。

パターン①は、高齢者のアセスメントを兼ねて、原則、新規の要支援認定者全員にサービス C を実施、その後、地域の適切なサービスに割り振る形である。一方、パターン②は、相談 の時点で、サービスの利用によって機能回復が見込める高齢者を選定し、利用者数を絞り込 んで短期集中的にサービスを提供するものである。どちらのパターンも利用者の心身の状態の改善に応じて、利用者が再度、始めてみたいと考えた趣味の再開や「活動・参加」を促 し、状態維持を目指せるよう地域活動への参加を促す点は同じで、場合によっては、必要な サービスに適切につなげることも目的としている点は繰り返し強調したい。

図表 9 サービス C の実施形態のパターン整理

	バターン① 原則全員実施型	バターン2 サービス対象者抽出型
目的	給付サービスの入り口として機能。、サービス自体をアセスメントの場として捉え、その後の生活を支える上で必要なサービスを検討する	専門職が集中的に介入し、高齢者の状態の改善を図る
内容	利用者の生活や家屋の状態を把握した上で、利用者の運動機 能等を向上させるため、低負荷な運動影響などを行うケースが 多い。	専門職の指導のもと、マシンを使ったトレーニングなど、強度の 高い運動等を実施し、日常生活動作の改善に必要な機能の回 援を図るケースが多い。
実能形態	 教室型 (開始申期が定められ、複数人が同時にサービスの提供を受ける例の ・個別機能と解棄型 (年間のどのタイミングからでも開始が可能なケースか多い) 	ナるケースが多い)
対象者	新規認定者(事業対象者含む)全員	廃用症候群の方など改善可能性の高い高齢者に絞り込む
対象者の 絞込み方法	新規認定者(事業対象者含む)全員を対象とするため、核込み は行わない	フロー図等を定め、相談窓口で対象者を適切なサービスに振り 分けるほか、自立支援型地域ケア会議など他職種で判断する ケースが増える
単価	サービス単価は、5,000円/人・回程度が平均と想定される。 ①よりも②の方が高単価になる傾向がある。 収益の安定性を鑑み、月額あるいは年額で単価を定めるケース 参考)現行相当サービス 調問 月12,000円~35,000円程度 資	
メリット	対象者の振り分けのノウハウがなくても実施が可能	対象者の状態に応じたサービスの提供が可能
デメリット	受け入れ体制の確保が困難 利用者の状態値が多岐にわたり、パワーリハのような負荷の高 い運動を一様に実施することは難えい	対象者の振り分けには適正サービスに振り分ける目利き力(ノ ウハウ)が必要になるため、窓口での振り分けが弾し、 社会参加への連携が、ケアマネジメトの質に左右される
実施事例	寝屋川市、豊明市、佐伯市、能美市	生胸市、和敦町、竹田市、袖子浦市、国立市、米沢市、浄山市、一宮市、金沢市、広島市

(3) サービス C の取組フロー

元よりサービス C は、地域の実情に応じて要支援者等が選択可能なサービスのひとつとして、企画・運営されることが望ましい。本来の趣旨に立ち返れば、介護予防ケアマネジメントを適切に実施するプロセスにおいて、自立支援や疾病の重症化予防が必要な対象を見出し、短期間に生活機能の向上を果たすことが目的である。そのため、他の総合事業に位置づけられるサービスとは異なり、唯一サービスの終了を前提としたものになっている。

また、上記の目的を達成すること、すなわち 3 ヶ月から 6 ヶ月の期間を設け、地域ケア会議等で目標を確認し、要支援者等も努力して元の暮らしを取り戻すという動機づけを行うことが必要であるが、市町村は、地域特性に応じた取組が求められる。

たとえば、地域リハビリテーション活動支援事業と組み合わせた実施や、サービス A (基準緩和型サービス) の活用、生活支援事業として指定事業者によるサービス提供の方法で工夫できることがあるということが意見交換会を通じて確認された。

そこで、本調査研究では、サービス C の提供について下表のように整理し、それぞれのステップにおいて、どのような取組実態があるかの整理を試みた。



図表 10 サービス () の取組フロー

サービス C の実施にあたり市町村の担当者は、第一に事業を企画し、次いで企画内容を 実施、サービス C を提供する。その上で、サービス提供後の利用者の予後について評価す るまでの一連の流れをサービス C の全体像として整理することができる。

2-1 事業企画段階

(1) 事業のビジョン設定

本調査研究では、介護予防の取組としてサービス C に焦点を当てた調査を実施した。しかし、介護予防の取組を論じるにあたって、地域においてどのような介護予防サービスを展開しようとしているのかを明らかにすることなく、サービス C を企画することは結局のところ、地域包括支援センターや介護支援専門員、事業者や市民の理解が得られず、サービスの形骸化につながりかねない。

本意見交換会ならびにアンケート調査の中でも、サービス C における高齢者 1 万人あたりの実施人数について議論した結果として、サービス類型としては定めているが、利用実績がほとんどない地域が多いことを確認した。あわせて、検討の中では、平成 27 年度 4 月以降に二次予防事業の頃の実施内容をそのまま引き継いている地域が少なくないことにも触れ、サービス C が本来目的とする趣旨が達成されていない点について指摘している。

サービス C が、サービスの終了を前提としており、要支援状態からの脱却により元の生活に戻るためのサービスという趣旨を謳っていることを踏まえれば、地域の要支援者、サービス C の対象者がどのような心身の状態であるか、そのおおよその数を把握した上で、サービスを企画していくことが重要である。

また、サービス C を利用する前にどのような生活を送りたいか、意向をしっかりと把握することを大切にしながら、サービス終了直前に次のつなぎ先を検討するのではなく、利用途上から次のステップを意識した取組を促進することが必要である。

そのためには、地域の社会資源の把握をはじめ、総合事業と生活支援体制整備との連動などを意識した取組など、地域支援事業の連動性を考えながら展開していくことも視野に入れることが重要である。他のサービスとの連携せずに提供している自治体が多いことや、要支援者のサービスのあり方をその町・家でどう暮らしていくべきかを踏まえたサービス設計が必要であるという意見も挙げられた。

(2)予算の確保

サービスCの実施、計画にあたり、市町村の担当者にとってサービス提供に必要となる予算の確保が難しいという状況もアンケート結果から明らかになった。サービスCは、本来であれば要支援状態の高齢者が生活機能の向上を果たし、元々行っていた趣味を再開することや地域での活動を始めてみるなど、虚弱な状態から脱却することを支援するものである。また、そうした生活をとり戻すことにより、本人及び家族の生活の質が向上するとともに、生活機能の低下の早期発見が自身でできるようになる。そうすることで悪化の一途を辿る経過を遮断し、好循環な日々を送れる人が増えていき、結果的に要介護認定者の低減を始め、保険料の圧縮につなげられる点からひとつの先行投資としてみることもできる。

また、新事業を立ち上げるには、その予算をどのように確保するかが重要となるが、費用

対効果について先行市町村の実例などを踏まえ、財政部局とうまく交渉していくことも必要である。

また、既存事業を継続している市町村で特に予算枠に余裕がない場合ことも事実である。 たとえば、二次予防事業をそのまま踏襲する市町村では、基本チェックリストを非認定者全 員に郵送するなどして、サービス C の利用者を集めていることが多く、新規の要支援者等 の相談支援を通じて利用者を選定している市町村(地域包括支援センター)と比べ、非効率 な運用が為されている可能性が意見交換会の中では指摘されていた。

(3) 専門職・団体との連携

専門職・団体との連携に関しては、専門職に協力を要請する際の構造的な課題が明らかになった。たとえば、リハ職に協力を取り付けるにもリハ職には開業権がないことから、地域の医療施設ないし介護施設との交渉が必須となる。

また、特に昨今の報酬改定によるリハ職への加算増、リハ職の配置基準など構造的な問題もあいまって、リハ職が施設における本来業務の合間にサービス C の提供に協力しづらい環境があるという実態もあげられた。

他には、介護予防における地域ケア会議にリハ職が参加することも増え、ニーズに応じた 供給体制がさまざまな理由を通して行いにくくなっている実情があることも推測される。

総合事業におけるサービス C や、地域リハビリテーション活動支援事業は、リハ職が自 律的にその専門性を活用し、多機関と連携しながら利用者の機能回復を支援することが可 能な点で画期的な事業である。そのため、地域にリハ職の協議会がある場合、サービス C の 企画・実施に関する協力要請を打診すると事業が進みやすい。具体例としては、第 4 章で紹 介する石川県能美市や千葉県袖ケ浦市の事例では、リハ職・団体が中心となって同サービス の企画・運営を実施するなどしていたので、ぜひ参照されたい。

(4) 事業者の募集(委託実施の場合)

サービス C を提供するにあたり、市町村の担当者は、まず直接実施とするか、委託実施とするかを検討することが求められる。委託実施とする場合、そもそもサービス C のように表向きは在宅系介護事業者の利用者減につながるサービスそのものを引き受ける事業者の募集や事業者への説明に苦慮するケースも少なくない。サービス C の提供は、事業者にとって介護予防の支援能力を対外的に示せるといった点で広告的な側面もあるが、保険者として提示できる単価の限界、実際の利用者像・数を事業者側に提示できていないなど、採算性・サービス C を提供する経営的なメリットなどを訴求しきれていない現状が議論を通じ垣間見えた。

先述の通り、事業者の募集は事業者としての採算性の見通しを立てられないことが最大の要因として挙げられる。事業者は、デイサービスを併設している在宅系事業者から病院ま

で幅広い委託先が考えられる。意見交換会では、サービス企画の段階から、事業者に携わってもらうことも重要であるとの意見もあった。

しかし、想定される利用者数がどの程度、見込まれるのかなど、介護事業者や医療機関側が経営的にやっていけるかを判断できるだけの材料を提示できていない地域が多いといった指摘があがったため、そこをいつ減している市町村の事例等が具体的に示されるなども必要ではないかという意見も挙がった。

また、要綱の中ではサービス C は委託での実施であるため単年度契約が示されているが、「その他の生活支援サービス」として指定事業者による実施も可能で、運用上は様々なパターンが認められている。たとえば、愛知県豊明市ではサービス種別コード A7 を適用して指定事業者による通所型サービスを実施しており、大阪府寝屋川市では平成 31 年度より A8 を適用して指定で同様のサービスを提供することを計画していたりする。また、「その他の生活支援サービス」として実施することも可能で、生活支援のひとつに訪問と通所の一体的実施がガイドライン上(頁 21)にも記載されている。

また、総合事業の上限額に余裕がある市町村で、かつ、サービスCの実施が叶う環境がある場合には、指定事業者による通所型サービスではなく、事業者が改善率や維持率を安定して提供できるよう質の担保を優先とした価格設定を行い、サービスCの最大のメリットを活かした委託事業にしていくことも工夫の一つである。

しかし、これらの枠組みでのサービス提供は、価格設定の自由度は高いが認知は進んでいないといった意見もあり、複数の市町村の例を示すなど、参考としたい市町村のニーズを勘案した情報提供のあり方も課題であるという意見も挙がった。

2-2 事業実施段階

(1)相談受付・利用者の選定

サービス C の相談受付・利用者の選定については、先述したアンケート結果からもわかるように、訪問・通所のいずれにおいても課題意識が強い。先述の通り、地域包括支援センターやケアマネジャーが相談を受けた際に、サービス C が選択肢のひとつに含まれていても、要介護認定や現行相当、サービス A などの利用を促してしまう傾向がある。

そのことについて、サービス C を選択肢のひとつとして見ていない介護職が多いこと、利用者が給付サービスを希望することが要因のひとつであると指摘する意見もあったが、言うまでもなく、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、こうした対応を支持していない。なお、同ガイドライン(頁 64)では、"総合事業の趣旨として、①効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図る事業であること、②ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取組み、達成後はより自立へ向けた次のステップに移っていくことを説明する。"ことと明記されている。

意見交換会においては、直営の地域包括支援センターがある地域では、市町村(保険者)のサービス C にかける思いや設置趣旨が正確に伝わりやすいせいか、サービス C の利用者が多く感じられるという意見があった。保険者は、地域包括支援センターとの協議を重ねながら、サービス C の理念、保険者の考えるサービス C の利用者像を明確に伝え、サービスの意義・必要性について合意を形成することが求められる。

この点については、サービスCの選定をどのように行うかのプロセスに委託先の地域包括支援センターの意見を聴き、ともにサービスCの必要な対象の状態像の整理やサービス利用者の積算を行うなど、協働しながらサービスCの展開を繰り広げてきているような事例も見られる。

また、窓口で相談者がサービスCの利用にふさわしいかを判断することが難しいといった意見もあったが、介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターがこの機会にどのような状態像の人がサービスCにふさわしいか、事業もしっかりと把握しながら整理することが必要だという意見もあった。

P4 図表 1 訪問型・通所型サービスの類型にも示されているとおり、従前の訪問介護相当や通所介護相当の対象や多様なサービスの対象のスクリーニングするゾーンは示されている

このラインの判断には難しさもある一方で、地域包括支援センターが今担当している利用者に振り分けできないのであれば、介護予防ケアマネジメントは専門職で行う必要性が薄れてしまうため、市町村窓口はあくまでも申請を勧めるか、事業対象者として対応するかで留め置き、あくまでも選定等に関するイニシアチブは専門家に任せるということでつなぐ意識で良いのではないかという意見も挙がった。

(2) アセスメント・ケアプラン作成

意見交換会では、アセスメントに関連し、次のような意見が挙げられた。サービス C の利用を促すにも、どのような状態の高齢者がサービス C によってセルフマネジメント力を引き伸ばすことができるのかを見極められないという点や、アセスメントや目標設定をする際に、利用者の生活課題や地域でのくらしに目が向いていないという点について言及があった。前者については、先行市町村には高齢者の状態を見てサービス C の適正な対象者かどうかを判定するノウハウをもつ専門職がいるが、そうでない市町村においては、どのように対象者を絞り込めばよいのか対応に苦慮しているといった意見もあった。

この点については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員等の力も借りながら、本来、どのような対象がサービスCにふさわしいのか、地域ケア会議等を通して、多職種の専門職と共に考えるなど、市町村に特別ノウハウがある専門職が存在しなくてもアセスメントやケアプランを適正化していく方法があることも示唆された。そうした取組には一定の時間もかかるため、具体的な取組例として市町村によっては、窓口に相談に来られたすべての高齢者にサービス C を利用してもらい、サービスを通じてアセスメントしていきながら、適切なサービスへの割り振りを決定している市町村もある。また、

後者に関しては、生活を見る視点を強化することの重要性が共有された。

しかし、逆に保険者が一方的に地域の実情を把握するまでもなく、多様な事業を類型に沿って準備し、現場の声が反映できていないことにより、齟齬が生じていることも多々感じることがあるといった意見も聞かれた。

このほかの意見として、保険者としての理念が現場に浸透しきらず、想定と乖離したサービスが提供されている可能性も指摘されていた。地域ケア会議が多職種での連携を行うことに目的がすり替わってしまい、自立支援の考えを実現する場として捉えきれていない市町村が多いという意見も挙げられた。いずれにしても自立支援や重度化予防への取組に関して、介護予防ケアマネジメントは非常に重要なツールであることから、要支援者の状態像の整理など基本的な原点に回帰する必要性も確認できた。

(3) サービス提供

サービスの提供は、通所型、訪問型で内容は各市町村の裁量に任されている。その一方で、 セルフマネジメントを引き出すという利用者の意識変容まで、影響を及ぼせていない点に ついて意見交換会の中で指摘があった。サービス C では、廃用症候群の高齢者に対して筋 トレをさせるなどしていても、本来の目的が見失われ、気づかぬうちに筋力アップが目的に すりかわってしまっているケースも少なくない。セルフマネジメント力の向上のためのひ とつの工夫として、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの中でも示しているが (頁 85)、介護予防手帳を活用している市町村もある。

サービスの質の向上のためにも、利用者、サービス提供者が、サービス C 実施の目的を正しく設定できるかが重要という意見もあった。サービス C の大目的が、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図るものであること(ガイドライン頁 64)、サービスの前提として元の生活に戻ってもらうことを関係者および地域住民に周知することの重要性が確認できた。同時に、サービス C に限らず、総合事業に携わるすべてのステークホルダーに対する、事業趣旨の普及啓発が不足している現状も垣間見えることができたと言える。

(4)終了後の活動への連携

事業実施における最終工程として、サービス終了後の連携について述べる。市町村では、サービス終了後の連携先として、一般介護予防事業で整備されている通いの場を想定しているケースが多い。しかし、地域によっては、十分な数の通いの場が創出できていない場合や、既存の通いの場が内輪の場になりすぎてしまい後から参加することが難しいケースも散見されつつある、という問題意識が共有された。介護予防普及啓発等で推進されている地域ケア会議の開催による積み上げにより、通いの場の新たな創出が関係機関・者・地域に認識されることにより、インフォーマルサポート資源も増える可能性もある。

一方で、通いの場がサービス C 終了後の連携先として機能するケースも存在しており、

地域における通いの場の設置趣旨に左右される部分が大きい点が指摘されていた。通いの場に関しては、地域住民にインセンティブを付与して闇雲に場の数を増やすことを目的にするのではなく、共通の趣味を楽しむような場など、内輪にならず継続して幅広い利用者を受け入れてもらえるような場を築いてもらうことが望ましいという意見も聞かれた。

いずれにしてもサービスCの受け皿を一般介護予防事業でつなぐという考えも大切だが、 地域活動ができる心身の能力を回復できた人なので、セルフマネジメントとして自身で終 了後の生活をイメージできるように支援することができれば、あきらめていた趣味の再開 や旅行など、楽しめる人も一定数いるはずである。有期限のサービスCの終了にあたり、ど こかにつなぐことで支援者側、市町村側の安心にしがちな面もあり、活動・参加の場を地域 に増やしていくことについては、生活支援体制整備や元々の一般介護予防事業の展開など、 複数の課題の整理も同時に必要ではないかという意見も聞かれた。

2-3 事業評価段階

(1) モニタリング

事業評価段階については、多くの自治体においてサービス C を実施したことによる定量的な評価を示せていない、といった指摘があった。サービス C は、保険者である行政が提供するサービスである性格上、何らかの評価・モニタリング指標の設定によるサービスの評価・検証がなされるべきである。しかし、現状の指標だけでは評価自体が難しく、客観的な指標がないことで、行政内部での異動などによりサービス担当者が交代すると、その後の検討が再始動するまでに時間を要してしまう。多くの市町村が、評価・モニタリングの適切な手法を見出せていないことが確認された。

また、モニタリングがサービス終了後に実施されるものであることから、サービスを委託された事業者が実施するのか、地域包括支援センター、ケアマネジャーが実施するのかという問題もある。第4章で示す事例の中では、行政や直営の地域包括支援センターが3ヵ月後、6ヶ月後、1年後の状態をモニタリングしている例も確認された。筋力を評価する事例や、終了後の通いの場への参加状況などを評価する事例もあり、サービス利用の際のアセスメント時に設定した目標と連動したモニタリングが求められている。たとえば、広島県広島市では、「卒業に関する介護予防ケアマネジメント」として、サービスC終了後3ヶ月介護予防の取組を継続した場合に730単位の加算を与えていた。大分県佐伯市ではサービスC卒業後の連携先を調査・把握していた。このほか、岡山県津山市では、サービスC終了後も継続的に通いの場への参加や外出を行っているかをモニタリングしてもらい、通いの場への参加や社会参加の継続度合いに応じて段階的な加算の実施を予定する事例もあった。

このように、モニタリングの方法として、インセンティブを付与する事例など、仕組みの 構築は着実に進んでいることが本調査研究を通じて確認された。 また、そのため、取り組みを進める市町村は自地域の取組内容に応じ、適切な指標を見出し設定することが求められる。

(2) 評価·効果検証

評価・効果検証に関しては、意見交換会の場で、サービス C としてのアウトカムの設定 が適切になされていないという問題意識が共有された。サービスそのものを評価するにあたり、後発の市町村は、先行市町村が実践して得られたアウトカムが提示されなければ、採用しないことが多い。しかし、先行市町村であっても、サービス C のアウトカムが利用者のものであったり、改善に寄与した事業者や行政にとってのものであったりと、誰にとっての指標なのか、何の為の指標なのかが整理されていない現状がある。

- ①利用者
- ②サービス提供事業者
- ③保険者

上記に示す、3つの主体を評価する指標などを階層的に整理すべきだが、現時点ではサービス C を体系的に評価するための指標群は整理されていない。ただし、すでに先行自治体では介護保険料の抑制効果を評価しているなど、特筆すべき評価が進んでいることも意見交換会を通じて確認された。

なお、参考までに総合事業に関する評価指標について触れるが、地域支援事業実施要綱別添5の中では、介護予防・生活支援サービス事業の評価指標が示されている。下記に実施要綱で示されているストラクチャー・プロセス・アウトカムそれぞれの定量評価指標を記すので、参考にしていただきたい。

- ■ストラクチャー指標(0項目) 定量指標の設定なし(定性評価のみ)
- ■プロセス指標(2項目)
- ① 介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数 (介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査を活用)
- ② 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況 ※ほか定性評価項目あり (6項目)
- ■アウトカム指標(1項目)

主観的健康感

※定性評価項目なし

サービス C の評価に話を戻すが、たとえば①利用者に関してはサービス C 利用者の1年後の介護度をひとつの評価指標とするというもので奈良県生駒市ではすでに実践されている。また、②サービス提供事業者に関しては、新潟県上越市では、事業者を集めた事例発表会などを通じて、保険者として高齢者の機能回復を効果的に支援できている実施事業者を評価するといった取組を実践していた。以降は、第 4 章に掲げる好取組事例ヒアリングを参照いただきたいが、本章 2-2(2) アセスメント・ケアプラン作成においても述べた通り、大分県佐伯市では、サービス利用者のアセスメントの際にモニタリングの方法までケアマネジメント支援会議の中で計画し、同時にサービス対象者事業者ごとの改善度を分析するなど、事業者間のリハビリカについて評価しようとする動きも見られている。また、愛知県一宮市では、提供する 5 つのサービス別に取組状況とサービスを受け、利用者の事前事後の状態変化を詳細に調査・分析している事例も見られた。

なお、指標の設定にあたって留意すべき事項として、サービス C の利用者数のみを KPI とせず、主観的健康感など気持ちの面での変化を評価することの重要性への言及があった。 第 4 章好取組事例ヒアリングにおいて示すが石川県能美市では、同指標を元にサービスの 評価を実施している。

総合事業の設置趣旨を踏まえれば、元の生活に戻った人数を評価すべきなので、卒業者数でも評価可能だが、より踏み込んで利用者の生活範囲の改善度までみる必要がある点についても意見が挙がった。

次節では、サービス C に取り組むべく準備を進めている市町村の取組事例について紹介する。ここまでで、サービス C に着手する際に市町村がぶつかりやすい課題やその背景について触れてきた。サービスの企画・計画段階にある自治体がどのような取組を進めたのかという観点から、近々サービス C の提供に着手する石川県加賀市の事例を詳述する

ΛD		22,728人	真静化军	33.6%	サービスC開始時期	平成31年度予定		
サービスの目的		退却し在宅での生活に切り替わる患者が元の生活に戻れるようにする						
別象者選 の方法		進行性の病気ではない、本人の意欲があるなど、加資市独自の遵定チェックリストを用いて遵定						
		サービス内容			遵常方法	サービス提供期間	単価	利用者負担
	訪問	リハ魔が終了後の生; ※通所型サービスと別		ムを提供	类託	3ヶ月(最大6ヶ月) 月1回	4,900円/回	1夢程度
	a	セルフケア輸力向上の)ためのプログラム		発託	3ヶ月(数大6ヶ月) 月1回	4.842FI/FI	1割経度

なお、第2章4サービスCを実施する上での課題の整理では、サービスCの現状と課題について整理しているので、あわせて参照されたい。

3. 参考)石川県加賀市の事例(サービス C 着手に向けて取り組む市町村の事例)

■石川県加賀市の基本情報

石川県加賀市は、人口 67,357 人、高齢化率 33.8%、面積 305.87km² の市で石川県南西部の福井県と接する位置 にある。小松市、能美市、川北町と南加賀医療圏を形成する地域である。(人口、高齢化率は平成 30 年 10 月現在)



出所) JMAP 地域医療情報システム

■地域における介護予防の課題意識

加賀市では、地域高齢者のサークル活動の場などはあったが、介護保険サービスの利用により目標を達成し、介護保険サービスの利用を終了しても、その後、地域のサークル活動に戻るまでに継続して活動する場がないことが課題であった。

そこで、第6期介護保険事業計画期間中に日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)を 実施するのと同時に地域に出向き、介護予防の大切さを地域の方々と話し合い、地区の公民 館などで、介護事業所の専門職と地域住民と行政の協働による一般介護予防事業をスター トさせ、介護サービスと地域のサークル活動との狭間にいる高齢者の介護予防に努めるな どの取組を行っている。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

総合事業の取組としては、平成24年度より介護予防・日常生活総合支援事業の実施に向けた検討会を開催しており、平成24年度で3回、平成25年度に5回の検討会を開催した。また、平成24年度に埼玉県和光市、平成25年に山梨県北杜市において先進地視察を実施している。平成24年度から平成25年度にかけて試行的に事業に着手し、市民向け・事業所向けのアンケートを通じて、全体のニーズを把握しつつ、ケアマネジメントのあり方の検討や生活支援体制の検討や、介護サービス利用終了後、活動の維持・向上の受け皿となる居場所の提供などについてもあわせて実施している。

平成 26 年度、27 年度以降は、具体的な事業の実施に向けて介護予防、生活支援サービス、ケアマネジメントにおいて下記の図表に示した取組を進めた。

図表 11 各事業の取組み

【開始に向けて(平成27年度)】 < 各事業の取り組み>

- 1. 介제予防
- 地域での多様な予防活動や地域交流の機会の創出とメニューづくり ⇒地域型元気はつらつ塾・おたっしゃサークルメニュー強化
- 2. 地域のことは地域住民が考える場「地区単位地域ケア会議」の開催予定 ⇒地域型元気はつらつ塾設置地区・包括ブランチ設置地区にて開催予定
- 3. 高齢期における社会参加と担い手づくり
 ⇒「かがやき予防塾」(介護予防教室+生活支援サポーター養成」)の開催と地域展開
 ⇒ボランティアポイント制度違入
- 4. 予防給付(通所介護・訪問介護)の類型・利用者負担等検討
- 2. 生活支援サービス
- ・家事支援サービスの体制づくり
- ⇒シルバー人材センター、JA、社会福祉協議会、専門職との構築検討会 家事支援サポーター養成講座の実施
- 3. ケアマネジメント
- ・介護予防ケアマネジメントの視点、考え方の啓発、流れの確立 ⇒ケアマネジメントあり方検討会の開催
- ⇒介護予防基本チェックリスト+αのアセスメントツールの作成

出所)加賀市健康福祉審議会高齢者分科会(平成24年度第4回)

なお、加賀市では平成28年3月1日より猶予期間を設けることなく総合事業への移行を進めている。猶予期間を設けなかった理由としては、①早期の支援・サービス提供により自立支援を強化する、②現行相当サービスから実施し、円滑かつ影響の少ない移行を実施する、③将来の事業展開や地域づくり推進のための財源を確保する、といった3つの理由が挙げられる。平成28年度以降、現行相当サービスだけではなく、訪問Bにあたる身体介護の不要な高齢者にむけた家事支援サービスや、簡易な内容の通所サービスAを実施している。

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

加賀市における短期集中型サービス C の議論のきっかけとしては、医療法改正に伴い、在院日数の減少や医療機関の機能分化がある。その中で、医療と介護が途切れず、いかに本人の状態を悪化させず、在宅での生活を維持改善できるかが重要となる。平成 28 年度に総合事業へ一斉移行して以降、利用者が卒業できるかは依然として課題となっていたため、事業移行が落ち着いた平成 29 年度中にサービス C の検討が開始された。

■サービス C の検討体制

検討体制としては、総合事業の検討を進めていたメンバーのうち、作業療法士、理学療法士、看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど、現場の人が中心となっている。

また、県からも現場の理解が深い作業療法士に議論への参加を依頼しており、現在はアドバイザーとして加賀市の取組への助言等をもらっているとのことであった。

■サービス C に関する検討状況

加賀市では、平成30年度よりサービスCの実施に向けた検討が進められており、平成30

年5月、7月に2回の実施検討会が開催されている。実施検討会の中では、短期集中型サービス C の概要、地域に従事するリハビリテーション専門職へのアンケート調査結果、全国の事例紹介およびモデル事業の実施に関する説明と議論が為された。

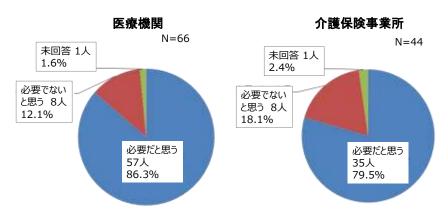
アンケート調査は、市内医療機関および市内介護保険事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を対象に実施されており、主に下記の4点について調査している。

- ①リハビリテーション計画作成時に重要視していること
- ②短期集中型サービス C の導入の必要性
- ③対象者像や提供メニュー
- ④リハビリテーション専門職に期待されること ほか

調査の中では、サービス C の導入に対して、8 割近いリハ職が必要性を感じていることを裏付けており、サービス C の導入によって介護サービスの利用が必要ない程度まで改善を望める利用者が 36.3%も存在するという回答結果が得られている。

図表 12 アンケート調査結果:サービス C の必要性

「短期集中型サービスC(仮称)」の必要性の有無について



出所)加賀市リハビリテーション専門職アンケート(平成29年10月実施)

図表 13 アンケート調査結果:サービス C の必要性

具体的な状況(一例として)

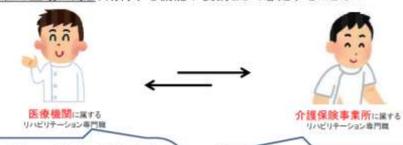
- ○70歳代・女性(大腿骨頚部骨折補後) 助問リビリテーシュ・作業療法士 認知機能の低下がなく、生活目標が「立ち座りがスムーズにでき、掃除や庭仕事ができる」等具体的である。ADL、IADLは自立しているが、足の痛みが阻害 因子で動作のしにくさがある方。動作練習、自主的運動にて、生活の改善少しずつ 認める。目標が明確で意欲もあり、リハビリに依存しすぎず自分で頑張ろうという 方、このような方は短期集中の介入での機能改善の可能性が大きく、期間を区 切って目標達成の終了を意誠づけた方が上手くいく方。
- ○70歳代・女性(心疾患、ベースメーカー) 通所リハビリテーション・理学療法士 手術後、家で閉じこもりがち、通所リハビリで体操、動作のポイントを伝え、「あと○○回 で終了できますね」との見通しが立てる方、本人意欲がある方、また、通所リハビリの 効果が実感できる方
- ○60歳代・女性(脳出血後遺症)老人保健施設・作業療法土 片麻痺で高次脳機能障害はない。発症から1年未満で自宅に退院している。以前から家庭での役割が大きく、リハビリにも意欲的な方
- ○80歳代・女性(腰椎圧迫骨折)が問いビリテーション・作業療法土 ADLは独歩にて入浴以外は自立。認知機能低下もなく、リハビリへの意欲が高く 自主トレーニングも継続可能。性格的に慎重で、自信のなさから次の階段への移行 に消極的。IADL(家事動作の獲得)、外出に向けた支援を行っている方

出所)加賀市リハビリテーション専門職アンケート(平成29年10月実施)

さらに、この調査の中では、医療機関のリハ職と介護事業所のリハ職に期待するそれぞれの役割についても聴取している。サービス C で提供すべきサービス内容を検討する際の一助となる有用な調査結果と言える。

図表 14 アンケート調査結果:サービス ()の必要性

それぞれの立場に対し、期待する機能や役割として想定することは?



- ○向上してきたADLを維持できるようにして ほしい
- ○生活リハビリへの意識付けや個別リハビ リ卒業への取り組みをしてほしい
- ○医療機関では「治すリハビリ」が主。介護 保険事業所では「支えるリハビリ」を行っ てほしい
- ○医療機関で達成できなかった残された課題への取り組みを続けていってほしい
- ○社会とのつながりが途切れないよう、これまでの生活スタイルの獲得支援をしていってほしい
- ○在宅復帰後にどんな生活をしているかを念頭に置いた具体的な目標設定をしてほしい
- ○実際に在宅や生活場面を想定してのリハビリテーションを行ってほしい
- ○生活の場面に戻る前に手すりや住宅改修な どをしないでほしい。本人の動線や関係の ないところに手すりなどがあった。本当に必 要になったとき、介護保険が利用できない
- ○本人や家族の思いや予後予測を含めた目標の可能性を設定してほしい

出所)加賀市リハビリテーション専門職アンケート(平成29年10月実施)

検討会においては、入院中から在宅での生活動作を想定したリハビリの実施やサービス C の利用によって元の生活に戻れることを目的とすべきといった議論がなされていた。一方で、かねてより加賀市で課題となってきた卒業後のフォローの実施重要という意見も寄せられていた。サービスの提供面では、開始前に利用者に対して、サービスの目的と実施期間が限られていることや地域にある既存の取組の中でサービス C を運用し、終了後の活動の継続の場を確保することで移行がスムーズに進むのではないかといった議論がなされていた。

市の担当者は、サービス C の実施目的のひとつとして医療職に利用者の生活目標を認識してもらう重要な目標である点に言及しており、ただ退院させることを目的としてリハビリをするのではなく、生活目標を持った上でリハビリに取り組んだ上で退院することの重要性を述べていた。最終的には、ADL の向上だけでなく本人の「したい生活があるからリハビリをがんばる」、という構図を作れる地域づくりが望まれる、とのことであった。

■現在検討中のサービス C モデル事業

加賀市では、平成30年9月時点において、先述した検討会の中でサービスCの必要性を確認した上で、具体的なサービス開始に向けたモデル事業の計画を練っている段階にある。市としては、市内のリハ職のいる医療機関及び通所系事業所に協力を打診し、サービスCの提供を予定している。

モデル事業の具体的な内容については、次頁の図表を参照いただきたい。

まず、サービス期間については、定められている3ヶ月スパンでの実施を行うものとし、最大6ヶ月での実施を行うが、延長は認めていない。サービス提供頻度は、通所が週1回、訪問が月1回の組み合わせを想定している。

加賀市では、モデル事業の対象者は3件/月を想定しており、入院から退院に変わる高齢者を対象としている。サービスの具体的な要件としては、進行性の病気ではない、意欲があるなどを検討している。

なお、市の担当者は、実際に絞り込みが必要かどうかも、本年度のモデルを通して検討する意向を示していた。交通事情などから活動する場が限られているので、他の先行自治体と比べて社会資源の豊富な市町村と同じように、全員を対象としたサービス展開は難しい点に言及していた。

図表 15 対象者絞込みに用いるチェックリスト

短期集中型サービスC対象者の基本的な選定チェックリスト表(考え方)

・・・想定しうる対象者像・・・

- ○要支援認定(事業対象者含む)の結果を持っているかどうか。
- ○入浴や排せつ等の日常生活動作がある程度自立されているかどうか。
- ○整形疾患、脳血管系疾患であるかどうか。 (がん、進行性の疾患、うつ症状・認知機能低下・精神疾患等の疾患は原則、除く)
- ○身体の痛みの訴え等が継続的に伴っていないかどうか
- ○セルフケア能力の向上が意識的に伴っているかどうか
- ○改善可能性を目的とした生活目標や本人のやりたいことが明確であるかどうか。
- ○短期的(3ヶ月程度)なリハビリにより、改善の見込みがあるかどうか。
- ○家族がいた場合、短期集中Cで介入することへの理解 (卒業を前提として介入する) や協力があるかどうか。
- ○福祉用具貸与等の環境整備の必要性があるかどうか。

出所)加賀市提供資料

ケアマネジメントについては、基本的にサービス C のために様式は作らず、使い慣れた様式で実施することで、ケアマネジャーの負荷の軽減を図るとのことであった。

なお、加賀市ではサービス C の評価方法としては、定量的に体力指標をとろうとしているが、あわせて意欲評価シートなども検討している。本人の目標が達成できたかどうかの定性的な評価についても、継続的に検討したいと、市の担当者は述べていた。

図表 16 モデル事業(案)

推出	標定する内容		
对象者	(1)総合事業対象者・要支援1・要支援2で。 (2)入院等により機能低下した方で、 (3)回復意欲のある方		
藝術	原則3か月(職長6か月) 条試行時は3か月とする		
2977	通所時(リハビリ職員1名+必要に応じて看護師・介護職員等) 訪問時(リバビリ職員1名+必要に応じて看護師・介護職員等)		
电所	①通所系介護事案所(リハビリ戦員が確保できること) ②病院(リハビリ戦員及び場所が確保できること)		
委託単価	本人負担は委託単係の1割程度を想定 後参考(事業対象者・要支援1向けサービスの1日(回)当たり単価) 適所 地域型はつらつデイサービス 約3,866円/日 適子型サービスA 約3,167円/日 介護予紡通所介護相当サービス(要支援1) 約4,10円/日 介護予紡通所リハビリテーション(要支援1) 約4,90円/回 (本体+運動機能向上加算) 助問 介護予妨訪問介護相当サービス(要支援1) 約2,920円/回 介護予妨訪問リハビリテーション(要支援1) 約4,900円/回 (本体+短期集中加算)		
プログラム内容	適所を基本として訪問を必ず組み込む 適所 1国90分以上(120分程度) セルフケア能力向上のためのプログラム(集団と優別の組み合わせ) 訪問 1国30分以上 実際の終了後の生活に合わせたプログラム 国数は通序又は訪問を選1回行う想定だが、要支援1の利用限度額の範囲内で組み合わせる (特に必要な場合は要支援2の利用限度額まで利用可とする)		
終了後	元の生活に戻ることを原則とし総合事業や介護予助サービス等の利用は想定しない 地域型はつらつ整、地域おたっしゃサークル、サロン、老人会等、社会参加へつなぐことを基本とする		
进程	B 4		

出所) 加賀市 第2回短期集中型サービス C実施検討会(平成30年7月)

図表 17 モデル事業 (案) のサービスフロー

11/10	In 8	天佑者 - 2206		
入就中	本サービスに適した利用者がいれば地域包括支援セン ターへ連絡する	入院先病院のリハビリ職員又は相談員等		
*	面接等により利用者が本サービスの対象者であること を確認し、利用者へのサービスの説明及び意向確認を 行う。申し込み書類等の作成を行う。 利用する事業所を調整する。	地域包括支援センター製品		
*	ケアプラン原案を作成する。	地域包括支援センター職員		
,	サービス担当者会議(退院前カンファレンス)を開催 し次の事項を検討する。 ・日標 ・入院中のリハビリ状況 ・退院後の支援を行う上での錯意点	利用者 地域包括支援センター職員 サービスC提供事業所のリハビリ職員 疾数離員(医約、着婚郎、リハビリ職員又は相談員等) 行政職員(長寿派)		
ш	サービス担当者会議の内容をふまえてケアブラン作成 と利用者の同意を得る。	利用名 地域包括支援センター職員 (サービスC提供事業所のリハビリ職員)		
MRD.	初知訪問 ケアブランをもとに作成した製別計画の利用者の興意 を得る。	利用者 サービスC提供事業所のリハビリ職員 (地域包括支援センター職員)		
à	サービス開始	利用者 サービスC提供事業所のリハビリ鞣員		
1月ごと	モニタリング(中期評価)	利用者 地域包括支援センター職員 サービスC提供事業所のリハビリ韓員		
教料器	終了時評価	利用者 サービス C提供事業所のリハビリ職員 地域包括支援センター職員 行政職員(長寿課)		

出所) 加賀市 第2回短期集中型サービスC実施検討会(平成30年7月)

■サービス C の実施に向けた多職種の連携

加賀市では、サービス C の実施に向けて、退院支援看護師、ソーシャルワーカー等には 説明会を実施し、取組に対しての理解を求めようとしている。説明会を医療センターのホ ールで夕方~夜にかけて実施することを想定している。

■サービス C 終了後の対応

加賀市では、サービス C の終了後は、利用者の担当者は地域包括支援センターになる。 ただし、サービス C 終了後の地域活動へのつなぎについては、費用・人手がかかることも 踏まえた施策展開を検討する必要性を市の担当者は述べていた。利用開始から、終了後の 生活を本人と共有し、終了後の活動の維持・向上の場へのアプローチを考えながらサービス C の利用をしていくことが重要である。

重要なポイントとして、地域にもう一度つなぐという役割をケアマネジャーが丁寧に担 う必要がある。

■サービス C の将来展望

今後は診療報酬改定の影響もあり、病院も在院日数を短くすることが予想されることから、患者本人が出来る限り早く在宅に戻れるような好循環を作りたい。可能であれば、医療機関が最初から生活目標を持った支援をするような地域づくりを進めたいと市の担当者は述べている。

また、PT/OT の数が少ないので、ノウハウ・専門性の部分はどうしたらよいかのプログラムはこれから検討していく必要があるだろう。ADL·IADL の改善だけではない支援のためのノウハウをどのように構築できるかが鍵を握る。医療と介護の短期集中支援はかなり視点が違う。どのようなプログラムが良いかなど検討していく必要がある。

このほかにも、住民の意識啓発も展開していかねばならない。たとえば、サービスの利用終了を目標にすると、利用者や利用者の家族から「追い出された」と思われてしまうこともある。終了ありきだという導入がサービス C を普及していく上で重要になる。意欲的に利用終了を前提としてくれる住民を増やしていくことも重要だと述べていた。

■国や県への期待

事業全体の実績評価をする指標設定をしたいと考えている。件数で評価できるものはストラクチャー指標までであり、アウトプットまでを評価する指標を国や県から例示して欲しいと要望していた。

4 <u>サービス C を</u>実施する上での課題の整理

4-1 事業企画段階

事業企画段階は、次の通り分解することができる。意見交換会では議論を通じ、下記の4項目におけるサービス C の現状について現状・問題点と抽出される課題の整理を試みた。

- ①事業のビジョン設定
- ②予算の確保
- ③専門職・団体との連携
- ④事業者の募集

事業の

ビジョン設定

現状·問題点 課題

総合事業全体のビジョンの設定

要支援者・事業対象者に対しての目指すべき支援のあり方が定まっていない。

地域課題の把握

・地域の高齢者が介護が必要になる要因が分析し、サービスCで解決しなければならない課題を明確にできていない。

サービスCのビジョンの設定

- 保険者にサービスCの位置づけやビジョンが無
- 保険者にビジョンがあっても、サービス設計段階から地域包括支援センターなど参加主体を参画させていないため、保険者側の理念が浸透しづらい。
- 自治体職員にとってはゼロから事業を設計するのはハードルが高い。しかし、事業設計の際に参考にできるような同規模の自治体の事例がわからない。
- 二次予防事業をそのまま移行させている自治体が多い。

- 要支援者・事業対象者への支援のあり方の明確化
- ・的確な地域課題の把握 (地域ケア会議等を通じた地域課題の把握 の推進など)
- ・地域特性や地域課題を踏まえたサービス Cの位置づけや役割の明確化
- ・リハビリ専門職や地域包括支援センター 等を巻き込んだサービス検討体制の構築

限られた予算内で実行するための体制設計

高単価の現行相当のサービスをそのままサービスCに移行するなど、予算構成の変更ができていない。

・限られた予算内で実行するための予算の 支出構成割合の適正化

予算の確保

予算申請に向けた関係各所への説明

委託実施や人員増などに伴う追加の予算の申請に際し、サービスCの効果を定量的に示せないために申請が通りにくい。

予算と実態との乖離

予算を確保すると、"予算を消化すること"に目的がすりかわってしまう。

・財務部門を説得できるだけのサービスC の効果・効用の提示

現状・問題点

課題

専門職の確保

専門職・

連携

- 介護予防に対応できる専門職が少ない。
- リハ職の意欲があっても、所属組織との調整が つかないこともある。
- ・施設基準や単価基準の関係で、組織側に派遣 のインセンティブがない。

職能団体との連携

- 体制が確立していないとどこと連携して良いかもわからない。
- 専門職が組織化されていない。

- •専門職の育成、確保
- 医療機関や介護施設が人を派遣できるような単価設定
- (中・長期的には医療・介護施設の配置基準の見直しなどの制度改革)
- ・地域ケア会議等を通じたネットワークの構築
- 職能団体の組織化や地域における協議 会等の組成
- 職能団体との検討体制の構築

実施事業者の確保

事業者の 募集

- 利用者数の見通しが立たず、協力をためらう事業所が多い。
- 単価も低く、短い期間で別のサービスに移行してしまうため、サービスを実施するインセンティブがない。
- 自治体側が高単価のサービス提供をする際の 単価設定やコードを知らない。

サービス提供者の意識

・リハ職が改善に対しての意識が低い。予防や自立支援といった新しい感覚に考え方を切り替えられていない。

- ・事業者側へのサービスC実施のメリットの 提示またはインセンティブの付与
- ・サービス量のコントロール(要支援者・事業対象者の全体量の把握、その中での短期集中型サービス対象者数の把握)
- ・卒業比率を公開するなど、成果を出した 事業者が評価される仕組みの構築
- 自治体に対して「その他の生活支援サービス」などさまざまな単価設定の可能性の 周知
- 事業者に対して市のサービスCのビジョンの周知

4-2 事業実施段階

事業実施段階は、次の通り分解することができる。意見交換会では議論を通じ、下記の 4 項目におけるサービス C の現状について現状・問題点と抽出される課題の整理を試みた。

- ①相談受付・利用者の選定
- ②アセスメント・ケアプラン作成
- ③サービス提供

相談受付・

利用者の

選定

④終了後の活動への連携

現状・問題点

相談受付

- 相談受付の相談の段階で、総合事業の趣旨を 利用者に説明できていない。
- 委託包括の場合、理念が浸透せず日常業務に おける対象者の把握を行わない。

適切なサービスへの振り分け

- ケアマネがサービスCではなく、認定や現行相当、サービスAに流してしまう。
- ディサービスの利用を希望する利用者に望まれると断れないケースが多い

サービス対象者の選定基準の設定

- ・サービスの内容によってはすべての対象者にな じまないが、サービスCに適した人を抽出・選定 するのは難しい。
- 認知症患者など改善可能性が低い人を対象から除外すると、地域で認知症をサポートするという施策の方向性に逆行してしまう。
- 利用者の特性や状態に応じたサービスの整理 ができていない

選定を行わない場合の体制確保

対象者の絞込みを行わずに全員を受け入れる だけのキャパシティを確保できない。

課題

- ケアマネジャーおよび地域包括支援センター(委託)職員に対するサービスCの重要性の訴求
- ・地域包括支援センターやケアブラン作成 事業所とのサービスCの理念や目的の 共有
- ・総合事業の趣旨・サービスCの普及啓発

アセスメント・

ケアブラン

作成

アセスメント

- 全体を見ないケアマネが多い。アセスメントシートの項目を増やすと使ってもらえない。
- 専門職が訪問してアセスメントする体制が整っていない。

目標設定・ケアプラン作成

- 利用者の状態に応じた適切な目標を提示・設定 できていない。
- 担当者による質のバラつきが大きい

- ・自立支援を前提とした介護予防ケアブランの作成
- 自立支援型地域ケア会議等のケアマネジメント体制の強化
- 委託包括や居宅介護支援事業所、サービス提供事業所などへのサービスCの理念の浸透
- サービス提供者や利用者に対するサービスCの効果の提示
- ・利用者に対する適切な目標の設定

38

高齢者の生活を見越したサービスの提供

サービス提供

- 専門職の訪問による生活環境を踏まえた指導ができていない。
- 高齢者が地域に戻った際の生活を想定した サービス内容の検討ができていない。

利用者のセルフマネジメント力の向上

利用者自身でセルフマネジメントできるような仕組み・取組ができていない。

- 自立支援型地域ケア会議等のケアマネジメント体制の強化
- ・委託包括や居宅介護支援事業所、サービ ス提供事業所などへのサービスCの理念 の浸透
- ・サービス提供者や利用者に対するサービ スCの効果の提示
- 利用者に対する適切な目標の設定

社会参加に対する考え方

終了後の 活動への 連携

・通いの場のみを社会参加の場と捉えてしまい、 高齢者のニーズや生活に合わせた柔軟な対応 ができていない。

社会参加の場の確保

連携する余暇やボランティア活動、地域の通い の場などの社会参加、一般介護予防事業、通 所サービスB等の社会参加に資する取組が少 ない。

通いの場の受け入れ体制の確保

通いの場はたくさんあっても、メンバーが固定化 しており、後からの参加を受け入れてもらえない ことがある。

- ・余暇やボランティア活動、地域の通いの場などの社会参加、一般介護予防事業、 通所サービスB等の社会参加に資する取 組につなぐ必要性の啓発
- ・流動的なメンバー受入を可能にする通い の場のあり方の模索や、新規の社会参加 の場の創出など、終了後の活動の多様化

4-3 事業評価段階

事業評価段階は、次の通り分解することができる。意見交換会では議論を通じ、下記の 2 項目におけるサービス C の現状について現状・問題点と抽出される課題の整理を試みた。

- ①モニタリング
- ②評価·効果検証

現状・問題点

モニタリングのための人員の確保

サービスC終了後、定期的に状態や利用しているサービスの状況の把握まで手が回っていない。

事業所や地域包括支援センターにとってはモニ タリングを行うインセンティブがない。

モニタリングの手法

追跡すべき項目がわからない。

課題

- 利用者の社会参加の継続状況の把握
- 効率的で負荷の少ないモニタリング体制 の検討
- 自治体規模や資源量に応じたモニタリング実施体制の構築
- ・効果的なモニタリング手法の確立・普及

定量・定性目標の設定

評価·効果 検証

モニタリング

- 職員の理解や意欲を促す上での定量的・定性 的目標としてどういった項目があるかが明確に なっていない。
- アウトカム・プロセス・ストラクチャーを評価する うえで、どういった定量・定性評価が必要かが明確になっていない。
- ・サービスCの目的が自治体ごとに異なる中、 サービスの質を図るための指標の設定が難しい。
- サービスC卒業者の人数、翌年度の認定更新 の有無、認定者数の推移、基本チェックリスト該 当者数の推移など、様々な指標が考えられる中 で、各自治体に適した指標を選択するのは難しい。

- ・職員や利用者の意欲を高めるために必要な目標設定のあり方の調査、モデル化
- ①保険者・②サービス提供事業者それぞれについて、提供した取組の効果検証項目の設定
- ・モニタリング結果を踏まえた③利用者の サービス効果の検証の実施
- ・好取組自治体における効果検証項目の 推移の調査
- ・目標設定・効果検証方法の整理・モデル 化
- インセンティブ交付金など、要支援者のアウトカムに対してのインセンティブを付与する仕組みづくり

第3章

地域支援事業における 介護予防の取組に関する アンケート調査

1.調査手法

1-1 アンケート調査の概要

(1)調査対象

全国 1,741 の市区町村における介護予防の担当者を対象とした。

(2)調査方法

Excel シートによるアンケートで全国の全市区町村を対象とした悉皆調査を実施した。なお調査開始の案内は、前述の通り、厚生労働省 老健局 老人保健課の協力を仰ぎ、都道府県担当者を通じ、全国の市区町村担当者宛のメーリングリストを通じて実施した。

(3)調査内容

調査項目は以下の通りである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

- -市区町村の基本属性(人口規模・高齢化率)
- ーサービス C の取組状況 (取組の有無・実施予定時期)
- -サービス C の実施内容
 - ・サービスCの取組内容・体制(取組内容、運営方法・体制、所管部署)
 - ・サービス提供プロセス(対象者絞込みの有無・方法、アセスメントを実施する職種、 目標設定の方法、サービスを提供する専門職、サービス終了後の連携の有無・内容、 実施人数)
 - 評価項目
- -サービス C の実施に向けた課題
 - ・国や都道府県からの支援
 - ・関連団体との連携
 - 課題
- -一般介護予防事業の実施状況
 - 一般介護予防事業の取組内容(総事業費・介護予防普及啓発事業の実施有無・内容、 地域介護予防活動支援事業の実施有無・内容)
 - ・通いの場の支援を未実施の理由
 - 保険事業との連携の有無・予定時期
 - ・動機づけ施策(実施有無・実施開始時期・実施予定時期・施策の内容、財源、事業 費、効果の比較状況)

(4)調査期間

平成30年10月11日から平成30年10月31日にかけて実施した。

(5)回収結果

全国 1741 の市区町村のうち、一部については広域連合で総合事業を実施しているため、 母数としては1739 となった。そのうち有効回答数は1,721 市区町村で、有効回答率は99.0% (=1,721/1,739) となった。

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全て の質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

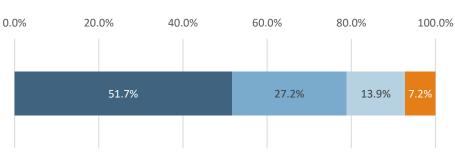
2. 調査結果

2-1 調査結果に基づく考察

(1) 市区町村の属性情報

回答した市区町村の基本属性について述べる。

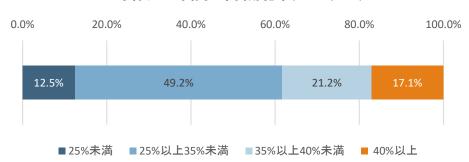
人口規模については、過半数が 2.5 万人未満の市町村で、51.7%を占める結果となった。



図表 18 質問 3 | 人口規模(N=1,721)

■2.5万人未満 ■2.5万人以上7.5万人未満 ■7.5万人以上20万人未満 ■20万人以上

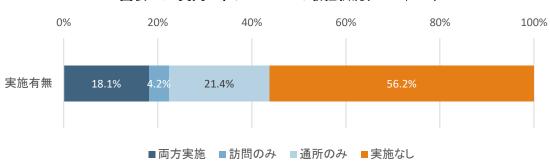
また、高齢化の状況としては、高齢化率 25%以上 35%未満の自治体が最も多く、49.2%と約半数を占めている。



図表 **19 質問** 3 | 高齢化率(N=1,721)

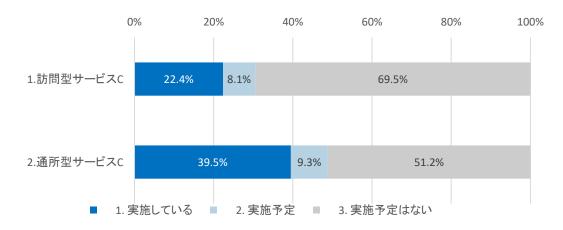
(2) サービス C の取組状況

サービス C の実施状況としては、訪問型サービス・通所型サービスのどちらも実施していない自治体が 56.2%と半数以上を占めており、サービス C が十分に浸透していないことが見て取れる。



図表 20 質問 4 | サービス C の取組状況(N=1,721)

また、サービス C の実施意向についても、「実施予定はない」という回答が多い。この結果からも、サービス C の実施に対して現時点では否定的な自治体が多いことがうかがえる。

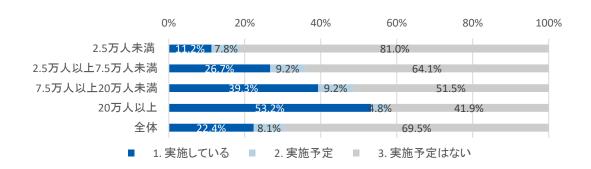


図表 21 質問 4 | サービス C の実施意向(N=1,721)

人口規模別に実施意向を見ると、訪問・通所ともに人口規模が大きくなるごとにサービス C の実施比率が高まることが分かる。後段の課題とも連動する部分ではあるが、サービス C の実施には一定のコストがかかることや、体制確保のためには一定数の利用者の確保が必要となる。そうした観点から、人口規模の小さい自治体においてはサービス C の提供に踏み切るのが難しく、実施意向も低く出てしまうと想定される。

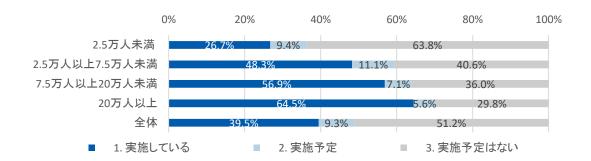
図表 22 質問 4 | 人口規模別の訪問型サービス () の実施意向

(N 2.5 万人未满=890, 2.5 万人以上 7.5 万人未满=468, 7.5 万人以上 20 万人未满=239, 20 万人以上=124, 全体=1721)



図表 23 質問 4 | 人口規模別の通所型サービス C の実施意向

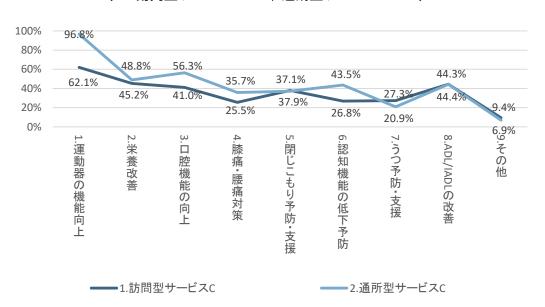
(N-2.5 万人未满=890, 2.5 万人以上 7.5 万人未满=468, 7.5 万人以上 20 万人未满=239, 20 万人以上=124, 全体=1721)



(3) サービス C の取組内容

サービス C の実施内容については、訪問・通所ともに「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」が上位 3 つを占めている。特に通所型サービスにおいては、運動器の機能向上についてはほぼすべての自治体が取り組んでいる。前述の 3 つの機能を中心としつつ、サービスが行き届いている自治体では ADL/IADL や認知機能の改善や、閉じこもり・うつの予防などまで取組の範囲を広げるといった傾向が見て取れる。

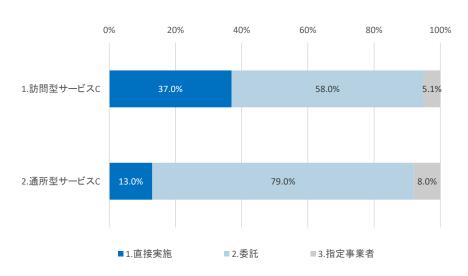
図表 24 質問 5 | サービス C の取組内容 (N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



(4) 運営方法

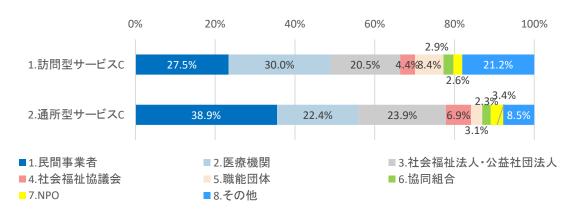
サービス C の実施に当たっては、市町村担当者が直接事業を実施する直接実施はもちろん、多様化するサービス内容に応じて地域包括支援センターや民間事業者等への委託といった方法が認められている。実際、サービス C の運営方法については、多くの自治体において委託が選択されており、訪問型サービス C の場合は 58.0%、通所型サービス C の場合は 79.0% と高い比率となっている。

図表 25 質問 5 | サービス C の運営方法 (N 訪問型サービス C=433, 通所型サービス C=1,000)



続いて委託と指定事業者を選択した自治体について、その運営主体について見る。訪問型サービス C・通所型サービス C ともに民間事業者、医療機関社会福祉法人・公益社団法人が上位を占める。本サービスが理学療法士などの専門職の参画を必要とするサービスであることから、そうした専門職を抱える地域の介護施設や医療機関と連携してサービスを提供していることがうかがえる。

図表 26 質問 5 | サービス C の運営主体(N 訪問型サービス C=273, 通所型サービス C=870)

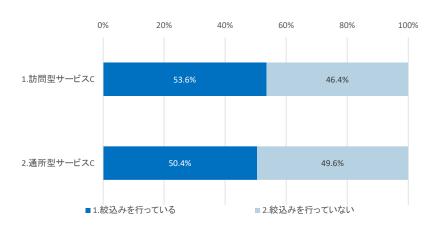


(5) サービス C の対象者選定

サービス C の提供に当たっては、利用者からの相談受付後、「サービス C 対象者の選定・抽出」、「アセスメント・ケアプラン作成」「サービスの提供」「サービス C 終了後の活動への連携」「サービス C の評価」といった流れが想定される。以降はそのプロセスに沿ってアンケートによって把握された現状について記述する。

まずは、サービス C 対象者の選定・抽出について述べる。対象者の決定に際し、基本チェックリストで事業対象者を抽出した後、更なる絞込みを行っているかという問いに対し、訪問型サービス C は 53.6%、通所型サービス C については 50.4%と約半数が絞込みを実施しているという結果となった。

図表 27 質問 8 | 対象者の絞込みの有無 (N 訪問型サービス C=323, 通所型サービス C=678)



「絞込みを行っている」と回答した自治体について、その方法(質問 8 (2))を見てみると、「担当者の個別判断」との回答が多く、その方法については定型化されていない自治体が多いことが見受けられる。一方で、「基本チェックリストを活用した独自の基準」という回答も一定数見られ、一部の先進地域においては、体系的な絞込み方法を確立しつつあると想定される。

100% 80% 49.1% 38.2% 35.1% 37.7% 38.0% 40% 27.7% 12.6% 20% 4.6% 0.0% 0.3% 0% 5.その他 活用した独自の基準1.基本チェックリストを 4.担当者の個別判断 . 先着順 .抽選

図表 28 質問 8 | 絞込みの方法 (N 訪問型サービス C=173, 通所型サービス C=342)

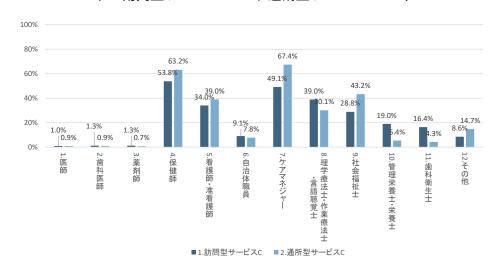
■1.訪問型サービスC ■2.通所型サービスC

(6) アセスメント・ケアプラン作成

サービス C においては、医療・介護専門職が訪問してアセスメントを行うことが求められている。実際に訪問してアセスメントを行う職種としては、ケアマネジャーが最も高い。ケアプランを作成することを前提として、ケアマネジャーとその他医療・介護の専門職が一緒に利用者のもとを訪問するケースが多いことが想定される。

ケアマネジャーに次いで、保健師、社会福祉士、看護師・准看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが多い。地域包括支援センターや自治体が抱える保健師が訪問するケースや、地域の訪問看護事業所・介護事業所への委託されるケースなど地域の資源に応じた体制整備がされていることがうかがえる。

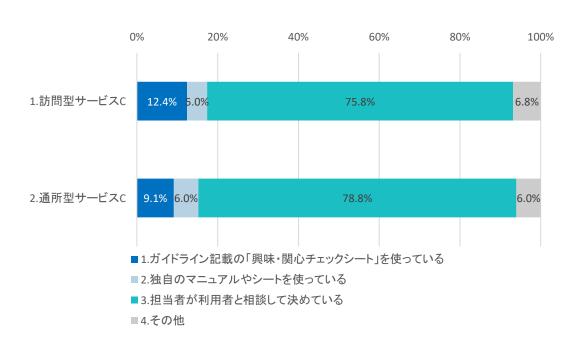
図表 29質問 9 | アセスメントを行う専門職(N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



サービス C は高齢者が社会生活に復帰できるような支援を行うことが大きな意義となっている。そのためには、本人が実現したい生活を明確にし、達成可能で本人の意欲が引き出せるような目標を設定することが求められる。

サービス C を実施する自治体における目標設定の方法としては、「担当者が利用者と相談して決めている」という回答が最も多く、訪問・通所ともに 8 割近くを占めた。ガイドライン記載の興味・関心チェックシートや独自のマニュアル等の利用率は未だ低く、目標設定の質は担当者の能力やノウハウといった属人的な要素に依存してしまっていると思われる。

図表 30 質問 10 | 目標設定の方法 (N 訪問型サービス C=322, 通所型サービス C=678)

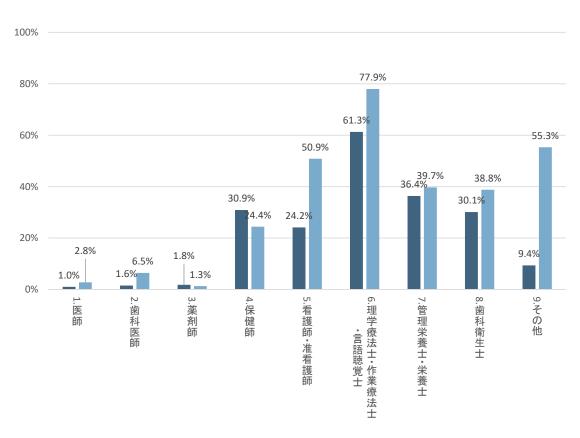


(7) サービス提供

サービス C は保健・医療の専門職により提供される支援であるが、サービスを提供する専門職の類型については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリ専門職が多い。これは、(3) で前述の通り、提供されるサービスの内容の多くが運動器の機能向上を目的としているためであろう。

その他、訪問型サービスについては管理栄養士、保健師、歯科衛生士が続き、通所型サービスについては、看護専門職、栄養士、歯科衛生士の順となっている。

図表 31 質問 11 | サービス C を提供する専門職 (N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)

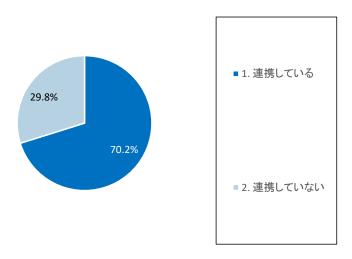


■1.訪問型サービスC ■2.通所型サービスC

(8) 社会参加に資する取組への連携

サービス C は介護予防の考え方に基づき、短期間の支援後、社会参加に資する取組を継続できるような配慮が求められている。しかし、現状の連携状況としては、約7割にとどまっている。

図表 32 質問 12 | 社会参加に資する取組への連携の有無(N=751)



さらに、上記で「連携している」と回答する自治体に対し、連携する取組の内容について問うたところ、9割以上が「地域の通いの場」への連携を行っていると回答した。本来社会参加は通いの場に限定されるものではなく、本人の実現したい生活の実現を支えるものであることをかんがみると、今後は通いの場にとらわれず、連携する社会参加の場の幅を広げ、本人の意向に沿った社会参加を実現していくことが求められるだろう。

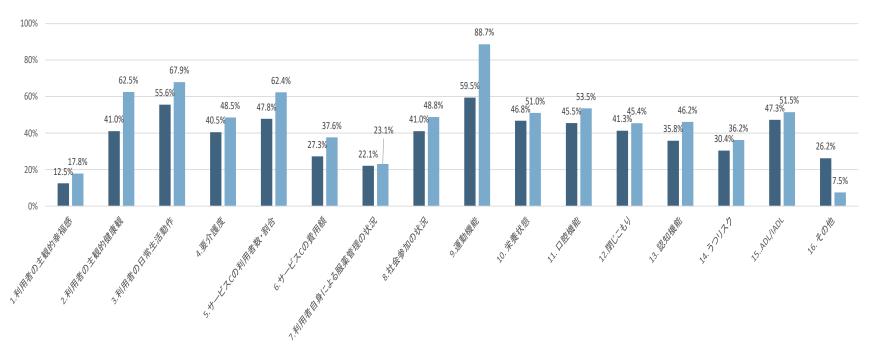
図表 33 質問 12 | 連携する社会参加に資する取組の内容(N=527)

(9) サービス C の評価

事業の効果的な実施のためには、サービス C を適切に評価し、PDCA サイクルを回すことが求められる。現状把握している項目としては、「運動機能」が最も高く、訪問型で 6 割弱、通所型で 9 割弱の自治体が選択している。訪問型については、運動機能に次いで、利用者の日常生活動作、サービス C の利用者数・割合、栄養状態、口腔機能を選択する自治体が多く、通所型については利用者の日常生活動作、利用者の主体的健康感、サービス C の利用者数・割合と続く。

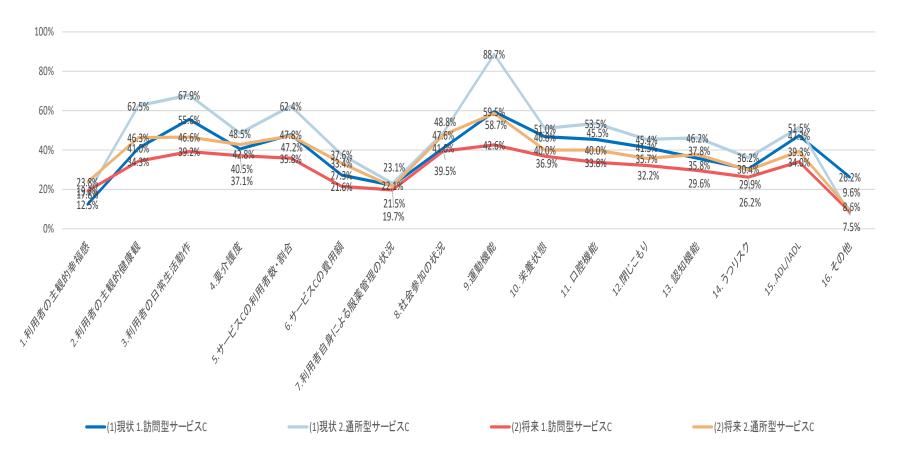
また、将来取得する予定の項目との比較を行っても、波形に大きな変化は見られなかった。

図表 34 質問 13 | サービス C の評価項目(N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



■(1)現状 1.訪問型サービスC ■(1)現状 2.通所型サービスC

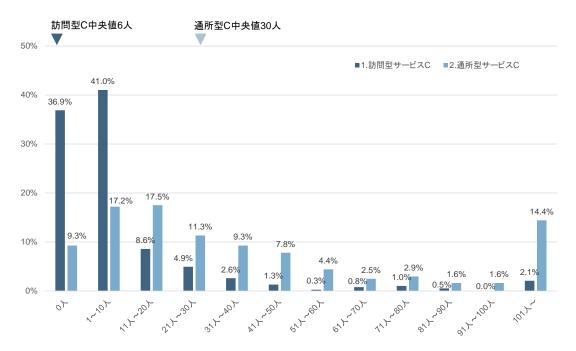
図表 35 質問 13 | サービス C の評価項目の現状と将来の比較(N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



(10)参加人数

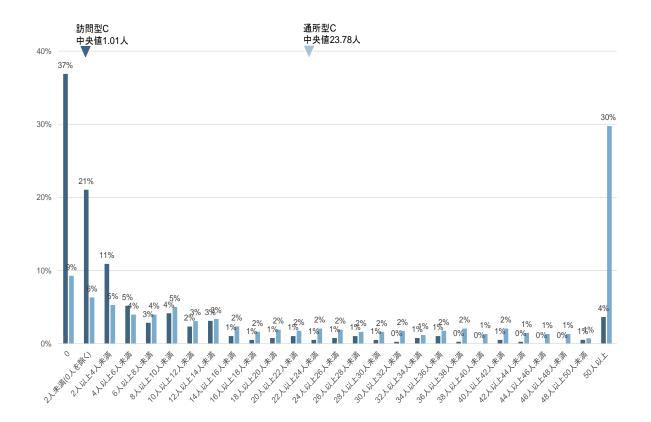
サービス C を実施しているという自治体に対し、参加人数について聞いたところ、0 人という回答が目立った。特に訪問型サービス C については、C については、C を割が実施はしているが利用者がいないという事態となっている。

図表 36 質問 14 | サービス C の参加人数 (N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



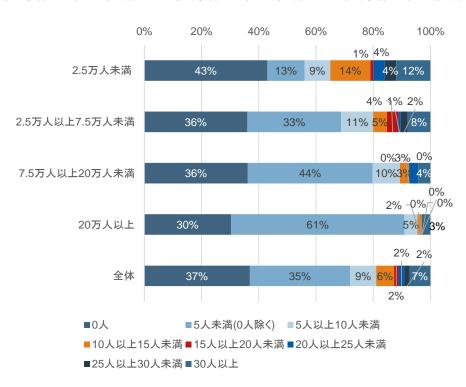
また、高齢者 10,000 人当たりのサービス C の参加人数を見ても、訪問型サービスは中央値 1.01 人、通所型サービスでは中央値 23.78 人とかなり低い数値となっている。

図表 37 質問 14 | 高齢者 10,000 人当たりのサービス C の参加人数 (N 訪問型サービス C=385, 通所型サービス C=680)



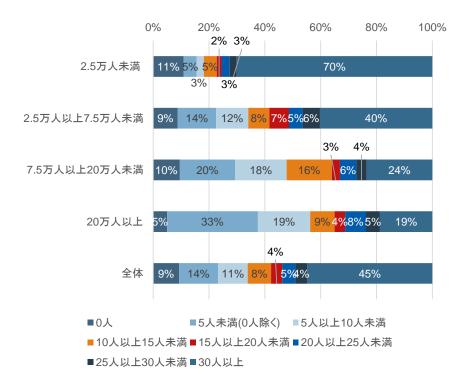
人口規模別に高齢者 10,000 人当たりの利用者数を見ると、自治体の規模が大きくなるほど、0 人の比率は減っている。規模の大きい自治体ほど、サービス C が形骸化する率は下がり、実施体制が確保できていると言える。ただし、利用者 5 人以上の比率を見ると、規模の小さい自治体ほどその比率が上がっている。サービス C は専門職の個別的な指導を要するサービスであることから、一度に利用できる人数が限られるため、このような結果になっていると考えられる。

図表 38 質問 14 | 人口規模別 高齢者 10,000 人当たりのサービス C の参加人数 (N 2.5 万人未満=100, 2.5 万人以上 7.5 万人未満=125, 7.5 万人以上 20 万人未満=94, 20 万人以上=66)



図表 39 質問 14 | 人口規模別 高齢者 10,000 人当たりのサービス C の参加人数

(N 2.5 万人未満=100, 2.5 万人以上 7.5 万人未満=125, 7.5 万人以上 <math>20 万人未満=94, 20 万人以上=66)



(11) 国・都道府県からの支援

現状都道府県から受けている支援としては、「特になし」という回答が最も多く、53.1% と過半数を占めた。また、今後都道府県に期待する支援としては、「先進事例の共有」が51.9%、「研修等の実施」が49.9%とそれぞれ半数近くを占めた。国に求める支援としては、「財源の補助」が55.2%と最も高く、自治体側も国と都道府県では求める役割を明確に区別しており、ノウハウの構築や質の向上に向けた支援は都道府県に求めていることが見て取れる。

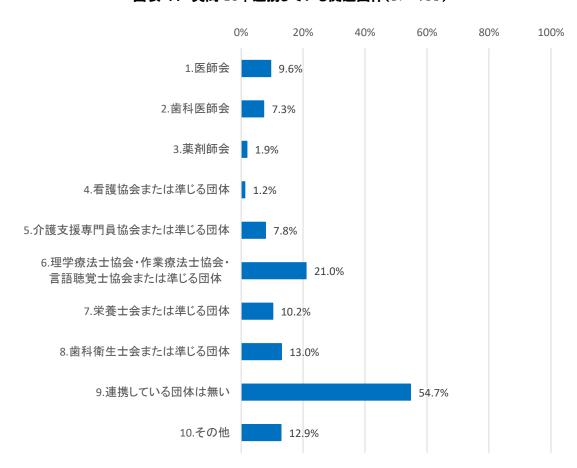


図表 40 質問 15 | 国・都道府県からの支援(N=753)

(12) 関連団体との連携

関連する団体との連携状況としては、54.7%が「連携している団体は無い」と回答しており、未だ連携が進んでいないという現状が見て取れる。

連携されている団体の中では、理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士協会が 21.0%と 最も高く、次いで歯科衛生士会、栄養士会と続いており、サービスを提供する専門職の団体 との連携が先んじて進んでいることがうかがえる。一部連携が進んでいる自治体において は、医師会などの周辺団体との連携も始まっていると想定される。



図表 41 質問 16 | 連携している関連団体(N=753)

(13) サービス C における課題

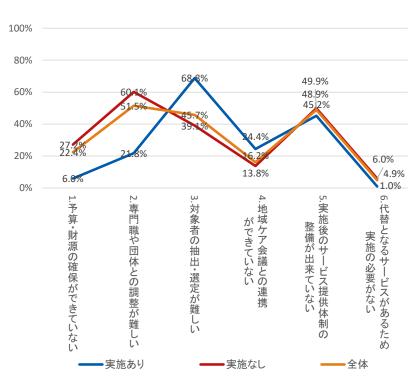
サービス C の実施おける課題としては、訪問型・通所型ともに「専門職や団体との調整が難しい」「対象者の抽出・選定が難しい」「実施後のサービス提供体制の整備ができていない」という3つに回答が集まった。

特にサービス C を実施していない自治体においては、専門職や団体との調整に課題を感じているようで、実施自治体とは訪問型・通所型ともに 40pts 近い差が出ている。

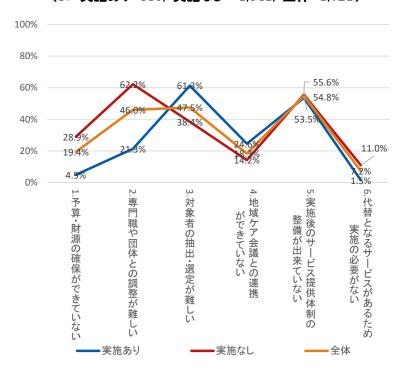
翻って、対象者の抽出・選定については、サービス C 実施自治体の方が課題と感じており、実施して初めて認識される課題であることが見て取れる。

実施後のサービス提供体制の整備については、サービス C の実施有無にかかわらず高い 比率となっており、通いの場をはじめとする社会参加の場をどのように確保するかについ ての課題意識は強いことがうかがえる。

図表 42 質問 17 | 訪問型サービス C における課題 (N 実施あり=385, 実施なし=1,336, 全体=1,721)



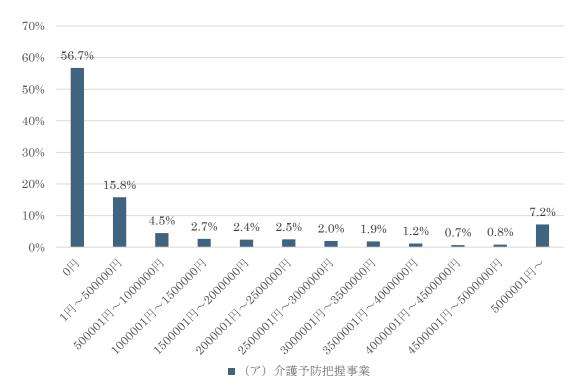
図表 43 質問 17 | 通所型サービス C における課題 (N 実施あり=680, 実施なし=1,041, 全体=1,721)



(14) 一般介護予防事業

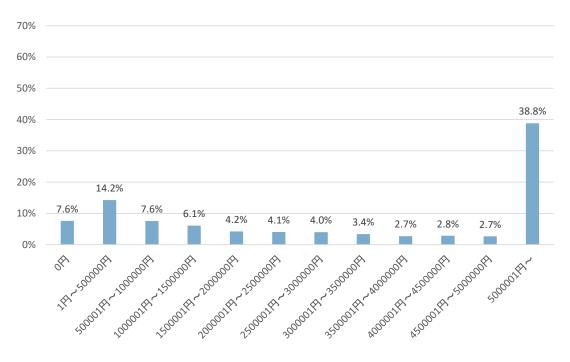
本アンケートでは、一般介護予防事業についての設問も設けた。まず、平成29年度の一般介護予防事業の各事業における総事業費についてだが、各事業とも自治体ごとにばらつきが見られた。0円という回答も目立ち、(ア)介護予防把握事業、(エ)一般介護予防事業評価事業、(オ)地域リハビリテーション支援事業にいたっては、中央値も0であった。

0円を除いた状態での中央値、平均値を見ると、(ア)一般介護予防事業は中央値 3,376,921 円、平均値 1,086,000 円、(イ)介護予防普及啓発事業は中央値 9,250,864 円、平均値 3,822,264 円、(ウ)地域介護予防活動支援事業は中央値 6,445,985 円、平均値 1,797,880 円、(エ)ー般介護予防事業評価事業は中央値 1,460,686 円、平均値 508,459 円、(オ)地域リハビリテーション活動支援事業は中央値 1,325,451 円、平均値 285,000 円となった。



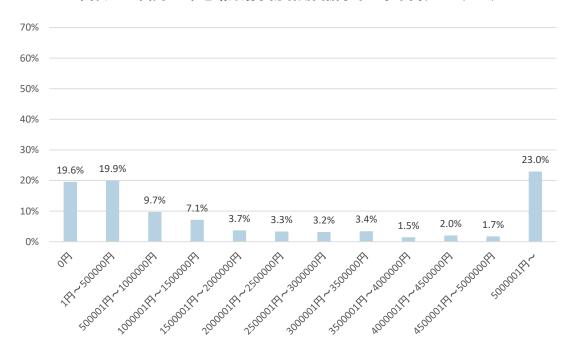
図表 44 質問 18 | 介護予防把握事業の事業費(N=1,721)

図表 45 質問 18 | 介護予防普及啓発事業の事業費(N=1,721)



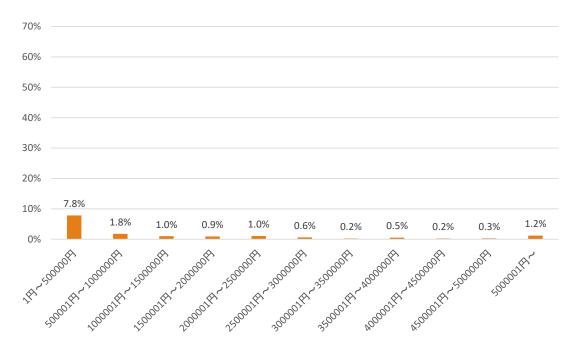
■(イ)介護予防普及啓発事業

図表 46 質問 18 | 地域介護予防活動支援事業の事業費(N=1,721)



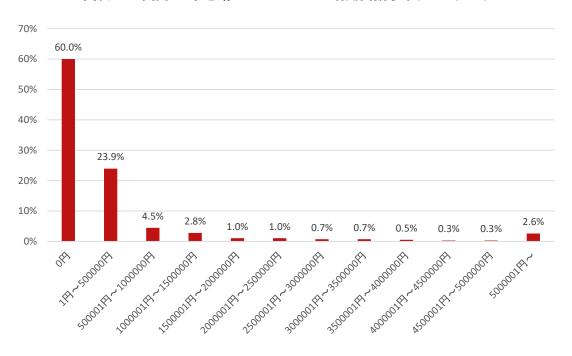
■(ウ)地域介護予防活動支援事業

図表 47 質問 18 | 一般介護予防事業評価事業の事業費(N=1,721)



■(エ)一般介護予防事業評価事業

図表 48 質問 18 | 地域リハビリテーション活動支援事業(N=1,721)

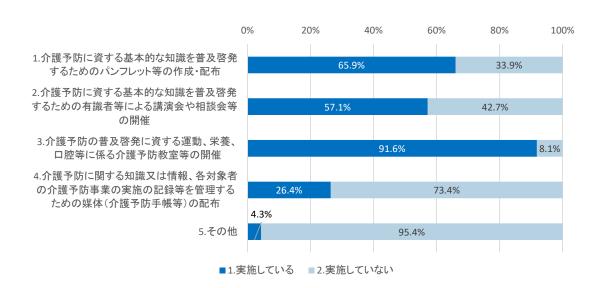


■(オ)地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業の中でも、介護予防普及啓発事業と地域介護予防活動支援事業について は、地域支援事業実施要綱に記載のある各項目についての実施の有無や具体的な取組内容 についても確認した。

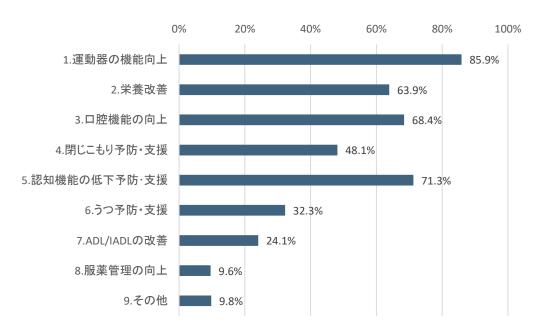
介護予防普及啓発事業については、介護予防教室等の開催はほぼすべての自治体が実施している一方、パンフレットの作成や講演会・相談会の実施は半数程度にとどまった。また、介護予防手帳等の介護予防事業の実施の記録を管理する媒体の配布を行っている自治体は全自治体の 4 分の 1 程度にとどまり、介護予防教室の整備を最優先で取り組んでいるという傾向が見て取れる。

図表 49 質問 19 | 介護予防普及啓発事業の実施有無(N=1.721)

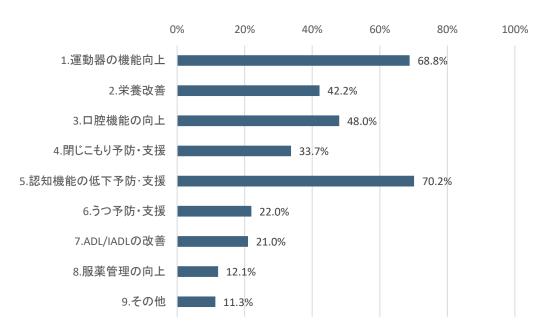


介護予防普及啓発事業の各項目の取組内容については、ほぼすべての項目において、運動器の機能向上と、認知機能の低下予防・支援を選択する自治体が多くなる傾向がある。それだけこの一般介護予防事業においては、広く住民の運動機能と認知機能の維持・改善を図り、要支援・要介護状態への移行を防止するという目的感が強いことがうかがえる。

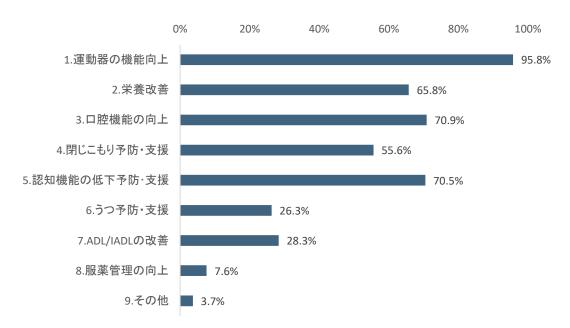
図表 50 質問 19 | 1.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発 するためのパンフレット等の作成・配布の取組内容(N=1,134)



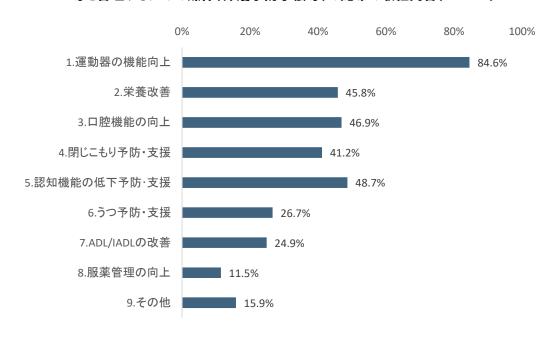
図表 51 質問 19 | 2.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発 するための有識者等による講演会や相談会等の開催の取組内容(N=982)



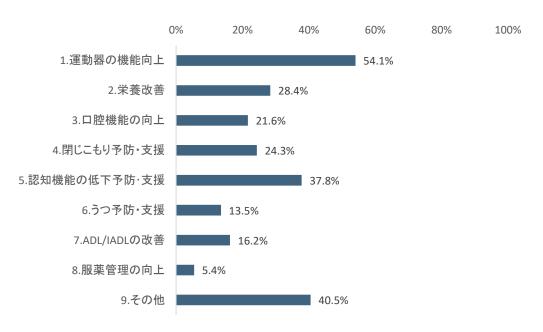
図表 52 質問 19 | 3.介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、 口腔等に係る介護予防教室等の開催の取組内容(N=1,577)



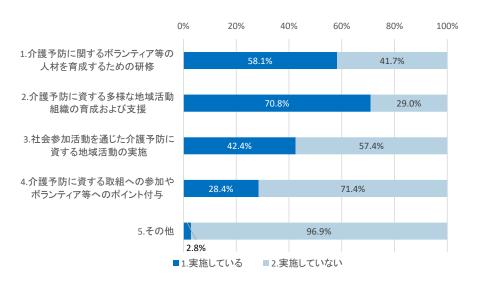
図表 53 質問 19 | 4.介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体(介護予防手帳等)の配布の取組内容(N=454)



図表 54 質問 19 | 5.その他の取組内容(N=74)

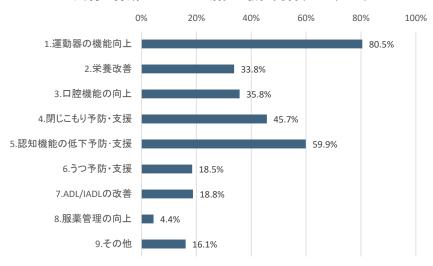


介護予防普及啓発事業の実施状況としては、地域活動組織の育成および支援が最も多く、約7割の自治体が実施していると回答した。また、ボランティア育成のための研修実施も6割弱、介護予防に資する地域活動の実施も4割強と、地域の実情に合わせて適切な項目を選択し、住民主体の通いの場等の整備に向けて、満遍なく実施されていることが見て取れる。



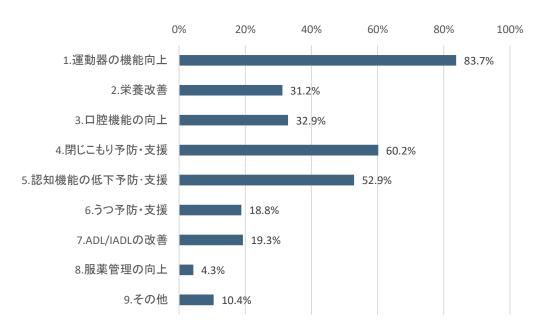
図表 55 質問 20 | 介護予防普及啓発事業の実施有無(N=1,721)

具体的な取組の内容としても、運動器の機能向上、閉じこもり予防、認知機能の低下予防などが比較的多い。高齢者が運動を中心とした住民主体の取組に参加することで、閉じこもり防ぐといった効果を狙うほか、認知機能の維持・向上を目的としたプログラムも多く展開されていることが見て取れる。

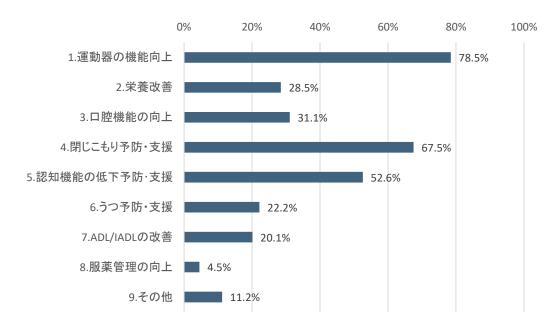


図表 56 質問 20 | 1.介護予防に関するボランティア等の 人材を育成するための研修の取組内容(N=1,000)

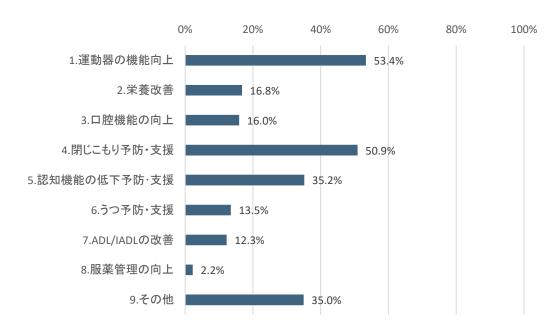
図表 57 質問 20 | 2.介護予防に資する多様な地域活動 組織の育成および支援の取組内容(N=1,218)



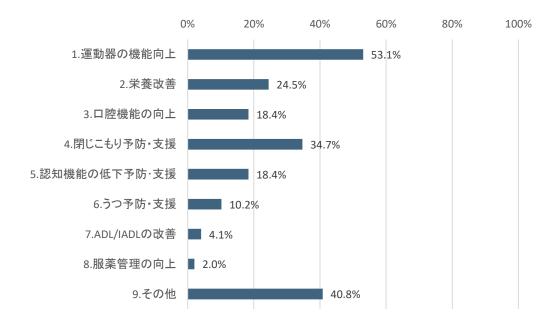
図表 58 質問 20 | 3.社会参加活動を通じた介護予防に 資する地域活動の実施の取組内容(N=730)



図表 59 質問 20 | 4.介護予防に資する取組への参加や ボランティア等へのポイント付与の取組内容(N=489)

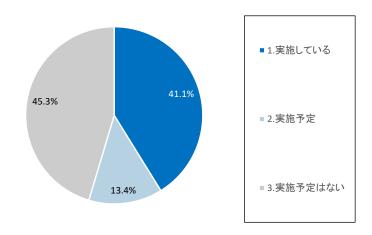


図表 60 質問 20 | 5.その他の取組内容(N=49)



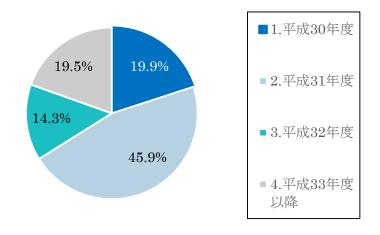
地域の通いの場等を整備するにあたり、高齢者を対象とする保健事業との一体的な実施を行うことで効率的な運用を図ることが推進されている。

保健事業と介護予防事業との連携状況については、41.4%と約4割が実施していると回答した。一方で、45.3%と半数近い自治体は今後も実施予定は無いと回答しており、一体的実施の取組については、実施状況が二極化していると言える。



図表 61 質問 22 | 保健事業と介護予防の連携の有無(N=1.721)

また、保健事業との連携について、実施予定と回答した自治体について、実施予定時期について聞くと、65.8%が平成30年度あるいは平成31年度中に実施すると回答している。



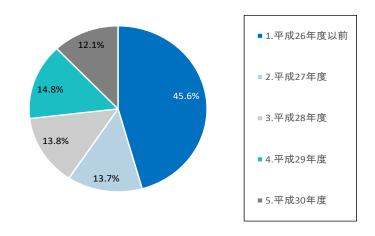
図表 62 質問 22 | 保健事業と介護予防の連携の有無(N=231)

介護予防の取組を効果的に実施するためには、高齢者自身の参加が必要不可欠である。高齢者の参加を促進するべく、なんらかの動機づけ施策を行っているかについては、36.6%と約4割の自治体が実施していると回答した。

■ 1.実施している ■ 2.実施予定 ■ 3.実施予定はない

図表 63 質問 23 | 動機づけ施策の実施有無(N=1,721)

動機づけ施策を実施している自治体に、その開始時期を聞いたとこと、約半数が平成 26 年度以前と総合事業開始以前からの取組であることが分かった。



図表 64 質問 23 | 動機づけ施策の開始時期(N=630)

また、実施予定であると回答した自治体について、その実施予定時期を聞くと、約3分の2の自治体が平成31年度中の実施を予定しており、今後1年以内で実施自治体が増えることが見込まれる。

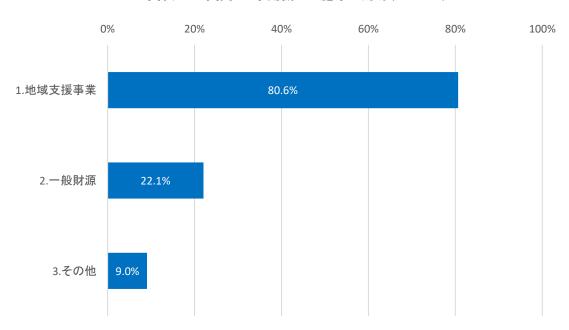
■ 1.平成31年度

■ 2.平成32年度

■ 3.平成33年度以降

図表 65 質問 23 | 動機づけ施策の実施予定時期(N=82)

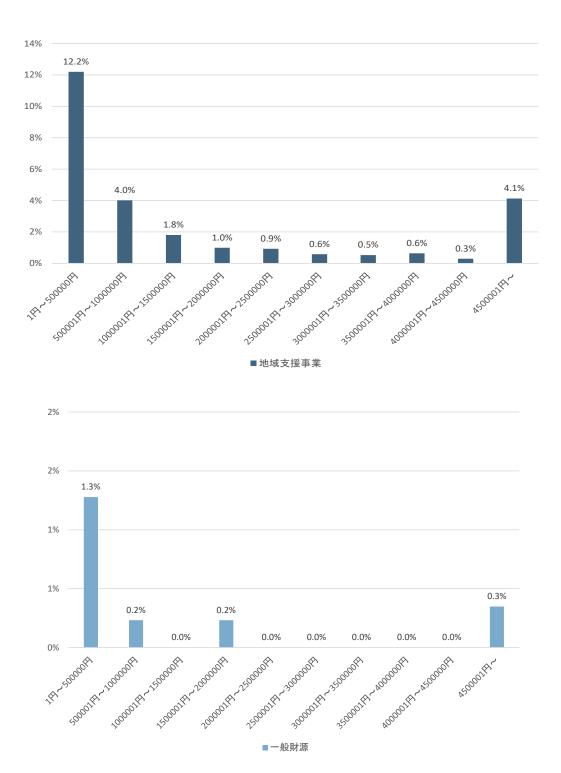
動機づけ施策の財源としては、地域支援事業の財源を使う自治体が最も多く、8割を超えている。ほかにも、一部一般財源やその他の財源を使う、あるいはこれらを組み合わせて予算を確保するといったケースが見受けられた。

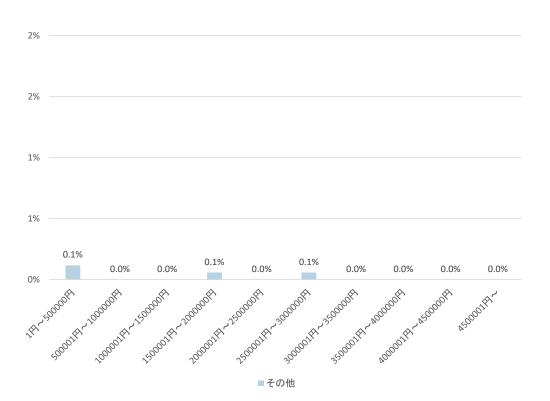


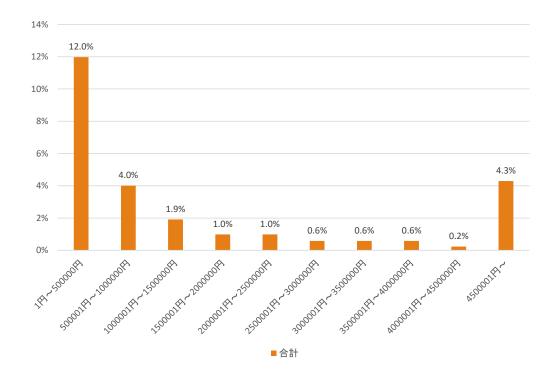
図表 66 質問 23 | 動機づけ施策の財源(N=630)

動機づけ施策にかかる平成 29 年度の総事業費の規模としては、50 万円以下の自治体が最も多く、全自治体の約 12%を占める。

図表 67 質問 23 | 動機づけ施策の財源(N=1,721)

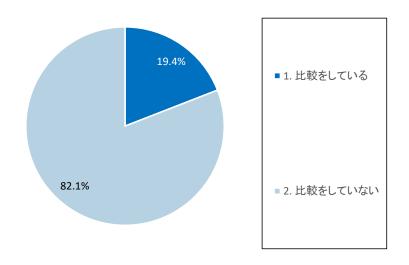






動機づけ施策を実施する上で、その施策により高齢者の参加が増えるなどの効果が出ることが求められる。施策前後での効果検証を行っているかについては、2割が実施するにとどまった。未だ施策の実施体制を築くことに注力している段階であると見られ、施策の評価については今後の課題であると言える。

図表 68 質問 23 | 動機づけ施策の実施前後での効果等の比較の状況(N=630)



第**4章** 好取組事例へのヒアリング調査

● ヒアリング調査の概要

0-1 ヒアリング調査の概要

(1)調査対象

先述の通り、文献調査および電話による簡易ヒアリングを 11 月初旬より実施し、12 月下旬から 1 月下旬にかけてヒアリング対象の選定や調査項目の検討を行った。そして対象が定まった 11 月中旬~12 月中旬にかけてヒアリング調査を実施した。

調査対象は次表の通りである。

図表 69 調査対象とした 11 市町とヒアリング調査実施時期

#	自治体名	担当課	訪問日時
1	広島県広島市	広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課	2018年12月17日
2	岡山県津山市	岡山県津山市高齢介護課	2018年12月21日
3	東京都国立市	東京都国立市健康福祉部高齢者支援課	2019年1月10日
4	石川県金沢市	石川県金沢市保健局健康政策課	2019年1月11日
5	岡山県和気町	岡山県和気町地域包括支援センター	2018年12月20日
6	大分県佐伯市	大分県佐伯市役所福祉保健部高齢者福祉課	2018年12月25日
7	大分県竹田市	大分県竹田市高齢者福祉課	2018年12月25日
8	石川県能美市	石川県能美市健康福祉部我が事丸ごと推進課	2019年1月11日
9	千葉県袖ケ浦市	千葉県袖ケ浦市福祉部高齢者支援課	2019年1月18日
10	山形県米沢市	山形県米沢市健康福祉部高齢者福祉課	2019年1月18日
11	愛知県一宮市	愛知県一宮市高年福祉課	2019年1月31日

また、上記の 11 自治体とは別に、サービス C の取組を検討している例として、石川県加賀市も訪問し、サービス C を検討する中での課題意識や展望についてヒアリング調査を実施した。

(2)調査結果概要

前述の通り、サービス C の実施形態としては、その地域におけるサービス C の目的 や対象となる高齢者の選定の有無等に応じて、2 つのパターンが存在することが明らかになった。

図表 70 サービス C の実施形態のパターン整理

	バターン① 原則全員実施型	バターン② サービス対象者摘出型
目的	給付サービスの入り口として機能し、サービス自体をアセスメントの場として捉え、その後の生活を支える上で必要なサービスを検討する	専門職が集中的に介入し、高齢者の状態の改善を図る
内容	利用者の生活や家屋の状態を把握。たまで、利用者の運動機能等を向上させるため、低負荷な運動能験などを行うケースが多い。	専門職の計算のもと、マシンを使ったトレーニングなど、強度の 高い運動等を実施し、日常生活動作の改善に必要な機能の回 援を図るケースが多い。
実施形態	 教室型 (開始時期が定められ、複数人が同時にサービスの提供を受ける例) ・個別機能器峰軽型 (年間のどのタイミングからでも開始が可能なケースが多い) 	かるケースが多い)
対象者	新規認定者(事業対象者含む)全員	廃用症候群の方など改善可能性の商い高齢者に较い込む
対象者の 絞込み方法	新規認定者(事業対象者含む)全員を対象とするため、核込み は行わない	フロー図等を定め、相談窓口で対象者を適切なサービスに振り 分けるほか、自立支援型地域ケア会議など他職種で判断する ケースが増える
単価	サービス単価は、5,000円/人・回程度が平均と想定される。 ①よりも2の方が高単価になる傾向がある。 収益の安定性を鑑み、月額あるいは年額で単価を定めるケース・ 参考)現行相当サービス 訪問 月12,000円~35,000円程度 逆	
メリット	対象者の振り分けのノウハウがなくても実施が可能	対象者の状態に応じたサービスの提供が可能
デメリット	受け入れ体制の確保が困難 利用者の状態(動が多岐にわたり、パワーリハのような負荷の高い運動を一様に実施することは難えい	対象者の振り分けには適正サービスに振り分ける目利き力(ノ ウハウ)が必要になるため、窓口での振り分けが難しい 社会参加への連携が、ケアマネジメントの質に左右される
実施事例	寝屋川市、豊明市、佐伯市、能美市	生駒市、和気町、竹田市、袖ヶ浦市、国立市、米沢市、津山市、一宮市、金沢市、広島市

本章においては、ヒアリングを行った事例について上記のパターンごとに整理した。 結果的に、今回のヒアリング対象の中でパターン①の事例は佐伯市のみで、他はパターン②に分類された。同類型の中では人口規模順に並んでいるほか、次ページ以降に各市 区町村の人口や高齢化率、サービスの運営方法など、自らの自治体と類似する条件の自 治体を探す上で参考になるであろう情報も合わせて整理している。市区町村がサービ ス内容の検討や見直しの際の参考にしていただければと思う。

図表 71 ヒアリング事例の類型

Ⅰ. 原則全員実施型のサービス C を提供している自治体

1. 大分県佐伯市 p90

ΑD		72,459人	英齡化率	38.0%	サービスC 開始時期	通所型サービスO・ 鎖側型サービスO・	··平成26年度(当時 ··平成29年10月	現行相当サービ	2)
サービスの目的	LC 9	専用由来の機能低	下防止						
対象者 の方法				- スについては原則とし Dのち、担当ケアマネジ・					
提供する サービスC			サービス内容		運営方法	サービス提供期間	甲醛	利用者負担	平成29年度 利用省数
類		「ころば人が問事業 生活動作の確認 いころば人事業とせい 「栄養が関事業」 「口紹が関事業」	(個別プログラムの	確認	委託	3~6ヶ月 (必要時で実施) ※栄養・口聴こかい では1~8ヶ月 (月2回程度)	1回旅たり500単 位米ご分ば人は関係 変	たなし ※ころばんが日本 室	85.A.
	温所	「ころばん事業」 ①健康観察、② ⑤個別プログラム 米ころば人政府事業	4	定・金融プログラム	瓣t	3~6ヶ月 (通1回の過2回)	選切: 1月あたり 2,200単位 透2回: 1月あたり 4,000単位	1割または2割 3割	45.A.

2. 石川県能美市 p111

人口	49,921人	高額化率	25.2%	サービスC 開始時期	平成25年に現状のサ	-ビス Cの 前	角となる二次予防事	策を開始。
サービスC の目的	結付ありきのサービス体例から脱却。、介護予防・自立支援を目指す							
対象者選定 の方法	アセスメントを元ご	ケアブラン会議におり	・て強定。できる限り	新規の利用者に賞	ナービスCを利用してもら	5.		
提供する サービスC		サービス内容		運營方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年度 利用者数
13 m	「鎌幸ライフ訪問」: の自宅での動作物 の自宅での環境製 の自宅での運動機 ※調所型ケービスと組	将 漢指将 将		委託	6ヶ月 (1~3回程度)		500円/回	54人
ill Ni	「健幸ライフ牧室」 ①簡単なストレッチ ②耐・レーニング・・ ③体力教室 申必ず事業者が何は		ング	委託	6ヶ月(全24回)		300円/回	76.X

Ⅱ. サービス対象者抽出型のサービス C を提供している自治体

3. 岡山県和気町 p121

ΑD		14,395人	高器化率	38.9%	サービスC 開始時期	平成29年度4月						
サービスC の目的		状態の維持・改善。	状態の維持・改善、給付サービスへの移行防止									
対象名法 の方法	I	中の担当者が個別に選別している										
提供す			サービス内容		運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年8 利用者数			
	胡爾	専門職が訪問してア ※基本は通所型との			直客	6-7月			7人			
	100	SANSKER OF MARKET	CHARGESTON CO.	異指導, 認知症予防,	BX.	3ヶ月(全12回)			24.).			

4. 大分県竹田市 p128 サービスC 開始時期 人口 22,211人 高額化率 45.1% 平成27年7月(離形となるサービスは平成18年より実施) サービスC 高齢者の身体機能の向上や重度化防止 の目的 一般介護予防事業に注対しているため、一般介護予防事業へのつなぎとしての機能 対象者選定 の方法 改善の見込みがあること、改善の意思があることを担当者が確認・申断 提供する サービスC 平成29年度 利用者数 単値 利用者負担 サービス内容 サービス提供期間 運営方法 **訪**「プロ訪問事業」 関 単基本は適所型との併用 康客 3ヶ月(全6回まで) tol 35人 ■「パワーアップ教室」 所「わくわく教室」 なし 送途のみ300 41人 円 数纸 3ヶ月

5. 千葉県袖ヶ浦市 p139

AD.	63,251,A,	英辭化學	26.3%	サービスC 開始時期	平成29年度			
サービスC の目的	セルフケア戦力を向	セルフケア毅力を向上させるとともに、地域の場に自主的な要加を後継やする						
対象者選定 の方法	基本チェックリストで	で抽出された虚形な	方を中心に、参加希)	聞かあるかなどをもと	は続け込む			
提供する サービスC		サービス内容		運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年度 利用者数
12	THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PARTY.	での環境整備等		丹長	5ヶ月全5回 (平成30年度から は4ヶ月全4回)			67人
酒	「動」の教室」 ①自宅で行える運動 ②機械を使ったトレ ②介護予例に関す 申請問題サービスと一	ーニング も損妨 等		фH	3ヶ月全12回 (平成30年度から は4ヶ月全10回)			67人

6. 東京都国立市 p145

ΛD		75,452人	高額化率	22.7%	サービスC 開始時期	平成27年度			
サービスの目的		状態が一度落ちた	方が再び元の生活に	戻れるようにする					
対象者法 の方法		チェックリストをもとに対象者を抽出							
提供する サービス	tC.		サービス内容		课艺方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年度 利用者数
	15	「自宅でいっしょ」こと 作業療法士が個別 になるような取組を	ロンファイモ 14000000000	生活動作がスムーズ	₫ IE	最大3ヶ月 (全12回まで)		1,000€	10人
		「マシンで筋力アップ 体力網定候。体操が	が整! やトレーニングマシン	を使う運動教室		3ヶ月(全12回)		1,000円	
	a	別にプランを作成し		を運動格場員等が個 ムを実施	数 括	最大3ヶ月 (全12回まで)		1,000円	1751
	所	「くに・トレ」 作力剤定徒_いすに	2座ってできる体操な	中心に実施。	met	3ヶ月(全12回)		1,000(1)	155人
		「お口いざいざ教室 歯科衛生士が口腔 の実施		建口体操、口限ケア		260		500円	

7. 山形県米沢市 p152

AD.	81,125人	高齢化率	30.7%	サービスC 開始時期	平成29年度			
サービスC の目的	廃用状態からの現ま	廃期状態からの関却、本人のしたい生活の実現に向けた生活改善・セルフケア戦力の向上						
日本名選定 の方法	地域包括支援センター敵員が抽出・選定							
提供する サービスC		サービス内容		運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	平成29年度 利用者数
28	『ときめぎライフ訪問 ・タイプ 1 きっかけ うつ・閉じこもり・超れ サービス ・タイプ 1 リハビリ 連携型サービスC和 あサービス 来、新聞サービスと供	づくり型 10室の方などを対象 時化型 開報に対して住宅	に着護師が前間する アセスメントを実施す	委託	3+月(月2回)	タイプ I ぎっか けつぶり型 1回7,500円 タイプ I リハビリ 特化型 1回4,800円	タイプ 1 ぎっかけつくり型 1回600円 タイプ I リハ ビリ特化型 自己負担なし	7.A.
žā. W	「プレミアム・運動コー PT,OTO 専門難によ 申助問題サービスと供	り運動指導		挑集	6ヶ月(新半週2回 後半週1回)	前半1~24回 1回3,800円 排半25~36回 1回2,000円	1閏600円	35人

8. 岡山県津山市 p159

人口		101,598,6	高器化率	29.9%	サービスC 開始時期	平成29年度(ただ) 体制での実施)	・通所型サービス	については平成3	1年度から新し
サービスの目的		要支援者等の心身	状態に合わせたサー	-ビスの提供および;	支援により、在宅生活	の安心確保			
対象者道 の方法		フロー図を第足し、	基本チェックリストに	よるエリア料定とあり	わせて対象者を選定				
提供する サービス			サービス内容		運営方法	サービス提供期間	#6	利用者負担	平成29年度 利用者数
		「専門職応援サービ 管理栄養士やリハビ		の人を派遣					2,3,
	過所	「津山市元気いきい ①運動機能向上ブロ ②口腔体操	き適所サービスJ コグラム		яæ	こけないからだ隣 座を実施の場合は 3ヶ月、未実施の 場合は6ヶ月	1回 3,290円	1家1.2套1.3套	11人 ※平成31年度 より体制変更

9. 愛知県一宮市 p167 ÅD 385,777人 高器化率 26.3% サービスC開始時期 平成29年度(平成18年度から同等のサービスは実施) サービスC の目的 家で教室の内容を実践および習慣化してもらうことで、最終的には地域に出てもらう 対義者選定の方法 基本チェックリストの結果により遵別 提供する サービスC サービス提供期間 単価 運営方法 利用者負担 サービス内容 (いきいき訪問) ①運動 体操 ・理学療法士による運動指導 ・素連整提前による運動指導 ②栄養の改養 理学療法士による連 動物等: 5~4座 乗通整連師による連 動物等: 進1回(全8 17人 直接実施 国) その他:訪問1~2回 のおDの健康 の認知位予防・間にもり予防・健康相談 「健教にろばん型」(運動器の機能可上事業) 3ヶ月(全10回) (宋異改善教室)(宋美改善事業) 直接实施 3ヶ月(全6回) (協力健康教室)(認知度予防事業) 6+月(全23回) 666 A 「お口の健康づくり教室」(口腔機能の向上事業) 类托 3+月(全6回) 「元気はればれ数室」(うつ・閉じこも/)予防事業) 委託 6+月(週1回)

10. 石川県金沢市 p184

人口		452,844人	高器化率	26.0%	サービスC 開始時期	平成29年度(サービス	C自伸は二次	予防事業を引き継	(でいる)
サービスの目的		ブレフレイルの方で、	運動機能の向上が	見込まれる方. かつ	うつ症状や膝粒症の	等を有していない方の改善	6		
対象書選の方法					アセスメントにより選	Œ			
提供するサービス			サービス内容		運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	利用者負担
		訪問型サービス(栄) 管理栄養士が自宅(栄養指導を実施	эH	3ヶ月(全3回)			5人
		通所型サービス(運) 介護事業所等で施力		E.	ølt	3ヶ月 (週2回、全24回)			nnn i
	所	適所型サービス(ロ) 面料医院に遭い、ロ		ーニングを実施	Hæ	3ヶ月(全4回)			609人

11. 広島県広島市 p194

AD.	1,193,556,人	高齢化率	24.6%	サービスC 開始時期	平成29年度					
サービスC の目的	生活機能が低下して	いる高能者に対し	セルフケア 殺力を基め	のも繋ぎかけを行い、可能な続り地域の介護予防拠点等の利用への移行を目指す						
対象者選定 の方法	地域包括支援センタ	一職員が広島市原	のアセスメントシートを	舌用してブラン作	成					
提供する サービスC		サービス内容		運営方法	サービス提供期間	単価	利用者負担	利用者負担		
	「短期集中予防訪問サービス」 ・ 変数器の機能制止 第四 の生活機能 ・ の生活機能向上 ・ のコミュニケーション力の改善 ・ の栄養改善等に関する指導		Φĺť	原則3ヶ月 (2週間に1回) 年度内最大2クール	理学療法士 作業 療法士・倉部課党 30分 1回めたり 5,800円 80分 1回めたり 11,200円 80分 1回めたり 5,700円 80分 1回めたり 11,400円	138	76人			
	「短動集中運動型デ 生活機能改善のため 制向上		において運動器の機	数et	原則3ヶ月(通1回) 年度内最大2ケー ル	基本運営費 4,400円 口腔ケア加算				
a	「短期集中口腔ケア 歯科医院での口腔ケ			фIť	3ヶ月(2)週間に1回 全7回まで)	800円 送迎加算 片道 500円 ※2クール目は月 誘包括報酬 14,800円(加算なし)	181	196人		

1. 大分県佐伯市

■大分県佐伯市の基本情報

大分県佐伯市は人口 73,546 人、高齢化率 37.15% の市で、宮崎県と隣接する南東端に位置する。2005 年 3 月 3 日に旧佐伯市と南海部郡 5 町 3 村が合併して新たに佐伯市となり、面積は 903.11 km² と九州の市町村の中で最大の面積を持つことになった。

日常生活圏域は3圏域あり、直営の地域包括支援 センター1箇所と合併前の市町村単位に8つのブラ ンチを設置している。



出所) JMAP 地域医療情報システム

■大分県佐伯市の介護資源の状況

佐伯市の介護資源は比較的充実しており、種類も豊富にある。しかし、広さが故に地域的 な偏在も見られる。

図表 72 佐伯市の介護資源の状況

類型	事業所数
生活支援ハウス	8
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム	1
サービス付き高齢者向け住宅	5
介護付有料老人ホーム	3
住宅型有料老人ホーム	25
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	14
地域密着型特定施設	1
介護老人保健施設	5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	7
地域密着型介護老人福祉施設	5
訪問介護	38
訪問看護	27
訪問リハビリテーション	9
訪問入浴介護	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
通所介護	24
地域密着型通所介護	8
認知症対応型通所介護	3

通所リハビリテーション	7
小規模多機能型居宅介護	2
看護小規模多機能居宅介護	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
短期入所生活介護	15
短期入所療養介護	5
居宅介護支援	22

出所) 大分県佐伯市 高齢者を支える福祉サービスガイドブックより NRI 作成

■地域における介護予防の課題意識

佐伯市の要支援者の原因疾患割合は、整形外科疾患が最も高く、次いで脳血管疾患、認知症となっている。特に整形外科疾患の割合は年々増加しており、平成28年度は50%を超えるほどになっていた。そのため、整形外科疾患等から生じる廃用症候群に対して、短期間に集中してリハ職が関与し、身体機能および生活機能の向上を図り、効果的に介護予防を行う必要があるとの結論に至った。

図表 73 通所型・訪問型サービス () 実施までの経緯

短期集中予防サービス事業実施までの経緯

<通所型・訪問型サービスCの実施に至った経緯>

当市の要支援者原因疾患割合(平成27年度)、事業対象者原因疾患割合(H28.4.1時点)の結果より、第一位は整形外科疾患で45%を占めている。この割合は年々増加しており、平成28年度は50%を超えている。

より効果的に介護予防を行うためには、整形外科疾患等から生じる廃用症候群に対して、リハ職を 活用し短期間で集中的に関与することで、身体機能、生活機能の向上を行っていく取組みが必要。



平成28年度より通所型・訪問型サービスCの実施を検討(図表6スケジュール表参照)。 平成29年10月よりサービス開始となった。



出所) 佐伯市提供資料

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年4月から開始している。総合事業の構成 としては、下図の通りである。

佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業の構成 ①はつらつ事業 生活機能 向上型 ②サポート事業 別問題サービス (第1号訪問事業) ③ころはん訪問事業 ·短期集中 予防型 **在宋賽訪問事業** の口腔が削事業 短期集中 介護予防·生活 通所型サービス 子防型 のころばん事業 支援サービス事 業 機能向上型 ②めじろん事業 ③元気アップ事業 • 予防型 その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業) ほいきいき支援事業 ①元気になるまで配食事業 (従来の要支援者) ②外出支援事業 介護予防·日常 要支援認定を受けた者 (第1号介護予防支援事業) 生活支援総合事 (要支援者) ①おたっしゃ出前教室 高額介護予防サービス費相当事業等 基本チェックリスト該当者 ①ふれあいサロン事業 介護予防・生活支援サー ②さいきの茶の間事業 ヒス対象事業者) ①介護子防把握事業 ②おけんき広場 ②介護予防普及啓発事業 ①住民主体の通いの場支援 ◎介護予防サポーター養成講》 一般介護予防事業 ③地域介護予防活動支援事業 ②食生活改善推進員人材育成及乙烷組会會成 ④健康運動量及推進員人材育成及び経緯会育成 ④一般介護予防事業評価事業 ①通所·訪問專業所支援 ②住民主体の通いの場スタート支援 ・第1号被保険者の全ての者 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ②おけんき広場事業所支援 ・その支援のための活動に関わる者 ④ケアマネジメント支援会議 ⑤地域ケア会議

図表 74 総合事業の構成

出所) 佐伯市提供資料

通所型サービスとしては「めじろん事業」、「元気アップ事業」、「いきいき支援事業」、「ころばん事業」の4つがある。当市の特徴としては、通所型サービスCである「ころばん事業」を除いた3つの多様なサービスを、緩和ではなく現行相当のサービスとして位置づけ実施している点である。事業ごとにプログラム内容や、活用する書類の様式を指定し、自立支援に沿ったサービス提供を行ってもらう代わりに、事業所にかかる負担も大きいため、指定基準や単価等は現行相当の位置づけとし、サービスの質を担保しながら事業に取り組んでもらっている。

「めじろん事業」は、運動機能向上が必要であるが、通所型サービス C (ころばん事業) が行き届かない周辺部の地域の方や、高負荷での運動は難しい方などを対象に、大分県が開発した高齢者向けの筋力アップの体操(めじろん元気アップ体操)を中心としたプログラムを行っている。

「元気アップ事業」は、認知症予防・閉じこもり予防を主な目的としたサービスである。 「いきいき支援事業」は、ころばん事業、めじろん事業、元気アップ事業に当てはまらな い方を対象に実施している。

図表 75 通所型サービス

佐伯市の通所型サービス

サービス		現行の通所介護相当		短期集中予防サービス		
種別	めじろん事業	元気アップ事業	いきいき支援事業	ころばん事業		
内容	廃用等により上肢下 肢体幹機能等の低下 があり、日常の生活動 作が困難になった対象 者に対し、通所型の 事業所において、運 動機向上・口腔機 能向上・ロ腔機 能向上・ウービスを実 施する。 (体操プログラム)	認知症、閉にこもり等により生活不活発になる可能性のある対象者に対し、通所型の事業所において、認知症進行予防や社会参加へのきっかけつべりを目的としたサービスを実施する。	生活不活発になる可能性 のある対象者等に対し、 通所型の事業所におい て、社会参加へのきっか けづくりを目的としたサー ビスを実施する。	廃用等により上肢下肢体幹機能等の低下があり、日常の生活動作が困難になった対象者に対し、通所型の事業別において、運動機能向上等の訓練を中心としたサービスを実施する。 ○器具3点セットブログラム ○個別ブログラムなど		
期間			- 3~6か月			
時間		9	3時間以内			
頻度		・週1~2回 (頻度はマネジメント(により判断)				
その他 ※通減型サービスの併用 木前		※通所型サービスの併用 不可	※適所型サービスの併用 不可	※通所型サービスの併用不可 ※平成29年10月から実施。		

出所) 佐伯市提供資料

訪問型サービスとしては、栄養・口腔・運動のそれぞれの機能向上に対応した 3 つのサービス C を置き、事業の効果を最大限に引き出せるよう、これらのサービスを必要に応じて組み合わせて利用できるようにしている。また、現行相当のサービスとして、「はつらつ事業」、「サポート事業」の 2 つがある。 2 つのサービスの違いは 1 回あたりの時間である。利用者の状態像に応じて利用時間の使い分けができるようにすることで、一定期間の支援により機能が向上した際は、支援内容や時間の見直しが柔軟に行えるように工夫している。

図表 76 訪問型サービス

佐伯市の訪問型サービス

	現行の訪	問介護相当	短期集中予防サービス					
サービス種別	はつらつ事業	サポート事業	栄養 訪問事業	口腔 訪問事業	ころばん 訪問事業			
内 容	廃用等により上肢 下肢体幹機能等の 低下がある対象者 に対し、生活機能 の向上や生活支援 を目的実施する。 (調理、掃除、入浴、 屋内外の歩行等)	廃用等により上肢 下肢体幹機能象の 低下がある対機結 に対し、生活機支援 を目的とした短時間のかとした短時間のからる。 (質い物、ゴミ出し、 入浴、着替え、調理 の下準備、洗濯の 取り込み等)	栄養面の課題があ る対象者や、その 家族に対して、管理 栄養に対定期的に 説問し栄養改善の ための助言や指導 を行う。	ロ腔機能の低下がある対象者や、その家族に対して、歯科衛生士が定期的に訪問し、口腔機能向上のための助言や指導を行う。	自宅でのADL・IAE Lの評価、生活にお ける課題の確認 環境整備や動作確 認等を行う。 (ころばん事業実施 リハ職による訪問)			
期間	3~6か月	3~6か月	1~6か月	1~6か月	ころばん事業 実施期間			
頻度	週1~2回	週1~2回	月2回程度	月2回程度	必要時			
1回あたりの時間	60分程度	30分程度	60分以内	60分以内	30分以上			
その他	※訪問型サポート事業 との同日併用は不可	※訪問型はつらつ事業 との同日併用は不可			※ころばん 事業と セットで利用 ※H29.10月から実施			

出所) 佐伯市提供資料

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

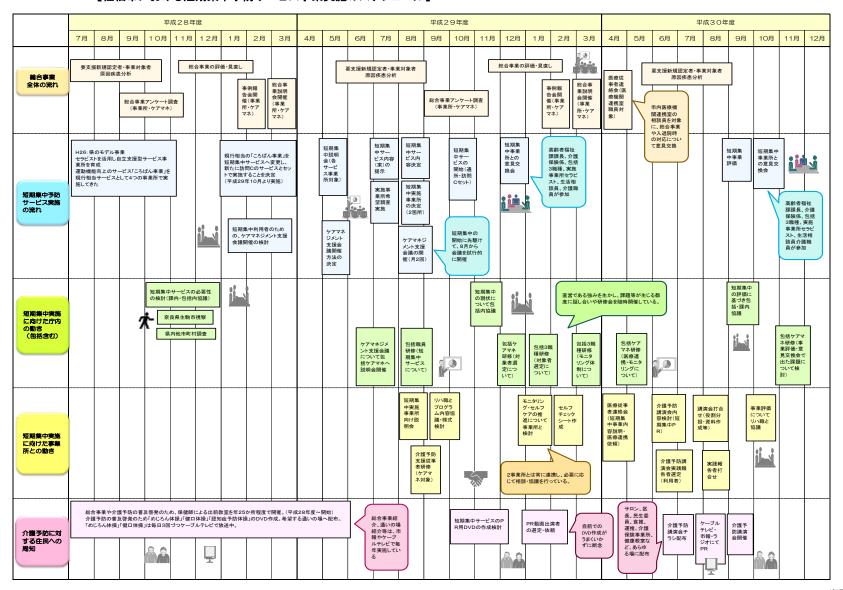
佐伯市では、通所型サービス C である「ころばん事業」については平成 26 年度から現行相当のサービスとして実施しており、平成 29 年 10 月よりサービス C としての枠組みに変更した。訪問型サービス C である「ころばん訪問事業」は平成 29 年 10 月より新たに取組を開始し、通所型サービス C とセットで利用するように位置づけた。

通所型・訪問型サービス C の開始に当たっては、利用対象者となる事業対象者や要支援の方の原因疾患分析等を行いながら、課内でサービス C の必要性を協議した。また、平成28 年 11 月には先進地である生駒市を視察し、地域ケア会議と通所型サービス C を見学させてもらい事業検討の参考にした。

通所型・訪問型サービス C の実施については、それぞれの自治体の実態や課題を踏まえたうえで、必要性の判断を行うことが非常に重要だろうと市の担当者は述べる。すでに実施している現行や緩和のサービスで廃用モデルが減少していれば、サービス C を実施しないという選択肢もあったかもしれない。しかし佐伯市の実態としては廃用由来の機能低下が年々増加していたため、サービス C の開始に踏み切った。まずは、それぞれの自治体においてサービス C の必要性をしっかり検討しないと、サービス C の対象者の状態像や事業内容等の具体的な運用部分についても決められないだろうという意見であった。

図表 77 通所型・訪問型サービス () 実施のスケジュール

【佐伯市における短期集中予防サービス事業実施のスケジュール】



■サービス C の対象者選定の方法

サービス C の対象としては、従来の二次予防事業対象者や要支援の方で廃用による機能低下をきたしており、サービス C で改善が見込まれるケースとしている。特に新規の運動機能向上が必要な廃用ケースについては、原則としてサービス C を勧めている。

対象者の振り分けについては、包括の職員(相談員や保健師)が実際に対象者の自宅を訪問しアセスメントを行い判断する。さらにその後、担当となるケアマネジャーが訪問しアセスメントを重ね、最終的に決定する流れとなる。振り分けに悩む状態像のケースについては、佐伯市独自の「ケアマネジメント支援会議」で動画を用いて多職種で検討する。ケアマネジメント支援会議については、後段の「サービス C 実施における工夫」で詳述する。

■通所型・訪問型サービス C の内容

佐伯市の通所型サービス C (ころばん事業) は、大分市にある株式会社ライフリー「デイサービス楽」で実施している運動機能向上プログラムの内容を取り入れている。実施にあたっては県のモデル事業を活用し、サービス提供事業所がデイサービス楽より職員派遣による実地指導を受け、技術向上を行った。通所型サービス C と訪問型サービス C は事業の効果を最大限に得られるように、必ずセットで利用してもらうようにしている。

図表 78 ころばん事業・ころばん訪問事業のプログラム

短期集中予防サービス

ころばん事業(通所型サービスC)

く通所プログラム>

健康観察

血圧・脈・体温測定、血中酸素濃度、睡眠、食事、体調などの確

ミニ講話

1回の講話時間 : 5分程度

必須内容

「介護保険の理念と運動の意義」 「廃用症候群と運動の意義」 「口腔機能について」 「栄養について」

○運動を行うには最初の動機づけが大切です。そのために「介護保険の理念と 運動の意義」「廃用症候群と運動の意義」については、利用開始の早い時期に 行うことが望ましい。 ○必須内容以外のテーマは自由。

体力測定

①握力

②開眼片足立ち

3TUG

④5m歩行

⑤10回立ち座り

〇測定はなるべく同じ人が行うことが望ましい。(誤差をなくす) ○測定は毎回行う。結果は利用者に伝え、運動を行う意欲につなげる。

運動プログラム

- 1. ウォーミングアップ
- 2. 上肢の主運動
 - ①腕振り(2分間実施)
 - ②腕の外開き・内開き(左右同時に10回)
 - ③二の腕伸ばし(後方10回)
 - ④二頭筋曲げ(肘曲げ10回)
 - ⑤手首の曲げ伸ばし(各10回)
- ⑥握力(片手ずつ各1分間)
- 3. 下肢の主運動(器具3点セット)
 - ①負荷をかけて足踏み
 - ②台昇降
 - ③ストレッチングボード
 - ※各器具とも3分×3セット実施する







4. クーリングダウン

個別プログラム

必要時、利用者の生活課題に応じた個別プログラムを実施。 また、自宅でセルフケアできるように体操等の指導を行う。



短期集中予防サービス

ころばん訪問事業は断層型サービス

く訪問プログラム>

生活動作の確認

- 〇生活課題の確認
- 〇住環境の確認
- 〇地域活動に関しての確認
- ○使用している道具の確認
- 〇本人の役割の確認 など

個別プログラムの確認

○通所で習った個別プログラムの実践の確認や助言 など

出所) 佐伯市提供資料

単価の設定に際しては、セラピストを専従で配置し行っている事業であるため、現行の介護 予防通所リハビリテーションや介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬単位を参考に 設定した。

自己負担額については、「ころばん訪問事業」は「ころばん事業」とセットで利用してもらう想定のため自己負担をなくし、「ころばん事業」のみ 1~3 割の自己負担としている。

図表 79 サービス C の事業内容

ころばん事業・ころばん訪問事業の内容

	通所型サービスC ころばん事業	訪問型サービスC ころばん訪問事業		
内容	●ころばん事業のメニューを基本として実施 廃用等により上肢下肢体幹機能等の低下があり、日常の 生活動作が困難になった対象者に対し、適所型の事業所 になって、運動機能向上等の誹謗を中心としたサービス を実施する、(器具3点セットプログラム) ●個別プログラム(必要時)	●ころばん事業のリハ職による訪問 ・自宅でのADL・IADLの評価 ・生活における課題の確認 ・環境整備や動作確認 など		
期間	3~6か月まで	通所型サービスC実施期間		
頻度	週1回 週2回	必要時 (必ず1回実施)		
回あたりの 時間	3時間以内	30分以上		
報酬単価	週1回:1月あたり 2,200単位 週2回:1月あたり 4,000単位	1回あたり 500単位		
利用料	1割または2割、3割	なし		
その他	・他の通所型サービスの併用不可 ・訪問型サービスCとセットで利用	・通所型サービスCとセットで利用。		

出所) 佐伯市提供資料

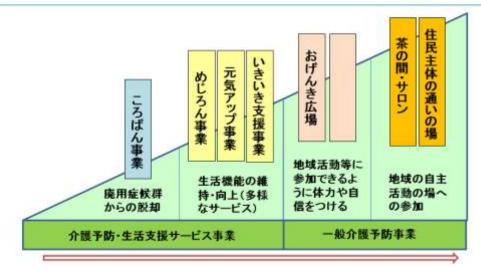
■サービス C 終了後の対応

「ころばん事業・ころばん訪問事業」終了後は、下図のように利用者の状態像に応じて受けられるサービスを整備している。サービス C を卒業後、残された課題に応じて生活機能の維持・向上のための多様なサービスや、卒業者の体力づくり・閉じこもり予防としての一般介護予防事業を活用している。最終的には、住民主体の通いの場や茶の間・サロンなど地域の自主活動に参加できるようになることを目指している。サービス C を卒業後、いきなり住民主体の通いの場に行くのは、高齢者にとってはハードルが高いという現状がある。そこで、住民主体の通いの場に繋げるための前段階として、公民館等を拠点とした介護予防の場づくりを検討中である(図表 80 の四角い空欄の部分)。

図表 80 総合事業通所型サービスのイメージと今後の展開

現在の総合事業通所型サービスのイメージと今後の展開

利用者の状態像に応じて受けられるサービスを整備することにより、軽度者を元気にする体制をつくる。 サービス導入時には専門職(セラビスト)を活用し、廃用性の原因を探り短期集中的な支援を行う。卒業後は残された課題に応じて、生活機能の維持・向上のために多様なサービスを活用したり、卒業者の体力づくり・閉じこもり予防として一般介護予防事業を活用する。最終的には地域の自主的な集いの場に参加できるようになることを目指す。



早期に専門職による介入をし廃用を防いで地域へ返す ⇒ 自助・互助で支え合う場へ繋ぐ (住民力の活用・セルフケアの推進)

出所) 佐伯市提供資料(生駒市総合事業体系図参考)

佐伯市には通いの場が約 230 箇所あり、すでに国が提示している目標数は達成しているが広大な面積であるため、高齢者が歩いて通える範囲 (15 分以内) に通いの場がないという地域も多い。更なる住民主体の通いの場の拡大のため、地域包括支援センターを中心に、地域リハの協力を得ながら、新たな通いの場のスタート支援を行っている。

図表 81 通いの場の現状と課題

佐伯市の一般介護予防事業における通いの場の現状と課題

	いきいきサロン	さいきの茶の間	新たな通いの場
箇所数	169か所(休止中含む)	51か所	8か所(中断含む)
人的支援	支援型:支援員の派遣 自主型:お助力隊や健康運動普 及推進員の派遣	なし	セラビストの派遣 管理栄養士・協科衛生士の派遣 包括支援センター職員の派遣
活動回数	月1回~	月5回~	週1回
保険	サロン保険(*社協負担)	任 恵	任 鬼
担当窓口	社会福祉協議会 健康增進課保健係	高齢者福祉課 地域包括ケア係	高齢者福祉課 地域包括支援センター

〇国が示している通いの場の目標値は・・・

「高齢者の足で通える範囲内(概ね15分以内)で、1割の高齢者が参加できる場所数(1か所20人が参加と設定)」で、 佐伯市の場合134か所が必要であるが充足率は100%である。

- ○目標値は満たしているが、地域が広いため16分以内の範囲になく、自分の足で適えないという課題がある。
- ○地域によっては過速化が進み1カ所あたりの参加者が20人に満たない所もあるため、地域性等を考慮すると、佐伯市 における通いの場の目標値はもう少し増やす必要がある。
- ○上記の通いの場における介護予防の取組が異なり、効果が低い取組を行っている場もある。各箇所における事業評価を行い、効果がない国所に対しては内容の見直し等を促す必要がある。
- ○通いの場の参加者が高齢で、自主的な活動の継続が難しい。⇒通いの場をサポートする人が必要。
- ○自宅を拠点とした通いの場は、参加者が限られてしまい広がりにくい、⇒公民商等、地区の拠点での実施が必要。
 ○参加者の意識が変わらないように、動機づけの強化やモニタリング体制の構築をする必要がある。
 ⇒立ち上げ支援の回数や内容の見直し、フォローアップ方法の検討が必要。
- ○通いの場の支援に入るセラビストが不足している。⇒専門職の役割を見直し、サポータを積極的に活用する。

出所) 佐伯市提供資料

一方で、「ころばん事業・ころばん訪問事業」終了者の状況としては、一般介護予防事業 への移行はまだ少なく、自宅での家事や散歩、畑仕事の再開等で活動量を担保するケースが ほとんどである。自宅で家事等を行うのは、生活機能を維持する上では重要である一方、そ れだけではモチベーションが続かずに途中でやめてしまうケースもある。より効果的に機 能を維持するためには、自助だけではなく互助も組み合わせていくことが有用だと担当者 は考えている。今後は、自宅での家事等の活動に加えて、通いの場に参加する人と自宅での 活動だけの人の場合、生活機能維持の状態に差があるのかを比べてみたいとのことであっ た。

図表 82 「ころばん事業・ころばん訪問事業」終了者の状況

ころばん事業・ころばん訪問事業のまとめ(H29.10月~H30.9月実施分)

<短期集中予防サービス事業終了者の状況> ※平成30年10月現在

1年間の事業利用者数 176人 (うち123名が事業終了、53名は現在も利用中)

	利用者数 (実)	利用中(八)	卒業者数 (人)	一般介護子防事業	趣味、智() 事、公民館 活動等	自宅での 家事や畑 作業等	自 費 サー ビス	ポランティ ア活動	総合事業	予防給付	介護給付	中断	
長門デイ 45	_	14	2	3	9	0	0	2	ð	0	11		
	40	17	50.0%	7.1%	10.7%	32.2%	0%	0%	7.1%	3.6%	0.0%	39.3%	
中川園 131			741 (34)	52	5	8	34	2	3	5	4	3	31
	中川園		36	54.7%	5.3%	8.4%	35.8%	2.0%	3.2%	53%	42%	3.2%	32.6%
		100	66	7	11	43	2	3	7	5	3	42	
	176	53	53.7%	5.7%	9.0%	35.0%	1.6%	2.4%	5.7%	4.1%	2.4%	34.1%	

- 〇月平均利用実績: 通所70人 訪問22人
- 〇月平均新規利用者数: 14人
- 〇利用者176名中、包括ケアマネが担当したケース163名、居宅ケアマネが担当したケース13人
- 〇卒業後、一般介護予防事業に繋がったケースは7人(サロン6名、通いの場1名)
- ○卒業後、ボランティアとして活動したケースは2人(総合事業参加1名、介護予防サポーター養成研修参加1名)

出所) 佐伯市提供資料

■「ころばん事業・ころばん訪問事業」実施における工夫

佐伯市では、平成 29 年 8 月より介護予防ケアマネジメントの強化と多職種による支援を行うため、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、「ころばん事業・ころばん訪問事業」利用者のために専門職を活用した検討会議を開催している。サービス C を実施するに当たり、先進地を視察した結果、事業を成功させるためには適切なサービスの振り分けや、終了後の受け皿の検討を行うための場が必要だと強く感じた。しかし、既存の地域ケア会議では事業所ごとに参加の割り振りが決まっており、タイムリーな検討ができないことが懸念された。そこで、「ころばん事業・ころばん訪問事業」のための会議として、ケアマネジメント支援会議を新たに設置した。

会議は月に2回開催しており、1回3時間で6~8件のケースを検討している(1ケース20分程度)。会議には地域リハの理学療法士がアドバイザーとなり、ころばん事業実施事業所の生活相談員、理学療法士、地域包括支援センターの職員(保健師・主任ケアマネジャー・相談員)と事例担当ケアマネジャー等が参加する。

会議の特徴として利用者の動画を必ず活用し、参加者がみんなで利用者の状態を共有したうえで、課題や目標設定などの支援の方向性を検討している。動画は会議までにケアマネや事業所の理学療法士が訪問し、ベッドや床からの起き上がり、入浴動作、玄関の出入りや

室内・室外歩行の状態を撮影したものを用いている。会議に動画を取り入れることで、サービス C 利用者の状態像の共有ができ、ケアマネジメントのスキルアップにも繋がる。

来年度からは新たにアドバイザーとして、管理栄養士と歯科衛生士を追加し、また生活支援体制整備事業との連動のため、生活支援コーディネーターも参加し、より効果的な事業の構築を目指す。

図表 83 ケアマネジメント支援会議について

短期集中予防サービス事業実施までの経緯

<ケアマネジメント支援会議の実施に至った経緯>

先進地視察や総合事業アンケート結果等から、通所・訪問型短期集中予防サービス事業を機能させるためには、 介護予防ケアマネジメントの強化 (適切なサービスへの握り分け) と、多職種による支援が必要である。 そのため、ケアマネジメントの支援として「地域リハビリテーション活動支援事業」を活用し、短期集中利用者 のために専門職を活用した検討会議を開催することになった(平成29年8月より開催)。

○短期集中予防サービス事業へつなげるまでの流れ

対象者の選定(運動機能向上が必要と思われるケースを包括相談員・ケアマネが選定)



- >運動機能向上が必要な廃用ケース(特に新規)については、原則として「ころばん事業」を勧める。 ただし、ケースの状態像によっては、介護申请をしデイケア等のサービスへ繋げる場合もある。
 >サービスの振り分けに悩むケースについては、ケアマネジメント支援会議にて検討する。
 >送辺対応の可否について確認が必要な地域の場合は事業所に相談する。(おおむね片道30分程度)
- ▶合意形成が得られないケースについては他のサービスに繋げる。

ケアマネジメント支援会議(初回:全ケース)



▶総合的課題や目標設定、支援の方向性について検討▶適所での支援内容や、訪問での確認事項等について検討▶卒業後の支援の方向性や、モニタリング方法等について検討

ケアマネジメント支援会議(中間・最終:必要なケースのみ)

▶対象は、初回の会議で必要とされたケースや、その他に事業所やケアマネが必要と判断したケース >状態像の確認と、目標達成状況の評価>卒業後の支援の必要性やモニタリング方法について確認

ケアマネジメント支援会議の様子



出所) 佐伯市提供資料

また、会議では卒業後のモニタリング方法についても検討している。セルフケアの推進の ため、包括と事業所で作成したセルフチェックシートを活用し、利用者本人や家族が機能低 下に気づいてもらえるよう工夫している。本人や家族ではモニタリングができない場合は、包括のケアマネジャーが訪問や電話かけなどでモニタリングを行う。モニタリングの時期や方法についても会議の中で決定する。モニタリングの際にケアマネジャーが自分だけで判断しづらい場合は、動画を撮影し、ケアマネジメント支援会議の場で機能低下の有無や支援の必要性等を検討する。

■「ころばん事業・ころばん訪問事業」の効果

「ころばん事業・ころばん訪問事業」の実績としては、平成29年10月から平成30年9月末の1年間で、合計176人の方が利用し、129人が卒業した。男女比でいうと女性の方が多く、年代別に見ると80代がほとんどである。認定区分では事業対象者が6割強を占め、うち二次予防対象者は1割弱である。

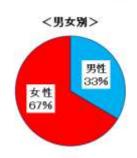
「ころばん事業・ころばん訪問事業」開始時は、現行相当の運動機能向上のサービスとして実施している「めじろん事業」からも、利用者の一部が移行することを想定し、もう少し利用者を確保できると考えていた。しかし、卒業を前提とするサービスに対して、利用者や家族だけでなく、担当のケアマネジャーが不安を感じてしまい、なかなかサービス C の提案や合意形成を得るまでに至らず利用に繋げられなかった。しかし徐々にサービス C 利用者の身体状況の変化や目標達成する姿を目にし、事業の効果を実感することでサービス C への振り分けがうまくできるようになってきたと担当者は感じている。仮に振り分けに迷う際はケアマネジャーひとりで判断せず、ケアマネジメント支援会議で検討するようにしているため、ケアマネジャーも当初よりは安心してサービスの提案ができるようになった。このように地域包括支援センターが市の方針を理解し、徹底して実践を行うことで事業の構築ができるのは、包括を直営で行っているメリットであろうと担当者は述べる。サービス C がうまくいっていない自治体の多くでは、ケアマネジメントを行う委託包括と、事業の構築を行う市町村との間に認識のずれ等があり、サービスの振り分け(利用者の確保)がうまくいっていない自治体が多いように思われるとのことであった。

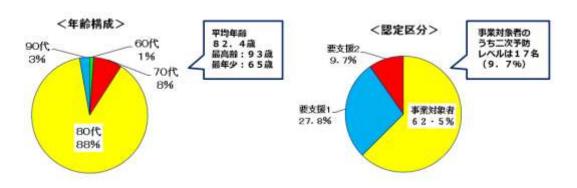
図表 84 「ころばん事業・ころばん訪問事業」の利用状況

ころばん事業・ころばん訪問事業のまとめ(H29.10月~H30.9月実施分)

<利用者の状況>

	利用者数(実)	利用中(人)	終了者 (人) ※中断等含む
長門デイ	45	16	29
中川圏	131	36	95
合計	176	52	129





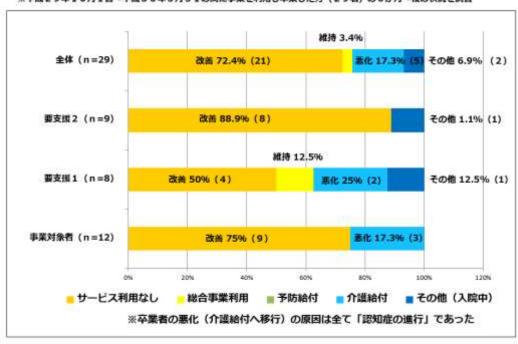
出所) 佐伯市提供資料

「ころばん事業・ころばん訪問事業」利用者の、卒業後 6 か月から 12 か月における「改善・維持・悪化の状況」については、全体で見ると改善が 7 割強となっており、高い改善率を誇る。これらの数値を今後どう評価していくかはまだ手探りの状態であり、他の自治体の例なども参考にしながら検討していきたいと担当者は述べている。ただし、自治体ごとにサービス C の対象者の状態像やサービス形態(教室形式、通年実施形式)、内容が異なるため必ずしも同一の評価は行えず、他の自治体を参考にするのは難しいのではないかとのことであった。

図表 85 「ころばん事業・ころばん訪問事業」における改善・維持・悪化の状況

ころばん事業・ころばん訪問事業における「改善・維持・悪化」の状況

※平成29年10月1日~平成30年3月31の間に事業を利用し卒業した方(29名)の6か月~後の状況を調査



出所) 佐伯市提供資料

■サービス C のあるべき姿

できるだけ多くの人にサービス C を利用してもらい、生活機能の維持・改善につながるのが理想であるが、現状、面積の広い佐伯市では送迎の都合上、対応できない地域があり参加率に偏りが生じてしまっている。特に旧佐伯市内からの利用者が 73%を占めているため、それ以外の地域の方も参加できるよう、来年度からは送迎加算の導入を検討しているとのことであった。

図表 86 地域別利用者数

<u>ころばん事業・ころばん訪問事業のまとめ(H29.10月~H30.9月実施分)</u>



<めじろん事業 地域別利用実績(月)>

めじろん事業	佐伯	上浦	蒲江	鶴見	米水津	弥生	本匠	直川	宇目
月平均実績(人)	55	20	6	9	4	5	15	18	18

出所) 佐伯市提供資料

先に述べた「ころばん事業・ころばん訪問事業」利用者の改善率を見れば、事業効果が非常に高いことが分かるが、佐伯市では事業終了者 123人のうち 42人が事業の利用を中断しており、継続率の向上が課題となっている。特に中断の理由としては、内科等疾患、整形疾患、認知症の悪化と疾病に起因するものが多い。これは、利用者の平均年齢が 82.4歳と高齢なのに加え、利用者の 6割強が事業対象者であり、サービスの利用に際しては医師の意見書が不要であるため、医療との連携が図りにくいことが背景にある。

もともと通所型・訪問型サービス C の利用に際しては、必要に応じて医師の判断を求めるようガイドラインにも記されており、ケアマネジャーにも主治医との連携を徹底(事業参加の可否や運動時の留意点を確認)し、支援経過記録へ記載するようにしている。しかし疾病の増悪により利用を中断するケースは多いため、今後は疾病管理が必要になる事例を用いてケアマネジャーや通所・訪問事業所向けの研修会を行いたいと考えているとのことであった。

図表 87 サービス利用中断者の状況

ころばん事業・ころばん訪問事業のまとめ(H29.10月~H30.9月実施分)

<他サービス移行者の状況>

※事業終了者123名中15名が他のサービスへ移行

7	総合事業	7人(5.7%)
동	予防給付	5人 (4.1%)
種別	介護給付	3人(2.4%)
	合計	15人(12.2%)

認知症予防 (5人) 閉じこもり予防 (1人) ヘルパー (1人) デイケア (2人) 妨問リハ (1人) 住改手すり (1人) 歩行器レンタル (1人) 認知症あり申請したら介護となった (3人)

<利用中断者の状況>

- ※事業修了者123名中42名が、事業の途中で利用を中断
- ※包括が担当した利用者163名中29名が中断(17.8%)、居宅が担当した利用者13名中7名が中断(53.8%)

	内科等疾患	17	40.5%
中断	整形疾患	18	42.0%
の理由	認知症の悪化	3	7.9%
ш	精神症状の悪化	2	4.8%
	運動がきつい	2	4.8%
	合計	42	100%

脳梗塞発症1人 賢不全3人 急性心筋梗塞2人 心不全1人 肺炎1人 突発性難聴1人 低カリウム血漿1人 脱水1人 胃腸炎1人 偏痛度1人 排梗障害1人 癌発見1人 パーキンソン病悪化2人 頸椎症悪化2人 転倒による骨折9人 (圧迫骨折4人) 脊柱管狭窄症悪化2人 膝痛2人 いつの間にか圧迫骨折1人 転倒による腰痛1人 腱剥離1人 肩痛1人

うつ傾向・不定愁訴2人

出所) 佐伯市提供資料

さらに利用中断者の認定区分や世帯状況、認知機能についても分析したところ、70%程度が本人もしくは家族の認知機能等に問題ありとの結果が出た。このようなケースの場合は、疾病に対する理解が乏しく、生活習慣の改善や服薬の管理が難しい。アセスメントの際にこのような課題が見られた場合は、食事や服薬の支援をより丁寧に行わないと疾病の増悪が理由でサービスを中断してしまうリスクが非常に高いことから、ケアマネジャーにも注意をするよう伝えているとのことであった。

図表 88 利用中断者の認定区分・世帯状況・家族の状況

ころばん事業・ころばん訪問事業のまとめ (H29.10月~H30.9月実施分)



出所) 佐伯市提供資料

また、サービス C の効果を高めるためには、住民の介護予防に対する理解を深めることが重要であると担当者は言う。そのため、介護予防の普及啓発として講演会を行っており、短期集中型のサービスを終了した利用者にも登壇してもらい、自らの体験を発表してもらった。介護予防体験(片脚立ちや MCI スクリーニング等)や相談コーナーも設け、住民が自ら介護予防に興味関心を持ち、主体的に参加できるよう工夫している。実際、講演会を聞いて「自分もころばん事業を利用して、もう一度畑に出られるようになりたい」といった相談も受けているとのことであった。

図表 89 介護予防の普及啓発について

介護予防の普及啓発について

一般介護予防事業における「介護予防普及啓発事業」と「介護予防把握事業」として、下記内容で今年度初めて介護予防 講演会を実施、参加者数375名(一般参加者340名、包括職員と短期集中事業所職員計35名)



<介護予防講演会内容>

第一部)介護予防体験・相談コーナー

- 体のパランスチェックコーナー 脳の健康チェックコーナー 介護予防相談コーナー

第二部)介護予防請演会

- 1 佐伯市の環状と介護予防の取組について (総合事業や介護予防の説明・包括職員による寸劇)
- 2 実践取組報告

短期集中予防サービス「ころばん事業」について 報告: 長門ディサービスセンター 理学療法士 藤井 伸一氏 実践発表(利用者2名に発表を依頼)

3 講演 「介護予防は何敵からでも大丈夫! 〜早めに気づいて、早めに予防〜」 講師:長門記念病院 理学療法士 土谷 健治 氏

出所) 佐伯市提供資料

2. 石川県能美市

■石川県能美市の基本情報

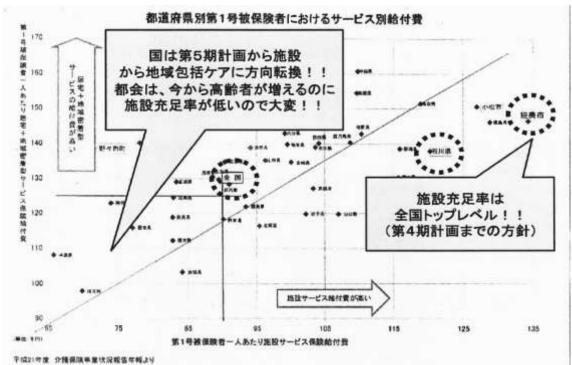
石川県能美市は、2007年に根上町・寺井町・辰口町の3つの町が合併してできた市である。人口49,921人、高齢化率25.2%、面積は84.14km²で、石川県南部の加賀平野のほぼ中央に位置する。市の西部は日本海に面しており、夏は暑く、冬は雪が多い日本海側独特の気候である。小松市、加賀市、川北町と南加賀医療圏を形成する地域で、医療資源は充実しており、合併前の町ごとに大きな医療機関が1つずつ存在する。地域包括ケア病棟協会の会長である仲井培雄氏が理事長を務める医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院を中心に、地域医療連携の体制の充実を図っている。



出所) JMAP 地域医療情報システム

■石川県能美市の介護資源の状況

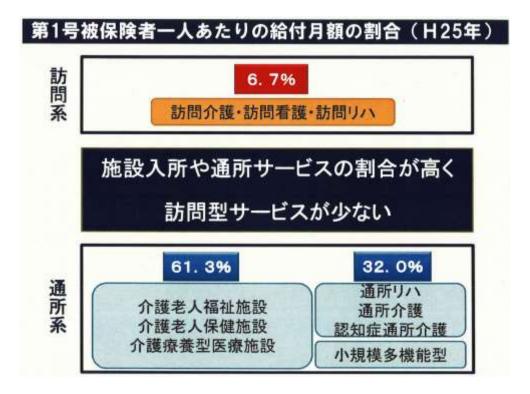
能美市の施設充足率は全国トップクラスであり、給付費の 6~7 割が施設の給付となっている。施設や通所型サービスが多い一方で、訪問型サービスは少ない傾向にある。



図表 90 第 1 号被保険者におけるサービス別給付費

出所) 能美市提供資料

図表 91 第 1 号被保険者一人あたりの給付月額の割合



出所) 能美市提供資料

■地域における介護予防の課題意識

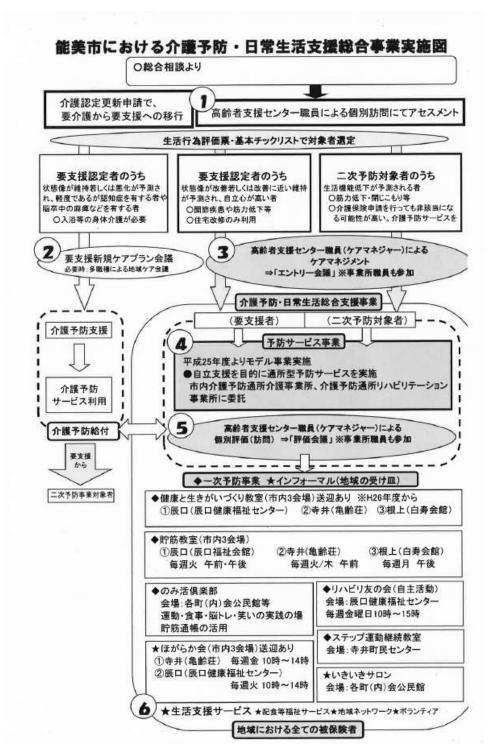
能美市における課題意識としては、施設はある程度整備されたが、市民が主体的に健康づくりや介護予防、自立支援に取り組めるような体制が必要だと考えている。また、「通所サービスなどの予防給付は交流の場として求められるケースも見られ、市民も自身の状態の改善や自立した生活の維持に意識が向きにくいことが課題となっている。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

総合事業自体は平成25年に開始した。総合事業については専門部会を作り、サービスフローなどの承認を得ている。

能美市では、総合事業、中でもサービス C を最優先事業として捉えて、サービス C の課題の中から見えてきたニーズに対応する形でサービス A やサービス B である住民主体の通いの場を整備している。

図表 92 能美市における介護予防・日常生活支援総合事業実施図



出所) 能美市提供資料

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

能美市は平成25年の旧総合事業の開始とともに二次予防事業として現在のサービスCと同等の取り組みを開始した。背景となる課題としては、前述の通り、「介護が必要になった際には施設に入居したい」という意識であるがゆえに、ケアプランもサービスありきのプランとなっていたことが挙げられる。

また、石川県が開催した勉強会で和光市の事例について学ぶ機会があったが、和光市における1年後の改善率が42%だったのに対し、能美市の場合はほとんど改善がないことに課題意識を持った。そこで、旧総合事業の開始を契機に、市内の施設や通所事業所にご協力を頂き、軽度者の自立支援と予防事業を同時に進めることにした。二次予防の開始に合わせて、ケアプランのあり方も介護予防・自立支援を目指す必要があると考え、平成24年12月に新規のケアプラン会議を開始した。抽象的な目標設定を具体化できるよう、和光市の生活行為評価表を用いて目標設定の勉強会も行った。平成25年度から募集に応じて頂いた事業所と話し合いながらモデル事業を開始した。

■サービス C の対象者選定の方法

サービス C は包括支援センターの総合相談から、事業対象者・要支援者に当たる方で短期集中・支援が適当と予測される方を対象としている。その他一般介護予防事業に参加している方の中でサービス C の利用が望ましい思われる人を包括支援センターの総合相談へつなぐようにしている。

図表 93 通所型サービス ()参加に係るチェックシート

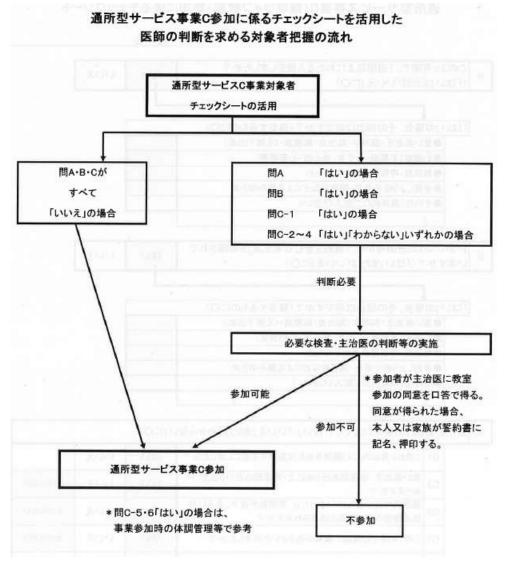


出所) 能美市提供資料

事業対象者のケアプランはすべてケアプラン会議において、多職種で内容を検討する。 能美市ではアセスメントを元にサービス C による改善効果が期待できるかどうかの視点 で、サービス内容を検討している。

また、サービスの利用に際しては、医学的なリスクがある対象者には、申請と同時に利用 者本人に主治医に確認するよう求めている。主治医の確認を要する対象者の選定フローは 次ページの図の通りである。

図表 94 医師の判断を求める対象者把握の流れ



出所) 能美市提供資料

■通所型・訪問型サービス C の内容

サービスの流れとしては、まずケアプラン会議でさまざまな可能性や支援のあり方、目標 設定を検討した後、サービス担当者会議を本人宅で実施する。そこで家屋での評価を行い、 実際に「お風呂のまたぎができない」など実生活の中での課題を洗い出し、サービス提供時 の支援内容やプログラムの内容の検討に役立てる。

能美市では通所型サービス C の健幸ライフ教室と訪問型サービス C の健幸ライフ訪問リ ハビリ事業を組み合わせた実施体制をとっている。訪問のタイミングや回数は利用者のニ ーズや状態に合わせて調整するが、通所型サービス C の利用の場合でも必ず 1 回は事業者 が訪問し、生活改善指導を行う。家屋でのアセスメントで得た課題について、実際に家屋で 動作支援を行うなど、実生活に即した支援を行うようにしている。



図表 95 サービス C の内容

出所) 能美市提供資料

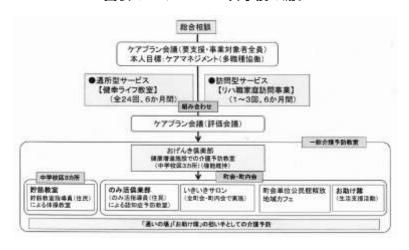
WID: 0761-51-7771

■サービス C の終了後の対応

サービス \mathbb{C} 終了から約 1 ヶ月前に、「評価会議」として再度ケアプラン会議を実施する。 ここでケアマネジャーを中心に多職種で、サービス C 終了後の一般介護予防事業・地域の 場・給付サービスへの移行や引継ぎについて検討する。

サービス終了後の受け皿としては、健康増進施設による介護予防教室や、中学校区単位での

「貯筋教室」、町会での住民主体のサロンなどを整備している。また、運動機能の維持向上だけでなく、認知症予防を目的として脳トレを行う「のみ活倶楽部」という住民主体の認知症予防教室も町会単位で用意している。



図表 96 サービス ○終了後の流れ

出所) 能美市提供資料

■サービス C 実施における工夫

サービス C 実施に際しては、関連する様々な職種の理解と協力を得るための組織体制作りに力を入れている。

実施事業者の募集に当たっては、リハビリ連絡会の組成が大きな役割を果たしているだろうと市の担当者は述べている。リハビリ連絡会は、能美市内に在住・在勤の PT・OT・STで、会員は 90 人にものぼる。市内のリハ職の 9 割以上が参加しており、地域支援事業の目的や内容について事例を通じて説明し、通常業務との関連性を理解してもらうよう工夫した。

また、市としても市事業所やケアマネジャーの理解を得るために、説明会を開催し、丁寧に説明することで合意を得ている。現在訪問型は9事業所、通所型は11事業所に委託しており、市内のほぼすべての事業所が参加する状態を作れているとのことであった。

医師については、市内の在宅医療介護連携推進グループであるメモリーケア・ネットワーク能美に所属する医師へも総合事業に関する説明を行い、協力を要請した。現在メモリーケア・ネットワーク能美に参加する医師は12名で、医師会の会長・病院・診療所・事業所経営者も参画しているため、医師会へのフィードバックも行いやすい環境が整備されている。また、昨年から医師会にも医療コーディネーターを配置し、メモリーケア・ネットワーク能美に参加していない医師に対しては医療コーディネーターが情報提供に回るなどして周知を図っている。

これらの取組を一貫して実現できるのは、能美市の部署の構成が大きいであろう。能美市

の特徴として、地域包括ケアを担う部署が「我が事丸ごと推進課」としてひとつにまとまっていることがある。総合事業や在宅医療・介護連携、認知症などのすべてを包括的に担当しているため、さまざまな事業がつながりあい、専門職との連携もスムーズになっていると言える。

■サービス C の効果

支援計画が具体的になることで改善率が上がるようになった。ケアプラン会議で本人の目標設定を確認し、その目標を達成するための支援を実施することで、終了者のうち約7割が中学校区や町会単位の一般介護予防事業等の通いの場へ移行している。特に、本人にも見える形で効果測定をした事業所の方が地域の一般介護予防事業へもつながりやすかった。

本人目標(畑仕事がしたい)達成への事業所の 支援計画の比較

- 本人目標(畑仕事がしたい)達成への事業所の 支援計画の比較

- 体力の維持を図る
- 今の生活を維持する
- 毎日の体操を継続する

- 毎日の体操を継続する

- 連続歩行距離が120mになる(現在100m)
- 自宅で自主体操ができる(週2回以上)
- 草むしり以外の自宅の役割をつくる

図表 97 目標設定の具体化

出所) 能美市提供資料

また、利用者の主体的健康感は教室前後では向上した人が 47.7%、維持した人が 40.9% で、効果を実感している人が 88.6%と非常に高い数値を記録している。また、要介護認定率 も平成 24 年 4 月の 17.7%から平成 29 年度には 16.2%と大幅に減少してきている。

■サービス C のあるべき姿

今後は、現状のサービス C の内容以外にも、入浴に関する支援が必要だと考えている。 老人福祉センターの活動とサービス D の移送支援を組み合わせてのサービス提供のあり方 を検討している。

また、住民互助による移動支援も検討すべきと考えているとのことであった。介護保険のニーズ調査や総合事業の街づくりニーズ調査では、公共交通の充実が課題に挙がっている。

免許を返納した後の移動手段が市民のニーズとして一番に挙がるため、NPOや市民の互助活動の中で移送サービスがスタートしている。現状サービス C には実施事業者が送迎をつけており、サービス B の場合はシルバー人材センターに再委託し、社会福祉協議会の車を使って送迎している。住民互助による移動を支援するため、補助金に頼らない基金ができないかと我が事丸ごと推進事業の中の地域共生支援事業で検討が始まっている。

自立支援の視点では、退院後の生活支援や医療介護の方向付けにリハビリ専門職の関与は大きいと考えている。メモリーケア・ネットワーク能美でわかった入退院連携に必要な視点をリハビリ連絡会で共有し、院内外の医療介護専門職をつなぐことで、入退院連携の円滑な実施と充実が図れるようになってきている。リハビリ専門職が各職種ののりづけ役・言語の翻訳役として積極的に参画することが必要とされている。

3. 岡山県和気町

■岡山県和気町の基本情報

岡山県和気町は、人口 14,395 人、高齢化率 38.8%、面積 144.21km²の町で、岡山県の南東部に位置する。市街地に住戸や商店などが集中し、大部分が急峻な山間地である。高齢者の住み替えなどは進まず、山間地域に居住する高齢者も多く、市街地と郊外で高齢化率が大きく乖離している。岡山市北区、岡山市中区、岡山市東区、岡山



市南区、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町 出所)JMAP 地域医療情報システム 県南東部医療圏を形成する地域でもあり、町内には医療機関が 6 箇所あるが周辺の医療機関に急性期医療などを頼っている状況である。

■岡山県和気町の介護資源の状況

岡山県和気町の介護資源は通所介護が8事業所、訪問介護事業所が9事業所あり、介護事業所はおおむね充足している。訪問介護事業所は人材不足で1事業所減ったが、高齢化率が2025年を境に頭打ちになりこれから減ってくるので、それを鑑みれば順当な地域と言える。ただし、訪問看護事業所が人材不足で閉鎖して以来、在宅医療系のサービス提供事業所は不足傾向にある。

図表 98 和気町の介護資源の状況

類型	事業所数
居宅介護支援	7
通所リハビリ	3
通所介護	8
小規模多機能型居宅介護	1
訪問介護	9
短期入所生活介護	3
短期入所療養介護	1
訪問リハビリ	3
訪問看護	1
訪問入力	0
認知症対応型共同生活介護	5
介護老人福祉施設	3
介護老人保健施設	1
介護療養型医療施設	1

ケアハウス	2
養護老人ホーム	1
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	5

出所)和気町提供資料より NRI 作成

■地域における介護予防の課題意識

高齢者の独居世帯が町の 1 割近くを占めており、見守りの必要性が高まっている。町全体で 6,279 世帯のうち 676 世帯が高齢者独居世帯であり、後期高齢者の独居世帯数は 403 にのぼる。高齢者独居世帯のうちの 7 割弱は女性であるが、近年男性独居が増加傾向にある。

全町的に小規模世帯が増加しており、特に山間部や公営住宅、以前は振興住宅地と言われていた地域等は独居高齢者、高齢者の世帯の割合が高い。一方、近年では高齢者と単身の子の2人世帯も増加傾向にあり、家族形態の変化が顕著である。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

和気町では、平成 29 年 4 月より総合事業関連のサービスを提供している。基本チェックリスト対象者にはサービス B とサービス C を提供している。町内に NPO 等の組織が存在しておらず、実施事業所の確保が困難なことから、サービス A は実施せず、要支援者に対しては現行相当のサービスを提供するに留まっている。

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

以前から二次予防事業の一環で短期集中型の教室を開催してきた。この取組を継続したいとの思いから、少し形式を変えてサービス C に引き継いでいる。

現在は期間 3 $_{7}$ 月、全 12 回を 1 クールとするクール制で短期集中型サービスを提供している。平成 30 年度は年 2 クール実施したが、平成 29 年度以前は切れ目が無いよう年 3 クールで実施していた。しかし、年 3 回の実施では参加者が十分に集まらず、バランスが取りづらいためサービス需要と照らし合わせて 2 クールへと変更した経緯がある。

町の担当者は、要介護認定者以外も年間を通じて受け皿があるようにすべきとの考えから、どの時期からでもサービスを受けられるようにしたかったが、介護事業者の採算性やサービス自体の活況度を勘案すれば現状の形が望ましいと述べていた。

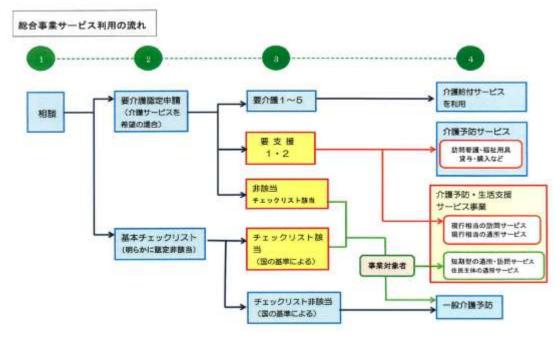
■サービス C の対象者選定の方法

対象者の選定の方法は、利用者自身が相談にくる受動的なパターンと、チェックリストの 回答結果から声をかける能動的なパターンの 2 通りある。

まず、利用者が相談に来るパターンについて詳述する。このパターンでは、地域包括支援 センターの担当者が高齢者及びその家族等の相談を受けた後、要介護認定申請か基本チェ ックリストかを判別し、事業対象者を選定している。ただし、相談者は月に数名程度のため、 受動的な対応だけでは集団による介護予防の実施は難しい面もある。

つづいて、チェックリストの回答結果から潜在的事業対象者に声をかけるパターンについて詳述する。和気町では3年に1回のニーズ調査、あるいはニーズ調査がない年は800人程度にチェックリストを送付して、潜在的な事業対象者の掘り起こしを行っている。町では、チェックリスト該当者の中でも、運動・栄養・口腔の機能が低下した従来の二次予防対象者に絞ってサービスCの案内をかけている。特に74~84歳の高齢者のなかで、独居あるいは高齢者世帯に暮らす高齢者を優先して声をかけるようにしている。平成30年度の具体的な数としては、800人程度にチェックリストを送付したうち、二次予防対象となるのが343人程度で、ニーズ調査の年にはもう少し人数は増える想定である。そのうち、サービスCの利用に至るのは、通所型サービスCは30人弱、訪問型サービスCは10人程度で、町から能動的に利用者を募り利用者が定員を超えて対応できないということはない。

ほかにも、80 歳以上の高齢者の家庭を回る「見守り支援事業」での見守りの際に状況を 把握したり、民生委員や専門職からの情報により対象者に声をかけるアプローチも実践し ている。



図表 99 和気町における総合事業サービス利用の流れ

出所)和気町提供資料

■通所型・訪問型サービス C の内容

和気町のサービス C は通所サービスが 3 ヶ月、訪問は 6 ヶ月の実施となっている。和気町では、通所・訪問ともに直営で運営しており、基本は町の職員が携わっているが、歯科衛生士会や医療機関の専門職の協力も得ている。またボランティアの参加もあり、サービス実施中の和やかな雰囲気づくりや送迎や移動における安全への配慮等にひと役かっている。

通所型サービス C は 3 γ 月で全 12 回実施し、1 クールに運動・口腔と栄養、認知症予防の要素を盛り込んでいる。



図表 100 通所型サービス C の 1 クールの流れ

中旬トレー飲削メニューの内容及び実施は旧によって変勢する

出所)和気町提供資料

運動については町で作っている"わけまろくん体操"の DVD を用いている。

平成 15 年に健康増進・介護予防目的で考案し、一般高齢者の地域活動として実施してきた "よっこらどっこい体操"を通所サービスに導入しようとしたが、虚弱な高齢者にはテンポが速く、初めて入ってくる高齢者がついていけないため、ハードルが高すぎるといった課題があった。そこで、もう少し虚弱な高齢者を対象にできるようにと作られたのがわけまろくん体操である。

わけまろくん体操は、町内の医療機関のリハビリテーション専門職とスポーツプログラマー、町の職員が共同で製作した。限られた期間と予算で製作するため、会議で分担した部分を各病院に持ち帰って検討してもらう形をとった。会議ごとに委託料を専門職に支払ったが、会議数も数回と少なく、製作費を抑えてコンテンツを作成した。

図表 101 わけまろくん体操





出所)和気町提供資料

なお、和気町では訪問型サービス C は、3 ヶ月では短すぎて目標達成が出来ず、成果が見えにくいとの考えから、6 ヶ月間の実施としている。町の担当者が利用者宅を訪問して生活支援と運動指導を実施している。さらに、必要に応じて地域包括支援センターの栄養士や医療機関の理学療法士にも一緒に訪問してもらうなどして個別化したサービス提供を実践している。

利用パターンとしては、通所型と平行して実施することが多く、特に家での生活環境の指導や家族と一緒に指導・支援が必要な場合は訪問と通所を併用している。

先述の通り基本は通所型との併用であるが、訪問型のみのサービス提供もしている。通所型には参加が難しいが介護保険の給付対象ではない方や認知症や複合的な疾病が必要な方、家族との相談が必要な方、病院との連携が必要な方、集団でのサービス利用を好まない方などが訪問型のみを利用されている。

■サービス C の終了後の対応

総合事業が始まって以来、ほぼすべての利用者がサービス B や一般介護予防事業の通いの場などの次の社会参加の場につながるようにしている。たとえ医師などから指導を受けたとしても、高齢者が自宅で介護予防のための取組を続けるのは難しいため、集団のなかで

の介護予防の取組みを継続し、心身の状態を維持するためにも必要となると町では考えている。

サービス終了後の対応としてうまくいった事例としては、サービス C を集団で受けた同期生が自主的な活動として通いの場を立ち上げた例がある。和気町のサービス C は週 1 回 と頻度が高く、利用者間の関係構築が進みやすく、集団化しやすいと考えられる。町内でサービス A を提供していないことを踏まえると、こうした住民の主体の活動を支援し、地域の力をつけていけるようにしたいと町の担当者は述べていた。

また、教室に参加した方が今度はボランティアとしてサービス C に関わってくれるケースもある。ボランティアに向いていそうな人には町職員から声をかけるなどしており、ボランティアとして送迎の際の車の乗り降りの支援をしてもらうといった取り組みも行っている。

■サービス C 実施における工夫

町の担当者はサービス C 実施時の工夫について次のように述べていた。まず、継続性を持たせるため、簡単な体操を行うなど実施のハードルを下げることを意識している。このほかにも、地域のボランティアが声をかけ、同じような年齢の方同士で話をするのが楽しいという環境づくりを行っているとのことである。ボランティアには開催の内容にも関わってもらう方 2 名のほか、送迎や付き添いに 4 名程度に関わってもらっている。ボランティアの募集に際しては、もともとボランティアなどの活動に対しての意識が高い方や、サポーター養成講座を受けた方に声をかけている。ボランティアに対してはボランティアポイントを付与しており、年度末に換金することも可能としている。

さらに、町の担当者はきちんと行政が関与することの重要性にも言及していた。和気町では、住民主体の活動であっても年に 1 回は町が関わりを持つようにしているとのことで、ボランティアが携わるなか、行政としても課題の把握やボランティア育成などを実施することにより継続性を維持していくことが大切と述べていた。

■サービス C の効果

開始前後で基本チェックリストの実施や測定をしているが、軽度の人ほど改善は見られ やすかったとのことであった。ただし、事業対象者の中でも状態には幅があるので、要支援 に近い方はなかなか改善が見られにくいためサービス改善の余地がある。

目標については、利用者は軽度の方が多いので、「生活のなかでこういうことがしたい」、「痛みや動きにくさをなくしたい」、「むせをなくしたい」といった実生活に即したものが多い。実際に旅行がしたいので、布団から立ち上がれるようにしたいという目標を立て、終了時には達成でき、活動の幅が広がるケースもあり、改善がみられやすい。一方で、3ヶ月という短期間であることを考えると、痛みを軽減するのは難しい点を述べていた。

町の担当者は、個別よりは集団の方が利用者のやる気を引き出す意味では効果があるよ

うに思うと述べていた。

■サービス C のあるべき姿

介護保険の申請時期を延ばすことももちろん重要だが、本人の意識を変えるのが一番重要なのではないかと町の担当者は述べている。身体に向き合い、予防とは何か、これからの人生どう生きていくかを考えてもらうことが必要であろう。悪くなったらすぐサービスを利用するという意識を変え、状態を維持したいと思えるようになって欲しいとのことであった。

また、そのためには町の積極的な関与やサポートも必須だとの意見であった。短期集中型のサービスが必要だと言っても、終了後のサービス B がきちんと整備されていなければ、住民には響かない。職員が一緒になって考えていくことで、対象者も満足感を持って卒業し、住民主体の活動にもつながっていくのであろうとのことであった。

4. 大分県竹田市

■大分県竹田市の基本情報

大分県竹田市は、人口 22,211 人、高齢化率 45.1%、面積 477.53km² と全国的にみて高齢化が進む比較的小規模な自治体である。大分県の南西部にあり、周囲をはくじゅう連山・阿蘇山・祖母山・傾山などの山々に囲まれ、熊本市、大分市を結ぶ肥後街道沿いに位置している。熊本県、宮崎県と接する地域であり、隣接する豊後大野市とともに豊肥地域と呼称される。



古くから農業・林業で栄え、滝廉太郎が「荒城の月」

出所) 日本医療情報システム

の構想を練ったとされる岡城の城下町であるなど、自然豊かな地域である。

■大分県竹田市の介護資源の状況

竹田市では他の地域と異なり、介護事業所の運営主体に占める医療機関系の比率が高いことが特徴で、市内には病院が3施設、診療所が18施設ある。一方、介護資源については、施設系事業所が17箇所、通所介護が12箇所、通所リハが4箇所、訪問介護が7箇所ある。そのうち、サービスCを提供している施設は、在宅系サービスを提供する2事業所となっている。市の担当者は、高齢者数に対して施設系は過不足を感じることは少ないが、在宅系は減少し、かなり不足していると述べていた。

■地域における介護予防の課題意識

竹田市は、山間に位置するため起伏の多い地形も多く、高齢になると外出しにくく、家に 閉じこもりがちになってしまう。住み慣れた自宅での生活を継続するにしても、車を運転で きなくなると、移動が困難になり、公共交通機関も充実しているとは言えない環境で、こう した交通弱者にとっては日常的な生活を継続することが難しい地域でもある。そのため、他 地域と比べて高齢者の施設入所割合が多くなっている。

サロンや地域の通いの場は、ボランティアや地域住民の手によって手厚く運営されていることから、交通弱者になった高齢者が、介護予防の取組に参加できるか、物理的な障壁をいかに取り除くかが介護予防に限らず地域の大きな課題となっている。

このほかにも、サービス C の利用にあたり、住宅改修や福祉用具のレンタルなど一部介護保険給付に該当するサービスのみの利用では、身体や生活機能の改善につながらない高齢者が存在する点についても課題意識をもたれていた。詳細は後述する。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

竹田市は、総合事業を平成27年度から開始している。平成30年度の時点において、サ

ービス A およびサービス C を中心に実施し、B、D は実施していない。大分県ではサービス A に関しては、一斉に緩和型に移行したものの、訪問介護では人材不足当から人員基準を満たすことができない事業者があり減少傾向にあるとのことであった。

竹田市では、基本方針として、一般介護予防事業に力を入れることで、住民主体の通いの場やサロン等を拡充している。この背景には、住み慣れた地域の中で仲間とともに取り組む介護予防の効果を期待していること、サービス B を実施する場合、移動に伴う介護事業所等の支援では、費用面ならびに人的な負荷、人材の不足といったリスクがあること、及び運転手の人件費などを賄いきれないといった採算性の問題も挙げられる。また、サービス B に近いサービスは、市内にも複数存在するものの、事業対象者の選定やその後のモニタリングなど包括の業務が増大すること、利用に際して、本人の合意形成に立ったケアプランを作成する必要があり、対象でなければ本人の意思だけでは参加できないといった理由から、気軽に参加できる一般介護予防事業を優先していると述べていた。

一方、竹田市の通いの場の創設に向けた取組は合併前から実施していたため、数が多い。 平成 19 年度より通いの場の創設のため、市では地域住民に対してサロン等を組成し介護予防に取り組むよう周知や住民啓発を重視している。具体的には、説明会、ケーブル TV での周知、市報への折込チラシなどを活用した情報提供を実践しており、高齢者なら誰でもいつでも参加できるもの、集まっておしゃべりをするものまで幅広く用意しており、市内の 17地区に 150 箇所あまり存在している。たとえば 5 人以上でおしゃべりや軽い運動のために集まってはどうか、運動に取り組んでみないかなどと提案している。

市内では、身近な通いの場ほど高齢者が集まりやすいと市の担当者は述べており、その一事例として住民トレーナーに委託し介護予防運動を地域の通いの場で指導してもらっていることを挙げていた。竹田市では、平成23年度より厚労省で管掌する雇用創出事業を活用して、住民の任意団体に設立支援した。この任意団体は、市内17地区と暮らしのサポートセンターにおいて月に2回介護予防に取り組む「すご一く元気になる教室」を担当している。委託料として1会場10,000円/回(事務費・交通費込み)を携わる住民トレーナー団体(竹田へルスフィットネス)に支払っている。なお、竹田市ではこれまで過去5年間にわたって事業を委託してきた。

図表 102 大分県竹田市の総合事業の概要

3. 総合事業サービス組み合わせ表

		18	於介護予	防事業			サービスC	(大の調理	4. サービ (住民主 よる支	体に	5. 緩和し 基準に サービ	よる	6、 従前相当の サービス		
事	事業名		になる 教室	生きがい系サロン	< 5 # #	認知症カフェ	わくわく教室	プロ訪問事業	通所型サービスB	訪問型サービスB	通所型サービスA	訪問型サービスA	予 防 事 業	予防學介護	
	おしゃべり	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ó	Ò	0	
	すご ー く 気 気 なる 教室	0	/	0	0	0	×	0	0	0	×	0	×	0	
1.一般介護 予防事業	生きがい系サロン	0	0	/	0	0	0	0	0	0	○ 卒業 3月前~	0	〇 卒業 3.脯~	0	
	< 5 tr #	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認知症カフェ	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 通所型 サービス C (従期申予約サービス)	パワーアップ 教 室 わくわく教室	0	×	0	0	0		() 連動	0	0	×	0	×	×	
3. 訪問型 サービス C (プロ訪問事業)	ブロ訪問事業	0	0	0	0	0	○ 連動	/	0	0	○ 連動	連動	×	×	
4. サービス 8	通 所 型サービスB	o	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
(住民主体に よる支援)	訪 間 型サービスB	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	
5. 緩和した	通 所 型 サービス A	0	×	〇 存業 3月前一	0	0	×	連動	0	0	/	0	×	×	
基準による サービス	訪 問 型 サービスA	0	0	0	0	0	0	逆動	0	0	0	/	×	×	
6. 從前相当	通所型介護 予 防 事 業	o	×	○ 卒業 3月前~	0	0	×	×	0	0	×	×	1	0	
のサービス	訪問型介護	0	0	0	0	0	×	×	0	0	×	×	0	1	

※訪問型サービス(第1号訪問事業)通所型サービス(第1号通所事業)利用の場合はケアブランが必要(黄色部分) ※「②」…通所型と訪問型、その他のサービスと併せて実施することを推奨。

安全管理上、個別指導(常時見守り・要介護)が必要な方は、目的に沿ったサービス利用を優先させること。 ※従前相当のサービス・従来の介護予防給付と同様のサービス

出所) 竹田市提供資料 高齢者支援ガイドブック

[※]連動…引き続き実施可能

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

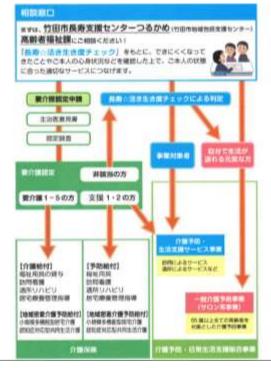
サービス C に関しては、二次予防事業を引き継ぐ形で、運動機能向上、口腔機能向上、 栄養改善指導などをかねてより提供してきた実績がある。ただし、当時からサービス提供数 は決して多かったわけではなく年間 30 人から 40 人程度にとどまっていた。

市の担当者の問題意識として、これまでのサービス利用では機能向上につながりにくく、 高齢者の身体機能の向上や重度化防止をはかり、より元気にするためにもサービス C は必 要なサービスと位置づけている。そこで、市ではリハ職を交えてサービスの検討を進めるこ とで、より効果的なサービス C の提供を目指している。

■サービス C の対象者選定の方法

サービス C の利用者は、通いの場を通して地域包括支援センターの職員が運動機能の低下をチェックする流れで募集している。基本的には、チェックリストを用いた簡易的な検査であるが、健康増進に関わる職員も高齢者を見かけたら検査を実施する感覚でサービス C の対象者を抽出している。他に、第2の募集経路として、総合相談窓口や地域包括支援センターの職員(主に PT や OT)、民生委員が独居高齢者などを訪問した際に、利用者候補の抽出している。こうした草の根的な活動の結果として、サロンや通いの場で得られた基本チェックリストの結果をシステムに入力し要注意者の名簿を作成し、サービス C の利用を促している。こうした取組を経て、年間 30 から 40 人の高齢者がサービス C を利用している。なお、要注意者リストに氏名が載った後、改善の意思が明確であること、改善の見込みがあること等、この2つの条件に合致する方にサービス C を利用してもらっている。

このように能動的に利用者を募っている理由として最も大きい理由は、サービス C の事業対象者になっている高齢者は自らの意思で市役所等に相談に来ないというものがある。 受動的に待っているだけでは利用者は集まらないと市の担当者は考えている。



図表 103 サービスの利用フロー

出所) 竹田市提供資料 高齢者支援ガイドブック

■通所型・訪問型サービス C の内容

竹田市のサービス C は平成 27 年の 7 月に通所型からスタートした。雛形となるサービスは平成 18 年にスタートしている。その後、訪問型サービス C がスタートした。なお、通所型サービス C は病院が受託しており、訪問型サービス C は地域包括支援センター(独自に PT、OT を配置)が直接実施している。

竹田市の通所型サービス C のサービス期間は 3 ヶ月で、1 クールにつき 15 人を定員としている。サービス委託先である病院では、15 人の参加者に対して基準 3 人だが 8 人程度の職員を配置し、個別に指導している。毎クールほぼ満員状態で運用されているが、病欠等で参加できない方も 1、2 名は出てしまっている。サービスの利用に当たっては、まず職員による自宅訪問があり、そこで目標設定や自宅での生活の困りごとなどの確認が実施される、その後サービスを受けた後、最後に自宅訪問がおこなわれ、評価と今後の対応につなげる手順となっている。

通所型は、市内 17 圏域を 3 年掛けて輪番制でまわってサービスを提供しようとしてきた。当初は、公民館などで実施するなどしていたが、サービス提供側の時間コストが高いことから、現在ではサービスを提供する病院において通所型サービス C を提供している。地域ごとに利用者を集めて送迎する必要があることから、サービス C の利用にあたっては、対象となる地域を中心に声かけし、近くの仲間と取り組めるよう、また、効率的な送迎も視野に入れ、地域ごとに計画的に実施している。サービス C の利用者の自己負担は 300 円で、

残りを市が負担している。ここでも1割負担の考え方で自己負担額を決めている。

なお、サービス C をどの圏域から提供するかは、ニーズ調査の結果を踏まえて決定している。たとえば、ニーズが高い地域や転倒治療にかかる医療費が多かったところを優先的に 実施し提供する順番を早くしている。

二次予防事業の頃から、サービスの前後に訪問を入れ、必要に応じてサービス提供期間中にも訪問を入れていた。基本的には、昇降可能な段差の確認や庭先を何メートル歩けるかなどの能力や機能の確認が中心であった。なお、当時も現在もサービス提供を担える事業所は市内に 2 箇所しかなく、整形外科と老健を持っている医療機関のみで、サービスは随時対応できず期間限定で実施している。



図表 104 サービス () の実施内容について

出所)竹田市地域包括支援センター提供資料

■サービス C の終了後の対応

竹田市では、サービス終了時にカンファレンス(ミニケア会議)を実施し、利用者の状況 や意見を確認している。市の担当者としては、基本的に、地域の通いの場につなぎたい思い が強い。先述した通り、竹田市はこれまで通いの場の創設に力を入れてきたこと、雇用創出 事業等を上手く活用することで通いの場を盛り上げるための住民トレーナーの配置などを 進めてきた。

その甲斐もあってか、「すごーく元気になる教室」や「健康長寿週一活動(KSK)」、「暮らサポ広場」、「おしゃべりサロン」など、市内でも人気の高い通いの場ができあがっている。このような土壌も整っているせいか、サービス C 終了後にも全域に、何かしらの通いの場が開催されている状態が整備されている。竹田市では、サービス C を終了した後のケアや

通うべき場所がかなりに整理されている状況がうかがえた。実際、市の担当者も通所型サービス C が終わった後は、「すご一く元気になる教室」の利用者が増えると述べていた。

図表 105 サービス C の実施要件・内容

		介護予防・悪化予	防一寬	
No.	サービス名等	内 容	対象	問い合わせ先
		閉じこもり予防、認知症予防		保険健康課
1	おしゃべりサロン	のため、健康の維持増進、自 立生活継続を目的に様々な活 動を行います。		竹田市社会福祉協議会 サロン専用
2	# # # 12 # 5 2			高齢者福祉課
4	生きがいサロン		概 ね 65 歳以 上 の	竹田市社会福祉協議会 サロン専用
3	荻シニアクラブ	軽スポーツや手芸等の作業療 法など介護予防活動を行いま		荻支所 地域振興課
4	久住ゆう・遊クラブ	す。昼食あり		久住支所 地域振興課
5	直入お達者クラブ			竹田市社会福祉協議会 直入支所
6	すご一く元気に なる 教室	定期的に集い、低下した機能 の維持・向上や介護予防のた め、体操、ストレッチ運動や レクリエーションを行いま す。	運動機能要齢予(サー要) 関係を表別の (サー要) (サー要)	高齢者福祉課
7	お茶筋教室	いつでも、どこでも、だれでも できる体操(お茶の間筋カトレー ニング)を中心に、集まって体 操を行います。	市民	保険健康課
8	男性料理教室	食の自立と交流を目指して、 年数回の講義と調理実習を開催しています。	男 性	
9	くらサポ広場(集い)	介護予防や健康づくりの教室、 レクリエーション、カラオケな ど、日帰りで行う集いの場です。 送迎あり 場所:暮らしのサポートセンター等	概 ね 65 歳 以 上 の 高 齢 者	竹田市社会福祉協議会 ·· 久住「りんどう」 ······· 直入「ゆのはな」 ······ 荻 「しらみず」 ······ 竹田北部「双城」 ······
10	寄り合い場	いつでもだれでも気軽に立ち寄 ることができる「まちのお茶の 間」です。 場所:暮らしのサポートセンター	概 ね 65 歳 以 上 の 高 齢 者	竹田南部 「あけぼの」 竹田西部 「なんせい」 2 竹田東部 「陽だまり」 ※南部・西部・東部の連絡 が決まるまで竹田市社会福祉
11	認知症予防カフェ (よりそいカフェ)	認知症の人、介護する家族の 人、地域の人が気軽に寄れる カフェです。	認知症の人 介護すの人 家族 域の人	竹田市地域包括支援センター
₹σ,	他の事業			
1	高 齢 者 大 学	運営委員会を開催し、定期的 に講演会を行っています。	概 ね 65 歳 以 上 の 高 齢 者	生涯学習課
2	健幸運動教室	ストレッチや簡単な筋トレ、 生活習慣病予防講座など行っ ています。	市民	保険健康課

出所) 竹田市提供資料 高齢者支援ガイドブック

図表 106 通いの場"すご一く元気になる教室"日程表

				1	II F	党3	0年	度	7	10	-	-63	元多	E I	75	3	改計	ter E	日	程	喪						H30.4.1~
特異學	6	详細	- 4	75		71	- 6			71	. 8	A	3	A	10	A	11	A		18	1	Я	2	Я	3	73	清 所
竹目	H	11:33-11:30	ik.	30	200	(A)	in:	18	i.	110	100	(R)	(38)	114.	1287	15.	in.	170	- A C用:	iki	(8)	(7)	CM:	18	(R)	해	竹宫分摊
圆 3	E .	9.00~11.00	6	120	4	10	(8)	性	18	20	3 (8)	(6)	Y Yall:	11 140	in:	18.	i di	10	cái:	11	181	100	4	19	4	719 (M)	B 3033180
明岩	t	10:10-15:30	15	100	10	#E (K)	16	JA.	100	OR)	cal	(A)	113	(A)	8 (83)	(B)	(E)	#1 DC	4	AT GAL	100	29 (4)	12	75 (b)	甚	28 (8)	10x148
2 1	4	8:55~11.38	(A)	18)	14	1.81	The same	H	18	23 (A)	(fi)	11	110	100	di	100		28 (A)		24 (R)	130 130	(B)	TA)	15	30	181 (A)	いあいすなまでンター 国会会会はサンター
3. 3	E	13:10~15:30	6	30 (8)	193	15	000	130	1	20 (B)	181	CMS	780	(f)	A. (81)	11	1	711	cas	E)	1	THE 正数:	187	15	100	(金)	五五分號
推习	8.	8:33~11:30	.18 (8)	2H.	10		(6)	116	181	(30 (30)	(A)	(出)	(計 (本)	LT UNI	(表)	排	180	(#)	12	15	(10) (36)	24 [8]	14	(#)	Hi CHS	38 (8)	80.08
入 日	H	8:33~11:38	10	當	11	4	4	12		17	(8)	314 (00)	14.	101)II (R)	25 (8)	2	II)	14	21 (#)	117	211 (8)	181	(E)	(素)	11	入品分號
縣 员	5	13:10-15:30	6	20 (g)	10	12	-	18	187	6	(8)	(6)	(4)	(B)	+	14	(8)	10.	1	A1	(8)	15	(8)	10	(8)	18	報告分割
8 8	Ē	0:30-11:30	111	(E)	11	100	1	7.2 1.0	(1) (p)	17	(#)	(金)	14	216	12	211- (B)	(8)	773 (R)	11	Z) (8)	(1)	#11 W	i.	112 (80)	(00)	(m)	取得分類 LGAT
带 5	Ε.	13:10~15:30	ORI	儲	UK)	28 UR	à	15	(8)	23 (A)	(8)	27 (H)	10	24 (R)	(8)	22 1,81	(B)	24i. (R)	10	100	181	28 (B)	(M)	(H)	dir.	25 (H)	東京が展
K 1	Ē.	13:10~15:30	13 181		13	25 187	(1)	(A) (B)		11	†ii (食)	(党	15	214 (#1	12	(ii)	(2)	21	14	11	(1) (B)	盐	(B)	推	4	5	医枕柱状
城市	1	11:20~15:30	(A)	17	th)	UC.	200	120	3 (A)	(17)	(10)	66	130	19.1	TAI	1H- (A)	10	20- (A)	(4)	1 H (A)	(A)	22 Ki	00	TR.	(50)	TR.	MESSE
翻		B:30~11:30	(8)	20	1	18	-	135	*	27.9	(2)	17 (m)	1	31	8.	19.	(6)	14.	(E)	(#) (#)	4	16	ini	地域	1	15 (g)	音解社業等より7
2 1	ž.	9:20:411:20	, E	tio (PU	1/H	2\ (8)	á	18	CH)	(B)	1199		(8)	17 (8)	(8)	(古)并t	5	開	3	17	7 (A)	21 (8)	4	(株) (表)	4	18 (H)	為在北州縣
a #	7	13:36~11:39	ile	16	7	3)	in.	17	(8)	(ii)	1,67	弼	100	17 (A)	(81	17	南	ůů.	1	tr.	ú	37	(fi	講	(20)	(H)	由西澤林市
部署	F	9:30-(1:30)	iki	00	Ja.	28 (8)	號	.26 (A)	iA.	高	4	56	10.	(81 (81)	(RI	员	12	ði:	10	ůř.	14 UK	28 (8)	or.	蒜	(表)	(月)	在許進時所
m)	K.	0:30~11:30	11	20 CR	0	23	18	17	11	22	±	22	12	THE LIKE	10	24	14	28 18	12	26	18	30	1.0	(87 (83	310 (30)	27	資料有効を指揮なせど 協人ディをと

出所) 竹田市提供資料 高齢者支援ガイドブック

高齢者になるほど閉じこもりが多く、通いの場に行きたがらない人も多い。また、サービス C で改善のきっかけをつかんだ高齢者がその後一人では継続できず、取組みを中断してしまうこともある。3ヶ月半年たったあとに悪化してそこでまたサービスや教室等につながるパターンもあり、終了時のフォローやモニタリングが必要と市の担当者は述べていた。

■サービス C の実施における工夫

は述べていた。

竹田市では、サービス C の実施にあたり、費用面での工夫が他の自治体と比べて特徴的であった。先述した通り、サービス C の自己負担は基本ない。送迎を受ける場合は 300 円を利用者に負担してもらっているが、残りは事業費で充当し乗り合っている。

また、サービス C の効果を高めるために、地域ケア会議ではなくミニケア会議を実施している。この会議の中では、地域包括支援センター3 職種に加え、PT/OT、担当課が参加し、事業所とのカンファレンスをサービス C 開始前後で実施している。ケースあたり 15 分程度で検討を行っている。ただし、要支援 1,2 に該当する高齢者の場合は、セラピストや薬剤師の参加が必要になってくるため、ミニケア会議ではなく地域ケア会議の中で検討している。このほか、サービス利用を促すための工夫として、サービス C の利用を検討している対象者に、サービス C の利用前後の動画を活用するなど本人の意欲につなげたい市の担当者

図表 107 竹田市を代表する通いの場



出所)竹田市地域包括支援センター提供資料

■サービス C の効果

市では、新総合事業開始前の、平成26年度に二次予防事業で、サービス利用した高齢者の3ヶ月後と6ヵ月後の状態を比較したところ、半年以上経過すると元の状態に戻ってしまうことがわかった。ただし、サービス終了直後には目で見えるほどの改善が見られることから、市としても、終了後も利用者が取組みを継続していく必要性感じていると担当者は述べていた。

地域包括支援センターでは、サービス C の利用者向けパンフレットの中に、サービスを 受けた高齢者の身体機能の回復例を示しており、元気になって地域の通いの場に戻る高齢 者が多い点にも言及していた。

図表 108 サービス () の実施内容・基準について



出所)竹田市地域包括支援センター提供資料

■サービス C のあるべき姿

サービス C の目的は、生活機能の改善であるが、竹田市では住宅改修と福祉用具のレンタルが多いことから、サービス C との連動も視野に入れるべきと市の担当者は考えていた。サービス C とセットで住宅改修の給付を受けたいと申し出る高齢者が多いが、介護保険給付を受けてしまうとサービス C につながらない。介護保険を使わずに住宅改修を受けつつ、サービス C による生活機能の改善を図ろうとしても制度的には不可能で、市町村特別給付などを創設しない限りはできない。本当に有効な福祉用具の使い方と連動していないので是正が求められるだろう。現状では、サービス C を受けた後、介護保険給付による住宅改修を受けるしかないが、低下した機能をサービス C を通じて機能向上するか、サービス C を使わずに介護保険給付で住宅改修をするか、という問があったとすると、現時点で不自由を感じている方が用具なしで改善するためサービス C を選択することは難しいと市の担当者は述べていた。竹田市では、地域包括支援センターの職員 (PT/OT) が給付適正化の訪問を受託し対応している。

最初は福祉用具をレンタルしても、機能改善し福祉用具が不要になればよいのだが、制度 の改修の必要性についても市の担当者から言及があった。

図表 109 地域包括支援センターが実施する住宅改修・福祉用具の選定支援

転ばん隊 噛め・かめ

適切な住宅改修・福祉用具選定のためのお手伝い

介護保険を利用して住宅改修、福祉用具の購入または貸与を行う場合 に、その方の体の状態に合った手すりの取り付け位置の提案、歩くと きにどのような道具を使用することが良いか等、アドバイスさせてい ただきます。

*調査依頼の申請をしていただいた後、日程調整を行い調査に伺います。 調査時はご本人様、担当ケアマネジャーの同席をお願いします。



*申請書の提出は竹田市高齢者福祉課へお願いします。

出所) 竹田市地域包括支援センター提供資料

5. 千葉県袖ケ浦市

■千葉県袖ケ浦市の基本情報

千葉県袖ケ浦市は、人口 63,601 人、高齢化率 26.3%(平成 30 年 10 月 1 日時点)、面積 94.93km²で、千葉県のほぼ中央にあり東京湾に面している。市内には、隣接する市原市、木更津市とともに形成される京葉工業地域に属する工場群が存在し、東京アクアラインには袖ケ浦 IC で接続しており、東京湾を挟んだ羽田空港までは約 20 分



程度、都心までは電車で 80 分ほどでアクセスできるなど、 出所) JMAP 地域医療情報システム 交通の便も高く、東京・千葉圏のベッドタウンとしても栄えてきた地域である。

医療資源としては、後述する病院が1箇所、診療所が約20箇所、介護施設は在宅系で約50箇所、施設系が13施設ある。介護資源は全国平均とほぼ同程度の規模で存在している。

■千葉県袖ケ浦市の介護資源の状況

袖ケ浦市には、直営の地域包括支援センターが 1 箇所あり、サブセンターとしての役割をもつ窓口が市内に 2 箇所ある。ただし、サービス提供には支障がないが、他の事業を実施する余裕はないように見えると市の担当者は述べていた。

■地域における介護予防の課題意識

市では、介護予防事業を健康づくり支援センターで実施してきたが、サービス終了後に利用者の継続的な体力づくりにはつながらず、同時に結果も見えずにいた。後述するリハ職との協議会の中でも、従来の教室型の限界について議論があり、一時的に身体機能が向上しても時間の経過とともに衰えたり、そもそも低下した身体機能が戻ることが少ないといった問題点も多く指摘された。市では、協議会での議論を受け、セルフケア能力を向上させること、地域の場に自主的に参加することの 2 点を後押しすることが重要と認識し、現在の施策に反映しようと試みている。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

袖ケ浦市では、一般介護予防事業でいきいき百歳体操を実施しており、毎週 56 箇所で開催され 1,000 人以上が参加している。なお、袖ケ浦市には通いの場が全部で 62 箇所設置されている。このような通いの場の立ち上げ期の支援は、地域包括支援センターで行っているが、その後はやり方を覚えて自主的に進めてもらっている。いきいき百歳体操の運営にあたっては、協議会のリハ職に運営に関与してもらっており、一般介護予防費から人件費を拠出している。

なお、市では一般介護予防事業の中で補助制度も設けており、通いの場の開設費に最大3万円、運営費に最大年間 5万円を供出しており、場所代や備品などの購入に充ててもらっている。

袖ケ浦市としては、概ね自治会単位で通いの場を創設したいと考えており、仮に実現すると 100 を超える通いの場が創設されることになる。



図表 110 袖ケ浦市における総合事業の概要(いきいき百歳体操)

出所) 袖ケ浦市提供資料

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

袖ケ浦市にある唯一の病院である袖ケ浦さつき台病院は、総合広域リハケアセンターを設置しており、常時 100 名を超えるリハ職が勤務するほどのリハビリテーションサービスを提供する医療機関である。平成 28年3月には、このリハケアセンターを中心として、高齢者の方のリハビリテーションの支援等を目的に、地域におけるリハの専門職が問題意識を共有し、語り合うことができる場として協議会が設置された。この協議会の中では、地域包括リハケア構想というものが検討されており、地域の中でリハ職にできることを議論している。なお、参加者は有志であり、報酬等を市から支払うといったことはない。

この協議会の下部組織である作業部会では、総合事業に関連し一般介護予防事業の管掌内では、通いの場の創設にリハ職がどのように関わるか、また効果的なサービス C をどのように創設するか、についても検討が重ねられてきた。各検討会は四半期に 1 度のペースで開催されている。

行政としては、こうした取り組みの中で、サービス C の創設に向けた検討を進めてきた。 袖ケ浦さつき台病院のリハケアセンター長からの打診もあり、市側と協議の場を持つこと になり、これを契機に一般介護予防の普及とサービス C の創設に向けた作業部会を設置した。市は事務局として、協議会に携わっており、このタイミングで、リハ職を雇用している病院や健康づくり支援センターの健康運動指導士が参加して議論を深めてきた。

■サービス C の対象者選定の方法

サービス C の対象者の選定にあたり、袖ケ浦市では、当初は先述したいきいき百歳体操に参加しなくなった人や、地域包括支援センターで日頃から接触している方のうち、身体機能の低下が見られる方に声をかけてきた。これらのやり方だけでは利用者が集まりにくいので、地区を決めてチェックリストを実施し、虚弱な方に案内を送るスキームも実施している。参加者の半分以上はチェックリストから抽出した方になる。

運動機能の対象者であれば大量にいるが、さらに教室への参加希望などで絞込みをして、200人くらいが最終的な案内の対象になる。絞込み条件の設定が難しく、厳しくしすぎると要介護の方が対象になってしまうので、適度な条件が求められる。なお、対象になった方に直接お声を掛けるのは地域包括支援センターの役割となっている。

■通所型・訪問型サービス C の内容

袖ケ浦市のサービス C は、袖ケ浦さつき台病院に委託し、訪問型と通所型を一体的に提供することで、自宅・自宅外でのサポートを行っており、開始当初は訪問型で5ヶ月(全5回)、通所型で3ヶ月(全12回)の実施期間を設定した。訪問型は、初回は1時間、2回目以降は30分程度の時間とし、通所型は各回2時間、午後1時50分から実施とした。定員は30名で、年間に3クール実施し、通年で90人分の枠を用意した。通所型は、先述した袖ケ浦さつき台病院の一画で実施しており、自力での通いが困難な方に対しては、病院で送迎を行っている。

訪問型で提供している主なサービス内容は、実際に自宅を訪問して自宅の中の生活を見させてもらう中で、アセスメントと目標設定をしている。その後、訪問を続けて状態を確認しつつ、運動・栄養指導・口腔ケアについて自宅で取り組めるメニューを実施している。

つぎに、通所型は毎週月・水曜日に各定員 15名の教室型のサービスとした。通所型では、 栄養摂取に関するレクチャーを実施するだけでなく、サービス C の提供前後で身体機能や 生活状況を評価している。たとえば、低栄養の状態を評価する指標も設けており、口腔ケア については地域包括支援センターで実施する介護予防ケアマネジメントの際にケアプラン に位置づけて対応している。

なお、平成 30 年度にはサービス C の内容に見直しを掛けており、定員数を 30 名から 24 名に減らし、併せて通所型も各曜日の定員数を 15 名から 12 名に減らすことでフォローを 手厚くしたり、サービス提供回数も訪問型は 4 σ 月で 4回、通所も 4 π 月で 10回に変更している。

リハビリのプロに敷わる! ケ海市短期集中登 独ケ浦市では、常確になっても民気で活動的な生活を送ることができるよう。 けいどうり 専門順による短期間集中部の分譲予的的変を開催しています。自宅的制による支援も同時に 行い、自宅での広海環境にあった運動力法の提案を行います 参加者選択となっておりますので、無料のある方は、まず、お電話ください! (ロ4コラー以一以料 地域池超支援センターまで) 【対象者】 物内な住のちち無は上で、要支援改定の方式は基本デュックリストを実施し試得となった方 **[京場時間 年3日、4か月コースで実施(4月~7月コース、8月~11月コース、12月~3月コース)** 半週中からのコースを加は出来ません。 4か月間の実施スケジュール termyet 株学療法主等のリハビリキ門領 の音をで行える運動の指揮・時間 の音をで行える運動の指揮 を 内容 卓種様を使ったトレーエンク 伝介様子が等に関する機関 等 ②の個子はの観点での環境整備 を **信款** 全10回(後に1回) 金4回(何に1回) 曜日 日曜日 天は 水曜日 平坡線 (地間の上海電) 時数 学後上降50分から2時間・ 309円は1時間 **第万国さっさを展開** 日本 ※希望者には興奮の上流往あり 定長 各種口 12条程度 (連いの物象と前科研究を推出セットでの内容となります。対力ののの単点は生死を考え。 [単記方法] 下記までお電路にてお申し込みください。 BN 0400-11-1000

図表 111 袖ケ浦市におけるサービス ()の詳細

出所) 袖ケ浦市提供資料

委託先については、市としても、卒業を前提にトレーニングを指導してくれるリハ職と考えていたこともあり、通所介護といった介護事業所への委託は当初より考えていなかった。 委託事業者の説明時にも当初より、卒業を前提としたトレーニングを指導できる事業者であることを強く求めており、同時に、市内のケアマネジャーにもその趣旨を説明してきたと市の担当者は述べていた。

なお、サービス C の実施期間中に体調を崩される方も多く、サービス C 提供時と終了時では参加者が減ってしまうことも少なくない。そのため、袖ケ浦市では医師との連携は不可欠と考えており、利用者には主治医にサービス C への参加が可能かの確認をとってもらっている。医師の対応については、主治医意見書を作成してもらうといったことはなく、緊急時の連絡先を利用者から聞き取ることで対応している。

■サービス C の終了後の対応

袖ケ浦市では、サービスの終了後にアクションを起こすのではなく、サービスの終了が近づいてきたら、サービス C を担当するスタッフが、実際に通いの場に一緒に見学に行ったり、通所型の中でいきいき百歳体操を紹介したりなどして卒業後のフォローを実践している。サービス提供当初は、すべての参加者が取組を継続することを目指しているが、途中で

取組をあきらめてしまう方も出てしまう。市としては、可能な限り、自宅の近くで運営されているいきいき百歳体操への参加や健康増進施設の利用を促すなどしている。こうした取り組みもあり、中にはサービス C に参加した高齢者が近隣住民に声掛けして、新たな通いの場を創設する事例もあった。

一方、行政側でも、地域包括支援センターを中心に、サービス終了後にサービス担当者会議を開催するなどしている。

■サービス C の実施における工夫

袖ケ浦市では、先述した通り、サービス終了が近づいてきた段階で、利用者とともに近隣の通いの場を訪問するなど、卒業後にどういったセルフケアができるのか、またどういった 選択肢が用意されているのかを丁寧に示すことで、利用者本人の取組が中断しないような 工夫がなされている。

また、袖ケ浦市のケースでは、サービス C の開始時と終了時に利用者宅で地域包括支援センターの職員と委託先 (病院のリハ職) が集まって、通常の介護予防給付 (ケアマネジメント A) と同様のサービス担当者会議を開催している点が特徴的である。このサービス担当者会議の中では、ケアプランの中で目標を設定している。「毎日散歩 15 分」など具体的に数値化しているものもあるが、「杖を使わないで歩く」など定性的な目標設定をしているものなど、目標は幅広く設定している。達成度は担当者が個々に判断している。担当者の話としては、数値化はなかなかしづらいため、実現が可能な具体的な目標を設定するように努めているとのことであった。

■サービス C の効果

袖ケ浦市では、定量的な評価にまでは取り組めていないとしつつも、検討している評価方法として、サービス C を利用した個々人の身体的な機能などは実施している。具体的には、握力、片足立位、Timed Up and Go、30 秒椅子立ち上がりテスト、ロコモ 25、MNA などを把握している。ただし、その後どれだけ要介護認定にならないように継続できているかなどは追えていない。

市の担当者の目線から見ると、委託先が病院のリハ病棟ということもあり、サービス C の内容も卒業を意識した取り組みになっているとのことであった。結果的にパワーリハなど専門的な内容で取り組めている。

今後の取組として、不参加者との比較や、介護給付費の変化、数ヶ月後に基本チェックリストを再実施してのモニタリングなどを市としては実施したいと考えているものの、これまでは事業開始を目標に目指していたため、初期のサービス設計の段階でそこまでは手が回らなかった。また、評価するための人材もノウハウもないと言うのが現状の課題と市の担当者は述べていた。

■サービス C のあるべき姿

袖ケ浦市では、従来の介護予防のスタイルは自治体が進めていく上では課題が多く難しいと感じていた。実態として、教室参加後の受け皿がないと、せっかく身体機能を維持向上させても、その後悪化してしまうことも多く、冒頭で述べたようにセルフケア能力を向上させてもらう必要性を感じていた。

袖ケ浦市では、先述の通り、教室への参加はあくまでセルフケアの動機付けとして位置づけ、それを継続してもらうためにも利用者にセルフケア能力を高めてもらい、地域に出ていってもらうことに重きを置いている。状態が悪化すれば、介護給付サービスを利用することになるが、その手前で踏み留まってもらえるように、サービス \mathbf{C} で意欲を学んで百歳体操に参加してもらいたいという狙いがある。なお、市としてサービス \mathbf{C} の利用者に関する数値目標は設定していないものの、もう少し利用者を増やしたいとは思うが、サービス \mathbf{C} を受託できる事業者がいないといった課題もある、と市の担当者は述べていた。

6 東京都国立市

■東京都国立市の基本情報

東京都国立市は多摩地域にある人口 75,452 人、高齢化率 22.7%の市で、面積は 8.15 km²と全国的に見ても小規模な自治体である。市内は閑静な住宅街が広がり、周辺には教育機関が多く、文教地区に指定されている。



出所) JMAP 地域医療情報システム

■東京都国立市の介護資源の状況

国立市の介護資源は充足しているが、余剰が出るほどではない。施設は地域的な偏在があり、特別養護老人ホームなどは市の南側に集中している。サービス C を委託する際も、北側は公の運動施設が無い上に施設が少なく、実施場所を決めるのに苦心したとのことであった。

■地域における介護予防の課題意識

国立市では要介護者が徐々に増加しているという現状がある。そうした状況下で、高齢者が「どう生活したいか」に重点を置き、いつまでも国立で元気に暮らしていける体制の整備を目指す必要があると考えている。いかにもう一度自立した状態に戻すかを狙いとして、フレイル予防にも取り組んでいる。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

国立市では平成 27 年度 4 月から総合事業を整備し、順次開始している。概略としての事業構成は次ページの通りである。

図表 112 総合事業の概略

訪問型サービス

- ・現行の介護予防訪問介護に替わる生活援助(主に家事を援助すること)を中心と した専門職(ヘルパーの有資格者)による訪問サービス
- 生活援助を中心とする訪問サービスで研修を受けた者によるもの
- 住民ポランティア等による訪問型支援
- ・退院直後などを想定した専門職による短期集中型訪問サービス

通所型サービス

- 現行の介護予防通所介護に替わり現行の通所介護事業所によって提供される通所型サービス
- ・住民ボランティア等による支援。高齢者が徒歩圏内で通えて自由に滞在できる通いの場
- ・ADL・IADLの改善に向けた専門職による短期集中型通所サービス

一般介護予防事業

従来の介護予防事業に準じた事業

出所)第6期国立市介護保険事業計画

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

総合事業の開始に際して、一次予防を一般介護予防事業、二次予防事業をサービス C に位置づけており、内容自体は二次予防事業と変えていないが、加えて訪問型を設定した。

サービス C の位置づけとしては、状態が一度落ちた方が再び元の生活に戻れることを重視している。サービス C は、状態が落ちているが介護保険を使いたくないという人には積極的には利用してほしいと考えている。

■サービス C の対象者選定の方法

通所型のサービス C については、従来どおり広報で市民へ周知している。また、自立度 アンケート(基本チェックリスト)の郵送を継続しており、運動機能の項目で該当した人に 対して案内を送付している。また、窓口に相談に来た方やケアマネからの情報、旧一次予防 で地域に出向いた際にも対象候補を抽出するようにしている。

チェックリストの発送数は平成 29 年度は 5338 で、うち回答は 3793 で、回答率は 71.1% となっている。また、運動機能の項目で該当した人数は 624 人である。これに加え、窓口訪問やその他の方法で対象者と認定された人の中から、130 人が利用につながった。

■通所型・訪問型サービス C の内容

個別のサービスとしては次ページ図の①~⑤のサービスを提供している。

④は訪問型のサービスで、東京都作業療法士会に委託をしている。もともと国立市に

YMCA 医療福祉専門学校がある関係で、作業療法士会の会長から地域と連携した取組を行いたいという打診があった。平成 27 年度から試行的に開始し、平成 29 年度から正式に委託している。訪問する作業療法士は東京都作業療法士会から派遣してもらっている。

提供事業者は、①③は企画提案により実施事業者を選出している。②については、通所介護事業者に個別に依頼し、通所介護の空き時間を利用させてもらっている。また、職員体制の確保度合いや会場の場所を考慮し、民間のスポーツ施設にも依頼している。⑤は歯科医師会に委託している。

2 介護予防・生活支援 **5歳以上で生活機能の低下が心配される方を対象とした教室** サービス事業 運動制限のない方。退院直後、疾患の回復過程などで体力が低下している方。 事業 ①~④) 要支援1・2の認定を受けている方。(状況に応じて主治医へ医療情報を確認させていただく場合があります。) (上記に加え、申し込み後)基本チェックリストを実施させていただき予防が必要と認められた方。 対象の方 基本チェックリストを実施させていただき予防が必要と認められた方。 事業(5) 要支援1・2の認定を受けている方。 ※基本チェックリストについては、裏表紙をご参照ください. 毎週月曜(3ヶ月間 全12回10:00~11:30) ①マシンで 体力測定後、体操やトレーニングマシンを使う運動教室 南市民プラザ…1クール(4~6月)、 3クール(10~12月) 南市民プラザ 1,000円 筋力アップ教室 北市民プラザ 北市民プラザー・2クール(7〜9月)、 4 クール(1〜3月) 2 看護師、理学療法士、作業療法士、運動指導員等がお体 谷保デイサービス センター 日時は相談。 0 ②集中!! プランに基づき60分以内。 酸大利用3ヶ月内で12回まで実施。 週1回、週2回コースを選択。 の状態を確認し、個人の目標を設定、プランを作成します。 1,000円 MYUNEU プランに基づいてマシントレーニングなどの運動を個別で ジェクサー・プラチナジムコトニア国立店 4 実施します。 毎週水曜(3ヶ月間 全12回10:30~12:00) 体力測定後、椅子に座ってできる体操を中心に行う運動教 くにたち福祉会館 ③くに・トレ ・1クール(4~6月) ・2クール(7~9月) ・3クール(10~12月) ・4クール(1~3月) 6 1.000円 室です。自宅でも継続できる運動を紹介します。 2階在宅サービス室 日時は相談。 ④自宅で 作業療法士が個別のプランを作成し、生活動作がスムーズ ランに基づき60分以内 ご自宅など 1.000円 いっしょにトライ に行えるよう一緒に取り組みます。 最大3ヶ月内で12回まで実施 10月24日 水曜 31日 全6日 11月 7日 月曜 6月 4日 全6回 歯科衛生士がお□・歯の状態を確認後 全6回 国立市闽科 ⑤お口いきいき教室 健口体操、口腔ケアについて学びます。 500円 0 10:00 148 10:00 医師会館 2 階 管理栄養士による講話もあります。 25日 7月23日 11:30 11:30 12月19日

図表 113 サービス () の内容

出所) 国立市提供資料

利用前には地域包括支援センターの担当者が実際に訪問し、基本チェックリストを活用 した状態把握とアセスメントを実施するとともに目標設定を行う。本来はマネジメント A の枠組みで実施することがガイドライン上は定められているが、実施ハードルの高さから、 マネジメント A にはせず、サービスごとに様式を定めている。

たとえば、④の作業療法士が入っているサービスについては、東京都作業療法士会が作成しているチェックリストを利用する。「〇〇ができるようになる」、と細かい目標設定が多い。その他のサービスについては「筋力を上げたい」、「もう少し楽に歩けるようになりたい」といったおおまかな目標が大きい。

■サービス C の終了後の対応

訪問型サービス C 終了後は集団実施の通所型サービス C につなぎ、通所型サービス C の

終了後は住民の自主グループに連携するようにしている。それ以外にも、一般介護予防事業の案内をするほか、体育館が独自で実施している運動教室への連携も行う。運動教室を実施しているのは市ではなく、体育館の運営を委託している運営業者が行っている。体育館の運営は一般財源で委託しており、介護保険は使われていない。この体育館には平成27年度まで二次予防事業の運動教室を委託していたので、対象者の状態像についての理解がある。

65歳以上の全ての方を対象とした教室 ① 一般介護予防事業 事業名 実施日時 烟所 マップ 参加費・保険料 口元からの健康、アンチエイジングにチャレンジする教室 10月3日 ①かむCome です。衰えやすいお口周りの筋力アップや、噛む力、滑舌 10B (全3回 10:00~11:30) くにたち福祉会館 1 500円 の機能アップ、元気と若さを保つための栄養や食事の摂り 健康教室 17P 方を学びます。 ②楽しく脳活 エクササイズ 水曜 (全11回10:00~11:30) ①5月~7月 **脳トレエクササイズ、ストレッチ、軽運動、音楽セラピーな** ①北市民プラザ 1,000円 ど盛りだくさんなプログラムです。11回目には、笑顔にな ②10月~12月 月曜 ②南市民プラザ 3 れる口元からの健康調座もあります。 プラス すまいる (全11回13:30~15:00) ゆったりとした雰囲気の中、リズムを奏で、声を出したり歌っ 主に 月曜 (全12回10:00~11:30) ①4月~9月 3E1-①くにたち福祉会館 たり、また静寂の中で懐かしい記憶を回想します。音楽を メディスン 1,000円 心と身体のパランスを整える癒しのリラクゼーショ ②11月~3月 ②北市民プラザ 水曜 (全12回14:00~15:30) (音楽の処方箋) ンプログラムです。 ① 8月6日(予定) ①南市民プラザ(予定) ④リトミック講座(仮) リトミックを通した介護予防講座を開催予定。 時間未定 無料 ②公民館(予定) ②12月5日(予定) 自主的に取り組める運動や脳トレを紹介する教室です。運 ①コース··· ②コース··· 9:30~10:30 ⑤通って集って くにたち福祉会館 動は椅子に座って行います。健康に関するミニ講話もあり 1 無料 レッツゴー! 2階在宅サービス室 毎週月報 ①、②のどちらかを選択 ます。 下谷保地域防災センター 毎月第1会W 14:00~15:30 市内7ヶ所の会場で、ストレッチ、 毎月第2金曜 14:00~15:30 毎月第2金曜 10:00~11:30 毎月第2金曜 14:00~15:30 毎月第3金曜 10:00~11:30 中地域防災センター ・都営矢川北アパート集会所(矢川団地内) 筋力アップや脳トレ、お口の体操 ⑥ご近所さんで 等、椅子に座って行う運動を中心 無料 レッツゴー! 北福祉館一 に行います。暮らしに役に立つ健 西福祉館 毎月第3会曜 14:00~15:30 康講話もあります。 南市民プラザ 毎月第4会第 10:00~11:30 東地域防災センター 毎月第4金曜 14:00~15:30 ⑦フレ・フレくにたち! フレイル予防プロジェクト 市民サポーターにより、フレイル(虚弱)度を半年ごとに測 ①5月9日、11月14日(予定) ①南区公会堂 定します。歳を重ねても、元気に過ごせるように、互いに 無料 自分の状態を確認できる講座です。 「フレイルチェック講座」 ③8月28日、2月20日(予定) ③市民総合体育館

図表 114 一般介護予防事業の内容

出所) 国立市提供資料

サービス C 自体は事業者や団体に委託をしているが、任せきりにするのではなく、地域 包括支援センターの職員も数回参加するなどして常に連携できる体制を作っている。サー ビスの途中で地域包括支援センターの職員が終了後のサービスの案内を行うが、そこで追 加で質問に来るような興味を持った人に対しては積極的に連携に向けて支援するように している。

■サービス C 実施のうえでの工夫

施設が偏在している中で、対象者を広げるために会場を固定せずにできるような工夫をしている。市の南部に運動マシンがある施設があるため、これまで運動マシンを使ったプログラムは南側でのみ継続していたが、移動できる運動マシンを活用する形にプログラム内容を更新して市の北側でも実施するようにし、参加者の幅を広げるようにしている。

また、現状サービス C では送迎を用意していないため、バスで通いやすい場所に会場を 設置するほか、プログラムの時間設定もバスの時刻に合わせるなど、移動手段も考慮したサ ービス設計としている。送迎がないなら介護保険を使うという利用者もいるが、これからサービス $\mathbf D$ の輸送支援を導入しての対応を検討する予定である。以前の二次予防事業では送迎を実施したこともあったが、送迎費用が莫大になってしまうため、サービス $\mathbf C$ の枠組み内で送迎を行うことは考えていない。

■サービス C の効果

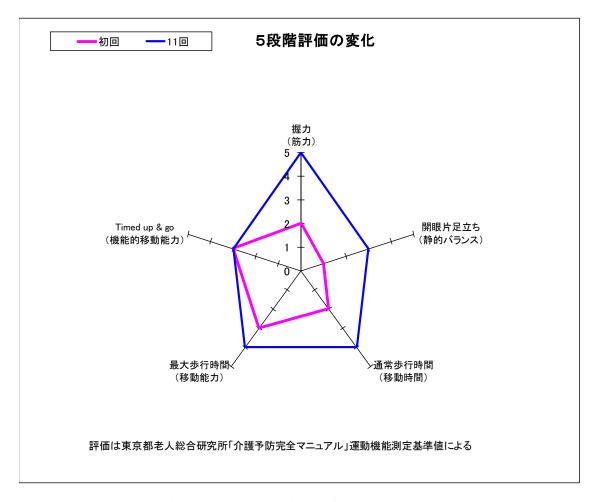
定量的な効果を検証しているわけではないが、定性的な効果としては、介護保険の申請を 少し先延ばしにするなどの例も見られている。

サービス利用前後のチェックリストの効果測定では維持・改善がほとんどとなっている。 基本チェックリストの項目のほか、握力や片足立ち、5m 歩行・通常歩行などを計測している。

図表 115 効果測定表

体 力 測 定 結 果

	初] []		1	1回		
評 価 項 目	平成30年	₹7月11	日	平成30年	₹9月19	日	変化率(%)
	測定値	単位	評価	測定値	単位	評価	
握 力	15. 4	k g	2	23. 2	k g	5	150.6
開眼片足立ち	2. 6	秒	1	8. 1	秒	3	312.3
通常歩行時間	5. 9	秒	2	4. 3	秒	4	137.1
最大歩行時間	3. 9	秒	3	3. 6	秒	4	107.8
Timed up & go	10.0	秒	3	9.8	秒	3	101.9



出所) 国立市提供資料

■サービス C のあるべき姿

本来であれば、サービス終了後一定期間経った後の状態を把握する必要があると考えているが、またそこまでの追跡はできていない。

また、対象となる利用者像としても、退院直後の方など状態や生活環境が大きく変わる方などに 3 ヶ月間きちんと継続して利用してもらいたい。一方で、国立市では介護保険の申請をしている段階の人が多く、事業の途中で要介護認定が降りてサービスの利用を中断せざるを得ない人もいた。また、事業期間内に状態が変わってしまって継続が難しくなることもしばしば見受けられ、安定した利用につながらない点は課題として感じている。そうした場合は事業者から連絡をもらったら地域包括支援センターが専門職と訪問して対応を検討する。

そのほかに国や都道府県に対しての要望としては、総合事業の内容はもう少し整備してほしいと考えているとのことであった。事業設計から任されても、規模が小さい自治体だと職員が少なく、普段の業務に追われている中で設計にまでは手が回らない。一般介護予防事業に関する支援は増えてきているが、サービス C に関する支援は少ない。サービス C についても参考にできるような事例や指針となるようなものがあるとよいと考えていると担当者は述べている。

7. 山形県米沢市

■山形県米沢市の基本情報

山形県米沢市は、人口 81,125 人、高齢化率 30.7%、面積 548.51km²の市で、山形県の南部、福島県との県境に位置する。

福島県と接する南部及び東部は広い山地に囲まれており 米沢盆地を形成する。日本海側機構の盆地特有の気候を示 しており、夏でも朝晩は涼しくなる。一方で冬は一日中氷 点下になる日も多く、特別豪雪地帯に指定されている。



出所)JMAP 地域医療情報システム

米沢市立病院など基幹病院が複数あり、安定した医療の提供体制が築けている。長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町と置賜医療圏を形成する。

■山形県米沢市の介護資源の状況

地域包括支援センターは直営が 1 箇所と委託が 3 箇所の計 4 箇所ある。 通所介護支援事業所 35 箇所、訪問介護支援事業所 28 箇所、訪問看護ステーション 8 箇所、 特別養護老人ホーム 6 箇所ある。医療系サービスは不足しているが、全体としては充足し ている。

■地域における介護予防の課題意識

米沢市では、もともと二次予防事業で短期集中型の運動教室である「よねざわ元気塾」を位置づけていた。よねざわ元気塾は運動・栄養・お口の3コースを用意しており、提供する事業所としては、介護事業所だけでなく、接骨院なども含んでいた。参加者のほとんどは運動コースに集中しており、栄養とお口のコースについては該当者が多いにもかかわらず実際に教室に参加する人は少なかった。また、訪問コースは、訪問看護事業者に委託をし、運動・栄養・口腔の全項目を対象にサービスを提供する想定であったが、対象者が挙がらず利用されないという課題があった。

図表 116 米沢市の二次予防事業

交	象者 介護認定を受けていないプ チェックリストの結果、介証		能性が高	ハと判断された方		
	力を	参加回答	別向	実施場所	利用料金	
運動コース	ストレッチやバランス運動、器具 を用いてのトレーニング	週2回 全24回	3か月	市内11か所 通所介護事業所、 接骨院等	1回400円	
栄養コース	低栄養を防ぐパランスのとれた 食事を学ぶ	月1~2回 全8回	6か月	市内1か所 NPO法人	1回400円	
おロコース	歯の病気、誤嚥性肺炎にならず 食事や会話を楽しめるよう噛む 力、飲み込む力をアップさせる方 法を学ぶ	月2回 全6回	3か月	市内1か所 歯科衛生士会	1回400円	¥.
訪問コース	自宅に閉じこもりがちな人や認知面での心配がある人に対し、専門職による訪問で生活全般を活性化する働きかけをする	月2回 全6回	3か月	訪問看護ステーショ ン4か所	1回500円	-

出所)米沢市提供資料

介護事業者が実施している場合、事業終了後も継続したいという利用者の気持ちが強く 表れ、デイサービスに移行してしまうケースが多くなるという課題があった。

運動教室には送迎がついていたため、各地区から利用者が集まったが、その後の自主的な活動につながりにくかった。また、自宅でのセルフケアの必要性を伝えてきたが、アンケートの結果から実際に卒業後セルフケアを継続している人が少ないということも分かった。運動教室の前後では体力測定を実施しており、運動機能の向上は見られたものの、実生活における生活機能改善の効果が見えづらいといった課題も表出していた。

米沢市の場合は、移動手段がないと教室に参加できないというケースも多く、通いの場が22箇所と少ない上、通いの場につなげるケアマネジメントができないという課題があった。また、運動機能向上を目標とした事業展開であったため、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現に向けた取り組みが不足していた。そのため、教室終了後、なかなか社会参加につながらない状況に悩んでいた。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

米沢市では、平成 29 年度より新しい総合事業の体制へと移行し、現行相当のサービス、サービス C、一般介護予防事業を位置づけている。サービス A やサービス B については、現状は実施しておらず、今後実施の有無も含めて検討する予定である。

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

総合事業の開始に伴い、従来のサービス体系の見直しを図った。従来のサービスの課題として、セルフケア重視のサービスであるにもかかわらず、自宅の状況が分からないため具体的な指導がしづらいと専門職から指摘されていた。また、参加者が多いと個別指導に手が回らず、画一的な指導にならざるを得ないということもあった。

そこで、平成 29 年度からは訪問型サービス C と併用し、訪問看護事業者に利用者の居宅を訪問してもらい、住宅アセスメントの内容を写真とともに通所型サービス C の提供事業者に共有してもらうようにした。また、通所型サービス C の提供事業所もリハビリテーション専門職が介入できる事業所のみに限定し、生活機能の改善を重視した取組へと変更した。

図表 117 通所 C を取り組んだ理由

通所Cを取り組んだ理由

- よねざわ元気塾が通所Cのサービスに該当する
- ケアプランを立てることにより全員で目標に向けた取り組みができる
- 本人のしたい、できるようになりたいを大事にしたい
- 指導者からのアドバイスがポイント! 指導者が仕様書どおり、セルフケア重視のプログラムを立て、自宅でも取り組める内容を伝えても、自宅内が分からず、具体的な指導ができなかった。 個別計画書を作成しても、参加者が多いと個別指導が難しくみんな同じ指導内容となっていた。
 - ⇒29年度総合事業開始により、リハ専門職が介入できる事業所のみに委託、通所C+ 訪問C(リハ特化型)にて、住宅アセスメントの情報を通所Cに情報提供してもらった。 住宅アセスメントも含めた個別的な支援に変わることから、「プレミアム運動コー ス」「ときめきライフ訪問コース」へ名称を変更した。

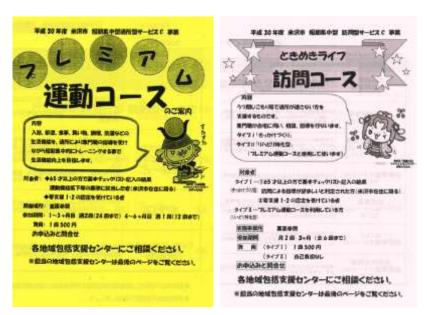
出所) 米沢市提供資料

■サービス C の対象者選定の方法

総合事業の開始に伴い、チェックリストの送付を取りやめたため、対象者は大きく減少した。サービス C の対象者の選定に当たっては、医療機関や民生委員、見守り支援訪問員等と連携し、サービス C の提供が必要と思われる人を抽出している。ケアマネジメントについては外部の居宅介護支援事業所には委託せず、すべて地域包括支援センターの職員が実施している。包括職員が自ら担当した方が、センターミーティングでも検討がしやすく、適切なサービスへの割り振りなどについて事例検証をしながら進められると市の担当者は述べていた。

■通所型・訪問型サービス C の内容

現状のプログラムは 6 ヶ月で実施しており、サービスを提供する理学療法士の意見を取り入れて、前半 3 ヶ月は週 2 回、後半 3 ヶ月は週 1 回と、初めに短期的に集中して取り組む体制にしている。それに伴い、単価も前半と後半で変えており、平成 30 年度の委託料は前半の 1~24 回は 1 回 3,800 円、後半の 25~36 回は 1 回 2,000 円としている。自己負担額は 1 回 500 円に設定している。今後は、通所型サービスCの提供事業所において住宅のアセスメントを実施してもらえるか検討中である。その結果により、回数、委託料の見直しを行う予定である。



図表 118 通所型・訪問型サービス C の案内

出所) 米沢市提供資料

訪問型サービス C としては、「きっかけづくり型」と「リハビリ特化型」の 2 種類を用意している。「きっかけづくり型」はうつ・閉じこもり・認知症の方などを対象に、看護師が訪問したサービスで、単価は 1 回 7,500 円に設定している。「リハビリ特化型」は住宅のアセスメントを実施するもので、1 回 4,800 円という単価設定となっている。自己負担額は「きっかけづくり型」のみ 500 円で、「リハビリ特化型」は負担なしとしている。31 年度は、通所 C 利用者で栄養改善、口腔機能向上が必要と思われる人向けに訪問 C の併用利用を検討中である。

サービス C の利用者像としては退院後の方が多い。自宅に戻って入浴や排泄などの IADL 向上が目的となっている。

■サービス C の終了後の対応

米沢市では、サービス C 終了後は段階的に地域の通いの場に連携できるようなサービス 体系としている。本人のしたい、できるようになりたいの実現に向け、社会参加につながる 支援をしていきたいと市の担当者は述べる。

米沢市内にはサロンは 60 近くあるが、住民主体の活動であるため代表者がいなくなると 廃止されてしまう、雪が深いため冬季は活動を休んでしまう、という課題が表出している。

また、平成30年度の3月には、健康長寿日本一の取組みの一つとして、米沢市独自の介護予防体操「米沢はっぴい体操」を製作した。通いの場で実施できるよう、体験会を通してDVDを配布し普及を図っている。米沢はっぴい体操には、はっぴい脳トレ、はっぴいマウス体操、はっぴい筋トレなども含む。この体操は、米沢栄養大学と鹿俣体操研究所に依頼して作成してもらったものである。お口の体操については言語聴覚士の監修で作成している。



図表 119 はっぴぃ体操の DVD



出所)NRI 撮影

米沢市では毎年事業の体系を見直しながら運営しており、平成 31 年度は下図のようなイメージでの事業を検討している。

平成 31 年度は一般介護予防事業のなかで地域づくりを実現することを目指し、地域づくり型運動教室を地域包括支援センターの地区割りで行う。現状 22 箇所の通いの場を、生活支援コーディネーターや介護予防推進員(住民ボランティア)の協力を得つつ、100 箇所にまで増やすことを目標としている。100 箇所という目標値は、高齢者人口から割り出して設定している。

H31 米沢市介護予防事業体系のイメージ図 (を持ず高・なごみのある場所で、しない、できるようになったいを無視できるように、非様なメニューを担か合わせて、自分減にタスタテイデする、中自立支援 ようこそ(形) 歳へ~さらに輝く皮めの和呼ば~ | 本書的単名を主まりを同す (技)がない水中な振響物を図 英国なし | 便能型が接手的 軟約 数据なし | 週1回 3か月 全12回×2コース 300円 前続5回 6~10月 14事業所 | コース (月~)・2コース (月~) | 振移5回 11~3月 14事業所 計10回 【類別雇予防御室】 送回なし 通1回 3か月 1 コース (月一) 全12間×3コース 300円 ・2コース (月一)・3コース (計10日 13 いつきでを元れた 見合り的類支援員。民生委員等からの情報額定を受けているがサービスを利用していない人への機能連絡、数 【サロン】 サロンスタッフ研修会 通い サロン交流会 の場へ シューイダ体機模型部 (はっぴい体験、100 重体接等) 目指せ1100 値除11 交流会、等門搬送者、体力限をあり 介護予防被艦員による活動(508 [生きがいと創造事業] ・クショップに入る。いきデイの運動指 各団体に妨問しアドバイス、イベント 国芸・園芸・木彫・篠 つる・水裏信・日本語・手芸 慧 状態の維持 (いきいきデイサービス) 開食付 1 日滞在型 2 週に1 回 ¥1,000円 王斯夫提供制整備 **施設づくり型運動数率(**透過なし) 1回300円 図 1回×3 か月=10回 図 1回×3 か月=10回 地域到路支援センラーの地区割りに合わせて参加者 を地区別に確定する。実施協術は、繊細パスが帰っ ている付在で行う。(角: アクテイ米泉、ナセバ、 伝属の性等) 通いの機能田 ◆聞ったりコース (BO歳以上) 地域づくりを 強化 ◆アクティブコース (65~79歳) 28 広端の柱等) 関う行う、後半には、介護予防疫消費の参加を助 え、SCからの機率、ワークショップをプログラム に入れ、適いの場の立上げについて異体的な支援を 廉用症候群からの脱却

1 図 500円 送過去り

節節相当サービス

【プレミアA運動コース】(建防C)※FT、OT D専門県による指導を力持(連1日) 計24日まで利用を

【ときめきライフが降コース】(妨難C) ※妨害者様ステーションに委託 月2回 3か月 計6回まで

図表 120 出31 米沢市介護予防事業体系のイメージ図

出所)米沢市提供資料

下槽:新维

■サービス C 実施のうえでの工夫

自立型地域ケア会議 「ケアマネジメント強化

米沢市では、前述の通り、ケアマネジメントの質を確保するため、ケアプランの作成の委 託はせず、すべて地域包括支援センターで実施している。直接実施にすることで、センター ミーティングを通じて綿密な情報共有を可能にしている。

また、サービス C の利用者像を考えると、医療リスクのある方も多く、医療職との連携 も重視している。医療リスクのある方に対して最近の体調をチェックするシートを用意し ている。 医師会に協力を仰ぎ、6ヶ月以内に入院の経験がある人には二次予防事業の際の承 諾書を書いてもらっている。

■サービス C の効果

サービスの前後でチェックリストの結果は確認しているが、まだ参加者が少ないため、数 値として示せるようなものはない。また、サービス終了後のモニタリング・追跡調査はして いない。

体力測定を実施すると、サービス後の結果は値としてはよくなっている。ただし、途中で 脳梗塞再発や再入院で離脱する人が多かったという課題は残っている。

■サービス C のあるべき姿

サービス C の提供に当たっては、専門職が指導にかかわることが重要だと考えていると 市の担当者は述べていた。人数を制限してでも専門職が個別的なプログラムで指導すると いう体制にこだわりたいと考えており、市の目的を理解し、納得してくれる事業者のみを選 定していきたいとのことであった。

また、理学療法士や作業療法士は運動機能の向上に特化しており、仕様書上運動以外の栄養や口腔、認知症についても補助的なプログラムを提供するよう取り決めているが、脳トレなど簡易なプログラム以外の実施は難しいという声が出ているとのことであった。今後はこうした運動以外のリスクに対する対応も必要だと考えている。

現状協力したいという訪問看護ステーションも手を挙げてくれており、その資源も活用したいと考えている。アンケートで提供可能なサービスや在籍する専門職についても確認し、栄養や口腔に関する指導が可能なことが分かったので、訪問と通所を組み合わせて栄養・口腔指導について補えないかと検討している。

今後はサービス開始前の訪問は、訪問看護事業所ではなく、通所型サービス提供事業所が 訪問するように変更する予定であると担当者は述べている。また、3ヶ月経過段階で中間評 価を行い、ケアマネジャーも交えて後半のプランを検討する場を設ける。

また、単なる筋力アップではなく、利用者がサービス C を通じて何を実現できるようになりたいかを重視するべきだと担当者は言う。そのため、利用者に介護予防支援計画書をより自分のものとして活用してもらいたいため、様式を変更し合意形成を今以上に図りながら、目標に向けて取り組めるように、工夫していくとのことだ。また、毎年事業内容を変更しながら、よりよい形を作ることが出来ているのは、委託包括支援センターや通所・訪問の委託事業所から様々な意見をもらい検討を重ねてきたからであると述べる。

今後の期待としては、他の自治体がどのような工夫をしているかは知りたいと思っているとのことであった。とくに帳票関連でどのようなものを使っているか、アセスメントや評価の仕方はどうしているかなどについての情報があるとよいと担当者は述べていた。

8. 岡山県津山市

■岡山県津山市の基本情報

岡山県津山市は人口 101,598 人、高齢化率 29.8%、面積 506.33 km²の市で、鳥取県との県境に位置する。岡山県の中では第3の規模を有し、歴史的にも出雲街道の要衝の地であった。その立地特性も手伝って、高度経済成長期にかけて内陸型工業都市として発展を遂げてきた岡山県北の中核ともいえる都市である。地勢的には、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000~1,200 mの中国山地南面傾斜地であり、南部は標高100~200 mの津山



出所) JMAP 地域医療情報システム

盆地となっている。美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町と津山・英田医療圏を形成する地域でもある。なお、同地域では医療を取り巻く課題として救 急医療をはじめとする医療提供体制の維持が大きな課題となっている。

■岡山県津山市の介護資源の状況

津山市には、デイサービス・デイケア事業所が 50 事業所程度存在する。基本的に介護サービス資源は充足しており、通所事業所については多少余剰が出てくるようになってきている。

■地域における介護予防の課題意識

津山市においては、足腰に痛みがある虚弱な高齢者が多いことが課題として表出していた。作業療法士である市の担当者が 400 件程度訪問を行っていく中でもその傾向は顕著であったため、自立の手段としてのサービスの提供が必要だと考えているとのことであった。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

津山市では平成 29 年度から総合事業に取り組んでいる。要支援認定者と事業対象者 (基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、サービス利用が必要な人)を対象に、要支援者等の心身状態等にあわせたサービスの提供及び支援をすることにより、在宅生活の安心確保を図っている。現行相当サービスに加えて、基準を緩和したサービスの導入や、改善が可能な利用者に対しては短期間のリハビリなどを取り入れたサービスを導入し、地域において自立した生活を営むことができるよう支援を行っている。

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

津山市では、平成 16 年度から通いの場の整備を進めており、その後地域ケア会議、サービス C の順で整備してきた。通いの場の開始の背景としては、前述の通り足腰に痛みがある虚弱な高齢者が多いことが課題として表出していたことが挙げられる。しかし、個人に体操を教えても続かず、地域で体操を行うようなコミュニティが地域に無かったことから、高知県高知市の介護予防政策を参考に、サポーターを配置した通いの場で健康になるのかを確かめるトライアル事業を実施した。トライアルの中で住民同士の関係性の中から健康になっていくことに気づき、平成 17 年度から本格的に実施した。

■サービス C の対象者選定の方法

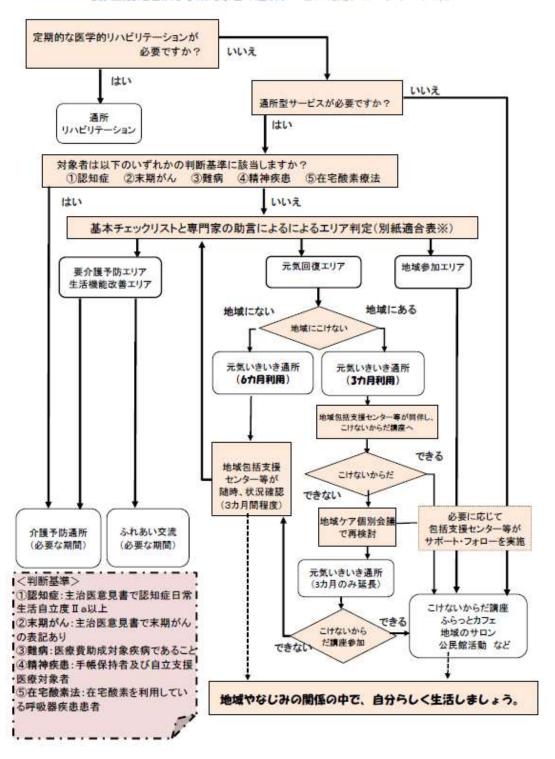
津山市では、通所型サービス C 利用に向けてのフロー図を作成しており、平成 31 年度から次のフロー図に従って対象者を選定する想定である。

これは、医学的なリハビリテーションが必要な人は通所リハビリテーションを利用してもらい、医学的なリハビリテーションが必要ではない人の中でも、認知症や末期がんなどの進行性の疾患、難病、精神疾患、在宅酸素療法が必要な人などの5疾病に当たる人は現行相当介護予防通所サービスの利用を推奨し、サービス C の利用対象からは除外するという構想である。

なお、進行性の疾患も 5 疾病もない残りの人に対して、25 項目の基本チェックリストを 用いて、適合エリア判定を行う。

図表 121 要支援認定者及び事業対象者の通所サービス利用フローチャート

要支援認定者及び事業対象者の通所サービス利用フローチャート(案)



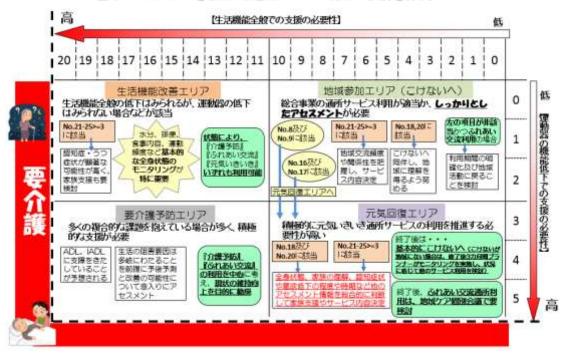
出所) 津山市提供資料

自立支援サービス適合表は、生駒市のデータを参考にしながら津山市が独自に作成したもので、基本チェックリストを使って、運動器の機能低下 5 項目は縦軸、その他の 20 項目を横軸に置いている。縦軸・横軸それぞれの高低から対象者を 4 グループに分け、その中で元気回復エリアという運動器の機能低下度合いが高く、その他の支援必要性が低い方々にサービス C を利用してもらうような枠組みにしている。現状元気回復エリアに当たる人は 250 名程度で、地域に通いの場がある場合は 3 ヶ月、ない場合は 6 ヶ月サービス C を利用していただくことにしている。

図表 122 自立支援サービス適合表

【自立支援サービス適合表】

基本チェックリストを活用し、通所サービス利用の検討を行う。



出所) 津山市提供資料

また、津山市では自立支援型のケア会議を開催しており、新規申請全数がそこでの判定の対象となる。新規事例は1事例あたり40分程度、継続事例は20分程度、上記元気回復エリアに入っている人について本当にサービスCが妥当なのかどうかを検討している。

■通所型・訪問型サービス C の内容

津山市では主に通所型のサービス C を提供しており、廃用症候群となる可能性の高い高齢者を中心に、ADL、IADL の改善に特化した個別プログラムを実施している。

サービス C の内容を検討するにあたり、訪問リハビリテーションを行っているリハ職と連携をし、サービス C と通いの場の内容に連動性を持たせるようなマニュアルを作成した。

サービス C は地域の通いの場への連携をスムーズにする役割を担っているという考えであるため、地域の通いの場で実施している体操をサービス C で学べるようにしている。

訪問型サービス C は、専門職応援サービスとして地域ケア個別会議の中で必要性がある方に、管理栄養士やリハビリテーション専門職の人を派遣するサービスである。ただし、仕組みとしては用意しているものの、利用にはつながっておらず、市の担当者は今後のスキーム整備の重要性に言及していた。

図表 123 サービス C の内容

津山市元気いきいき通所サービスについて

概要	廃用症候群となる可能性の高い高齢者等を中心に、ADL、IAD Lの改善に特化した個別プログラムによる機能訓練を期間を定め実 施。
実施方法	委託契約によるもの
サービス 内容	①運動機能向上プログラム (ベーシック・チャレンジ) ②口腔体操
サービス提供期間	利用者の居住地が、こけないからだ講座を ①実施している場合は3ヶ月(状態により最長6ヶ月) ②実施していない場合は6ヶ月
サービス 提供時間等	【提供時間】1回 3時間以内 【利用回数】週1回
基本委託料	1回 3,290円
加算	別紙のとおり
利用者負担	・1割負担者:329円/回・2割負担者:658円/回・3割負担者:987円/回

出所) 津山市提供資料

■サービス C の終了後の対応

津山市には、地域の通いの場として、一般介護予防事業の「こけないからだ講座」が市内の 209 拠点で実施されている。現状サービス C 利用者のうちの約 7 割が改善しており、地域の通いの場に戻ることができている。ただし、地域によっては通いの場がないこともあり、その場合はプランナーが終了後 3 ヶ月間毎月モニタリングを行い、その他のサービスの活用を検討するほか、必要に応じてチェックリストで再判定を行っている。

今後サービス C から通いの場への連携を促進していく中で、虚弱な人が地域の通いの場に参加することも考えられる。そのため、通いの場に円滑に連携を行うべく通いの場のリーダー研修会等を通じて事業の説明会を行い、虚弱な人が地域に戻ってくる場所として一般介護予防事業を位置づけている旨を、通いの場を運営しているリーダーに対して説明して

いる。また、住民に対しても丁寧な説明が必要だと感じているため、3月に住民向け説明会を実施する予定だとのことであった。

■サービス C 実施における工夫

サービス C は 卒業を前提としているサービスである上に単価が高いわけでもないため、市の担当者は事業者にも経済的なインセンティブを与えなければ、市場原理に基づいてサービスを提供する事業者側のメリットが少ないという点に問題意識をもっていた。そこで、津山市では、サービス C を提供する事業者を増やすために、市側からサービス利用者の見込み数を示すことで事業者側が収益を予見できるように情報提供を行っている。あわせて、サービス C 終了後もインセンティブがつくような仕組みを構築している。

ここで、終了後のインセンティブについて詳述すると、市では平成 31 年度から地域支援事業の一環として「介護予防事業参加支援加算」と「社会活動参加支援加算」を設ける予定である。これは、サービス C を行う事業所に対し、サービス C 終了後も継続的に通いの場への参加や外出を行っているかをモニタリングしてもらい、通いの場への参加や社会参加の継続度合いに応じて加算するというものである。

本加算を導入する背景としては、社会参加への連携の難しさが根底にある。平成 29 年度 から平成 30 年度はサービス C 単体で実施してきたが、身体の機能を回復し元気になって も、結果的に社会参加につながらなかったという課題が表出したことから、本加算の導入検 討に至った。

なお、本加算の導入に当たっては岡山県にも相談したところ、サービス C は地域支援事業の一つに当たるため市町村独自で実施しても構わない、という回答を得ている。そのため、 平成 31 年度からの予算を確保し、運用を開始する予定である。

図表 124 社会参加を促進するための加算

社会参加を促進するための加算

(1) 介護予防事業参加支援加算

概要

個別サービス計画に、家庭や社会へ参加するための目標を設定したうえで、個別支援プログラムを立て、3か月間サービス提供を行い、ADL、IADLの向上により、社会参加につながり、サービス提供修了後事業所が居宅に訪問し、定期的にフォローアップすることで、継続的に参加でき、その後も参加する意志が確認できた支援を評価する。

・サービス提供修了後、次に掲げる基準のいずれにも適合し、確認できたこと

算定要件

①通所系サービスを利用していないこと。 (※通所系サービス:通リハ、総合事業の介護予防適所サービス、ふれあい交流通所サービス)

②地域の「めざせ元気!!こけないからだ講座」へ継続的(1月の参加率:60%以上)に参加し、 今後も継続して参加する意志があること。

[注意]

元気いきいき通所サービス利用前から「めざせ元気!!こけないからだ講座」に定期的に参加している場合は算定できません。

	ı
ħΠ	l
笛	I,
全	n
額	-
LUCK.	l

-11	参加開始から	金額	(円)
I	1月目	2,	000
	2月目	3,	000
	3月目	6.	000

社会参加を促進するための加算

(2) 社会活動参加支援加算

概要

算定要件

個別サービス計画に、家庭や社会へ参加するための目標を設定したうえで、個別 支援プログラムを立て、3か月間サービス提供を行い、ADL、IADLの向上に より、社会参加につながり、サービス提供修了後事業所が居宅に訪問し、定期的に フォローアップすることで、継続的に参加でき、その後も参加する意志が確認でき た支援を評価する。

・サービス提供修了後、次に掲げる基準のいずれにも適合し、確認できたこと

①通所系サービスを利用していないこと。

(※通所系サービス:通リハ、総合事業の介護予防適所サービス、ふれあい交流通所サービス)

②週2回以上、目的をもちながら居住地の敷地外へ外出していること。 (※畑仕事、農作業、買い物、散歩、定期的な活動や集まりへの参加 など)

【注意】

元気いきいき通所サービス利用前からに定期的に行っている作業や活動を継続する場合は算定できません。

3
加
算
金
額
LUJ-L

(1)	業(活動)開始から	金額	(円)
	1月目	1,	000
	2月目	2,	000
	3月目	3,	000

出所) 津山市提供資料

■サービス C の効果

市の担当者は、数年にわたるサービス C の運用を振り返り、サービス C の効果の高さを 実感している点に言及していた。数値上も機能回復が見られ、メンタル面でも元気になって いる利用者が多く、サービス提供に関わるスタッフの視点からも明らかな変化が見られる、 とのことであった。ただし、本人があまり効果を感じられていないことも多く、本人のマイ ンドセットの改善までつながっていないのといった課題についても市では認識している。

サービス C の効果を評価するための指標については、津山市ではサービスを利用した高齢者の地域への還元率を把握していこうとしている。卒業を前提とするサービスである以上、どれだけの利用者が通いの場に連携されたかが、最も重要との認識を示していた。なお、利用者の満足度などの定性的な評価までは現時点では考えておらず、まずは定量的に通いの場への連携がうまくいっているかを把握するための地域への還元率の把握を優先している。

■サービス C のあるべき姿

サービス C はサービス単体であるものではなく、ケア会議、サービス C、通いの場と一体的に実施することが求められる姿であろうと市では考えている。サービス C の役割を一言で述べるなら "架け橋"であり、通いの場につなぐ、参加できるようにすることが目的である。市の担当者自身が広域アドバイザーとして他の自治体の支援をしている中で、通いの場が無いからといって、サービス C が十分にできていないのに通いの場を作ることに意識が傾いてしまう行政職員が多いという指摘もあった。それぞれが連動するものだからこそ、独立して考えるのではなく、それらを有機的につなげるスキームを組む必要がある。

また、住民の啓発をし、最初から保険を使おうとする意識を変えていくことも今後必要となる。津山市における平成 30 年度のサービス C の利用者は 11 人にとどまっている。ケアマネジャーがサービス C を勧めても、利用者本人が近所の通所型サービスを希望することで、結果的にサービス C が利用されないケースが多い。自治体として住民が価値を感じられるサービスを作ると同時に、市の総合事業として、必ず一度はサービス C に通ってもらうことになっているとケアマネジャーが説明できるような仕組みを作っていくことが重要と市の担当者は述べていた。

9 愛知県一宮市

■愛知県一宮の基本情報

愛知県一宮は、人口 385,777人、高齢化率 26.3%、 面積 113.82km²でと人口規模・密度がともに高く、 医療圏として分類すると都市型に位置づく市であ る。愛知県北西部の市であり、施行時特例市の指定 を受けている。名古屋市からも近く、住宅・商業施 設が充実したベッドタウンとして発展してきた。か つて、一宮市は繊維産業を中心に発展してきた地域 だったが、その跡地に住宅や商業施設が建っている。



出所) 一宮市公式ウェブサイト

だったが、その跡地に住宅や商業施設が建っている。東名・名神高速、東海北陸自動車道の 結節点として重要な交通の要衝を担う地域でもある。

■愛知県一宮市の介護資源の状況

一宮市の介護資源料は、訪問型介護施設数 122 箇所、通所型介護施設 135 箇所、介護施設数は、入所型で 69 箇所、特定施設が 11 箇所となっている。資源量としては、全国平均と比べると若干不足気味と言える地域ではあるが、市の担当者としてはバランスが取れており、人口規模の観点からも過不足を感じることはないとのことであった。

なお、市内には、7箇所の地域包括支援センター(委託)が設置されている。

■地域における介護予防の課題意識

地域における介護予防の重要性を行政だけでなく、介護事業者や関係する介護職種に理解してもらうことが大切である。特に、介護サービスの中心的な役割を担う地域包括支援センターの職員にその重要性を理解してもらうのが大切と市の担当者は述べていた。

市では、自立支援型の介護予防に向けた取り組みを進めており、ケアマネジャーを巻き込みつつ多様な工夫を凝らしている。一方で、専門職ごとの知識やノウハウの偏りが総合的な介護予防の取組につながらない点を危惧していた。たとえば、ケアマネジャーは、運動面は気をつけてみてくれている一方で、口腔や栄養については目が行き届かないこともある。また、基本チェックリストにおいては、事業対象者の申請のためだけだと思っているケアマネジャーも多く、ケアプラン作成に活かせていない。事業対象者の選定をしてきたときに、保健師がケアマネジャーとの対話を重ねなければならないと市の担当者は述べていた。また、基本チェックリストを見て、ほかに必要な支援があれば紹介できるように情報提供する必要性についても言及していた。

市では、利用者だけでなく、ケアマネジャーおよび地域包括支援センターの職員への啓発が急務と考えており、栄養と運動を取り入れた介護予防マネジメントの研修を開催している。このほかにも、サービス C を利用した後、デイサービスを利用する利用者も少なくな

いため、介護予防ケアプランの検証を重視する必要性に触れていた。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

一宮市では、平成31年2月時点で、市が認定する99箇所のおでかけ広場と4箇所の一宮市ふれあいクラブや社会福祉協議会が助成等の支援をする96箇所のサロンなどがある。また、市が主催する転倒予防体操(貯筋教室)が23箇所で展開されている。市や社会福祉協議会では、サロンを開催するサロンリーダーや介護予防教室の手伝いをする介護予防サポーターの育成を目的とした研修を実施している。

一宮市の中には、男性参加者限定の料理教室や鉄道模型など、趣味や実践的なノウハウを 共有することのできる市民中心の団体や多様な事業者が主催する通いの場など幅広く組織 されており、高齢者に限らず青年層も参加している点が特徴的である。もっとも人が集まっ ている通いの場は、病院の開催している朝の体操である。病院が主催する朝の体操には、病 院の近隣から 100 人ほどの参加者が集まっており、体操後にカフェに行くなどして交流を もたれている方が多い。

市では、一般介護予防事業を中心にサロンや通いの場を盛り上げる取組を進めており、地域リハビリテーション活動支援事業で出前講座としてリハビリ専門職等の講師派遣を行っている。その一環として、市民からの要望に応える形で通いの場を MAP に落とし込んだものを作成している。配布されている MAP には、市内で展開されているおでかけ広場やサロンや貯筋教室などの通いの場などが市内のどこで開催されているのかが、俯瞰できる形で整理されており、①開催日時、②実施内容、③参加費、④予約の要否が纏められており、参加しようとする市民の一助となるように作成されている点が特徴的であった。



図表 125 愛知県一宮市の総合事業の概要



出所) 一宮市提供資料 一宮市介護予防マップ

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

一宮市では、総合事業は平成 29 年度から開始している。実際は、これまでも二次予防事業を通じて同様のサービスを提供しており、これを引き継ぐ形でサービス C を実施している。二次予防の頃から提供していることを考慮すれば、平成 18 年度から同様のサービスを提供してきている。

なお、一宮市では平成 26 年に厚生労働省医政局が実施していた在宅医療拠点連携事業におけるモデル事業に取り組んできたこともあり、医師会とのスムーズな連携が取れている点について市の担当者は言及していた。医師会との連携が円滑に進んでいることで、医療や介護に関する相談をできることが、現在のサービス C の方向性の検討や実際の展開の際に大いに役立った点を言及されていた。相談することで新しい着想を得たり、医師からの協力を取り付けられることが事業推進の一翼を担ったとのことであった。

■サービス C の対象者選定の方法

一宮市では、一般介護予防事業の把握事業で、基本チェックリストを送付し対象者を抽出している。これまで、二次予防事業として実施していた際は。65歳以上すべての人に基本チェックリストを送付していたが、総合事業への移行に伴い基本チェックリストの配布が義務づけられなくなった。そこで、一宮市では71,74,77,80歳の高齢者を対象として基本チェックリストを送付している。市では、返送されてきた基本チェックリストの結果を基にサービスCの勧奨をしている。

受領した基本チェックリストについては、市が OCR で読み込んだ基本チェックリストの結果から得られる問診結果などを個人票に纏め、回答者に返送している。サービス C の

対象者には、個人票ごとにサービス案内が記載されるため、その内容を基に適切なサービスを受けることが可能となっている。特に、サービス C の対象者であれば、個人票の中でサービス C に関する具体的な案内が印刷されていることから、適切に情報が提供される環境が整っていると言える。

なお、市では、基本チェックリストを返送してこない高齢者には再送する形で対応しているが、それでも返信が来ない場合は市の看護師が戸別訪問することで状況の確認を行っている。看護師は基本チェックリストの回収する以外にも、高齢者の心身状態を確認し、必要に応じて地域包括支援センターに連絡するなど適切に対処している。

サービス C の対象者に対しては、先述の通り、一部地域包括支援センターの職員が訪問しているほか、郵送で案内を送付しているが、実際のサービス C 利用者にはチェックリスト送付者以外にも窓口での相談や要支援者などが含まれるため、基本チェックリストを送付した内どれだけの数が利用につながっているかについては正確に追えてはいない。なお、市が把握している限りでは、平成 C 30 年度に地域包括支援センターが訪問した高齢者は平成 C 31 年 C 1 月末の時点で C 595 人おり、そのうちケアプランを作成するなどサービス C の利用につながった高齢者数は C 29 人で、約 C 4.9%の利用につながっている。

一宮市におけるサービス C の対象者は、要支援 1・2 または事業対象者としている。

図表 126 基本チェックリストの個人向け送付資料



出所) 一宮市提供資料

■通所型・訪問型サービス C の内容

一宮市の実施するサービス C は、通所型が 5 種類、訪問が 1 種類ある。提供されているサービス類型は、下記の通りである。

○通所型サービス C

○訪問型サービス C

-脳の健康教室(認知症予防事業)

- ーいきいき訪問
- -健脚ころばん塾(運動器の機能向上事業)
- -栄養改善教室(栄養改善事業)
- -お口の健康づくり教室(口腔機能の向上事業)
- -元気はればれ教室(うつ・閉じこもり予防事業)

一宮市は、市職員として保健師を 11 名抱えていることから、脳の健康教室と健脚ころば ん塾と栄養改善教室といきいき訪問は市が直接実施する形でサービス C を提供しているが、 お口の健康づくり教室に関しては、歯科医師会に委託する形で実施している。また、認知症の予防を目的としている脳の健康教室では、株式会社公文教育研究会学習療法センターの 教材を利用している。このほか、うつ・閉じこもりに関しては、社会福祉事業団等に委託する形で実施されている。

各サービスにおいては、 $1\sim2$ 名の市の保健師が参加している。健脚ころばん塾では、市の保健師 2 名のほかに、市内の病院の理学療法士にも参加してもらうなどしている。

一宮市のサービスCは、ほとんどのサービスが直営で実施されている点が特徴的である。 市の担当者の話では、多くの事業者の営業を受けるが、機能改善を最も重視する市の思いを きちんと汲んでサービスを提供できそうな事業者がほとんどいないといった指摘があった。 市の中でも事業を委託すべきという声もあるが、現場としては委託をできる状況ではない と考え直接実施を選択している。

次に、サービス C の進め方について述べる。一宮市のサービス C では、教室の 1 回目か 2 回目に教室担当者と利用者で目標を話し合って決めている。具体的には、サービス C を 通して最終的にどんな自分になっていたいかを話し合って決めている。担当者としては、教 室の中だけで取組を終わりにするのではなく、家で継続してもらえることを念頭に置いて いるため、サービス期間中には宿題を出しており、必ずチェックしている。こうした取組を 通じて、利用者に習慣づけてもらうことを意識している。宿題の例としては、たとえば、健 脚ころばん塾ではストレッチや筋トレを家でもやれたか、栄養改善教室であれば、自宅で何を食べたかを記載してもらい確認するなどしている。お口の健康づくり教室の場合は、お口の体操をしたかを確認している。

家で教室での内容を実践及び習慣化してもらい、最終的には地域に出てもらうことが目 的であり、取組を継続するために地域の中で出て行ける場所をサービス期間内に見いだし ているとのことであった。

図表 127 一宮市におけるサービス (の実施事例

運動器の機能向上事業 (健康ころばん勢) [下抗] 配置予数払助サービスからつながり、終金終了値に一般介護予約事業につながったケース。 < 高を格言> TO FORM. ALLY ARGU. AAIDMS-SEWERICADERSONFORTH WOLLDES いなり取りの配子が心配された。人が高時間の外別を繋がることで場合のサービスといながらず、東連 簡単編による気料で変調をサービスを実施した。その後、日本での機能型質が身につき、本人が他見る 取ていたまからも複数を作られ、機能にもばん他の数据することができた。 成工いた上からも情報を行い、機能とらば上巻の作品することができた。 全数金の経営・ 取付の日替・教団で見えた作業を出ても支援する。 一部電気施行会、毎日支援。 日報点収集・終了時・通点できた。 成当日があるため、まだらの組入を認しながら実施した。新書・整備の出場外に口できる概念で体験 を行うたと振視なる機能できた。様れてくると、透射の存む時間にをストレッチを行うなど生活の中に 取り入れていた。表質中も熱とは後春天実施」、他の参加者と見能で展現されていた。 - 高級時間 「RESPYRME 開催計算点性 Time spikGio 報力 基本チェック 1170, b. (MERO) 本人に行った場下した意識に、下半身の着カツップができま行が放賞した。本人も「神く曲けるよう になってきたのも様じな」と効果を関係された。終了的アンテートでは「他になくくなった」「リまづ きにくくちった」「神趣が深くなった」等と細帯がお、今後については、までも様常を開修し、低くの を出れて、近いたいとなるのであった。 体内に 運動機能が向上し、単圧の内閣が開始された事代。 60代が、報告、長折さき合いにない。前に前便中の前生はない。各位も少なく不信用な生活をしていた。「なるべく内容している」と言うでは関わる権力はない。下肢の能力能でを無理しており、治療 の部分を付けたいと教室の表質があった。個からも動かられた。 <作用中の用す> **初回の日間、今上り回ぐなりないように見着を終えたい。今までのように自転車で買い得なりまたい。**。 計画を指摘に は196日以降 計算の (日本) はなってきた。 由于で高等を引き組織いてきないときもあったが、おおむに関での体操も実施、ただし支持的の会化 が190を構成ることもあり、ストレッチは対応に関すたけつ時もあった。ストップから、長来庁を推進し 工作等を実施することは発謝であることを与え、立画で、の受許を制作し前側にフリタッと、 実施の790 公司を行道所 開展計算です。 Tase 収集信息 (基本) (基本) (基本) (基本) RIGHT 1.44.0 17.41.0 120.0 19.7 to 07.70 225.0 22.47.0 7.27.0 202.40 《新力学性》 専門集からかましい運動力値を指導したことにより、挙行が安全した。また、概念に等なすることで、 拝調がよくかったと実施し、外世界派が向上にた、海面打の余章も開始し、変かして運動をすることが

	FR(E)		
(事所) 食事の放弃を行うこと べ基本報報と ではなな、無限場があるためだ ぐ数金から様子ン の取り目標・セッマりまく他 を以りませる。 のないた。 ぐアセスシャトン	しい前導を増えたい。京都 セ、野家をしいかり食べ、)	MEMOLES.	
C. CARLO	REPUR	84798	
基本チェックリエン	6035	6/25	
68	47.0kg	47.0kg	
DATI DATI	23.3	10.0	
1 日の食事パランステェッ	9/14	13/14	
アが自転工がた日報			
大阪内状体性	1403	JUN .	
目的の自己評価・最近できた く取る評価と内面では当時であ してかがしたのかと聞かれたこ			
(契合資金)内閣では出来でき してかかったのかと集かれた。 原列3 影響の出来のためれれ なる特別も等からた事例 く基本を制 総元のなが、	とて、市人は大学選択し、今 事体、1 kg に作り成れたが 能 であり、中央を成らしい 直しっかり合くも。 参り高次の成まり、対理連い	後も数さ扱い選挙を解析するま でなく、2006 例は単に呼ぐる とい、と数単希望した。 なた例がて関わたするようにな	(本) (本) (T) ((本) (本) (T)
(契合資金)内閣では出発でき してかかったのかと関かれたこ 開刊! 影響の出発のためれれ など林等的 がためない。 19日か 23 と 総合のなが、 19日か 23 と を からなが、 19日か 23 と を からのは、 19日か 23 と を からのは、 19日か 23 と を りのは 19日のは 19日か 25 と 19日か 25 と	とて、市人は大学選択し、今 事体、1 kg に作り成れたが 能 であり、中央を成らしい 直しっかり合くも。 参り高次の成まり、対理連い	後も数さ扱い選挙を解析するま でなく、2006 例は単に呼ぐる とい、と数単希望した。 なた例がて関わたするようにな	(本) (本) (T) ((本) (本) (T)
(契合資金)内閣では出来でき してかかったのかと集かれた。 原列3 影響の出来のためれれ なる特別も等からた事例 く基本を制 総元のなが、	とで、水人は大変適宜し、含 物理、1%。口能的成分だけ 能 であり、非常を減らしい 成しいかり合くも。 中の自改化点とり、口能通 ことができるようになった。	後も数された必要を制定するよ でなく、2006 例2単に多くと とい、企業を関した。 むこれけて関わるするようにな	(本) (本) (T) ((本) (本) (T)
(契合機能)内限では出来でき してかかったのかと関かれたこ 関係は「影響の出来のため的な などは実施の作者がは事例 く基本機能と 総合の合体、形質が加え(他 く数の合体が) 動作の信息、形質が加え(他 を関連の様なない。 のはは関係でなって、事業会 っかがまべることを影響してく	とて、本人は大変適宜し、含 参加、1%。中部有能力だけ 能 であり、非常を能りしい 直しつかり直へも。 参り自然が高まり、対理通 ことができるようになった。 再選挙が終	第七巻生物の選挙を制定する。 世間で、2000 新社事と呼ぐる とい、と教理事業した。 むこれがで開れ会するようにな 教理事項集	(本) (本) (T) ((本) (本) (T)
《配合課題》内面では出来でき してかからそのかと集かれた。 画明日 影響の出来のためれれ なる林海神と からかない、1900 がおよう他 くれの情報と からかない、1900 がおよう他 かられるは、1900 である。 他のは、1900 である。 他のは、1900 である。 他のは、1900 である。 をおけるとなって、事業を よがりまべることを即位にする 私キチェージリスト	とで、水人は大生漁員し、今 事業、1% 点 口様的成分だけ 能 であり、料果を成らし 成しつかり点べる。 終り高吹い点えり、対理点 ことができるようになった を対象が が知る。	成もの主体の連邦を解析する でなく、2000 多江東に呼ぐる たい、と教達希望した。 なこ内の大学和先子もようにな 教理を指摘 1925	(教育集(なって) 6かで食るようだ/
《政治神論》内面では出来でき してかからなかかと聞かれた。 原列3 影響の出来からためれれ なる味噌が一般のためまれた事例 《基本物学》 助わらのた。 1970 が対え (別) 《教育中心様子》 動物の情 (利) ればに関係するなって、事業会 っかり表示ることを影響しても 基本アエータリスト 体表	こで、水人は大型強化し、今 参加、1%。口を可能があたり 能 であり、中華を成らし、 成し、かり身へも。 かり自収が高まり、円標準 ことができるようになった。 発送を あるのは を のるのは を のるのは のるのは を のるのは を のるのは のるのな のるのは のるのは のるのは のるのは のるのは のるの。 のるのは のるの。 のるのは のるのは のる。 のるの。 のるのは のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のるの。 のる。 のる	関も数字が必要を基礎である。 でなく、2006 新江東にかくと とい、上数度を見した。 むこれけて何れ会するようななな をこれけて何な会するようなな をはの数 1400g	(本) (本) (T) ((本) (本) (T)

お明日数 5年 回、日の海さから早 日実施していった。 Cアセスメント>			
10,500,000	BYFOR	ATTANK	
親いものが食べにくい	+		
trit		-	
口腔水分類(ムーカス)	127.4	21.5	

の直接が高くなり、「今まで食べていなかった食べ物にも検問しようと思う」と機能的なお	られるようになり、むせが減った。口腔を分量が5 - 毎口体操もしっかり実施した対象が伝たと考えく	
食も関かれるようになった。	kh-h.	

(7tz4>)>	ETY O'T ENTS	
	医定形加口	850 N 100
基本チェックリスト (日教)	3/8	0/0
口腔水分量(ムーカス)	21.3	30.1
119	80.1	Sele

74 政化性、変支操1 ロの過ぎあり、他の欠耗あるが、1年ほど実行性認なし。

事態物の記載:しっかりかめるようになりたい。口の最きをよくしたい。

目標の自己評価:長れ連成できた					
	100.00	ALC: UNKNOWN	of THE LOSS.	- BY 4 - 1	A CHARLES AND ASSESSMENT
		er134	C/F 594	1.5654-03	無100-40位立

<教室中の様子>

できるようになった。

口部の大切さを実践され、資料研究に通常するようになった。行用生活でも意識して数 日本様や口腔を含することで口の場合、口書が表表した。

98977 SEE	DR WILLIAM			
\$66 1 T				

日報を立てることで意味的に生成することができた事務 <基金額額>

おめののご評価: れかりの連載できた

< 税款单份の根据>

発射器の直接に関い、プルフ等の基準を介め、計算学別が減っていること、他名目が知じたるとのこと

《総合評報》等物の最を採り、物表をしっかり表べることが質問化したことで、体型が1%を減り、5000多位は単定を行るようになったことで、本人は表現で大いて異なりている。

CHRESONERS

何事にも豊敬的、毎日の収穫を楽しみに行っていると願される。先更真を放動してかり、できる前り歩 くようにしていると話しており、どこまで多いて出かけたなど表常時に行わりを認されていた。 <表面開発がから終了時の変化>

	FAB	MMSE	チェックリスト
fluid:	12.6	24 W	7.00
7#	15.6	30.45	3.5

1222年6、FAB・MADEE主要ネチェックリストをでしたいで何らかお途景が明られた。中に表示からなかたことでエロフらどの機能をからずなる情分かったが、他们の目標「画像主意な」のセーラングをする)を立てたことで、自然的に通ごすことができた。主張にハリかをまれ、温泉の食品に繋がったと考える。

事例と 表人ができ、交流が増えた事例 <基本目的)

THE RESERVE

-CROSS-SOTISMO

たれまで食物で化事をして何り、あまり外に何かをした水を付きことがなからたが、今回日かてお外から集

< 密集での様子>

明確当時は10数も少なく表質も乏しかったが、好を養わることに表質が明るくなり、行と無りお人に話しか けるようでなった。いつも穏やかで、相関も着値的に取り割まれていた。

CRREWMO GROWERS

	FAB	HHISE	チェックリスト
開始的	0.6	19.6	作者
終了時	11.0	25 Al	7.6

EGATISC PARTICLE CABONES/COAR, RECENTACET, RELOCATION, NOR 第一の面積度数も扱いた。基本チェックリストにおいて製造機とつうの間ができた改善が見られ、透明も終めくなった。最終を解いに対したたちに報告的できることで、例間直接が生まれ、交流が終りやするなったと



出所) 平成 29 年度介護予防事業等実施報告書 一宮市提供資料

1. あんしん介護予防事業とは

これまで全国一個の基準により基支援者が利用してきた助助介護・維持介護サービスが、市の事業に移行されました。それにより、市場等の基準による妨略・選所サービスが加力り、利用できるサービスの選択技が増えました。

サービスの銀利技が増えました。 訪問型・通常型サービスのみの利用を希望する機会は、無支援間を寄に加え、<u>基本チェックリス</u> 上により事業対象者であると同窓された分も、利用することができます。 なお、サービスの利用については、担当ケアマネジャーまたは難域密核支援センターが行うケア マネジメントにより、必要なサービスが決まります。

元事業対策者: 65 美以上の方で、基本チェックリスト(銀行業)で対象

基本チェックリストを受けることができる所 お住まいの地区の地域包括支援センター。 高年福祉庫、同西事務所「窓口庫」、木豊川事務所「総務窓口庫」

	1	鳳	l.	
d	a		M	à
÷	п	EX	3	•
	u		8.	
	-25	99	34	м.

	現庁相当	多様な!	ナービス
運所サービス	介護予防道所介護	差単級和通所	短期予防通讯
	相当サービス	介護サービス	サービス
訪問サービス	介護予防助問介護	基準総和助開	短期予防訪問
	相当サービス	介護サービス	サービス

2. 短期予防適所サービス・短期予防訪問サービスについて

専門職が介護予約世界や訪問によるアドバイスを行い、要介護状態になることを予防します。

利用の仕方 (1) 担当のケアマネシャーまたは、あなたがお住まい の地域を管轄する地域包括支援センターへ相談 の ケアブランの作成・田し込み (ケアマネジャー派だは地域包括支援センター課長 が高年福祉療に申し込みをします。) O (\$500 1 MERCO) 市役所から決定適知器が築く。 ② サービス利用を開始する。

短期予防適所サービス 脳の健康教室・・・・・・P2 (間知症予防) 課態ころばん胎・・・・・・P5 (新田田田) 常義改善教室・・・・・・P7 (食事・栄養の改善) (音事・栄養の改善) お口の健康教室・・・・・・ P9 (音べる・歌みこむ力の成上) 元明はればれ数型・・・・・ P11 (うつ・間じこもの予防) (5つ・間じにもシンドル・ 類類予約拡弾サービス いきいき効理・・・・・・・P13 (白宅でのアドバイスが必要な方に 専門職が出張し、介護予防の方法を 一緒に香えます。)

平成 30 年度あんしん介護予防事業(短期予防通所サービス)



脳を使わない生活を続けていると**脳の働きは衰えて**しまいます。 「脳の健康教室」で、人との会話や音読・簡単な計算を行い脳を働かせて 「脳の確認要型」で、**ハンまでも健康に**舞らしましょう! 認知症を予防し、いつまでも健康に舞らしましょう! いろいろな人に出合えて人生 終わまです!! (参加者の声)

< 101

【新期】4月~9月 【後期】10月~3月

<会 億>

一宮スポーツ文化センター 木曽川市人福祉センター (木曽川体育館 併設) 宅西生非学習センター

要支援1・2または事業対象者のうち、物名れが気になる方で、 情趣を厳敬的に行うことのできる方。 #事等等者: KD 葆以上の方で、基本チェックリスト (明如素) で利用 <対 銀>

〈定 員〉 各会場30名

<受講料> 無料

(送 細) 次のいずれかに 該当する方は、自名と会議間を逐迎します。
 ・徒歩、自転車、車、公共交通機関等で会議まで適うのに 30 分以上がかる方・一人で会議まで適うことが困難な方・(1時間投資車にて損ぐ着もおります)
 くその他> 数室開始の約1 週間前に、郵送で参加時間等をお知らせします。

<問い合わせ> 担当ケアマネジャーまたはお住まいの市域を管轄する 物域包括支援センター

あなたのお住まいの地域	管轄する地域包括支	播センター(電話)	会場	
神山	やすらぎ	61-3350		
西联	アウン	51-1384	28-3	
富士・向山・丹陽町・干秋町	ちあき	81-1711	30.00	
宮西・黄船・大市	まちなか	85-8672	おちなっ	
今伊勢町	やすらぎ	61-3350	水銀川	
葉栗・北方町・木曽川町	コムネックスみづほ	86-5333	老人都在	
浅井町	アウン	51-1384	センター	
選町	やすらぎ	61-3350		
大利町・萩原町	萩の御	67-3633	1378	
起 - 小僧中島 - 三条 - 大橋 - 朝日 - 開祖	泰玄盘	61-8273	センター	

一宮市 高年福祉課 電話:28-9151

平成30年度 脳の健康教室 前期日程表

会場	-87	ポーツ文化 2第 第1研修		- 本管川老人福祉センター 集会室				生涯学問七: (尾西庁舎28	
連区	plan	中心、西域、 1、丹陽町、 1四、貴額、		今伊勢町、変景、北方町 末曽川町、浅井町 起、小信中島、 大他、領日。				小信中島.	三条
П	田柱	4.ff.3.E	(3k)	Dist	4716E	(会)	EH	4F121	10(月)
説明会	15101 A	①18:30- ②18:10- ②14:50-	15:10	時間	(D-9:30- (Z/10:10- (Z)10:50-	11 = 10	#於計	① 9 + 30- ②10 : 10- ③10 : 50-	11:10
	1	_=	10.	20.0	のいずれん	מכומ	時間	帯となりま	1
	1950			時間	© 9:20- ©10:00- ©10:40-	10:45	14 E E E E	① 9:20- ②10:00- ③10:40-	10:45
		5	(f) -	2) . (3	のいずれか	1100	時間	きとなりま	1
		1011	(9c)		13 H	(金)	00.0	911	(9)
	4月	17B	(36)	475	20 H	(金)	4.8	16H	(月)
	0000	24日	(90)	- 177	27.0	(金)		23 H	(FI)
		111	(ik)		1111	(金)		₩2H	()k)
	177.00	88	(36)	58	18.81	(金)	100	7B	(12)
	5月	15H	(40)		25.11	(@)	5月	1411	(11)
		22日	(90)		8.11	(金)		21 El	(F)
洒		29 ⊞	(%)	651	15 H	(金)		28 EI	(FI)
常		5.61	(94)	0.71	22 H	(金)		48	(11)
教	444	1241	(sk)		29 H	(金)	400	116	(B):
蹇	671	1911	(95)		68	(金)	671	18 E	(月)
	-	2613	(30)	7.8	13.81	(de)		25 H	(FI)
		393	(90)	Shels	2013	(金)		211	(用)
		10 El	(36)		27 H	(金)		919	(月)
	7月	178	(35)		3 H	(金)	7月	※18日	(2K)
	1000	24日	(36)		10 日	(金)	NEW C	23 E	(B)
		318	(%)	8.9	17.8	(金)		30 H	1(1)
	10.0	7.8	(30)		24.13	(0)		6H	(FI)
	五月	218	(3/5)		316	(金)	871	20日	(FJ)
	1	28日	(36)		TH	(金)	100	27 H	(月)
		48	(18)	921	1411	(金)		3H	(H).
	9.71	HH.	(30)	381	21 F1	(金)	9.51	10H	(月)
	180	1811	(sk)		2811	(4)		※19日	(zk)

数室開始の約1週間前に、参加時間を郵送で通路させていただきます。 ※は曜日が変更になります。 (時間は通常と同じです。) 3

平成30年度 脳の健康教室 後期日程表

会場	27							生産学育セ (宿百庁舎25	
恵	(9)	. 丹陽市.	富士 千秋町 大古		勢町、葉要。 (曽川町、後		超	, 大和町, 小招中島, 強、朝日,	三条
	1034	10月2日	(sk)	班佐	10月分五	(金)	DOM:	10 H LEI	(H)
252	1010	(D13 : 30- (204 : 16-	14 ± 30 15 ± 10	19113	① 9 : 30- ②10 : 10-		sam.	© 9 : 30+ (2010 : 40+	10:3
明	The last		15:50	. 4 100	(2010 : 50-		277.00	©10 : 10+	11:5
愈	ab-	9839 5343	No. of Control		-	-		SUPPRINCIPAL	
Ų.	1990		(D - (Z	• (3)(のいずれか	1001	中間市	となります	2
		Q13:20-		-0.0		10:05		D 9:20-	
	10:00	214:00-		時間	210:00-		种類		
		第14:40-	15:25	100	310:40-	11:25		D10:40-	11:2
	(88)	_51	D - 20	30	いずれかり	つの時	倒帯と	なります	>
		98	(90)		1213	(金)		O10H	DKI
	10.11	2311	(90)	10 <i>H</i>	19E	(%)	10.51	1513	(月)
		30 H	(sk)	1000	26 H	(金)	1011	22 日	(B)
		611	(dc)		213	(金)		29日	(79)
	11/9	13 H	(sk)	11.8	913	(金)		5H	(H)
		20 日	(sk)		16H	(4)	11.71	12 El	(73)
		27 H	(3k)		※21日	(3K)-	1171	19 EI	()(1)
通		481	(dc)		30 E	(4)		26 El	(月)
常	12.11	11日	(k)		78	(金)		3 El	(19)
教室	14071	18 H	(JK)	12/1	1413	(%)	1271	10 EI	(持)
至		25 H	(34)		21.13	(金)	1411	17 El	(月)
	7411	188	(ds)	4401	1113	(金)		Q26 H	(水)
	18	15.51	(34)	111	18 E	(金)	1971	TE	(月)
	1000	2221	(JK)	145	25 H	(金)	18	O168	(4)
		29日	(35)		18	(金)	1.74	21 H	(月)
		511	(水)	233	8.0	(金)		28 🖽	(JL)
	2.16	1213	Bkl	200	15 H	(@)	195	4.13	(月)
	BALL.	1913	伙		22 H	(金)	2.51	18.13	(月)
		26H	医化		18	(金)		25 E	(用)
		611	BKI		8.8	(金)		411	(H)
	3月	1281	(dc)	3月	15.0	(金)	38	118	(月)
	-73	1961	(30)		※20日	(水)	24	1811	(H)
		26 H	190	-	29日	(金)		25日	(21)

- 数室開始の約1週間前に、参加時候を販店で開格させていたださます。 のに曜日と場面が従事になります。 時候は5日3:20 で44 m (304 44に変更になります) 当に曜日が変更になります。 (時間と遺俗と同じです。)





「最近報びやすくなったなぁ」と感じることはおりませんか?からだを動かさないでいると足 間の協力が変えてしまり、転びやすくなりはず、この教室では、一人一人に合わせた運動 を行うことで、転ばない等でいい時日形します。 ぜひ、この教室で無理なく続けられる迷惑習慣を身につけましょう!!!

<期間> 3か月 <日程> 各10回 (第1期)4~6月 (第2期)7~9月 【第3期)10~12月 (第4間)1~3月 <対象>要支援1・2まだは事業対象者のうち、次のいきれかに該当する方

あなだのお住まいの地域	管轄する地域包括支持	量センター(電話)	会馬
99W	かまらぎ	61-3350	
西戌	アウン	51-1384	中部課
富士・内山・丹隅町・千秋町	ちあき	81-1711	センター
窓西・黄船・大卓	まちなか	85-8672	
今伊勢司	ゆすらぎ	61-3350	2.00
類獎 - 北方田 - 木曽川町	コムネックスみつは	86-5333	E249-
浅井町	アウン	51-1384	623-
BO	やすら世	61-3350	W51.82W
大和町 - 朝景町	萩の壁	67-3633	229-
起・小信中島・三条・大橋・朝日・開発	母玄台	61-8273	200

- 宣市 高圧福祉課 電鉄: 28-9151

9	会場	・ 増 中保健センター			北保	健センタ	y-		尾西生数学習センター (尾西庁舎1着 会議会(5)		
お仕まいの 連 区		神山・落成・意士・荷山 弁陽町・干秋町 宮西・貴齢・大店				今伊勢町・集営・北カ町 水曽川町・波米町			大和町 - 4 - 20 中高 - 20 中高	4	
	中間 SVFhp		30~10:		©13:36~14:30 ©14:40~15:40				(£14:40∼15:40		
	第1回		10日	(30)		13 H	(金)		9.11	(月)	
	第2回	4月	17日	(A)	4月	20 H	(金)	4月	16 H	(A)	
	第3回	Dayona	24日	(%)	10:30	27 H	(金)	11972311	23 H	(月	
第	第4回	1000	8 FI	(%)	25000	118	(金)	9 8	7.8	(A	
1	第5回	5月	15 []	(90)	5月	18 E	(全)	5月	1411	(月	
期	第6回		29日	(90)		25 H	(金)	9/4	21.FF	闭	
MH.	第7回		5 (3	(%)		1 []	(金)		28 El	(A	
	第8回	6月	12日	(%)	6Я	8月	(金)	0322	4.11	团	
	第9回	921	1913	(At)	651	15 B	(金)	6月	11 []	(月	
	第10回		26日	(A)		22 H	(金)		18.2	(A	
	第1回		10日	(90)		13 H	(金)		28	CH	
	第2回	7月	17日	(30)	7月	20 H	(金)		9日	(月	
	第3回	174	24日	(JK)		27日	(de)	7月	1831	休	
策	第4回		31 fl	(%)		3.8	(金)	50000	23 H	(A	
	第5回	8.8	7日	(90)	8Я	10日	(6)		30 H	(月	
	第6四	071	21日	(%)	974	24 H	(金)		68	(月	
FVI	第7回			(90)		31.H	(金)	8.月	20日	(A	
	第8回	9月	118	(永)	1000	7.0	(金)	0.El	27 E	Ol	
	第9回	47.4	18日	(火)	9月	14E	(金)		38	(月	
	第10回		25 H	(90)	10000	21月	(金)	478	10 H	CH	
	第1回		2.0	(水)	1000	12 B	(金)	1.23	1511	(<i>F</i>	
	第2回	10月	9.11	(90)	10月	19日	(金)	10月	22 EI	(月	
	第3回		23 H	(k)		26 B	(金)		29 fl	(A	
第	第4回		30 H	(H)		2.11	(金)		5 E	(A	
	第5回	0.000	6 H	(火)	11Л	9日	(金)	11月	12 ft	(Я	
	第6回	11月	13 B	(JK)	1124	1611	(金)	****	1911	(月	
1971	第7回	200	20 H	(9k)		30日	(金)		26 H	(A	
	第8期		4 11	(yk)		7.8	(全)	L	3 日	(月	
	第9回	12月	11 H	(90)	12 H	14.8	(金)	12月	10日	(月	
	第10回		181	(Jk)		21 fi	(dr)		1731	()]	
	第1回	8483744	88	(H)	PERM.	11.8	(金)		711	(月	
	第2回	1月	15 H	(sk)	1月	18 H	(金)	1.月	21 [1	CFI	
	第3回	_	22 H	(4)		25 H	(金)		28日	(A	
第	第4回	6.00	5 H	(Jk)	- 11	18	(金)	×10	4.8	CH	
4	第5回	2月		(k)	2.9	15 H	(金)	2月	18 11	CH	
	第6回		19日 (水)	1154	22日	(金)		25 日	(A		
103	第7回		511	(K)	1	18	(金)		48	(月	
	第8回	3月	12日 (水)		3月	8日	(金)	3月 -	11:0	(月	
	第9回	四 19日 (水)	15日	(fg)	883	18 E	CFI				
第2期 第3期 第4期	第10回		26 []	(3k)		22日	(金)		25 ⊞	(A	

李成 39 年度 あんしん介護予禁事業 (短期予防遏所サービス)



~自分に合った食事って何だろう?~

おいしく、楽しく、パランスのよい食事を食べていますか? この数型では、パランス度く食事をする為の/簡単に実践できる方法」を学びます。また、 核食仲電単島の総介、日ごの食主送のチェック、参加部内土や智理栄養士と相談するこ とで、あなたに名った食主法の後方法を知ることができます。

<財 期> 3か月 〈日 程〉 [物制] 4月~ 6月 Cコース + 7月~9月:A、Bコース [物制] 10月~12月:Cコース + 1月~3月:A、Bコース 単知月2間(いずれも水曜日)

<財 像> 数支援: 2、まだは事業対象者のつろ、次のいまれかに接出する方 体制が自立って減ってきた方の、やせぎみの方 よりさみの方や、減点圧症、指疑案所在、動態例など生活習慣的が心配及方 (病的で食等論事を受けている行政学く) - パランスの侵い食事について学ぶ必要がある方 ※泰謀対象者: 405 歳以上のかで、番末チェックリスト(開診集)で判定

〈市員〉 各108 〈受講料〉 刑共 〈会 施〉 介護予防支援面ささょう(さきょう会館1階) 〈会 施〉 介護予防支援面ささょう(さきょう会館1階) 〈法 迎〉 次のいすれかに該当する方は、自むと会境関をバスであ迎します。 ・途は、自転車、車、公共交通実践等で会算まで通うのに30分以上かかる方 ・一人で会談まで通うことが回復な方 付 特疑保護事化していただく適合もあります。 〈都い合わせ〉 お出かりアンマシャール形はおけまりの約1週前的に報ぎでお知らせします。 とおい合わせ〉

7

あなたのお住まいの地域	担当する地域の括支援	コース	
теш	かなら気	61-3350	
西瓜	アウン	51-1384	Aコース
富士・自山・丹陽町・干秋町	588	81-1711	AJ-X
吉西・黄鉛・大志	まちなか	85-8672	
9伊勢衛	6469	61-3350	
量業・北西町・木曽川町	コムネックスみつは	86-5333	Bコース
送井町	アウン	51-1384	
典町	44.92	61-3350	
大和新·联带街	版の国	67-3633	Cコース
起、小俊中義、三条、大總、朝日、陳初	泰区会	61-8273	

一窓市 高年報社課 電話:28-9151

平成30年度 栄養改善教室 日程表

圳	87			介護	粒(酸)					
教誓	23-2		AI-	-2		B=-	-2	Cコース		
16E	東いの			· 肉山-貴船 吉喬·大志				與町·大和町·萩原町 起-三 小橋中島·大徳・朝日-開朝		
開	临時間	14	00~	15:30	10	00~	11:30	10:	10:00~11:30	
						-		11日	(水)	1 階支援室
	4月	-	_		_	-		25 H	(水)	1 期支援金
	5月							9日	(水)	1 指支援常
_	DM	-	_					23 H	(水)	4點料理室
前	6月						_	13 H	(水)	1 辩支援第
	OM	-			_			27 H	(水)	1 斯支援室
- 3	7月	1113	(水)	1 階支援室	1111	(水)	1階支援室			_
期	111	25日	(水)	1.階支援室	25日	(水)	丁斯支援官	_		
168	8月	88	(水)	1 階支接缩	811	(水)	1階支援室		-83	_
	0/1	22日	(水)	4點料理密	22日	(水)	勝時理空			
	9月	1283	(水)	1 階支援変	1213	(水)	1 特支援室			_
	371	26日	(水)	上肺支機室	26日	(水)	1 隋支援室	-		

後	10月							10 H	(水)	工新支援室
	TOM	_			-			24 El	(水)	工階支援驱
	11月					185		14 H	(水)	1 階支援室
	11.72	_			-			28 EI	(水)	4階科理室
	12月		100			-		12日	(水)	1 階支換電
	1271							26日	(水)	1 間支援変
	##川神	913	(水)	1 附支援室	911	(/k)	1階支援室	HI USAN		
期		23日	(水)	1 樹支檀室	23H	(水)	1度支援室	-		
an	2月	13 El	[水]	1 階支援室	13EI	(/k)	1階支援室			
		27 E	(水)	4條料理室	2711	(/k)	4番目理案	_	_	
	3月	13日	(20)	1 階支援室	13H	(水)	1 階支級室			_
		27 H	(水)	1 階支援室	27H	(水)	1 除支援室	_	-	

教室の欠席連絡は、高年福祉課へお願いします。 電話:28~9151

8







年齢を重ねると乗も減り、飲み込む力が衰えてきます。飲み込みが衰えることで、むせや誤嚥につながります。 教室に参加し、口腔ケアの方法や飲み込みをス ムースにする方法を学んで、健口を目指しましょう!

各6回 【第1版] 4月~6月 【第2期】7月~9月 勝6回2回) 【第3略】10月~12月【第4期】1月~3月 要支援1-2または事業対象者のうち、対口の健康を収ら、いつまでも 要な近1-2または少したいと思っている万 米をだし、自宅で高級的に対口の体理をできる万 ※事項対象者:6日歳以上の万て、基本チェックリスト(随参祭)で料定 各名第15名 <期間> 3か月 <日程> 各6節 (泰則月2回)

<定 員> <受講料> 無料

<会 場><送 视>

無料 介護予防支援室さきょう(さきょう会館1端) 実のいずれかに該当する方は、白宅と会場間を活卸します。 ・研手、毎転車、車、公共交通機関等で会場まで落うのに30分以上か かる方で、1時間以上バスに乗れる方 ・一人で会場まで通うことが困難な方

<その他> 詳細については、教室関始の約1温度的に耐速でお知らせします。

<問い合わせ> 担当ケアマネジャーまたはお住まいの地域を管轄する地域包括支援センター

あなたのお生まいの地域	管轄する対域部括支流	センター(電話)	コース	
种创	やすらぎ	61-3350		
西瓜	アウン	51-1384	A3-2	
選士・尚山・丹韓町・干秋町	ちあき	81-1711		
芸術・養化・大忠	まちなか	85-8672		
今伊勢町	やすらぎ	61-3350		
菜栗 - 北方町 - 木曽川町	コムネックスみつほ	2日 88…5333	83-2	
清井町	アウン	51-1384		
製町	やすらぎ	61-3350		
大和衛・萩原甸	紋の壁	67-3633	03-2	
超、小信中島、三美、大連、朝日、開盼	PER	61-B273		

平成30年度 お口の健康づくり教室 日程表

場所		介護予防支援室ききょう(ききょう会館1階)							
3	ース	-EA	ス	В⊐-	ス	Cコース			
お住まいの連絡		神山・西成 向山・丹陽町 宮西・貴齢	·千秋町	今伊勢町・ 北方町・ 木曽川	栗栗	風町・大利町 萩原町・起 小佐中島・三条 大佐・朝日・開明 10:00~11:30			
		14:00~	15:30	10:00~	11:30				
M	4月	5 H	(木)	5日	(木)	12 ⊞	(水)		
		1911	(*)	19 H	(木)	26日	(本)		
第 1	5月	10 (1	(木)	10日	(水)	17日	(木)		
期		24 El	(14)	24日	(木)	31日	141		
	6月	7 H	(水)	711	(木)	14日	(木)		
		21 H	(水)	21日	(木)	28 E	(木)		
	7月	5 H	(30)	5 H	(木)	12 H	(木)		
		19日	(水)	19H	(水)	26日	(木)		
第 2	8月	2 日	(木)	2日	(木)	9日	(水)		
期		23 H	(水)	23 El	(木)	30 H	(木)		
100	9月	6 El	(水)	6H	(水)	13日	(木)		
		20日	(水)	20日	(木)	27 H	(水)		
	10月	413	(木)	411	(木)	11日	(水)		
		25 FI	(木)	25 El	(水)	11月1日	(木)		
第3	11月	8 El	(木)	8日	(木)	15 H	(水)		
期		22 H	(木)	22 El	(木)	29 H	(木)		
	12月	6日	(木)	6日	(木)	1311	(水)		
		20 H	(本)	20 El	(木)	27日	(水)		
	H.31 1月	10日	(水)	10.11	(木)	1711	(水)		
		24 日	(木)	24 El	(木)	31日	(木)		
第 4	2月	1月31日	(水)	78	(木)	1413	(水)		
MI.		7日	(木)	Q14H	(木)	28 H	(水)		
7	3月	2月21日	(水)	2月21日	(木)	7日	(木)		
		14日	(水)	14日	(木)	28日	(木)		

◎…14時開始となります。

平成30年度 あんしん介護予防事業 (短期予防通所サービス)



この教室では理学療法士や作業療法士による体力維持のための体操や成みを和ら ける体操の様か、手等・歌、工作、ゲーム等、様々なレッパエーションを行います。 商別の方との関わりを通して関じこもりを予防し、楽しみや自分のやりたいことを見 つけ、毎日を唱るく元気に過ごしましょう!

<期間> 6か月

〈日時〉 月鐘〜金襴のうち週1個 ・1日コース:午前10時30分〜午後3時 ・2時間コース:午後1時30分〜3時30分



〈会場〉 襲撃者人いこいの家、円陽者人いこいの家 開明者人いこいの家、干秋者人いこいの家 木部川市人福祉センター ※円得者人いこいの家及び木部川者人福祉センターは1日コースのみの剛健 →お往まいの地域により会場が決まっています。

<対象> 要支援1・2または事業対象者で、次のいずれかに該当する方。 ・出かける元気がなく関しこもりがちである ・気持ちが沈みがちである。 ※事業可能性:65世以上のかで、基本チェックリスト(周囲素)で料理

〈定員〉 1会第12~15名(会規により異なる)

<受講料> 無料 だだし、1日コースは腐食代600円程度が別途必要です。

〈透理〉 次のいすれかに該当する方は、自宅と会議間をバス等で送迎します。 ・ 提歩、自転率、単、公共交通機関等で会議まで通うのに30分以 上がかる方 ・ 一人で会場まで通うことが困難な方 (1 時間程度要率していただく場合もあります)

<簡い合わせ> 担当のケアマネジャー

水にはお仕まいの辺域を		
あなたのお住まいの地域	管轄する地域包括支援	
神山・今伊勢町・奥町	やすらぎ	61-3350
禁棄 - 北方町 - 木曽川町	コムネックスみづほ	86-5333
西城 - 漢井町	アウン	51-1384
向山・富士・丹閣町・干秋町	ちあき	81-1711
大和町・萩原町	数の里	67-3633
起、小信中島、三条、大徳、朝日、開明	泰玄会	61-8273
窓西・黄船・大击	まちなか	85-8672

一宮市 高年福祉課 電話28-9151

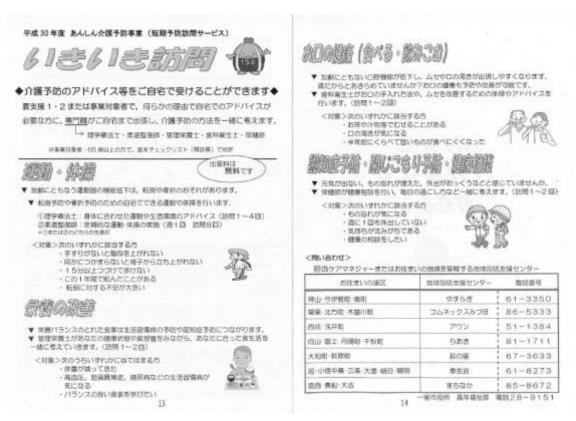
< 地区割り会場 >



台場	耀日	コース	あなたのお住まいの地域
要業老人	*	18	當四、葉葉、浅井町、北方町、今伊勢町
いこいの家	ж	2時間	宫西、翼擘、浅井町、北方町、今伊勢町、奥町、 木曽川町
月間老人 いこいの家	月	18	排山、大志、向山、丹陽町、大和町
即明老人	爺	18	萩瀬町、起、小担中島、三菜、大甕、朝日、開明
いこいの家	*	2所間	排山、大利町、萩原町、起、小信中島、三条、大徳、 朝日、韓明
干秋老人	木	18	贵船、富土。西成、千秋町
いこいの家	址	2時間	養粉、大赤、向山、富士、西坂、円塘町、千駄町
本館川巻人 福祉センター 火 1日 奥町、木管川町			

※人数調整のため、合場を変更していただくこともあります。

11



出所) 一宮市提供資料

■サービス C の終了後の対応

一宮市では、サービス終了後に利用者がどうなったかをモニタリングするなどはしていない。できていることとしては、サービス C 終了時に保健師が貯筋教室や通いの場に実際行ったかどうか確認するところまでである。通いの場や貯筋教室などに行けない方やフォローが必要な方については、市側から地域包括支援センターやケアマネジャーにその旨を連携し、その後のフォローをお願いしている。

なお、市ではサービス利用者へのアンケート等を実施しているが、その詳細はサービス C の効果において詳述する。

■サービス C の実施における工夫

一宮市では、サービス C は介護予防の中心的な存在だと考えている。保険者の認識としては、お世話型サービスではなくフレイル予防を中心とした自立支援型サービスが大切と 考え、ケアマネジャーや地域包括支援センターに理解してもらいたいと努力している。

市としては、地域包括支援センターの職員にサービス C の重要性を理解してもらうための取組に力を入れている。たとえば、市では、基本チェックリストでサービス C の対象者として抽出された高齢者宅を訪問する際の訪問時のアセスメント技術向上をねらった研修を実施している。市と地域包括支援センターでは、C か月に C に関連した会

議を開催しているが、その際、ロールプレイ研修を実施したこともあった。このロールプレイ研修の中では、地域包括支援センター職員が訪問した際に単にサービス C の PR のみでなく、家でできる介護予防に関する助言や健康相談も行えるようスキルアップを実施している。一宮市の場合は、地域包括支援センターの保健師だけでなく社会福祉士も訪問しているため、研修の際に丁寧な説明が必要だったと市の職員は述べていた。

また、総合事業への移行に伴い、事業対象者のケアプラン作成を居宅介護支援事業に委託できるようになったことで、介護給付サービスが優先されてしまうことが問題点として挙げられた。そのため市では、地域包括支援センターとの会議以外にも、居宅介護支援事業所向けの講演会なども実施している。

■サービス C の効果

一宮市ではサービス C の取組結果について、その結果を平成 29 年度介護予防事業等実施報告において、詳細にレポート化している。本報告書内では取り扱える量に限りがあるため、サービス C の効果について、検討されている自治体担当者の方におかれては、是非、ご一読の上、参考にしていただきたい。

たとえば、健康ころばん塾(運動器の機能向上事業)については、基本チェックリストの事前事後比較を通じて、全体の約61%において機能改善が見られたことが市のレポートの中で報告されている。特記すべきは、5m最大歩行速度の項目で改善した者・維持したものをあわせると85%に達する点である。市の報告書の中では、短期間のサービス提供であっても、家庭での運動を併せて実施することで介護予防の効果があることを指摘している。

また、事後アンケートにおいても、運度する頻度が増えたと回答する高齢者が約84%にのぼり、体調が良くなった、体が軽くなったといった気持ちの変化を感じている高齢者数が83%にのぼるなど心身ともに前向きになっているとのことであった。

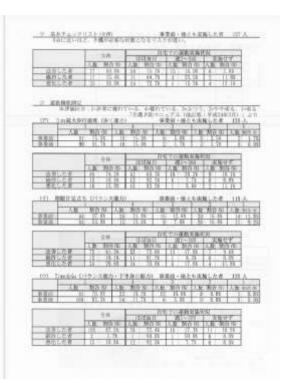
レポートでは、個々の身体状況に合わせた運動を指導し、継続の動機付けの必要性に触れ、介護予防の取組に多くの人が参加できるようにする重要性について言及している。

次に、栄養改善教室(栄養改善事業)に関しても、サービス C の実施後に、体重の改善 や体調・検査データ値の改善が見られた高齢の割合が 42%となり、全体の 74%が教室に 満足し、なんらかの食生活の見直しにつながったと回答するなど、主観的健康感の改善に つながっていると回答している。

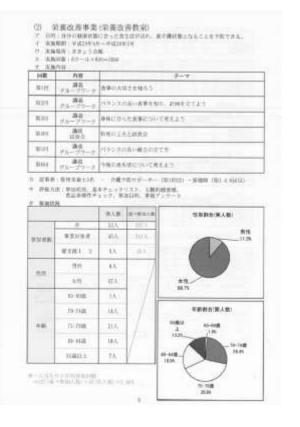
下記では、一宮市で取り組んでいる、運動機能の向上事業、栄養改善事業、口腔機能の向上事業に関する報告書の一部及び事例について掲載する。

図表 128 一宮市におけるサービス C の評価状況







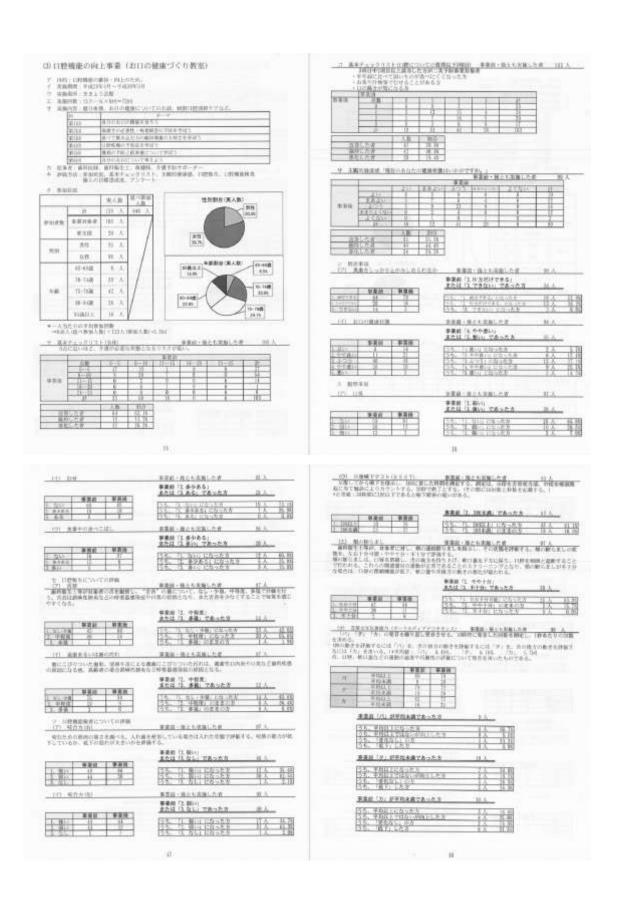


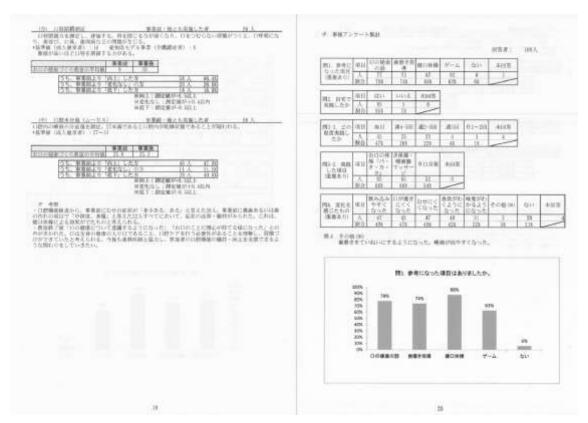
	2.36 日本 西日本	1 1 1	11 10 11	nen e	
¥211		1			
	2 1	11		1 1	
11111	12				
A SECTION	タリスト(日本) (名、日本第2名)	TARIS		美食性小乳儿	SAN SA
	48.1.1	STR			
488 E			1 1		
10.47 7.4	人族	80			
800 C S W	13	校開			
5-865n	VALUE OF SEC.	STREET, CO.		RES: SA	CRELCE.
	AR 1 1		928		10
					11. 1

				3	1000
980 - 24 98-24	A Silver	1 9/2 1		7	
\$10.00 \$1	N	30		3	
980 - 24 98-24	A AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	90 to 10 to		- HEATE I COR	
・	AMERICAN TO	10 A 10 A 10 A 10 A	21 111111	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	CRML-2-8
・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	90 to 10 to	5) prome	- HEATE I COR	CRML-2-8
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	A	#3 70.85 70.85 70.75	51	- HEATE I CO	5,884.28
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1	#15 50.45 50.45 51.55 1E.H.214 &	94 HOUSE T 8	11000	5,884.28

A PRESENTA	AW	BETTE	1280				1111	-
EL128年5年5		1	1			=		
					=	3		
株式が小女士 作品に変更	1	-1			_			
t REDUCES		HZAZAK		-	-	-		
	LAW.	ing into	EM:	0.50				
XXXII.	19.0	・食事付きに・食生益を在	大り出事の	ができた	CRACO	地上	HA	
114778	30	- 体表や体調 - 部1、心臓に	こ映画があ てもらえた	of the	000	RA.	16.63	Le.
一 作用の作用の配件	1.00.73							IV.
WHAT IS CAME OF	e 10 to 1	consens.	521 - 645	Tor-	1.90	-	-	-
- 270	and the	538	MILLER	MC 1 W				
33 37	10.79	ATTEN						
72 77	12 10 11	설립기정						
64	AR.	(1118)						
### ### ### ##########################	LAR.	(1111)						
## ## 1 1 1 1 1 1 1 1	LAR.	* ##A/IL 11	with d	OFF MILE LA	報点を	ria eco	WIL.	
#80 (20 1 20 #80 (20 1 20 #80 (20 1 20 #20 (80 1 20	T)	A 15.7 %2 A 15.4 %3 ・ 株成州L 18 ・ 地中野港出 ・ 体力がつき ・ ヘモデカビ	多く森べら 388年位	主心にした	55.0	Zenné	(WL)	
		・集合が表生	100 945	主心にした	15. N	A .		
本教学(は11人の声 を表現を表現しません。 またがはは13世 は20世紀の第二世 は20世紀の第二世 は20世紀の第二世 は20世紀の第二世 は20世紀の第二世 は20世紀のからたままり	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	・集合管理法 ・体力がつき ・ベモダがビ	8 (B (G 100 B (C 107 100	単二年の ・このまで ・このまで ・一般に ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を	EAT M	Mile	W 0	
・ 日本の日本 1 日本 1	入版	・ 集中製造法 ・ 体育がつき ・ へモダかど の他の食品的 はよく食品が更	8 (B (G 100 945 100 100 100 100 100 100	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W 0	-
・ 日の日本 日本 日	入版	・集中野県 ・体育がつき ・ベモダかど の別の食品的 によく食品が思 の数の食品的	8 (B (G 100 945 100 100 100 100 100 100	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W I	-
・ 日本の日本 1 日本 1	入版	・集中野県 ・体育がつき ・ベモダかど の別の食品的 によく食品が思 の数の食品的	AU TWO SERVICES	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W 0	A
第19年1日 1月日 日本	入版	・集中野県 ・体育がつき ・ベモダかど の別の食品的 によく食品が思 の数の食品的	AU TWO SERVICES	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W I	LA Se
- ORANGO LA TRACTOR LA	入版	・集中野県 ・体育がつき ・ベモダかど の別の食品的 によく食品が思 の数の食品的	AU TWO SERVICES	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W I	SE I
第19年間1月日本 第19年間1月日本 第29年日日 第29年日日本 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日日 第29年日	入版	・集中野県 ・体育がつき ・ベモダかど の別の食品的 によく食品が思 の数の食品的	AU TWO SERVICES	単二年の ・このまで ・このまで ・一点を ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。 ・一。	EL SA	選 点	W I	SE I

十 東京新の発展した業化	非別情アンケートを意識した者、 何.
程度に必要する は 人 名 の中記録にが対象性 は 人 3 程度にはできなからた 5 人 3	一
# 1	(物別が発生の) ・知成が集まいなった。料準の機造や増えた。 3.1 ・自成的な機能の関係と 2.5、 ・記述のも上手に扱っている。 ・選ばに接近を使べるようになった。 ・が変もデージャンのからななった。 ・数エスタでながまからからない。 ・数エスタでながまからから、 ・数エスタでながまからからない。
U. BRIDGIAND INDICES	(1)
参与になった行動	
F 88	
主要的健康感について重要した人が かの食を供の始終しますることができ データ前の必要が知られた人もお人。	(2.7%と高く、単加者生動が「特別に減足している。例 た」とお問題している。実際に、体素の連携や体調や低 り、おというなっている。
T-THEORY WATER THE	10.741.042.0791





出所) 平成 29 年度介護予防事業等実施報告書 一宮市提供資料

■サービス C のあるべき姿

サービスCの目的は、生活機能の改善が前提となっている。

一宮市では、介護サービス給付を受けるのではなく、可能な限り自身の心身の機能向上 のための取組を幅広く実践されている。市としても保険者として、地域包括支援センター をはじめ、関係者に短期集中予防サービスを啓発している。

今後の取組として、市では、市民向けの普及啓発の機会の充実を図ろうとしている。実際に、市では、専門職との連携を強め、さまざまな場での講演を依頼している。また、地域においても、最近70名近くの会員がいる地域リハビリテーション連絡協議会が組成されたため、連携を図るための土壌が整ってきたと言える。協議会も非常に積極的で、地域リハビリテーション活動支援事業等の講演をお願いできており、平成30年度は転倒予防に関する講演を依頼してきたが、今後は認知症予防や口腔機能や腰・膝の痛み緩和などのテーマも扱いたいという声もあり、次年度以降は講演内容の種類を増やす予定とのことであった。

このように、地域のリハ職と協力関係を構築しながら、先述の通り、介護予防の意義を関係者ならびにサービスを利用する高齢者の方、一般市民の方に理解してもらい、常に自身の健康に気を配りつつ、日常生活を難なく営める状態を保つという意識を持ってもらえる雰囲気を作っていくことが重要と、市の担当者は述べていた。

10. 石川県金沢市

■石川県金沢市の基本情報

石川県金沢市は、石川県の県庁所在地であり、人口 452,844人(平成30年4月1日現在)の中核市である。高齢化率は26.0%、面積468.64km²で、石川県の中央部に位置している。市内の南東部は山地で、西部は海を臨む地形を有している。気候的には、典型的な日本海側気候にあたる地域で、夏は台風などの影響を受けにくいが、冬季には積雪の多い地域でもある。ただし、市内でも臨海部と山間部で積雪量が大きく異なるといった特徴がある。

医療資源は比較的充実しており、石川県立中央病院、金沢大学附 属病院、金沢医療センターなどの規模の大きな病院が集中している。



出所) Craft Map

■石川県金沢市の介護資源の状況

金沢市は比較的介護資源が充実している地域で、通所介護事業者が 104 箇所、通所リハが 127 箇所 (いずれも平成 31 年 2 月 1 日現在) ある。一方で、稼働率については、施設間でばらつきが見られるとのことであった。市内においては、訪問型サービスAを提供する事業者が少なく、介護予防訪問介護事業所からの参入を増やそうとする試みを市として実践している状況である。また、総合事業に関与する事業者を増やすために市として、介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定も設けていた。これは、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、平成 29 年度の 1 年間に限り総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置であり、みなし指定を受けていた事業者は、ほぼ全て平成 30 年度からの総合事業の事業者指定の手続を行い、指定事業者に移行した。

一方、通いの場やサロンなどは他の自治体と比べても資源的には豊富な地域と言える。介護予防支援という観点でも町会単位で運動普及推進委員を擁しており、かねてより市としてこの運動普及推進委員の養成に注力してきた経緯がある。そのため、現在では市内に300名から400名の同委員が存在しているなど、専門職ではないが地域ボランティアについては充実している地域とも言える。

■地域における介護予防の課題意識

金沢市では、ひとり暮らし高齢者を中心に、買い物、ゴミ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域の生活課題として近年顕著になってきており、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが求められている。このほかにも、少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安解消等が必要な、いわゆる見守りを必要とする人が増加しているとのことであった。社会的孤立をいかに防止するのかという点に取り組んでいく必要性を市として認識していた。

なお、サービスCに関しては、市では栄養改善、口腔機能向上のサービス利用者が少なく、 どのように周知したら関心をもってもらえるか対策を模索している状況である。

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

金沢市は、総合事業を平成 29 年度から開始しているが、サービス C に関しては、二次予防事業を引き継ぐ形で提供されている。内容的にも充実していたこともあるが、サービス C を開始するに当たり、これまで提供していた二次予防事業のサービス内容を落とすことはできないという判断から、国が示した基準よりも手厚い内容としている。サービスの内容については後述するが、金沢市では週 2 回、3 か月間の期間で実施しており、サービスの提供量が他の好取組事例と比べても多い地域である。

なお、市では総合事業、とりわけ地域支援事業においては、サービスA、サービスB、サービスCのそれぞれについて検討を重ねてきたが、保健部局ではサービスCを主として取り組んでいる。なお、金沢市では平成29年度は、通所型サービスAを新規に利用する場合は、原則として通所型サービスC(運動器機能向上)を利用してからでないと、サービスAを利用できないようにサービス利用時の要件を設けてきた。

図表 129 金沢市の総合事業の概要

- 現行の「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」に相当するサービスを実施。
- 訪問型・通所型ともに、市独自に人員基準等を緩和したサービスAを実施。
- 現行の二次予防事業を拡充し、短期集中のサービスC(運動・栄養・口腔)として実施。
- 住民主体の支援活動に対する補助(サービスB・D)は人材育成を図りながら検討中。

	現行相当	サービスA (緩和した基準)	サービスB (住民主体の 活動への補助)	サービスC (短期集中)	サービスD (住民主体の移動支 接活動へ補助)
訪問型	の 現行基準を維持し 実施	○ 人員基準等を緩和し 実施	▲ 実施に向けて 検討中	○ 二次予防事業 (栄養) を拡充し実施	▲ 長期的に 検討中
通所型	の 現行基準を維持し 実施	○ 人員基準等を緩和し 実施	▲ 実施に向けて 検討中	〇 二次予防事業 (運動・口陸) を拡充し実施	

出所) 金沢市公開資料 介護予防・日常生活支援総合事業の実施(案) について

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

先述の通り、金沢市では基本的にかねてより取り組んできた二次予防事業を引き継ぐ形で、運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善を目的としたサービスCの提供を進めてきた。なお、サービスCに関する事業内容の企画自体は市で進めており、事業者に委託はしていない。そのため、さまざまな団体を集めて検討会を開く中で、市民に求められるサービスCの

内容について検討を重ねてきたとのことであった。

また、サービスCの提供体制については、二次予防事業を実施していた事業者に委託することにより整備を図ってきた。なお、基準緩和型の事業者を増やそうと市が開催した事業者向け研修会の中では、サービスCを提供することで将来の利用者獲得に向けた働きかけを進めていきたいという事例発表を行った事業者がいるなど、サービスCを提供する事業者は少しずつ増加している。さらに先述の通り、サービスCを利用した方で無い限り、介護予防通所サービスは受けられない要件を設けるなど、市の保健部局としては、サービスCの利用を誘導する施策を講じている。

なお、金沢市ではサービスCの目標として、サービスの利用を通じて、利用者の機能維持・ 回復を図り、地域に戻すこと、すなわち地域の通いの場に通っていただくことを念頭におい ていると市の担当者は述べていた。

■サービスCの対象者選定の方法

金沢市におけるサービスCは、基本チェックリスト実施による事業対象者及び要支援認定者に対して、要介護状態等になることを予防し、地域において自立した日常生活を行うため、介護・保健・医療の専門職により実施するサービスである。いずれも利用者の負担はない

そのため、サービスCの対象者は、要支援 1・2 に該当する高齢者のほか、利用希望者に対して、基本チェックリストを用いた判定と地域包括支援センターの担当者によるアセスメントによって選定している。なお、金沢市では、民生委員や医療機関からの紹介によってもサービスCの利用可能性のある高齢者を募り、本人の希望に応じて先述した手順でサービスCの利用判定を受けてもらっている。具体的には、下記の条件に合致するかが絞り込みの際には重要になってくる

通所型サービスを新規に利用する方、かつ、短期集中型サービスの利用条件に該当する方(1または2に該当する方)

- 1. 基本チェックリストにより、「運動機能の低下に注意が必要」かつ、 「こころの機能低下に該当しない」
- 2. ①~⑤の3つ以上に該当する方
 - ① 6か月で2~3kgの体重減少があった
 - ② 以前に比べて歩く速度が遅くなった
 - ③ ウオーキング等の運動を週1回以上していない
 - ④ 5分前のことが思い出せない
 - ⑤ (ここ2週間) わけもなく疲れた感じがする

続いて、サービスCの対象者像について詳述する。金沢市のサービスCでは、前提としてプレフレイルの方が対象であり、あわせて運動機能の向上が見込まれる方、かつ、うつ症状や認知症等を有していないことを条件としている。サービスCの利用によって身体機能の向上が見込めない方、介護予防の姿勢として継続的なトレーニングに励めない高齢者については利用対象とはしていない。ただし、金沢市では絶対に上記の条件に当てはまらないと利用できないというわけではなく、個別事情に応じて利用可能とするケースも少なからず存在している。また、認知症のある高齢者は、サービスCの事業対象から外れるが、代わりに介護予防型の通所サービスを利用してもらうことを前提としている。

なお、サービスCの対象者になった高齢者は、基本的に事業者が主体的に対応するのではなく地域包括支援センターが中心となって対応に当たることとしている。

図表 130 沢市基本チェックリスト(サービス C 用)

基本チェックリスト(短期集中型サービス利用者提出用)	金沢市地域包括支援センター名

被亻	保険者都	号									該当區	区分	要支	援1	• 要	支援2	2 •	事	業対象	象者
氏	;名							住	所											
4	 ⋸年月	В	MTS	年		月	日	面接	者					面	談日		年		—— 月	日
	利用名	₽ #	トチェック	フ表(I)			<u> </u>												
No.	137132	N 1	1 / 1 / /		,	質	問項目							(どよ	らかにく	答	ください	.)	確認	忍欄
1	バスヤ	電	車で1人	で外出	して	いま	すか								はい	- 1	いいえ			
				していま										0. (はい		いいえ			
3	預貯	金0	出し入	れをして	いま	すか	,							0. (はい	1. (いいえ	-		/20
4	友人	の家	えを訪ね	ています	か									0. (はい	1. (いいえ	-		
5	家族	やま	え人の相	談にの	ってい	ょす	か							0. (はい	1. (いいえ	- 1	10項目	以上
6	階段	を手	すりや唇	壁をつた	わらっ	ずに』	昇ってい	ますが	þγ					0. (はい	1. (いいえ			
7	椅子	こ座	でった状況	態から何]もつ	かま	らずにエ	とちよ	゚ゕ゙゚゙゙゚	ってし	ハますか	١		0. (はい	1. (いいえ	-		,_
8	15分	位系	売けて歩	いている	ますか	١			***********					0. (はい	1. (いいえ	-	/	5
9	この1	年間	引に転ん	ょだことか	あり	ます	か							1. (はい	0. 1	いいえ	-		
10	転倒	こ対	する不	安は大	きいて	ごすり	יל		***************************************					1. (はい	0. 1	いいえ	-	3項目」	以上
11	6か月	で2	2 ∼ 3kg	以上の	本重:	減少	>があり	ました	か					1. (はい	0. 1	いいえ			, a
12	身長		cn	n、体:	重		kg,	(E	BMI)			1	はい	0 1	いいえ		/	2
_	BMIが	18.	5未満で	すか		ВМ	I=体重	(kg)-	÷身	長(r	n)÷身	長(m)		10.0	J. 1	0 0 70		2項目」	以上
13	半年	前に	比べて	固いもの	りが食	こう	こくくなり	ました	こか					1. (はい	0. 1	いいえ	-	,	3
14	お茶り	が汁	物等で	むせるこ	とがる	あり	ますか							1. (はい	0. 1	いいえ	-	,	
15	ロの	曷き	が気に	なります	か									1. (はい	0. I	いいえ	-	2項目」	
16	週に1	回	以上は	外出して	いま	すか	1							0. (はい	1. (いいえ	-	No.16 該当	
17	昨年	比比	べて外	出の回	数が》	咸っ	ています	か						1. (はい	0. 1	いいえ	-	()
18	周りの)人	から「い	つも同じ	事を	聞く	」などの	物忘	th!	バある	ると言れ	つれま	すか	1. (はい	0. 1	いいえ	-	,	3
19	自分	で:電	話番号	号を調べ	て、『	電話	をかける	3 こと 3	をして	てい	ますか			0. (はい	1. (いいえ	-	,	
20	今日:	が何	可月何E	ヨかわか	らなし	,\時	がありま	すか						1. (はい	0. I	いいえ		1項目」	以上
21	(ここ:	2週	間)毎E	日の生活	に充	実!	惑がなし	١						1. (はい	0. 1	いいえ	-		1
22	(ここ:	2週	間)これ	まで楽し	んて	*やオ	いていた	ことが	楽し	למל	なくなっ	た		1. (はい	0. 1	いいえ		,	5
23	(ここ:	2週	間)以前	前は楽に	でき	てい	たことが	今で	はお	;ა<.	うに感し	られ	る		はい	0. 1	いいえ		,	. [/
24	(ここ:	2週	間)自分	分が役に	立つ	人間	引だと思	えなり	۱,					1. (はい	0. 1	いいえ	-		
25	(ここ	2週	間)わけ	もなく娘	れた	よう	な感じた	バする	ı					1.	はい	0. I	いいえ	-	2項目」	以上
	利用组	₹ 4	トチェック	7表(Ⅱ)															
1	6か月	で2	2 ∼ 3kg	以上の	本重:	減少	>があり	ました	か【	項目	∃ No.11	と同し	[ڙ	1. (はい	0. 1	いいえ	-		
2	以前	ᆲ	べて歩	く速度が	遅く	なり	ましたか	1						1. (はい	0. 1	いいえ			/5
3	ウオー	+:	ング等の	運動を	週1[回以	上して(いなし	١					1. (はい	0. 1	いいえ			, 0
4	5分前	ijΟ	ことが思	い出せ	ない									1. (はい	0. 1	いいえ	-		
(5)	(ここ	2週	間)わけ	もなく娘	れた	よう	な感じた	バする	【項	目	lo.25と[司じ】		1. (はい	0. I	いいえ		3項目	以上
×	チェック	7表	及び利	用サー	ピスな	在認	結果(該当	項[目に	(00)									
					ックオ							チェッ	ク表		短	期集「	中型t	ナー	ビス利	川用

<u> </u>	1 AL AL C .	かりかり ン			1	ICO HI					
	チェック表(I)						チェック表		短期集	中型サート	ごス利用
生活機能	運動	栄養	口腔	閉じこもり	認知	こころ	(Ⅱ)		運動	栄養	口腔
								-			
								<u>└</u>			
				1							

チェック結果及びサービス利用情報については、個人情報に配慮し統計学的・医学的に使用されることに同意します。

出所) 金沢市提供資料

総合事業 <介護予防・生活支援サービス事業> 滿陈型 訪問型 栄養・口腔改善のみ <ケアマネジメントA> サービス サービス <ケアマネジメントc> 入浴介助等の身体介護が必要・認知症の症状がある 連斯型 ・医療依存度が高い 短期無中の 無養改善 短期集中の ービスについては、短期集中型の運動機能向上訓練を行うことで状態改善が 口腔機能向上 見込める方は「いいえ」を選択。 はい はい いいえ いいえ 通所型サービスを新規に利用する方 介護予防 訪問介護相当 通所介護相当 緩和した基準 はい いいえ 専門職によるケアプラン支援 通所型 訪問・適所サービスB(実施に向けて検討中) 鑑和した基準 住民主体、地域団体による支援 通所型サービスC 短期集中の 運動機能向上 <一般介護予防事業> 要支援者等すべての高齢者が参加できる住民主体、地域団体による支援

図表 131 サービス ()の実施要件・内容

出所) 金沢市公開資料 介護予防・日常生活支援総合事業の実施(案) について

サービスの利用にあたって、医療との連携がひとつの課題となっており、せっかくサービスCを受けてもサービスの途上で持病が悪化するなどしてサービスを受けされずに中断または休止する高齢者も少なくは無い。サービスCによって持病等が悪化することのないよう、金沢市ではサービス利用希望者に対し、運動機能向上のサービスで、サービスを利用させてよいか判断できない場合に限り、主治医から運動器機能向上事業の利用に関する診療情報提供書をもらってもらうようにしている。これは、事業所から医師に電話で確認するのはハードルが高いことから、金沢市から医師会に協力を要請して運用しているものである。加えて、風邪を引いて病み上がりだという時など、日常的にかかりつけ医に確認できるような体制も整えている。

明らかに認定申請が必要な方

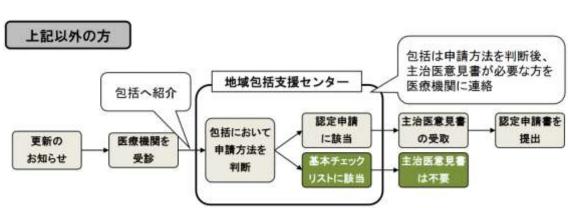
更新の
お知らせ

医療機関を
受診

主治医意見書
の受取

認定申請書を
主治医意見書が必要
接出

図表 132 主治医意見書の取り扱いについて



※事業対象者は主治医意見書が不要です。

出所) 金沢市公開資料 介護予防・日常生活支援総合事業の実施(案) について

■通所型・訪問型サービス C の内容

金沢市では、通所型サービスCにおいて運動器機能向上、口腔機能向上に係るサービスを、 訪問型サービスCにおいて栄養改善に係るサービスを提供している。サービスの提供にあ たり、利用者のアセスメントのために専門職が訪問している。

運動器機能向上に係る通所型サービスCでは、デイサービス事業所を中心に市内の 63 箇所の事業者 (平成 30 年度) がサービスを提供している。サービス提供期間は 3 ヶ月で 1 回あたり 90 分のサービスを週 2 回提供しており、サービスの具体的な内容は、利用者個々の能力に応じて事業者で調整することが可能となっている。ただし、実施マニュアルは市で示しており、各事業者には提示したマニュアルに沿ったサービスの提供が期待されている。なお、運動器機能向上に係る通所型サービスCを提供する事業者は、市からサービス提供に係る委託を受けた事業者であるが、市ではサービスの提供を希望する事業者からの申請を受け、資格審査の上、適当と認めた事業者に委託している。

また、口腔機能向上に係る通所型サービスCは、金沢市歯科医師会に委託しており、市内の 47 箇所の歯科医院(平成 30 年度)がサービス提供を行っており、サービス提供期間は 3ヶ月となっている。

一方、訪問型サービスCでは、栄養改善に係るサービスを提供している。栄養改善に係るサービス提供は、石川県栄養士会に委託している。なお、実施期間は通所と同様に3ヶ月としている。

金沢市では、運動器機能向上に係る通所型サービスCの利用に先駆けて、地域包括支援センターの職員が利用者と面談してアセスメントを実施し、介護予防支援会議においてリハビリ専門職からの助言を受けて、具体的な目標設定を盛り込んだケアプランを作成することとしている。その後、サービス担当者会議の中で、設定した目標を利用者本人と共有した上で、サービスの提供が開始される。

図表 133 サービス (の実施内容・基準について

種別	①介護予防通所介護相当 サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型: (短期集中于	
内容	現行の通所介護と同様のサー ビス	運動中心のサービス	通所による運動器機能向 上プログラム(3か月)	通所による歯科医師・歯 科衛生士の相談指導 (3か月)
対象者とサービス 提供の考え方	要支援1・2、事業対象者で入 裕介助等の身体介護が必要な ・入裕介助等の身体介護が必 要 ・認知症の症状がある ・医療依存度が高い	③以外の者	利用する者(介護予防通所 介護相当サービスを除く)	要支援1・2。事業対象者 ・歯科診療所通所型の事業を実施 ・二次予防事業で実施している事業を拡充
実施方法	事業所指定	事業所指定(通所介護との 一体型の実施可能)	委託	委託

①介護予防訪問介護権当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
現行の訪問介護と同様のサービス	生活援助等(清掃、實物、調理、洗 灌等)	栄養士による相談指導 (3か月)
要支援1・2、事業対象者で身体介 護や生活援助を必要とする者 ・入裕介助等の身体介護が必要 ・認知症の症状がある ・医療依存度が高い	要支援1・2、事業対象者で生活援 助等を必要とする者	要支援1・2、事業対象者 ・二次予防事業で実施している事業を担充
事業所指定	事業所指定(訪問介護との 一体型の実施可能)	委託
	現行の訪問介護と同様のサービス 要支援1・2、事業対象者で身体介 護や生活援助を必要とする者 ・入裕介助等の身体介護が必要 ・認知能の症状がある ・医療依存度が高い	(緩和した基準によるサービス) 現行の訪問介護と同様のサービス 生活援助等(清掃、買物、調理、洗濯等) 要支援1・2、事業対象者で身体介護や生活援助を必要とする者 要支援1・2、事業対象者で生活援助等を必要とする者・入浴介助等の身体介護が必要・認知症の症状がある・医療依存度が高い 事業所始定 事業所指定(訪問介護との

出所) 金沢市公開資料 介護予防・日常生活支援総合事業の実施(案) について

●訪問型サービス (栄養改善)

管理栄養士が自宅に訪問し栄養相談・栄養指導を実施。

回数:3か月間で3回

●通所型サービス (運動器機能向上)

介護事業所等で筋力トレーニングを実施。

回数:24回(90分×週2回×3か月)

●通所サービス (口腔機能向上)

歯科医院に通い、口腔の筋力アップトレーニングを実施。

回数:3か月間で4回

■サービスCの終了後の対応

サービスC終了後に地域包括支援センターにアセスメントしてもらい、その後の方針を 決めてもらっている。金沢市には地域包括支援センターが19箇所ありすべて委託している。 地域包括支援センターの運営主体は医療法人と社会福祉法人に大きく2分されることもあ り、サービスC終了後の考え方や連携先の特徴にばらつきがあるように思われると市の担 当者は述べていた。

なお、金沢市では、平成 29 年度の 1 年間において、サービス C の終了者の 9 割程度がサービス A に移行している。地域的にもひととひととのつながりが強く、介護資源について詳述した際にも触れた運動普及推進委員等の地域住民・ボランティアの主体的な支援を多く受けられることもあり、地域の通いの場は充実している。一方で、課題として、互助・共助の取組をより積極的に普及させていくにはどうすればいいか、市の担当者としては進め方に苦慮しているとのことでもあった。

■サービスCの実施における工夫

金沢市におけるサービスCの工夫のひとつとして、サービスCを利用していないとサービスAを利用できないなど、介護状態からの脱却に向けてサービスCを活用しようとする姿勢が市の介護保険制度の中に組み込まれていた点は行政にできる工夫として特徴的であった。

また、金沢市ではサービスCの実施に先駆けて、アセスメント、介護予防支援会議、サービス担当者会議などの開催が定められている。複数の目で見て、機能向上に向けた取り組みを決定できる点やサービスを受ける際の目標設定が綿密に検討されている点は、金沢市独自のサービスCが利用者にもたらすベネフィットを増幅するという観点で有用だと考えられる。

■サービスCの効果

市の担当者は、サービス前後の状態をチェックした結果として、多少なり維持・向上の動きは見えていると述べていた。地域サロンでどういったことが行われているかまでは、保健部局で詳細までは把握できていなとのことであったが、運動機能向上という意味での受け皿にはなっていないのではないかという問題意識は持っている。しかし、サービスAに9割がつながっていることもあり、地域に戻るきっかけとしてサービスCの位置づけが見出されている点も評価すべきだろう。

一方、金沢市では、介護予防支援会議に参加するリハビリ専門職から、会議における助言が適切に活かされていないのではないかという声も挙がっている。そのため、市は金沢大学との共同研究を通じて、サービスCの効果検証に着手している。平成30年度には、サービスCを受ける前のチェックリストの情報から分析を始めていく予定とのことであるが、今後の調査研究を深めるにあたって、個人情報の取り扱い等の問題に直面していると市の担当者は述べていた。金沢市では定量的なサービスCの評価手法を持ち合わせていないが、今後の手法確立に向けた取り組みを進めている段階にある。

■サービスCのあるべき姿

金沢市におけるサービスCの目的は、先述の通り"サービスCを利用していく中で機能の維持・改善をして地域の通いの場に戻ってもらうこと""自主的な活動で健康を維持してもらうこと"である。この取組を通じ介護保険を使わなくてもよい状態になってもらうことが大目的と市の担当者は考えている。

本来の目的である運動のやり方を身につけていただいた方がサービスAを使うのではなく、主体的かつ継続的に運動等を実施して、元の生活が送れるようになるまで健康になって地域に帰ってもらうことこそサービスCのあるべき姿ではないかと金沢市では考えていた。

11. 広島県広島市

■広島県広島市の基本情報

広島県広島市は、人口 1,193,556 人と全国で 10 番目 の人口を抱える政令指定都市である。高齢化率は 24.6%、面積 906.68km²で、広島県の南西部に位置する。市の中心部を流れる太田川の河口に開けた三角州上に市街地が形成されており、人口のほとんどが集中している。市街地を囲むように市の西部、北部、東部は丘陵地帯となっている。

医療サービスは比較的充実しており、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町と広島医療圏を形成する地域である。



出所)CRAFT MAP

■広島県広島市の介護資源の状況

広島市の第1号認定者1,000人当たりの居宅サービス事業所数及び地域密着型サービス 事業所数は、政令市の中では上位に位置しており、介護保険施設の定員数は政令市の中で中 位にあり、比較的介護サービスが充実している。

■地域における介護予防の課題意識

広島市では、急速な少子高齢化と人口減少、家族形態の変化や、健康上の課題を抱える高齢者の増加、疾病構造の変化及び地域コミュニティの希薄化などが課題意識としてあがっていた。特に、75歳以上の高齢者が急増することが見込まれており、全国平均と比較しても、その伸長率は大きい。こうした社会構造の変容に対応し、高齢者がいきいきと住みなれた地域で暮らせる社会を実現するために地域包括ケアシステムの構築が求められている。

図表 134 地域包括ケアシステム構築の背景

2. 地域包括ケアシステム構築の背景

(1) 広島市を取り巻く状況

■ 多くの市民は、介護を受けている場合、受けていない場合のいずれでも、できる限り在宅で 暮らしたいと思っている一方で、広島市が置かれている現状は以下の通りとなっている。



こうした社会構造の変容に対応し、高齢者1人1人がいきいきと、住み慣れた地域で安心して 暮らせる社会を実現していくために、地域包括ケアシステムの構築が求められている。

2

出所) 広島市提供資料

■介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況

総合事業は平成 29 年度から開始し、サービス C についても総合事業のサービスの 1 つとして同時に開始した。

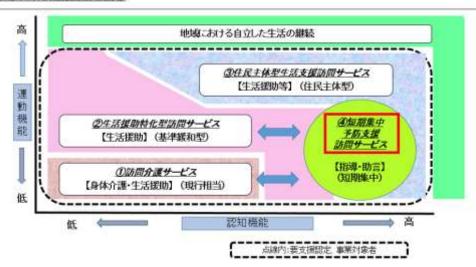
広島市は、総合事業の各サービスを次ページのように整理している。これは東京都世田谷区の資料を参考に作成したものであるが、運動機能や認知機能、他者との交流状況の度合いに応じて、各サービスを位置づけており、対象者に合わせて効果的にサービスを提供し、機能改善した後は図の枠外に出る、つまりは自立した生活を送ることを目指すことを示している。

図表 135 総合事業の全体像

7. 広島市の総合事業で実施するサービス内容

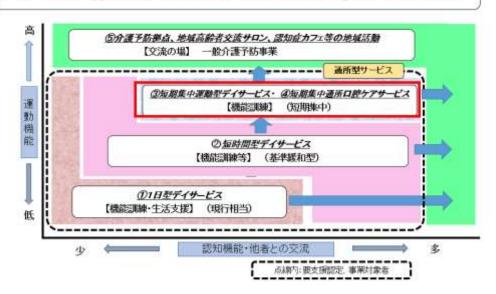
(1) 訪問型サービス(全体像)

人員基準等を緩和した「生活援助特化型訪問サービス」、住民主体の「住民主体型生活支援訪問サービス」、専門職による「短期集中予防支援訪問サービス」を新設し、多様な提供主体による様々なサービス提供を可能にするとともに、機能訓練や栄養改善などの短期集中的な支援を組み合わせることによって効果的に機能回復を図る。



(2) 通所型サービス・一般介護予防事業(全体像)

- ・心身機能、認知機能等の状態に応じて、生活支援を含めて提供する1日型デイサービスと機能訓練等を中心とした短時間デイサービス、専門職による短期間集中的なサービスのいずれかを利用することにより、効果的な機能回復を図る。
- ・機能が改善した場合には、可能な限り地域の介護予防拠点等の利用への移行を目指すものとする。



29

28

■通所型・訪問型サービス C への取組経緯

平成 28 年度に地域包括ケア推進課が課組織となり、サービス C を含む総合事業の整備が進んだ。平成 27 年度中も開始の議論は始めていたが、具体的な検討までは至らなかった。総合事業の整備に当たり、アカデミアの方などの支援は受けていないが、平成 28 年度及び平成 29 年度に厚生労働省からの出向者が課長となったことは、整備が進む大きな推進力となった。

地域包括ケア推進課は介護予防ケアマネジメントも担当しているため、地域包括支援センターにどのようにケアマネジメントして欲しいかを中心にサービス内容を検討した。

サービス内容を検討するにあたり、総合事業開始前の平成 28 年度にヒアリング調査を実施した。広島市内の地域包括支援センター41 か所のうち、区ごとに、各 1 か所の地域包括支援センター (全 8 センター) の参画を得て、検討会の形で意見を集約した。

通所型サービスについては、実際に事業所 3 箇所程度を訪問してヒアリングを行った。 ヒアリング先は、二次予防事業を実施していた事業所のうち、3 か月間のサービス利用による生活機能の改善を効果的に行っていると思われる事業所から選定した。ヒアリングを行う中で、短期集中型のサービスは自立に資するサービスとする上で効果的であるという意見があり、従来の二次予防事業をベースに円滑に総合事業に移行できるようにサービスを設計した。

訪問型サービスについては、従来の方法では専門職の専門性が強く打ち出されたものではなく、短期集中的なサービスの提供による効果は低かったため、各職能団体へのヒアリングを行った。ヒアリングでは専門職が居宅を訪問して、生活の場で助言・指導を行うことが自立支援につながるという意見が多く聞かれたため、リハビリテーション専門職及び管理栄養士による訪問を行う形でサービスを組み直した。

なお、総合事業の開始に際しては関連事業者への説明会を開催したほか、医師会への説明 も行い、円滑な協力体制ができるようにした。

■サービス C の対象者選定の方法

対象者の選定は、基本チェックリストによる判定後、地域包括支援センターの担当者が広島市版のアセスメントシート等を活用して行う。

6. 総合事業における介護予防ケアマネジメント (1)総合事業の利用までの流れ ①利用相談·判定 ②介護予防ケアマネジメント ③サービス利用 一般介護予防事業 意口 地域高齢者交流サロン 対象者登録 介維予防御点 地域包括支援センター 認知能カフェ (介護予防ケアマネジメント) 区健康長寿課・地域包括支援センター 被保険者証の交付 介護予防·生活支援 サービス ストによる判定 訪問型サービス 地域カアマネジメント会議・介護予防ケアマジメント支援により、総合事業におけるケアマネジメントの質の向上を図る 通所型サービス 介護予防·日常生活支援 総合事業 包括を顧内 地域包括支援センター (介護予防サービス計画) 要支援 審査 介護予防サービス アセスメント 被保険者証の交付 訪問看護 判定 要介護認定申請 ★ケアプラン原案作成 之後 福祉用具做与 等 属宅介護支援事業所等 居宅・施設サービス (ケアプラン (暦宅・施設サービス計画) を作成) 居宅・施設系サービス等 18

図表 136 総合事業利用までの流れ

出所) 広島市提供資料

広島市版のアセスメントシートは、改善可能性を判定するもので、ケアマネジャーの主観で $\bigcirc 1$ ~ $\times 2$ をつけるものとなっており、この内容を踏まえてケアプランの作成を行う。

しかし、ケアマネジャーごとに力量のばらつきがあり、必要な情報の収集がきちんと出来 ていないこともある。また、情報収集ができていたとしても既往歴等を踏まえて適切に改善 可能性を判断することが出来ていない人も多く、質の底上げが必要であることが課題であ る。

図表 137 広島市版アセスメントシート

(4) 広島市版アセスメントシート(左半分)



(使用する対象者)

- ・要支援1・2認定者及び事業対象者全数 ※予防給付のみを利用する者も含む。
- ·※ケアマネジメントC対象者も含む。

(困難度・改善可能性の分析)

健康状態やADL, IADL等の課題分析 において、困難度、改善可能性について以下 の記号を記載する。

料定	自立度	国難度と改善可能性		
01	44	楽にできる		
0.2	自立	少し難しい		
Δ1	一部介助	改善可能性高い		
Δ2	_ MD (1, 199)	改善可能性低い		
×1	A A Da	改善可能性高い		
× 2	全介助	改善可能性低い		

21

広島市版アセスメントシート(右半分)

2418775	\$100,000 600 68	100 to 100 to 1	18.0 年5 日本書	100
2 M 1 85 - 78 140		D KAR		-
S. D. HERSTEIN ST.	El wines	33 F 1886		
M. C. Jakes	C sees today	E-108		
0 61 -8 10	420 925049114	Unne		_
12 SHAPLE / PO	C PROBLEM	2.4000		
E (2 781)	C 00 m Bernelle	[2 +46]		
-	TO MARKET	. 12.00%		_
4 C . #C # (40)	※日本できる。	0.882		
THE CHARLES COMM	日 2001 電影なお春香 日 春日 日日 日本日本	27 Me		
10 1 AV 10 10 H	NO BELLIABRE C. 9	D 476		_
E 42 (48)	E Martina	D T ME		1
E (2 4881)	11 中華	D rie		1
-	紅中の他	E C. S. S. L.		
	T CALL DENK			
10 ペン (事業の)報		**************************************	18 #	计写象)
11 Period (Me	265	D 418		
	Ullipara in the second			CONTR
C cutt m/	n dek			
#2. ER (# 15.0)				1
13. H#6/8.7: 1827				1
	40101			1
British Barrier	PRO	**		1
Berteiterneten.	ett		Dist.	
				1
* BRACHER	- and			4
在 機能 放入 私 山北市海南市	Carl			_
Million Schools	C +- C STREET, ST.	PER CHIEF	1000	
E BETTOMO LABOR				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Liefe Differ di	Mid-Billion 1	0m/3000	1
から後世 かなら確立でも確	otto piero pie	医心体 自然保护机	Engle risks	1
	マデアに乗りるようななかったナウ	DW1 D10		
	0 WE DER DUR DE	ericer for the set of		1
. M. 101 C. 400 C.				-
	smeate Ex-	Billist.		1
C wine Oneses		B-manager -	D. Britisher II.	1
1 *4**	II ++#			
-	40 8441			
8-87		WART		
		51.00 Feb.		
明月の 一番 日本			4年日の前に 音響を	**
28 6 75 6 D. T. 6 D. L. P.	PERSONAL PROPERTY.	1		
Selection College		- 1	SW0.0	
44			D-(1018-	
*#. \$25mm # 44.45	ARREST TO			
4300 BARTE W. #	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •			

健康状態やIADL、ADL等の情報を把握した上で、生活機能低下を来している要因を分析し、支援方針を立てる。

- 生活機能の低下を起こしている背景・要因 について個人因子・環境因子を箇条書きで 記載する。
- 課題分析や本利用者や家族の意向を踏まえ、 支援方針を優先順位の高い内容から順に箇 条書きで記載する。

22

■通所型・訪問型サービス C の内容

広島市では、介護予防・健康づくりの3本柱として運動器の機能・身体の栄養状態・口腔 の機能を掲げており、これらの機能の改善に向けた訪問及び通所のサービスを構築してい る。

図表 138 サービス C の内容

(2) 短期集中予防支援訪問サービス

【サービスの内容】

連動器の機能向上

ADL、IADLといった日常生活における動作の改善に向けた適切な運動や、動作の工夫に 関する助言、指導

② 生活環境改善

自宅内・自宅周囲の動線や、自宅内の生活環境改善に関する助言、指導

③ 口腔機能向上

「食べる力」(摂食・嚥下)に関する動作改善に向けた助言、指導

④ コミュニケーションカの改善 コミュニケーションカ低下に伴う「うつ傾向」の改善に向けた助言、指導

⑤ 栄養改善

低栄養予防のための効果的な栄養摂取など食生活の改善に関する助言、指導

⑥ その他

①~⑤のほか、居宅生活の自立度を高めるために専門職が行うにふさわしい助言、指導

32

(3) 短期集中運動型デイサービス

デイサービス事業所又はフィットネス事業所において、生活機能の改善のため、運動器の 機能向上プログラムを行う。必要に応じて口腔機能向上、送迎のサービスを加える。

① 運動器の機能向上プログラム

【頻度】週1回、1回あたり1~2時間、

利用期間3か月間(利用開始日の3か月後の応当日の前日まで) ただし、やむを得ず利用期間を延長する場合は、2クール目として 翌月から3か月間の利用を認める。(1年度内に最大2クールとする。)

② 口腔機能向上プログラム(加算)

【頻度】2週間に1回、全7回まで。1回当たり15分以上

③ 送迎サービス(加算)

※利用者が①と②の両方のサービスを利用する場合には、同じ日に実施する。 (口腔ケアのみのサービス提供はできない。)

(4) 短期集中通所口腔ケアサービス

歯科医療機関において、歯科医師の指導の下、口腔機能向上のための口腔清掃の自立支援。 摂食・嚥下訓練に係るサービスを短期間集中的に提供する

【頻度】サービス開始日から概ね3か月間、2週間に1回、全7回まで。1回当たり15分以上

33

訪問型では、対象者の生活機能の改善に向けた必要なサービスが提供できるよう、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士、栄養士の3つのサービス区分となっている。通所型についても職員配置基準を定めている。

図表 139 訪問型サービス C の実施要件

(4) サービスの実施要件

① サービス提供者に関する基準

雇用関係にある従業員等、受託者の指揮監督の下にある専門職が、必要な支援内容に 応じたサービスを提供すること。

5 A		800 mm mm A		
区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士
① 運動器の機能向上	0	0	×	×
② 生活環境改善	0	0	×	0
③ 口腔機能向上	×	×	0	×
④ コミュニケーションカ改善	×	×	0	×
⑤ 栄養改善	×	×	×	0
⑥ その他	0	0	0	0

② 安全管理その他の基準

- ・安全管理 (事故発生時の対応を含む。) に関する規程を整備すること
- ・サービス提供に伴う賠償責任保険に加入すること。

出所) 広島市提供資料

図表 140 通所型サービス C の実施要件

③ 職員配置基準

a. 指定事業者の場合

法令又は本市要綱等で定められている各サービス(通所介護又は地域密着型通所介護・1日型デイサービス・短時間型デイサービス)の実施に必要な職員数を配置すること。

ただし、アセスメント、個別サービス計画作成及び評価は、次の職種の者が実施する。

区分	職種	
運動器の機能向上プログラム	理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、 健康運動実践指導者又は介護予防運動指導員のいずれか1人	
口腔機能向上プログラム(加算)	歯科医師、歯科衛生士のいずれか1人	

b. フィットネス事業所等の場合

同一時間帯に受け入れる利用者数に応じて、下表のとおり職員を配置すること。

利用者数	職種	配置人数
1~5人まで	理学療法士。作業療法士。柔道整復師、健康運動指導士、健康運動実 践指導者又は介護予防運動指導員のいずれか1人	1人以上
6~10人まで	ア. 理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、健康 運動実践指導者又は介護予防運動指導員のいずれか1人 イ. アに挙げた職種又は運動指導の経験が1年以上ある者 1人以上	2人以上
11人~15人 まで	ア、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、健康 運動実践指導者又は介護予防運動指導員のいずれか1人 イ、アに挙げた職種又は運動指導の経験が1年以上ある者 2人以上	3人以上

また、サービス単価は、訪問型は 30 分 5,800 円又は、60 分 11,600 円、通所型は基本運営費 4,400 円となっている。利用者の負担は 1 割で、残りの 9 割は委託料として地域支援事業の財源からサービス提供事業所に支払っている。

図表 141 訪問型サービス C の単価

(5) 委託料及び利用者負担 (平成30年度)

- ・委託料は、サービス単価から<mark>利用者負担(1 函)を控除した額</mark>となり、毎月、実施報告と委託料請求 が必要となる。
- 広島市は、利用実績と請求内容が一致していることを確認した上で、請求日から30日以内に委託料を支払う。
- 利用者負担は、受託事業者が利用者から徴収する。(原則として1か月分を月末又は翌月に徴収)

* 理学療法士·作業療法士·言語聴覚士

サービス提供時間	サービス単価 (1回当たり)	利用者負担 (1割)	委託料 (9割)
3053	5,600円	560円	5,040円
60分	11,200円	1,120円	10,080円

* 管理栄養士

サービス提供時間	サービス単価 (1回当たり)	利用者負担 (1割)	委託料 (9割)
30分	5,700円	570円	5,130円
605)	11,400円	1,140円	10,260円

出所) 広島市提供資料

図表 142 通所型サービス C の単価

(4) 委託料及び利用者負担 (平成30年度)

- ・委託料は、サービス単価から利用者負担(1割)を控除した額となり、毎月、実施報告と 委託料請求が必要となる。
- ・広島市は、利用実績と請求内容が一致していることを確認した上で、請求日から30日以内 に委託料を支払う。
- 利用者負担は受託事業者が利用者から遊収する。(原則として月末又は翌月に一括徴収)

	区分	サービス単価	利用各負担	委託料
	基本運営費	4,400円	440円	3,960円
1クール目 (1回当たり)	口腔ケア加算	800円	P08	720/7
	通到加算 (片道)	50019	5079	450円
2クール目(※)	月数包括報酬 ※加算なし	14,800円	1,480円	13,320円

(※) 短期集中運動型デイサービスは原用として3か月間で利用終了となるが、やむを得ず利用期間を延長する場合の利用単価として適用する。

■サービス C の終了後の対応

サービス利用により機能が改善した利用者の受け皿として、週 1 回以上、いきいき百歳 体操等の運動に取り組む住民主体の通いの場である地域介護予防拠点の整備を進めている。 なお、地域介護予防拠点では定期的に体力測定を行い、虚弱な人を早期に発見し、サービ ス利用につなげる等の適切な支援を行うようにも努めている。

地域の通いの場への移行に当たっては、サービス C の利用中に並行して通いの場への参加を勧め、サービス卒業後にスムーズに移行できるようにしている。例えば、訪問型のサービス C では、実際に通いの場まで自宅から歩いて一緒に行ってみるなど、卒業後のイメージを持ってもらうようにするほか、通う上で立地上の課題などがないか確認する等の支援も行っている。

図表 143 広島市における地域介護予防拠点



出所) 広島市提供資料

図表 144 いきいき百歳体操





■サービス C 実施のうえでの工夫

ケアマネジメントの質の向上のため、地域ケアマネジメント会議(地域ケア個別会議)を 実施している。開催のタイミングはサービス利用前、サービス利用開始後のいずれの場合も あり、地域ケアマネジメント会議の実施がサービス開始の必須条件になっているわけでは ない。

サービス C の利用者の場合、サービス C のみで効果的があるのか、その他のサービスの利用や住環境整備も合わせて行ったほうが良いのではないか等のケアプランの検討や他のサービス提供事業所との連携などサービス提供に当たっての留意点の確認、サービス利用終了後の社会参加に向けた支援のあり方の検討を行う場として活用することが多いとのことであった。

図表 145 地域ケアマネジメント会議について

(5)地域ケアマネジメント会議とは

①概要

- 保険者である市が開催し、地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアプランについて、自立支援の観点から多職種で検討。
- 包括職員やケアマネジャーが、事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できるOJTの場。
- 会議に参画する多職種が、自立支援や重度化防止について考え方を共有する場(規範的統合)
- 事例を積み重ねることで、地域に不足する資源や行政課題を発見し、政策形成にもつなげる。



出所) 広島市提供資料

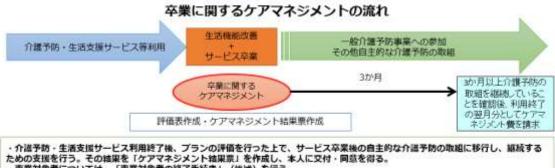
サービス利用終了後に自主的な介護予防の取組につなげるための取組として、平成 29 年度から、「卒業に関する介護予防ケアマネジメント」を実施している。これは、地域包括支援センターが行うケアマネジメントに対して行うインセンティブであり、初回加算が付いた場合と同額(730 単位:7,811円)で設定している。

図表 146 卒業に関する介護予防ケアマネジメントについて

卒業に関する介護予防ケアマネジメントとは

訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス、短期集中予防支援訪問サービス又は1日型デイサービス、短 時間型デイサービス、短期集中運動型デイサービスのいずれかを利用した後、生活機能等が改善したことにより、 全ての介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに介護予防・生活支援サービスの利用を終了した居 宅要支援被保険者等が、一般介護予防事業への参加やその他の自主的な介護予防の取組に移行し、主体的に継続す るためのケアマネジメントを行う場合。ただし、当該取組が3か月以上継続している場合に限るものとし、また、 過去1年以内に当該介護予防ケアマネジメントを行った利用者に対しては実施することはできない。

(広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱)



・事業対象者については、「事業対象者の終了手続き」(後述)を行う。
・3か月経過後、訪問等により、利用者が自主的な介護予防の取組(※1)を3か月以上継続(※2)しているかどうかを確認し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援経過記録に記録する。

・ケアマネジメント費は、利用者が自主的な介護予防の取組に移行し、3か月間継続したことを確認・記録した翌月に国保連に請求する。

出所) 広島市提供資料

■サービス C の効果

利用実績は、次ページの表のとおりであり、平成30年度の実績においては、訪問サービ スの利用が増えているようである。これは、訪問型サービスでは、実際に居宅を訪問して、 転倒しやすい場所の確認する、一緒に歩いて通いの場に行く、栄養士が買い物から一緒に行 って食材選びのポイントや栄養バランスの取れた食事のあり方を教える等の支援を行うこ とや、サービス提供時にヘルパーに同席してもらって支援方法を共有するなどの取組を通 じて、生活に根ざした改善が出来ることが要因の1つであると思われる。

サービス卒業後の連携や目標達成の度合いについては、平成29年度の実施状況(サービ ス提供内容や改善内容等) について整理した上で、評価について検討する予定としているが、 サービス利用終了後の地域の受け皿である地域介護予防拠点については、拠点数、参加者数 ともに増加している。

その他の効果は、地域ケアマネジメント会議を通じて、医療・介護専門職間の連携が深ま ったことである。市内 8 区で開催している地域ケアマネジメント会議では、各区内に勤務 する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士など多くの専門職が集 まって検討を行っており、顔が見えるだけでなく、気軽に聞きあえる関係ができたのは大き な効果であるとのことであった。

図表 147 総合事業のサービス利用実績

(7)総合事業のサービスの利用実績(請求ベース)

① 訪問型サービス

サービス名		平成29年度	平成30年	擅
		4月	4月	7月
訪問介護サービス(現行相当)		238人	3,521人	3,472人
生活援助特化型訪問サービス(新	(準緩和)	55人	1,213人	1,212人
住民主体型生活援助訪問サービス	C .	8人	7人	9人
	理学・作業療法士	0人	28人	22人
短期集中予防支援訪問サービス	言語聴覚士	O.A.	1人	. 0人
	管理栄養士	人〇	12人	16人

② 通所型サービス

u u-a	平成29年度	平成30年	Hi.
サービス名	4月	4月	7月
1日型デイサービス(現行相当)	629人	6,405人	6,459人
短時間型デイサービス (基準緩和)	4人	125人	137人
短期集中運動型デイサービス	23人	32人	23人
短期集中通所口腔ケアサービス	1人	28人	11人

※ 住所地特例者を含む。

出所) 広島市提供資料

■サービス C のあるべき姿

サービス C が効果を発揮するには、利用者が自らの改善可能性を信じて介護予防に取り組む意欲を持ち、主体的に参画することが重要である。そのためには、運動機能や口腔機能が改善できるということをケアマネジャーが理解した上で、本人や家族にきちんと伝える必要がある。特に、サービス C の場合は医師の指示が不要であるため、本当に医師の指示が不要なサービスを提供してよいかどうかを見極められないと家族の疑問にも答えられない。

また、アセスメントシートを単に記入するだけで選択すべきサービスが明確になるわけではなく、ケアマネジャーがアセスメントシートの内容を読み解き、適したサービスを選ぶ必要があるとのことであった。

広島市では、ケアマネジメントの質・教育が課題であると考え、地域ケアマネジメント会議を開催するとともに介護予防ケアマネジメントの研修会等で好事例の共有を図っている。また、通所型のサービスCはプログラムの内容自体は事業所任せになっていることから、今後、ある程度プログラムを標準化することにより、質の担保を図りたいとのことであった。

第5章 総括

1. 総括

本調査研究を通じて、サービスCに関する現状と課題が明らかになった。

これまで、同サービスの実施状況は平成 27 年 4 月の新しい総合事業への移行が進んで以来、年度単位で実施率こそ確認はされてきたが、サービス C に関して言えば、その詳細までは把握されてこなかった。総合事業の性格上、サービスの内容については、高齢者の年代構成、医療・介護等の社会資源、地域のコミュニティの特性など市町村のおかれている地域の実情を踏まえたサービスの企画という点で、市町村の裁量が大きい事業ではある。

一方で、市町村における介護予防の在り方を明確にした上で、総合事業の中に要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の推進をどう位置づけるかを検討することの重要性も確認された。実際、このようにビジョンもなく、ただ単に国の示したガイドラインに沿う形でサービス C を設置した市町村も少なくない。また、二次予防事業をただ単に引き継いだだけのサービス C の場合、利用者数が集まらなかったり、多くの利用者が集まっていても、サービス C に期待された実施趣旨が達成されることのない質の低いサービスが生み出されたりしかねない。

総合事業の開始は、これまでの要支援状態の高齢者の給付サービスの大部分を市町村の事業の中で提供するものに切り替えた点で、わが国の介護保険制度史に残る画期的な取組であったと言える。そのため、行政をはじめ、医療・介護・福祉に携わるすべての多職種は、漫然とサービスを提供するのではなく、保険者としても要支援状態に陥ることを予防し、日常生活が営めなくなったら自立支援を促進するという意識を強くもつことが求められる。これに関連し、地域包括支援センターやケアマネジャーへの理念の浸透は、特に重要な要素であることが、本調査研究を通じて改めて確認されたところである。

サービス C だけに限らないが、いかに良質なサービスを企画したとしても、その理念や考え方がサービスを提供する側に正しく伝わらなければ意味がない。第2章でも述べたが、サービス C の実施に前向きではない地域包括支援センターやケアマネジャーに自立支援の重要性、セルフケアマネジメントの強化を図らせることを理解させることは介護予防を促進する観点では必要不可欠と言える。また、短期間でサービス利用が終わることの意味や事業の中身について周知徹底ができているか、地域包括支援センターとの対話をしてきたか、本サービスがはまる層や規範的統合という部分での保険者の役割の果たし方、サービス実施後のモニタリングの実施などケアマネジメントとしてのサービス C が選ばれない理由や要員は多岐にわたるという指摘を好取組自治体の担当者は指摘していた。

サービス C の活性化のためにも、地域におけるリハ職の掘り起こしやネットワーキング 化を進める重要性も確認することができた。介護サービスを提供し続けてきた介護事業者 や、介護状態の支援を中心にサービスを企画してきた行政としても、給付サービス以外で元 の生活に戻そうとセルフケアマネジメント力を伸ばす取組は、実質的に初めてのものであ った。だからこそ、地域のリハ職など専門的知見を有する専門職との共同が重要と考えられ る。

これまで、維持を前提とするサービスを提供してきたリハ職にとって、サービス C のように利用者が回復していくサービスは、画期的であった。取組を進める自治体においては、介護給付よりも単価の低い介護予防の事業に積極的になるリハ職が多く、利用者の状態が改善することの面白さに気づくなど、リハ職の活性化つながることが報告されている。昨今では、暮らしのリハと呼ばれ、その町・家でどう暮らしていくのかをリハ職が考えることが求められており、地域包括ケアシステムの礎を担う職種としてその存在感は高まっている。このほかにも、サービス C を実施する際の課題として、アセスメント・相談対応の難しさやサービス終了後の社会参加の場への連携についても各地域で多様な問題が生じていた。たとえば、アセスメントでは、相談に来た高齢者にとって望ましいサービスや具体的な内容について示されきっていない点、生活の中まで入り込んだ目標設定が適切に為されていない。こうした点でも、サービス C に携わる多職種や地域住民へのサービス C 実施の趣旨が適切かつ、正しく伝達されているかは重要と言える。

また、サービス C 終了時のモニタリングや事業実施の評価については、サービス C の実施においては何よりも重要である。冒頭に記載したように、サービス C は要支援状態等からの自立の支援や重症化予防の促進を掲げており、プログラムの終了がサービス C の終了と同義ではない。行政は、サービス利用者がその後どうなったのかを追跡調査で把握し、評価する必要がある。同時に、地域の通いの場をはじめとする社会参加の場に参加できるようになったか、提供するサービス C の質的評価を目的としたデータモニタリングは重要である。具体的な手法としては、サービス終了後、半年から C 1年後の介護認定の更新有無等の状態を把握することなどが挙げられる。このように、モニタリング結果を踏まえ、地域の事業者の評価も進めていくことが望ましい。

保険者である市町村は、漫然とサービス C を提供するのではなく、実際にサービス C を利用することで、どれほどの介護保険財政の圧縮につながるのかを分析する必要があると言える。好取組事例でも紹介したが、インセンティブを付与するという形でサービス C に共感する介護事業者・医療機関等を増やしていくことも重要である。

最後に、市町村担当者におかれは、地域においてケアマネジメントを着実に実施し、自立 支援を促進するためのサービスを整備すべく、サービス C という形に拘らず総合事業の掲 げた事業趣旨の達成に向けた創意工夫に富むサービスの実施を進めていただきたい。その ため、本報告書が少しでも全国すべての市町村の施策推進に資することを期待しつつ、これ からの取組の成功を祈念したい。 参考資料① アンケート調査単純集計

質問 1. 所属する都道府県名をご記入ください。

(N=1,721)

都道府県名	回答数
北海道	179
青森県	39
岩手県	33
宮城県	35
秋田県	25
山形県	35
福島県	59
茨城県	44
栃木県	25
群馬県	35
埼玉県	63
千葉県	54
東京都	59
神奈川県	33
新潟県	30
富山県	15
石川県	19
福井県	17
山梨県	27
長野県	77
岐阜県	42
静岡県	35
愛知県	51
三重県	29

都道府県名回答数滋賀県19京都府25大阪府36兵庫県41奈良県38和歌山県30鳥取県19島根県19岡山県27広島県21山口県19徳島県25香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40総計(N値)1,721		
京都府 36	都道府県名	回答数
大阪府 36 兵庫県 41 奈良県 38 和歌山県 30 鳥取県 19 島根県 19 岡山県 27 広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	滋賀県	19
兵庫県41奈良県38和歌山県30鳥取県19島根県19岡山県27広島県21山口県19徳島県25香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	京都府	25
奈良県38和歌山県30鳥取県19島根県19岡山県27広島県21山口県19徳島県25香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	大阪府	36
和歌山県 30 鳥取県 19 島根県 19 岡山県 27 広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	兵庫県	41
鳥取県 19 島根県 19 岡山県 27 広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	奈良県	38
島根県 19 岡山県 27 広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	和歌山県	30
岡山県 27 広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	鳥取県	19
広島県 21 山口県 19 徳島県 25 香川県 17 愛媛県 20 高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	島根県	19
山口県19徳島県25香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	岡山県	27
徳島県25香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	広島県	21
香川県17愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	山口県	19
愛媛県20高知県34福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	徳島県	25
高知県 34 福岡県 60 佐賀県 20 長崎県 19 熊本県 45 大分県 18 宮崎県 26 鹿児島県 43 沖縄県 40	香川県	17
福岡県60佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	愛媛県	20
佐賀県20長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	高知県	34
長崎県19熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	福岡県	60
熊本県45大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	佐賀県	20
大分県18宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	長崎県	19
宮崎県26鹿児島県43沖縄県40	熊本県	45
鹿児島県43沖縄県40	大分県	18
沖縄県 40	宮崎県	26
	鹿児島県	43
総計 (N値) 1,721	沖縄県	40
	総計(N値)	1,721

質問 2. 自治体名をご記入ください。

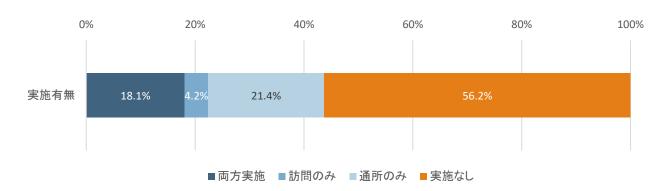
(略)

質問3. (1)人口および(2)高齢化率をご記入ください。

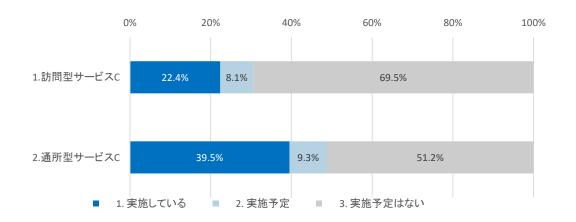
(略)

質問 4. (1)サービス C の取組の有無について、当てはまるものをお答えください。また、 実施予定の場合には、(2)実施予定時期について、当てはまるものをお答えくださ い。

(1)サービス C の取組の有無 (N=1,721)



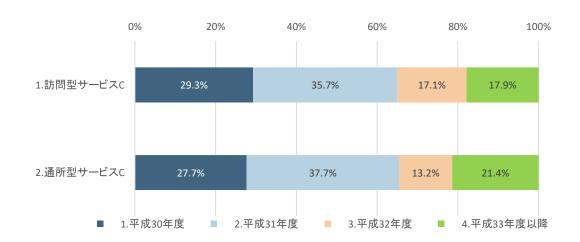
	回答数	割合
両方実施	312	18.1%
訪問のみ	73	4.2%
通所のみ	368	21.4%
実施なし	968	56.2%
合計	1721	100.0%



(N 訪問型サービス C=1,721,通所型サービス C=1,721)

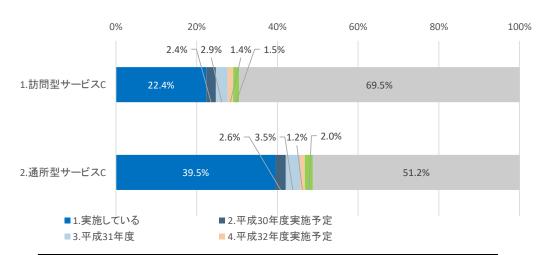
	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1. 実施している	22.4%	39.5%
2. 実施予定	8.1%	9.3%
3. 実施予定はない	69.5%	51.2%

(2) 実施予定時期(N 訪問型サービス C=140, 通所型サービス C=159)



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.平成30年度	29.3%	27.7%
2.平成31年度	35.7%	37.7%
3.平成32年度	17.1%	13.2%
4.平成33年度以降	17.9%	21.4%

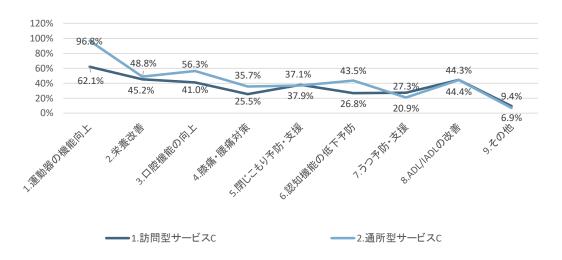
実施有無と実施予定時期 (N 訪問型サービス C=1,721,通所型サービス C=1,721)



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.実施している	22.4%	39.5%
2.平成30年度実施予定	2.4%	2.6%
3.平成31年度	2.9%	3.5%
4.平成32年度実施予定	1.4%	1.2%
5.平成33年度以降実施予定	1.5%	2.0%
6.実施予定はない	69.5%	51.2%

質問 5. (1)サービス C の実施の有無について、当てはまるものをすべてお答えください。また、行っている場合には、それぞれの(2)取組内容について具体的にご記入ください。実施の有無については該当するセルに 1 を入力

(1)サービス C の実施の有無

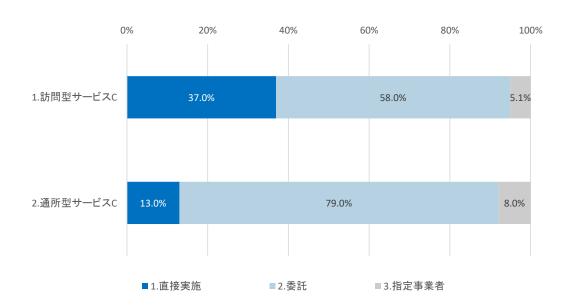


(N 訪問型サービス C=385,通所型サービス C=680)

質問 6. (1)サービス C の運営方法および(2)運営主体について、当てはまるものをすべて お答えください。複数の運営方法および運営主体がある場合には、2 行目以降にご 記入ください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

質問 6- (1). (1)サービス C の運営方法

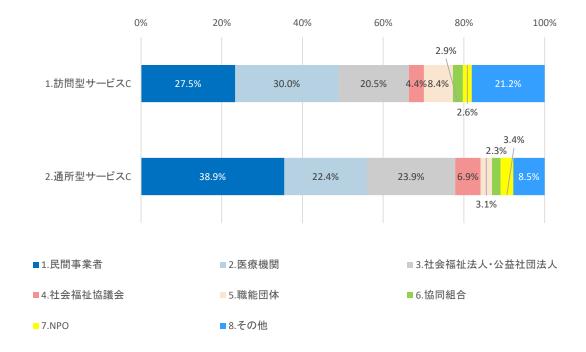
(N 訪問型サービス C=433,通所型サービス C=1,000)



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.直接実施	37.0%	13.0%
2.委託	58.0%	79.0%
3.指定事業者	5.1%	8.0%

質問 6- (2). (2)運営主体

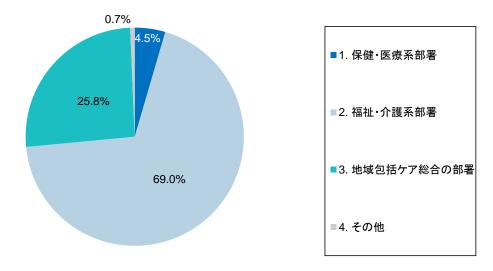
(N 訪問型サービス C=251,通所型サービス C=790)



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.民間事業者	27.5%	38.9%
2.医療機関	30.0%	22.4%
3.社会福祉法人· 公益社団法人	20.5%	23.9%
4.社会福祉協議会	4.4%	6.9%
5.職能団体	8.4%	3.1%
6.協同組合	2.9%	2.3%
7.NPO	2.6%	3.4%
8.その他	21.2%	8.5%

質問 7. サービス C を所管している部署について、最も近いものを一つだけお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

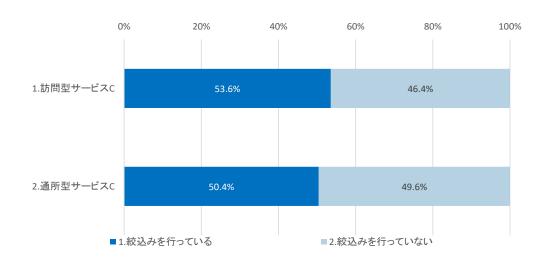
(N = 751)



	割合
1. 保健・医療系部署	4.5%
2. 福祉・介護系部署	69.0%
3. 地域包括ケア総合の部署	25.8%
4. その他	0.7%

質問 8. サービス C の対象者について、基本チェックリストでの選定後、(1)対象者のさらなる絞込みの有無をお答えください。さらなる絞込みを行っている場合には、(2) 絞込みの方法について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

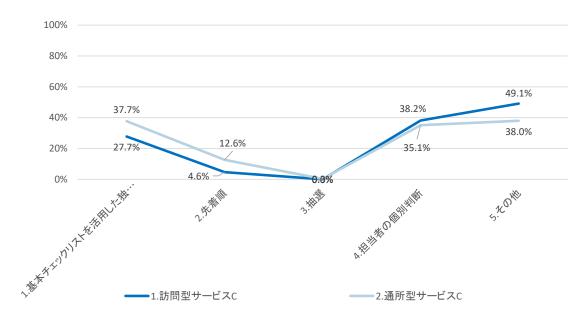
質問8-(1). (1)対象者のさらなる絞込みの有無をお答えください。



(1)絞;	込みの有無	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.絞込	みを行っている	53.6%	50.4%
2.絞込	みを行っていない	46.4%	49.6%

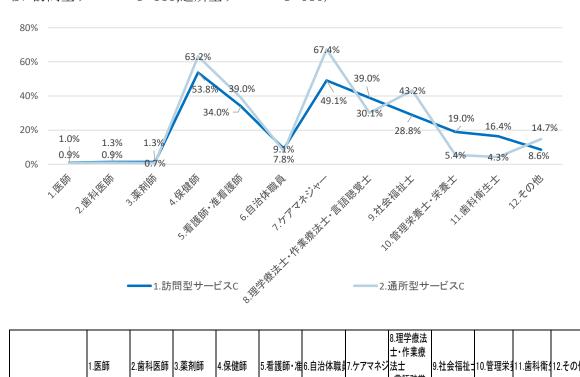
質問8-(2).(2)絞込みの方法

(N 訪問型サービス C=173,通所型サービス C=342)



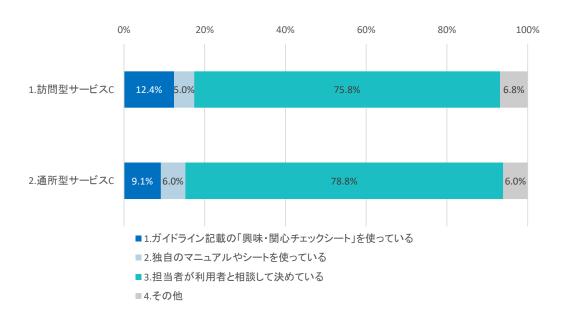
(2)絞込みの方法	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.基本チェックリストを 活用した独自の基準	27.7%	37.7%
2.先着順	4.6%	12.6%
3.抽選	0.0%	0.3%
4.担当者の個別判断	38.2%	35.1%
5.その他	49.1%	38.0%

質問 9. サービス C の提供に際して、訪問してアセスメントを行う者の職種について、当 てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内 容をご記入ください。



	1.医師	2.歯科医師	3.薬剤師	4.保健師	5.看護師・准	6.自治体職員		8.理学療法 士·作業療 法士 ·言語聴覚 士	9.社会福祉士	10.管理栄養	11.歯科衛生	12.その他
1.訪問型サービスC	1.0%	1.3%	1.3%	53.8%	34.0%	9.1%	49.1%	39.0%	28.8%	19.0%	16.4%	8.6%
2.通所型サービスC	0.9%	0.9%	0.7%	63.2%	39.0%	7.8%	67.4%	30.1%	43.2%	5.4%	4.3%	14.7%

質問 10. サービス C 終了後の社会参加に向けた利用者本人との目標の設定について、その方法として当てはまるものを一つだけお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.ガイドライン記載の 「興味・関心チェックシート」を使っている	12.4%	9.1%
2.独自のマニュアルやシートを使っている	5.0%	6.0%
3.担当者が利用者と相談して決めている	75.8%	78.8%
4.その他	6.8%	6.0%

質問 11. 実際にサービス C を提供している専門職について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

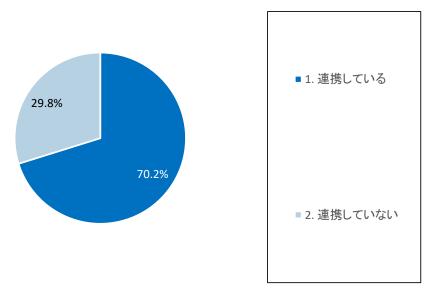


	1.医師	2.歯科医師	3.薬剤師	4.保健師		6.理学療法 士·作業療 法士 ·言語聴覚 士	7.管理栄養=	8.歯科衛生=	9.その他
1.訪問型サービスC	1.0%	1.6%	1.8%	30.9%	24.2%	61.3%	36.4%	30.1%	9.4%
2.通所型サービスC	2.8%	6.5%	1.3%	24.4%	50.9%	77.9%	39.7%	38.8%	55.3%

質問 12. サービス C 終了後に、(1)社会参加に資する取組への連携の有無についてお答えください。また、連携している場合には、(2)その内容について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

質問 12- (1). (1)社会参加に資する取組への連携の有無

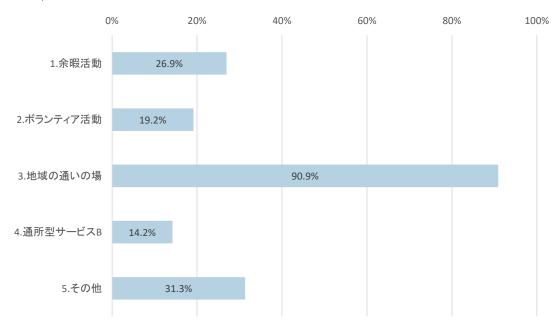
(N = 751)



	回答数
1. 連携している	70.2%
2 連携していない	29.8%

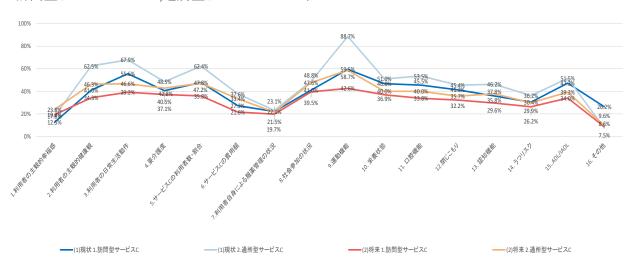
質問 12-(2). (2)サービス C 終了後に連携している社会参加に資する取組の内容

(N = 527)



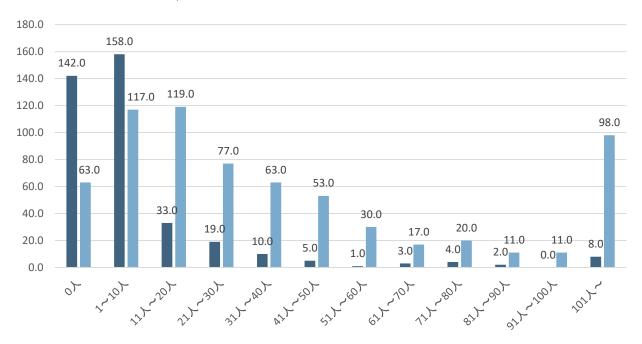
	割合
1.余暇活動	26.9%
2.ボランティア活動	19.2%
3.地域の通いの場	90.9%
4.通所型サービスB	14.2%
5.その他	31.3%

質問 13. サービス C の把握・評価として、(1) 現状しているものおよび(2) 将来予定のものについて、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。



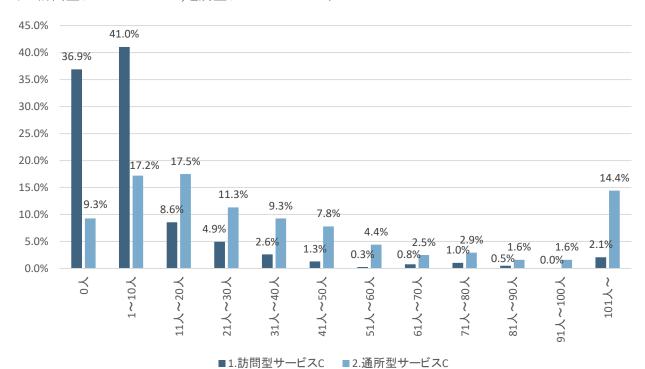
		1.利用者の	2.利用者の	3.利用者の日	4.要介護度	5.サービスC	6.サービスC	7.利用者自身	8.社会参加の	9.運動機能	10. 栄養状	11. 口腔機	12.閉にも	13. 認知機	14. うつり7	15ADL/IA	16. その他
(1)現状	1.訪問型サービスC	12.5%	41.0%	55.6%	40.5%	47.8%	27.3%	22.1%	41.0%	59.5%	46.8%	45.5%	41.3%	35.8%	30.4%	47.3%	26.2%
(1)玩仏	2.通所型サービスC	17.8%	62.5%	67.9%	48.5%	62.4%	37.6%	23.1%	48.8%	88.7%	51.0%	53.5%	45.4%	46.2%	36.2%	51.5%	7.5%
(2)将来	1.訪問型サービスC	19.2%	34.3%	39.2%	37.1%	35.8%	21.6%	19.7%	39.5%	42.6%	36.9%	33.8%	32.2%	29.6%	26.2%	34.0%	8.6%
(乙)付末	2.通所型サービスC	23.8%	46.3%	46.6%	42.8%	47.2%	33.4%	21.5%	47.6%	58.7%	40.0%	40.0%	35.7%	37.8%	29.9%	39.3%	9.6%

質問14. 平成29年度中のサービスCの実施人数(実人数)をご記入ください。



■1.訪問型サービスC ■2.通所型サービスC

	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
0人	142.0	63.0
1~10人	158.0	117.0
11人~20人	33.0	119.0
21人~30人	19.0	77.0
31人~40人	10.0	63.0
41人~50人	5.0	53.0
51人~60人	1.0	30.0
61人~70人	3.0	17.0
71人~80人	4.0	20.0
81人~90人	2.0	11.0
91人~100人	0.0	11.0
101人~	8.0	98.0



	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
0人	36.9%	9.3%
1~10人	41.0%	17.2%
11人~20人	8.6%	17.5%
21人~30人	4.9%	11.3%
31人~40人	2.6%	9.3%
41人~50人	1.3%	7.8%
51人~60人	0.3%	4.4%
61人~70人	0.8%	2.5%
71人~80人	1.0%	2.9%
81人~90人	0.5%	1.6%
91人~100人	0.0%	1.6%
101人~	2.1%	14.4%

質問 15. サービス C の実施にあたって、(1) 都道府県から受けている支援、(2) 都道府県に期待する支援および(3) 国に期待する支援について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

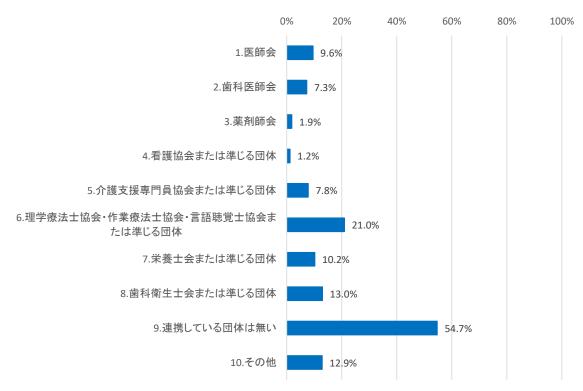
(N = 753)



	1. 財源の補助	2. アドバイザーの派遣	3. 先進事例の共有	4. 研修等の実施	5. 特になし	6. その他
(1)都道府県から受けている支援	33.3%	2.1%	10.0%	13.8%	53.1%	1.5%
(2)都道府県に期待する支援	41.0%	28.4%	51.9%	49.9%	15.4%	4.0%
(3)国に期待する支援	55.2%	11.8%	40.9%	22.6%	19.0%	3.5%

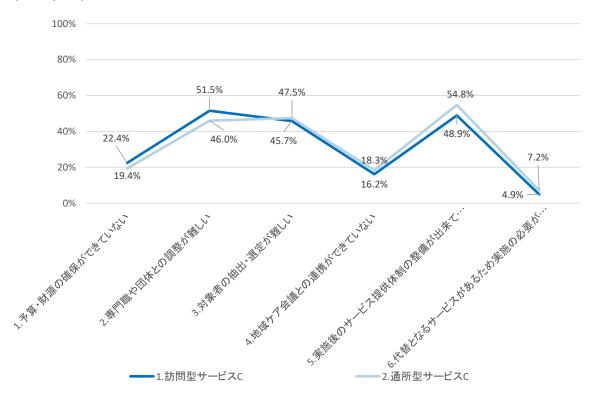
質問 16. サービス C の実施にあたって、連携している関連団体について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

(N = 753)



	回答数	割合
1.医師会	72	9.6%
2.歯科医師会	55	7.3%
3.薬剤師会	14	1.9%
4.看護協会または準じる団体	9	1.2%
5.介護支援専門員協会または準じる団体	59	7.8%
6.理学療法士協会・作業療法士協会・ 言語聴覚士協会または準じる団体	158	21.0%
7.栄養士会または準じる団体	77	10.2%
8.歯科衛生士会または準じる団体	98	13.0%
9.連携している団体は無い	412	54.7%
10.その他	97	12.9%

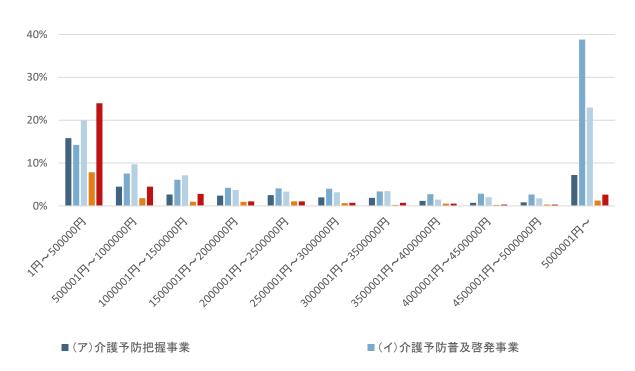
質問 17. サービス C の実施における課題について、当てはまるものをすべてお答えください。また、下記以外の課題につきましても自由解答欄にご記入ください。



	1.予算・財源の 確保ができていない	2.専門職や団体との 調整が難しい	3.対象者の抽出・ 選定が難しい	4.地域ケア会議との 連携ができていない	5.実施後のサービス 提供体制の整備 が出来ていない	6.代替となるサービス があるため実施の 必要がない
1.訪問型サービスC	22.4%	51.5%	45.7%	16.2%	48.9%	4.9%
2.通所型サービスC	19.4%	46.0%	47.5%	18.3%	54.8%	7.2%

質問 18. 一般介護予防事業についてお尋ねします。一般介護予防事業の(ア)介護予防把 握事業、(イ)介護予防普及啓発事業、(ウ)地域介護予防活動支援事業、(エ) 一般介護予防事業評価事業、(オ)地域リハビリテーション活動支援事業のそれ ぞれ平成29年度の総事業費についてお答えください。

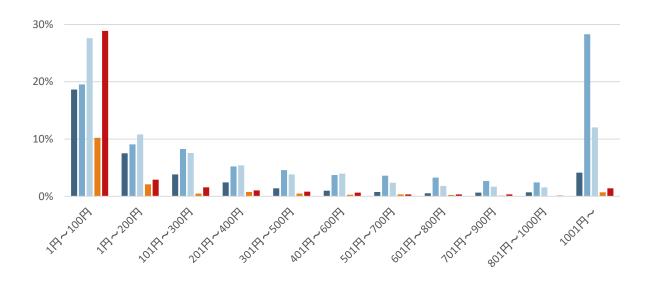
(N=1.721)



- ■(オ)地域リハビリテーション活動支援事業
- ■(ウ)地域介護予防活動支援事業 ■(エ)一般介護予防事業評価事業

	(ア)介護予防 把握事業	(イ)介護予防 普及啓発事業	(ウ)地域介護予防 活動支援事業	(工)一般介護予防 事業評価事業	(オ)地域 リハビリテーション 活動支援事業
0円	56.7%	7.6%	19.6%	82.7%	60.0%
1円~500000円	15.8%	14.2%	19.9%	7.8%	23.9%
500001円~1000000円	4.5%	7.6%	9.7%	1.8%	4.5%
1000001円~1500000円	2.7%	6.1%	7.1%	1.0%	2.8%
1500001円~2000000円	2.4%	4.2%	3.7%	0.9%	1.0%
2000001円~2500000円	2.5%	4.1%	3.3%	1.0%	1.0%
2500001円~3000000円	2.0%	4.0%	3.2%	0.6%	0.7%
3000001円~3500000円	1.9%	3.4%	3.4%	0.2%	0.7%
3500001円~4000000円	1.2%	2.7%	1.5%	0.5%	0.5%
4000001円~4500000円	0.7%	2.8%	2.0%	0.2%	0.3%
4500001円~5000000円	0.8%	2.7%	1.7%	0.3%	0.3%
5000001円~	7.2%	38.8%	23.0%	1.2%	2.6%

(N=1,721)



■(ア)介護予防把握事業

■(イ)介護予防普及啓発事業

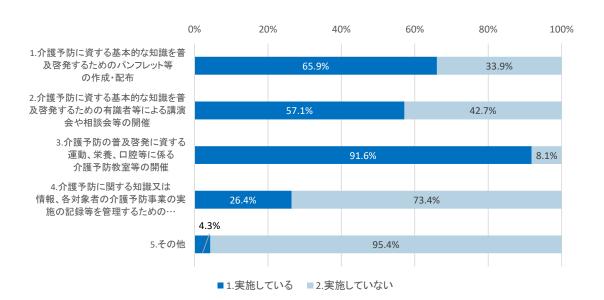
■(ウ)地域介護予防活動支援事業

- ■(工)一般介護予防事業評価事業
- ■(オ)地域リハビリテーション活動支援事業

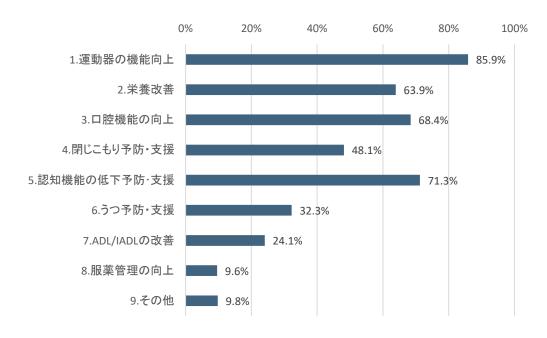
	(ア)介護予防 把握事業	(イ)介護予防 普及啓発事業	(ウ)地域介護予防 活動支援事業	(工)一般介護予防 事業評価事業	(オ)地域 リハビリテーション 活動支援事業
0円	56.7%	7.6%	19.6%	82.7%	60.0%
1円~100円	18.7%	19.5%	27.6%	10.2%	28.9%
1円~200円	7.5%	9.1%	10.8%	2.1%	2.9%
101円~300円	3.8%	8.3%	7.6%	0.5%	1.6%
201円~400円	2.4%	5.2%	5.4%	0.8%	1.0%
301円~500円	1.4%	4.6%	3.8%	0.5%	0.8%
401円~600円	1.0%	3.7%	4.0%	0.3%	0.6%
501円~700円	0.8%	3.6%	2.4%	0.3%	0.3%
601円~800円	0.5%	3.3%	1.8%	0.2%	0.3%
701円~900円	0.6%	2.7%	1.7%	0.1%	0.3%
801円~1000円	0.7%	2.4%	1.6%	0.1%	0.1%
1001円~	4.1%	28.3%	12.0%	0.7%	1.4%

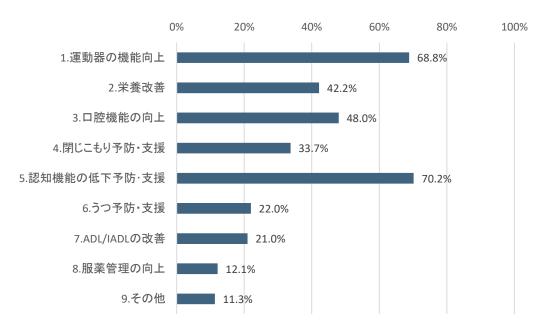
質問 19. 一般介護予防事業のうち、(1) 介護予防普及啓発事業の実施の有無および(2) 取り組み内容について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

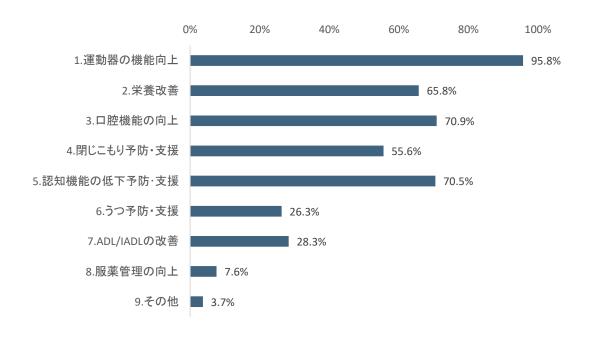
質問 19-(1). (1) 介護予防普及啓発事業の実施の有無

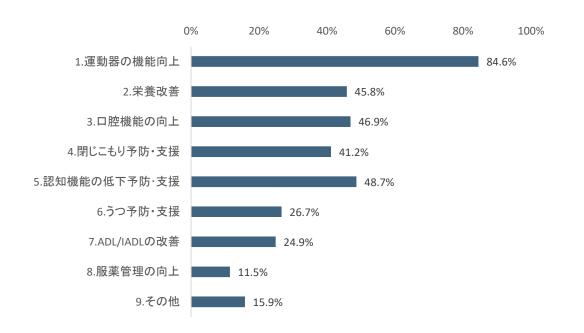


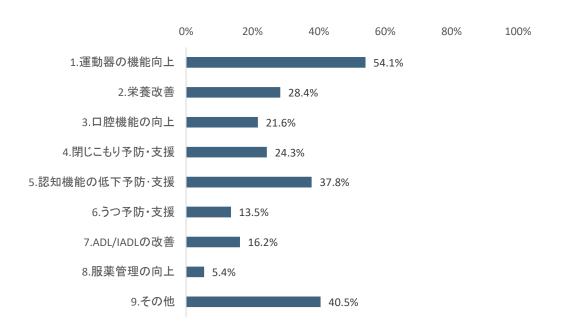
(1)実施の有無	1.実施している	2.実施していない
1.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布	65.9%	33.9%
2.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	57.1%	42.7%
3.介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催	91.6%	8.1%
4.介護予防に関する知識又は情報、各対象 者の介護予防事業の実施の記録等を管理 するための媒体(介護予防手帳等)の配布	26.4%	73.4%
5.その他	4.3%	95.4%









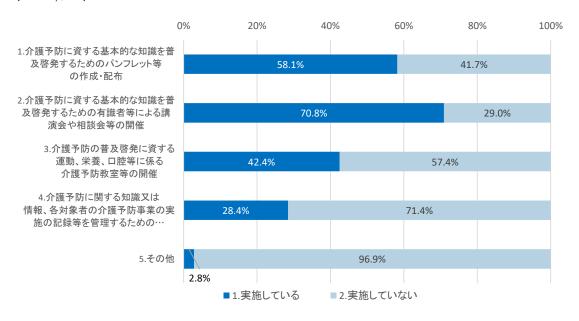


	1.運動器の機能向上	2.栄養改善	3.口腔機能の向上	4.閉じこもり予防・支援	5.認知機能の 低下予防·支援	6.うつ予防・支援	7.ADL/IADLの改善	8.服薬管理の向上	9.その他
1.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発 するためのパンフレット等の作成・配布	56.6%	42.1%	45.1%	31.7%	46.9%	21.3%	15.9%	6.3%	6.4%
2.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発する ための有識者等による講演会や相談会等の開催	39.3%	24.1%	27.4%	19.2%	40.0%	12.6%	12.0%	6.9%	6.4%
3.介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、 口腔等に係る介護予防教室等の開催	87.7%	60.3%	65.0%	51.0%	64.6%	24.1%	26.0%	7.0%	3.4%
4.介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の 実施の記録等を管理するための媒体(介護予防手帳等)の配布	22.3%	12.1%	12.4%	10.9%	12.8%	7.0%	6.6%	3.0%	4.2%
5.その他	2.3%	1.2%	0.9%	1.0%	1.6%	0.6%	0.7%	0.2%	1.7%

	1.運動器の根	2.栄養改善	3.口腔機能の	4.閉じこもり	5.認知機能の	6.うつ予防・	7.ADL/IADL	8.服薬管理の	9.その他
1.介護予防に資する 基本的な知識を普及 啓発 するためのパンフレッ ト等の作成・配布	85.9%	63.9%	68.4%	48.1%	71.3%	32.3%	24.1%	9.6%	9.8%
2.介護予防に資する 基本的な知識を普及 啓発 するための有識者等 による講演会や相談 会等の開催	68.8%	42.2%	48.0%	33.7%	70.2%	22.0%	21.0%	12.1%	11.3%
3.介護予防の普及啓 発に資する運動、栄 養、 口腔等に係る介護予 防教室等の開催	95.8%	65.8%	70.9%	55.6%	70.5%	26.3%	28.3%	7.6%	3.7%
4.介護予防に関する 知識又は情報、各対 象者の 介護予防事業の実施 の記録等を管理する ための 媒体(介護予防手帳 等)の配布	84.6%	45.8%	46.9%	41.2%	48.7%	26.7%	24.9%	11.5%	15.9%
5.その他	54.1%	28.4%	21.6%	24.3%	37.8%	13.5%	16.2%	5.4%	40.5%

質問 20. 一般介護予防事業のうち、(1)地域介護予防活動支援事業の実施の有無および(2) 取り組み内容について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択 した場合には、具体的な内容をご記入ください。

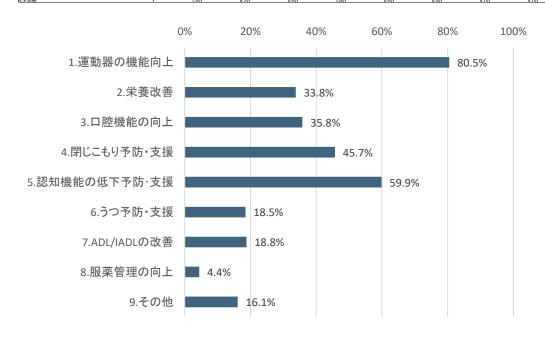
質問 20- (1). (1)地域介護予防活動支援事業の実施の有無

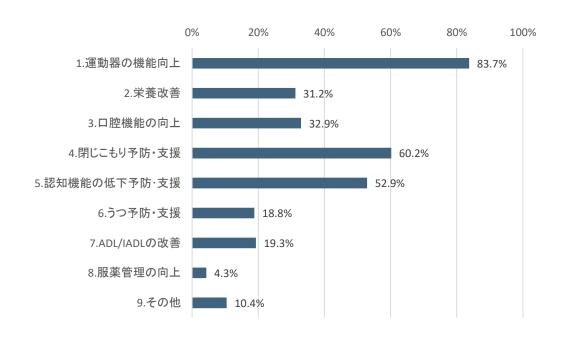


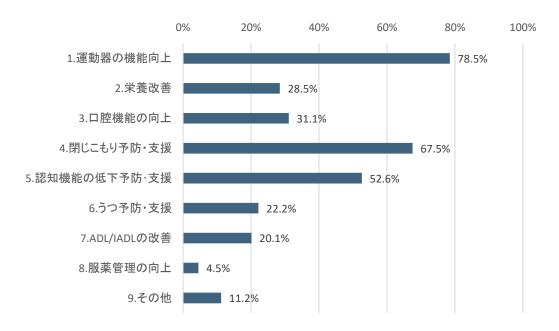
	1.実施している	2.実施していない
1.介護予防に資する基本的な知識を普及 啓発するためのパンフレット等の作成・配布	58.1%	41.7%
2.介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	70.8%	29.0%
3.介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、 口腔等に係る介護予防教室等の開催	42.4%	57.4%
4.介護予防に関する知識又は情報、各対象者 の介護予防事業の実施の記録等を管理する ための媒体(介護予防手帳等)の配布	28.4%	71.4%
5.その他	2.8%	96.9%

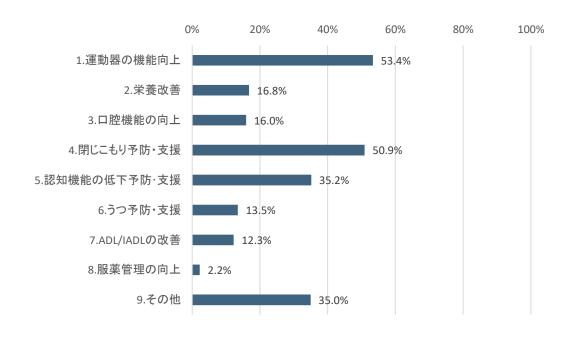
質問 20- (2). (2)取り組み内容

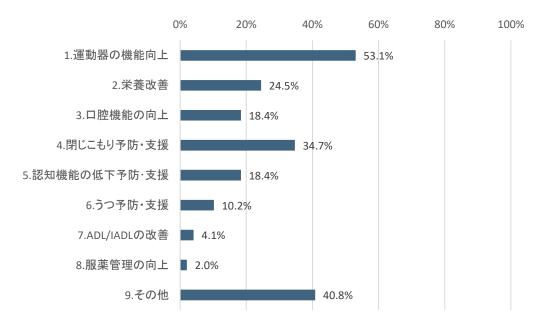








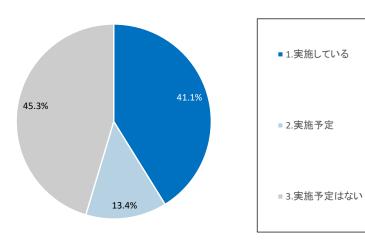




	1.運動器の棚	2.栄養改善	3.口腔機能の	4.閉じこもり ⁻	5.認知機能の	6.うつ予防・	7.ADL/IADL	8.服薬管理の	9.その他
1.介護予防に関する ボランティア等の 人材を育成するため の研修	80.5%	33.8%	35.8%	45.7%	59.9%	18.5%	18.8%	4.4%	16.1%
2.介護予防に資する 多様な地域活動 組織の育成および支援	83.7%	31.2%	32.9%	60.2%	52.9%	18.8%	19.3%	4.3%	10.4%
3.社会参加活動を通じ た介護予防に 資する地域活動の実 施	78.5%	28.5%	31.1%	67.5%	52.6%	22.2%	20.1%	4.5%	11.2%
4.介護予防に資する 取組への参加や ボランティア等へのポ イント付与	53.4%	16.8%	16.0%	50.9%	35.2%	13.5%	12.3%	2.2%	35.0%
5.その他	53.1%	24.5%	18.4%	34.7%	18.4%	10.2%	4.1%	2.0%	40.8%

質問 22. 通いの場において、(1) 高齢者の保健事業と介護予防の連携の有無についてお答えください。実施している場合には、具体的な内容をご記入ください。また、実施予定の場合には、(2) 実施予定時期についてもお答えください。

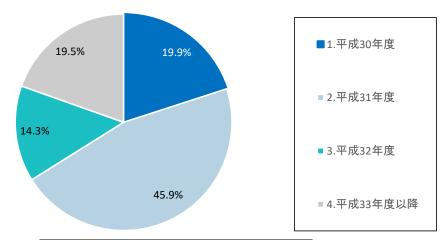
質問 22- (1). (1)高齢者の保健事業と介護予防の連携の有無



	回答数	割合
1.実施している	707	41.1%
2.実施予定	231	13.4%
3.実施予定はない	779	45.3%

質問 22- (2). (2)実施予定時期

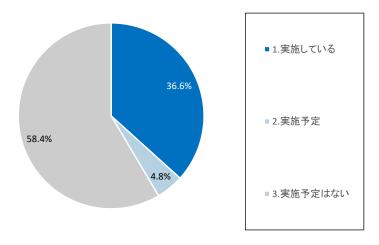
(N =231)



	回答数	割合
1.平成30年度	46	19.9%
2.平成31年度	106	45.9%
3.平成32年度	33	14.3%
4.平成33年度以降	45	19.5%

質問 23. 介護予防事業への参加促進のために、(1)動機づけの施策の実施の有無について お答えください。実施している場合には、その(2)実施開始時期、実施を予定し ている場合には、(3)実施予定時期をそれぞれお答えください。また、実施して いる場合には、(4)動機づけの施策の内容、(5)財源、(6)動機づけの施策の平成 29年度の総事業費および(7)効果比較の実施状況についても、あわせてお答えく ださい。

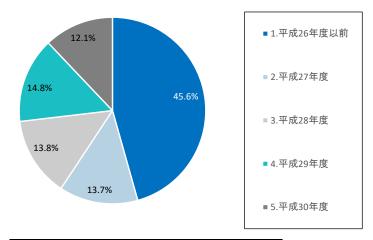
質問 23-(1). (1) 動機づけの施策の実施の有無



	回答数	割合
1.実施している	630	36.6%
2.実施予定	82	4.8%
3.実施予定はない	1005	58.4%

質問 23-(2). (2) 実施開始時期

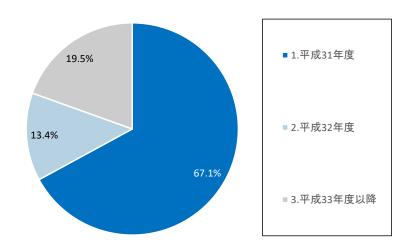
(N = 630)



	回答数	割合
1.平成26年度以前	287	45.6%
2.平成27年度	86	13.7%
3.平成28年度	87	13.8%
4.平成29年度	93	14.8%
5.平成30年度	76	12.1%

質問 23- (3). (3) 実施予定時期

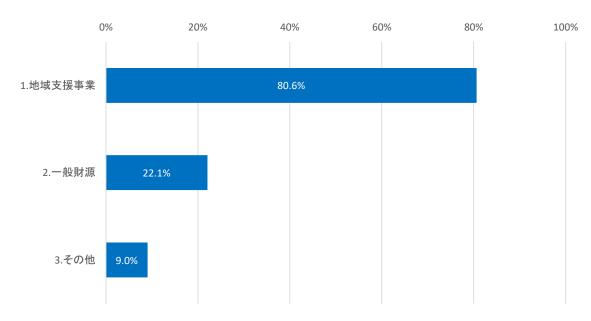
(N = 82)



	回答数	割合
1.平成31年度	55	67.1%
2.平成32年度	11	13.4%
3.平成33年度以降	16	19.5%

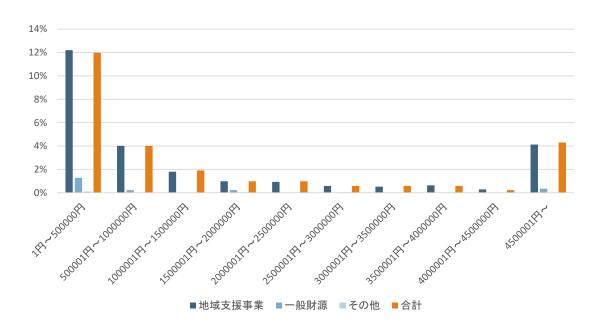
質問 23- (5). (5) 財源

(N =630)

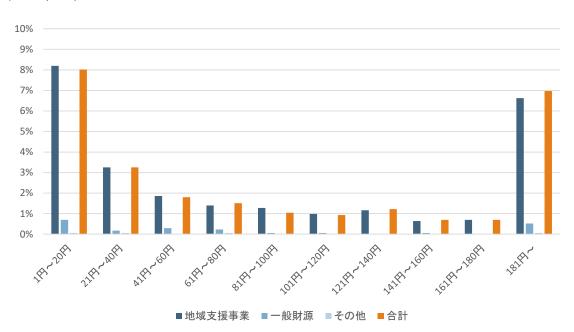


	回答数	割合
1.地域支援事業	508	80.6%
2.一般財源	139	22.1%
3.その他	57	9.0%

質問 23-(6). (6) 動機づけの施策の平成 29 年度の総事業費



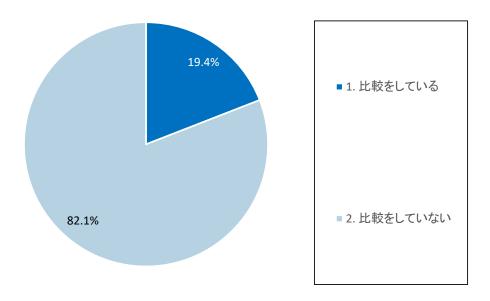
	地域支援事業	一般財源	その他	合計
0円	73.9%	97.9%	99.6%	73.9%
1円~500000円	12.2%	1.3%	0.1%	12.0%
500001円~1000000円	4.0%	0.2%	0.0%	4.0%
1000001円~1500000円	1.8%	0.0%	0.0%	1.9%
1500001円~2000000円	1.0%	0.2%	0.1%	1.0%
2000001円~2500000円	0.9%	0.0%	0.0%	1.0%
2500001円~3000000円	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%
3000001円~3500000円	0.5%	0.0%	0.0%	0.6%
3500001円~4000000円	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%
4000001円~4500000円	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%
4500001円~	4.1%	0.3%	0.0%	4.3%



	地域支援事業	一般財源	その他	合計
0円	73.9%	97.9%	99.6%	73.9%
1円~20円	8.2%	0.7%	0.1%	8.0%
21円~40円	3.3%	0.2%	0.1%	3.3%
41円~60円	1.9%	0.3%	0.0%	1.8%
61円~80円	1.4%	0.2%	0.1%	1.5%
81円~100円	1.3%	0.1%	0.0%	1.0%
101円~120円	1.0%	0.1%	0.0%	0.9%
121円~140円	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%
141円~160円	0.6%	0.1%	0.0%	0.7%
161円~180円	0.7%	0.0%	0.0%	0.7%
181円~	6.6%	0.5%	0.1%	7.0%

質問 23-(7).(7)動機づけ施策の実施前後での効果等の比較の状況

(N =630)



	回答数	割合
1. 比較をしている	122	19.4%
2. 比較をしていない	517	82.1%

参考資料② 悉皆調査票

	平成30年度 者A保健康構進等事業 動性支援事業における介護予防の政制に限するアンケーと期 ※本稿をでは、 平成30年9月1日単点 における責任取刊の介護予防・日常生活支援総合事業に関する取組状況につい 現時点で 質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問15、質問16、質問17、質問18、質問19、質問20、質問21、質問21、質問21、質問21、質問21、質問21、質問21、質問21	、でお伺いします。 、質問9、質問10、質問11、質問1		注1) 複数回答の質問では、空欄は"実施していない等"として集計しますので、ご留意ください。 注2) グレーに変更されたセルには記入不要です。
質問1 未回答	所属する <mark>郵道府県名</mark> をご記入ください。	質問1.回答欄		
質問2	<u>自治体名</u> をご記入ぐださい。 ※例:大阪市、千代田区、足柄下郡籍側町	質問2回答欄		
	(1) 人口起よび(2) 高齢化率をご記入ください。 ※平成30年4月1日時点でお答えください。 (1) 人口 (2) 高齢化率		人) %)	
質問4 未回答	短期集中予防サービス(以下サービスC)についてお尋ねします。 (1) サービスCの取組の有無について、当てはまるものをお答えください。また、実施予定の場合には、(2) 実施予定時期について、当 (1) 取組の有罪 1 実施している 2 実施予定	ばてはまるものをお答えください。 質問4 (1)取組の有無	回答欄 (2) 実施予定時期	
	3. 実施予定体ない 1.訪問整サービスC (2) 実施予定時期 2.通所数サービスC 1. 平成20年度 2. 平成20年度 3. 平成22年度 4. 平成23年度以降			

質問5 (1)サービスCの実施の有無について、当ではまるものをすべてお答えください。また、行っている場合には、それぞれの(2)取組内容について具体的にご記入ください。 実施の有無については該当するセルに1を入力

質問6 <u>(1) サービスCの運営方法および (2) 運営主体</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。複数の運営方法および運営主体がある場合には、2行目以降にご記入ください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。 (1) 運営方法 (1) 運営方法 1.直接実施 (2) 運営主体 2.委託 3.指定事業者 1.訪問型サービスC (2) 運営主体 1.民間事業者 2.医療機関 3.社会福祉法人·公益社団法人 4.社会福祉協議会 5.職能団体 2.通所型サービスC 6.協同組合 7.NPO 8.その他 質問7 <u>サービス0を所養している部署に</u>ついて、最も近いものを一つだけお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。 未回答 1. 保健・医療系部署 質問7.回答欄 2. 福祉·介護系部署 3. 地域包括ケア総合の部署 4. その他

質問8 サービスCの対象者について、基本チェックリストでの選定後、(1)対象者の产らなる放込みの有害をお答えください。 さらなる放込みを行っている場合には、、(2) 放込みの方法について、当てはまるものをすべてお答えください。 その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

(1) 絞込みの有無 1.絞込みを行っている 2.絞込みを行っていない (2) 絞込みの方法 1.基本チェックリストを活用した独自の基準 2.先着順

	質問8.回答欄	
	(1) 絞込みの有無	(2) 絞込みの方法
1.訪問型サービスC		
2.通所型サービスC		
2.週別室リーと入し		

質問9 サービスCの提供に際して、<u>15回してアセスメントを行う者の問題</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

4.担当者の個別判断 5.その他

該当するセルに1を入力			
		質問9).回答欄
		1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
	1.医師		
	2.歯科医師		
	3.薬剤師		
	4.保健師		
	5.看護師·准看護師		
職種	6.自治体職員		
報性	7.ケアマネジャー	-	
	8.理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
	9.社会福祉士		
	10.管理栄養士・栄養士		
	11.歯科衛生士		
	12.その他		

質問10 サービスC終了後の社会参加に向けた利用者本人との目標の設定について、その<mark>方法</mark>として当ては求るものを一つだけお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

1.ガイドライン記載の「興味・関心チェックシート」を使っている 2.独自のマニュアルやシートを使っている

3.担当者が利用者と相談して決めている

質問10.回答欄 1.妨間型サービスC 2.通所型サービスC

質問11 実際に<u>サービスCを提供している専門際について、当てはまるものをすべて</u>お答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご配入ください。 未回答 誘当するセルに1を入力

	質問11.回答欄		
	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC	
1.医師			
2.歯科医師			
3.薬剤師			
4.保健師			
5.看護師·准看護師			
6.理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			
7.管理栄養士・栄養士			
8.歯科衛生士			
9.その他			

質問12 サービスC終了後に、(1)社会参加に遵する取組への連携の有無についてお答えください。また、連携している場合には、(2)その内容について、当てはまるもの。 本記 (1)社会参加に遵する取組への連携の有無 (1)社会参加に適する取組への連携の有無 (1)社会参加に適する取組への連携の有無

1. 連携している 2. 連携していない

(2) サービスC終了後に連携している社会参加に資する取組の内容 1.余暇活動 2.ボランティア活動

3.地域の通いの場 4.通所型サービスB 5.その他

(2)サービスC終了後に連携してい社会参加に資する取組の内容 (1)社会参加に資する取組への連携の有無

質問12.回答欄

質問13 サービスCの把握・評価として、<u>(1) 現状しているもの</u>および<u>(2) 将来予定のもの</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。

未回答 該当するセルに1を入力

		質問13.回	回答欄	
	(1)	現状	(2) 料	宇来
	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC	1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
1.利用者の主観的幸福感				
2.利用者の主観的健康観				
3.利用者の日常生活動作				
4.要介護度				
5.サービスCの利用者数・割合				
6.サービスCの費用額				
7.利用者自身による服薬管理の状況				
8.社会参加の状況				
9.運動機能				
10. 栄養状態				
11. 口腔機能				
12.閉じこもり				
13. 認知機能				
14. うつリスク 15. ADI /IADI				
16. その他				

質問14 平成29年度中のサービスCの実施人数(実人数)をご記入ください。

	質問14.回答欄	
1.訪問型サービスC		(人)
2.通所型サービスC		(人)

質問15 サービスCの実施にあたって、(1<u>)修道房県から受けている支援、(2)修道房県に開待する支援</u>および(<u>3)国に開待する支援</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。 未回答 接当するセルに1を入力

		質問15.回答欄	
	(1) 都道府県から受けている支援	(2) 都道府県に期待する支援	(3) 国に期待する支援
1. 財源の補助			
2. アドバイザーの派遣			
3. 先進事例の共有			
4. 研修等の実施			
5. 特になし			
6. その他			

質問16	サービスCの実施にあたって、連携している関連団体について、当てはまるもの	のをすべてお答えください。その他を選択した場合には	は、具体的な内容をご記入ください
未回答	該当するセルに1を入力		

	質問16.回答欄
1.医師会	
2.歯科医師会	
3.薬剤師会	
4 看曜位会すたけ港げる団体	
5.介護支援専門員協会または準じる団体	
6.理学療法士協会・作業療法士協会・言語聴覚士協会または準じる団	
体	
7.栄養士会または準じる団体	
8.歯科衛生士会または準じる団体	
9.連携している団体は無い	
10.その他	

質問17 サービスCの実施における理題について、当てはまるものをすべてお答えください、また、下記以外の課題につきましても自由解答欄にご記入ください。 未回答 該当するセルに1を入力

-	い。また、「記以外の課題につきよりくり自由所言論にこ記入へたとい。		
		質問17	7.回答欄
		1.訪問型サービスC	2.通所型サービスC
	1.予算・財源の確保ができていない		
	2.専門職や団体との調整が難しい		
	3.対象者の抽出・選定が難しい		
	4.地域ケア会議との連携ができていない		
	5.実施後のサービス提供体制の整備が出来ていない		
	6.代替となるサービスがあるため実施の必要がない		

上記に該当する課題がない場合は、下記の自由回答欄にご記入くださ	ທຸ
	質問17.回答欄
自由回答(訪問型サービスC)	
自由回答(通所型サービスC)	

一般介置予防事業についてお母もします。 要問目8 未回答 本事業を計上しているい場合である。「内容を記憶事業、(イ)介護予防普及研究事業、(ク)地域介置予防活動支援事業、(エ)一般介置予防事業評価事業、(オ)地域リハヒリテーション活動支援事業のそれぞれ平成29年度の総事業費についてお答えください。 本回答 本事業を計上しているい場合でも、の何をご記入たさい。

質問18.回	答欄
事業名	平成29年度の総事業費(円)
(ア)介護予防把握事業	
(イ)介護予防普及啓発事業	
(ウ)地域介護予防活動支援事業	
(工)一般介護予防事業評価事業	
(オ)地域リハビリテーション活動支援事業	

質問19 一般介護予防事業のうち、(1)<u>介護予防管及理金事業の実施の有量</u>および(2)<u>取り組み内部</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。 未回答 ※該当するセルに1を入力

(1) 実施の有無	
1.実施している	
2.実施していない	

				質問19.回答欄		
介護予防普及	啓発事業 1:	介護予防に資する基本的な知識を普及 啓発するためのパンフレット等 の作成・配布	2介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演 会や相談会等の開催	3.介護予防の普及啓発に資する 運動、栄養、口腔等に係る 介護予防教室等の開催	4.介護予防に関する知識又は 情報、各対象者の介護予防事業の実 施の記録等を管理するための 媒体(介護予防手帳等)の配布	5.その他
(1) 実施の	有無					
	1.運動器の機能向上					
	2.栄養改善					
	3.口腔機能の向上					
	4.閉じこもり予防・支援					
(2) 取組内容	5.認知機能の低下予防・支援					
	6.うつ予防・支援					
	7.ADL/IADLの改善					
	8.服薬管理の向上					
	9.その他					

質問20 一般介護予防事業のうち、<u>(1) 地域介護予防活動支援事業の実施の有無</u>および<u>(2) 取り組み内容</u>について、当てはまるものをすべてお答えください。その他を選択した場合には、具体的な内容をご記入ください。 米磁管 ※該管するセルに「も入力

(1) 実施の有無 1.実施している 2.実施していない

				質問20.回答欄		
地域介護予防活動支援	事業	1.介護予防に関するボランティア等の人材 を育成するための研修	2.介護予防に資する多様な地域活動組 織の育成および支援	3.社会参加活動を通じた介護予防に 資する地域活動の実施	4.介護予防に資する取組への参加や ボランティア等へのポイント付与	5.その他
(1) 実施の有無						
	1.運動器の機能向上					
	2.栄養改善					
	3.口腔機能の向上					
	4.閉じこもり予防・支援					
(2) 取組内容	5.認知機能の低下予防・支援					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	6.うつ予防・支援					
	7.ADL/IADLの改善					
	8.服薬管理の向上					
	9.その他					

質問21 通いの場の支援をしていない場合には、<u>その理由</u>をお答えください。(支援している場合には、「支援している」とご記入ください。)

8	
	質問21回答欄

質問22 通いの場において、(1)高<mark>能者の保護事業と介護予防の連携の有無について</mark>お答えください。実施している場合には、具体的な内容をご記入ください。また、実施予定の場合には、(2)実施予定時間についてもお答えください。

未回答 (1) 高齢者の保健事業と介護予防の連携の有無

1.実施している 2.実施予定 3.実施予定はない

質問22.回答欄	
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の連携の有無	(2) 実施予定時期

(2) 実施予定時期 1.平成30年度 3.平成32年度 4.平成33年度以降 質問23 介護予防事業への参加度進のために、(1)動権づけの施装の実施の有無についてお答えください。実施している場合には、その(2)実施開始時間、実施を予定している場合には、(4)事権でける場合には、(4)動権でける場合には、(4)動権でける施装の内容。(5)計算。(6)動権でける施装の円度(2)年度の股事業費および(7)効果比較の実施状況についても、あわせてお答えください。 本人ださい。 本日本 第2024年については、開答のはか、動機づけの施策について詳細がわかる受賞を素明してください。 質問23.回答欄 (1) 動機づけの施策の実施の有無 1.実施している (1) 動機づけの施策の実施の有無 (2) 実施開始時期 (3) 実施予定時期 (4) 動機づけの施策の内容 2.実施予定 3.実施予定はない (2) 実施開始時期 1.平成26年度以前 質問23.回答欄 (6)動機づけの施策の平成29年度の総 2.平成27年度 (5) 財源 (7) 効果比較の実施状況 事業費(円) 3.平成28年度 4.平成29年度 5.平成30年度 (3) 実施予定時期 注)2行目は複数の財源から予算充当している場合に記入 1.平成31年度 2.平成32年度 3.平成33年度以降 (4) 動機づけの施策の内容(詳細がわかる資料を添付してください。) (自由回答) 右上回答欄に記載のこと (5) 財源 1.地域支援事業 2.一般財源 3.その他 (6) 動機づけの施策の平成29年度の総事業費 ※単位:円 (7) 動機づけ施策の実施前後での<u>効果等の比較</u>の状況 1. 比較をしている 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。 連絡先 つきましては、ご回答いただいた代表者の方のお名前・ご所属</u>をお答えください。

属性回答欄

Mail(必須)

担当者2

現時点で 質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問9、質問10、質問11、質問12、質問13、質問14、質問15、質問15、質問16、質問17、質問18、質問19、質問20、質問21、質問22、運輸先が未回答です。

TEL(必須)

担当者1

1.所属部署(必須) 2.連絡先(必須)

3.回答者氏名(必須)

未回答

平成30年度 老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)

地域支援事業における介護予防の取組に関する調査研究事業

報告書

平成 31 年 3 月

株式会社野村総合研究所

〒100-0005 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

TEL: 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード:7103093]